

ご契約のしおり・約款

- ☐ 普通養老保険 特別養老保険
- ☐ 学資保険 育英年金付学資保険
- ☐ 普通終身保険 特別終身保険 介護保険金付終身保険
- ☐ 普通定期保険



ご契約のしおり・約款

目次

ご契約のしおり

「ご契約のしおり」は契約内容について、ぜひ知っておいていただきたい重要なことがらを説明しております。

☆ ご利用目的別目次	6
☆ 主な保険用語のご説明	8
☆ この冊子に記載している保険種類と契約種類	10
☆ お願いとお知らせ	12
☆ お手続きやご契約に関するお問い合わせ	280

基本契約

第1 保険種類の特長と仕組み	26
1 養老保険 (普通養老保険、特別養老保険)	26
2 学資保険	27
3 育英年金付学資保険	28
4 終身保険(普通終身保険、特別終身保険、 介護保険金付終身保険)	29
5 普通定期保険	31
第2 保険料のお払込み	32
1 保険料のお払込方法(経路)	32
2 保険料の前納払込み	33
3 保険料の払込猶予期間と ご契約の失効	33
4 ご契約の復活	34
5 保険料のお払込みが困難な場合の ご契約の継続方法	34
6 保険料のお払込みの免除	34
第3 保険契約者の変更	36
第4 ご契約の変更	37
1 保険種類別の変更内容	37
2 保険金額の増額変更	38
3 保険期間または保険料払込 期間の延長	39
第5 年齢または性別の誤りの処理	39
第6 ご契約の解約と返戻金のお支払い	40
1 ご契約の解約	40
2 返戻金のお支払い	40

第7 保険契約者に対する貸付け	41
1 契約者貸付けについて	41
2 貸付けのご請求に必要な書類など	41
3 貸付金の弁済	41
4 貸付期間経過後のお取扱い	42
第8 契約者配当金のお支払い	42
第9 その他	43
第10 身体障がいなど	45
1 身体障がいの状態	45
2 不慮の事故	46
3 当社所定の感染症	47
4 特定要介護状態	48
5 薬物依存	48

特約

第1 基本契約ごとに付加することができる特約の種類	50
第2 各特約の保障内容	51
1 災害特約の保障内容	51
2 介護特約の保障内容	52
3 無配当傷害入院特約の保障内容	53
4 無配当疾病傷害入院特約の 保障内容	55
第3 各特約に共通の事項	58
1 特約の保険期間	58
2 特約保険料のお払込み	58
3 特約の失効	58
4 特約の復活	59
5 特約保険料のお払込みの免除	59

第4	特約の変更	60
1	基本契約の変更に伴う 特約の変更	60
2	特約保険金額の増額・減額変更	60
3	特約の種類の変更	60
4	特約の中途付加	61
5	無配当入院特約の中途付加と同時に (有配当)入院特約を解約する場合の 特則	61
第5	年齢または性別の誤りの処理	62
第6	特約の解約と返戻金のお支払い	62
1	特約の解約	62
2	特約返戻金のお支払い	63
第7	特約契約者配当金のお支払い	63
第8	身体障がい等級表	64
第9	身体の部位の名称	66

保険金などのお支払い

第1	お支払いする保険金など	70
1	基本契約に関してお支払い する保険金	70
2	特約に関してお支払いする特約保険金	72
3	保険金の倍額支払(基本契約)	73
4	重度障がいによる死亡保険金の お支払い(基本契約)	73
5	保険金を減額してお支払い するとき	74
6	特約保険金のお支払いの限度	74

7	保険金などをお支払い できないとき	74
8	保険金などをお支払いできる事例と お支払いできない事例	77

第2	保険金の受取人および保険金の 受取方法	80
1	保険金受取人の指定または変更	80
2	保険金受取人が指定されていない 場合の保険金受取人	80
3	特約保険金受取人	81
4	指定代理請求制度	81
5	保険金などの受取方法	83
6	保険金(特約保険金)のご請求に 必要な書類など	83

各保険種類に固有な事項

◎	養老保険(普通養老保険、特別養老 保険)	86
◎	学資保険	88
◎	育英年金付学資保険	90
◎	終身保険(普通終身保険、特別終身保険、 介護保険金付終身保険)	94
◎	普通定期保険	97

そ の 他

第1	返戻金額例	100
第2	税金	115
第3	保険金受取人の一覧表など	118

約款

「ご契約のしおり」と併せてお読みいただき、ご契約内容を正確にご理解いただきますようお願いいたします。

保険種類ごとの約款

●	養老保険普通保険約款	120
●	学資保険普通保険約款	134
●	終身保険普通保険約款	150
●	介護保険金付終身保険 普通保険約款	164
●	普通定期保険普通保険約款	178

特約種類ごとの約款

●	災害特約条項	190
●	介護特約条項	207
●	無配当傷害入院特約条項	222
●	無配当疾病傷害入院特約条項	238

お取扱いに関する約款

●	口座払込みに関する特則条項	256
●	契約変更に関する特則条項	257
●	団体払込みに関する特則条項	266
●	指定代理請求特則条項	269

ご利用目的別目次

ご契約について次のようなことがあった場合や、契約内容について確認が必要な場合には、該当するページをご覧ください。

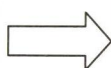
保険用語の意味について知りたい



主な保険用語のご説明

P 8

加入できる保険金の限度額について知りたい



保険金の加入限度額

P12

お申込みを撤回したい



ご契約のお申込みの撤回
(クーリング・オフ制度)

P14

告知義務について知りたい



被保険者の健康状態などの告知

P13

いつから保障が開始するのか知りたい



ご契約の責任開始時 P16
ご契約の復活(復活の責任開始時) P34

この保険の特長や付加できる特約について知りたい



保険種類の特長と仕組み P26
基本契約ごとに付加することができる特約の種類 P50

保険金がもらえるのはどのようなときか知りたい



お支払いする保険金など P70

保険料の払込免除について知りたい



保険料のお払込みの免除 P34
特約保険料のお払込みの免除 P59

保険金の請求には何を用意すればよいのか知りたい



保険金(特約保険金)のご請求に必要な書類など P83

保険金はだれが請求できるのか知りたい



保険金の受取人および保険金の受取方法 P80

転居した場合の手続きについて知りたい



その他
(当社からのお願いとお知らせ) P24

保険料の払込方法を変更したい	⇒	保険料のお払込方法（経路） P32
保険料の払込猶予期間と失効について知りたい（契約が失効してしまった）	⇒	保険料の払込猶予期間とご契約の失効 P33 ご契約の復活 P34
保険料の払込みが困難な場合の継続方法について知りたい	⇒	保険料のお払込みが困難な場合のご契約の継続方法 P34
契約の保障内容を見直したい	⇒	ご契約の変更 P37 特約の変更 P60
保険契約者を変更したい	⇒	保険契約者の変更 P36
貸付金を弁済するのが難しい	⇒	貸付金の弁済 P41
保険証券を紛失してしまった	⇒	その他 P43
生命保険料控除や、保険金にかかわる税金について知りたい	⇒	税金 P115
契約者配当金がいつもらえるのか知りたい	⇒	契約者配当金のお支払い P42 特約契約者配当金のお支払い P63

主な保険用語のご説明

この冊子をお読みいただく上でご参考になる「主な保険用語のご説明」

力

加入年齢

- 保険契約者（学資保険および育英年金付学資保険の場合に限ります。）または被保険者のご加入時の年齢のことであり、出生の月から契約日の属する月まで月をもって計算し、1年未満の端数については6か月以下は切り捨て、6か月を超えるものは切り上げます。

（例）6歳7か月の被保険者の加入年齢は7歳となります。
ただし、学資保険および育英年金付学資保険の被保険者の加入年齢については、出生の日の直前の4月2日（4月2日に出生された場合はその日）に出生されたものとして計算し1年未満の端数は切り捨てます。平成18年2月28日に出生された場合は平成17年4月2日に出生されたものとして計算します。

キ

基本契約と特約

- 保険契約のベースとなる部分を基本契約といい、特約は基本契約の保障内容をさらに充実させるためや、基本契約と異なる特別なお約束をする目的で基本契約に付加するものです。
なお、特約のみでは契約はできません。

ケ

契約応当日

- ご契約後の保険期間中に迎える毎年または毎月の契約日に応当する日（その月にその応当日がない場合には、その月の翌月の1日）をいいます。

契約者配当金

- 決算に基づき、ご契約ごとに割り当てられる、または割り当てられたお金をいいます。

契約日

- 通常は責任開始の日をいい、保険期間などの計算の基準日となります。ただし、保険料のお払込方法（経路）によっては契約日と責任開始の日が異なる場合があります。

コ

告知義務と告知義務違反

- 被保険者または保険契約者は、お申込みに際して、当社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項に回答することにより、ご自身の健康状態などを正しく告知していただく義務があり、これを「告知義務」といいます。もし、事実を告知されなかったり、真実でないことを告知された場合には、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。

シ

失効

- 保険料払込猶予期間（払込時期経過後ただちに保険契約の効力を失わせることなく、保険料の払込みを猶予する期間のことをいいます。）内に保険料のお払込みがないことにより、ご契約の効力が失われることをいいます。

セ

責任開始時
責任開始の日

- 申し込まれた契約の保障が開始される時期を「責任開始時」といい、その責任開始時の属する日を「責任開始の日」といいます。

責任準備金

- 将来の保険金などをお支払いするために、保険契約者が払い込む保険料の中から積み立てられるお金をいいます。

タ	第1回保険料相当額	●ご契約のお申込みの際にお払込みいただくお金をいい、ご契約が成立した場合には、第1回保険料に充当されます（保険料充当金ともいいます。）。
ハ	払込時期	●毎回の払込保険料をお払込みいただく期間をいい、月ごとの契約応当日（契約応当日がない場合は、その月の末日とします。）の属する月の1日から末日までをいいます。
ヒ	被保険者	●その人の生死などが保険の対象とされる方です（その方の生存や死亡などに関して保険金が支払われます。）。また、特約では、その方の疾病や傷害による入院などに関して保険金が支払われます。
ヘ	返戻金	●ご契約を解約された場合などに、保険契約者にお支払いするお金のことをいいます。ご契約後短期間の場合や普通定期保険などの場合は返戻金がない場合やごく少ない金額となる場合があります。
ホ	保険金	●被保険者が所定の事由に該当したときまたは被保険者のお身体が特定の状態に該当し、一定期間継続したときに、お支払いするお金のことをいいます。
	保険金受取人	●保険金の支払事由が発生した場合、保険金を受け取る方をいいます。
	保険金の支払事由 （保険事故）	●保険期間中における被保険者の死亡、保険期間中における被保険者の一定期間の生存、保険期間の満了などの保険金が支払われることとなる事由（事故）をいいます。
	保険契約者	●当社と保険契約を結び、保険契約上の権利（例えば、契約の変更などの請求権）および義務（例えば、保険料支払義務）を有する方をいいます。
	保険証券	●ご契約の保険金額や保険期間など契約内容を具体的に記載したものです。今後、保険金などをお受け取りになる際などに必要となりますので、大切に保管してください。
	保険料	●ご契約に基づき基本契約に係る保険金および特約保険金をお支払いすることの対価として、保険契約者にお支払いいただくお金をいいます。
ヤ	約款	●ご契約の締結からご契約の消滅までの取り決め（契約内容）を規定したものをいいます。

この冊子に記載している保険種類と契約種類

この冊子では、次のページの保険種類について記載しています。

この冊子では、例えば、「養老保険」と記載しているところは、「普通養老保険」および「特別養老保険」のすべてを表しており、「終身保険」と記載しているところは、「普通終身保険」、「特別終身保険」および「介護保険金付終身保険」のすべてを表しています。

また、「定額型終身保険」と記載しているところは、60歳払込済、65歳払込済、70歳払込済および75歳払込済定額型終身保険の各契約種類を、「2倍型終身保険」と記載しているところは、60歳払込済、65歳払込済および70歳払込済2倍型終身保険の各契約種類を、「5倍型終身保険」と記載しているところは、60歳払込済および65歳払込済5倍型終身保険の各契約種類を表し、「普通終身保険」と記載しているところは、「定額型終身保険」、「2倍型終身保険」および「5倍型終身保険」のすべてを表しています。

なお、契約種類は、保険証券に記載していませんが、保険証券の保険種類欄、保険期間満了年齢欄、保険期間欄、保険料払込期間の終期の欄、保険料払込済年齢欄などの記載内容を組み合わせたものです。例えば、保険証券の保険種類欄が「普通終身保険（定額型）」、保険料払込済年齢欄が「60歳」と記載されていれば、その保険の契約種類は「60歳払込済定額型終身保険」となり、保険証券の保険種類欄が「普通養老保険（40歳満期）」、保険期間満了年齢欄が「40歳」と記載されていれば、その保険の契約種類は「全期間払込40歳満期養老保険」となります。ご加入いただいた保険の契約種類をお確かめください。

保険種類	契約種類		愛称
普通養老保険	全期間払込	10歳満期 ～85歳満期	養老保険……………新フリープラン（注）
特別養老保険	全期間払込	25歳満期 ～75歳満期	2倍型特別養老保険…新フリープラン（注） （2倍保障型）
		25歳満期 ～70歳満期	5倍型特別養老保険…新フリープラン（注） （5倍保障型）
		25歳満期 ～65歳満期	10倍型特別養老保険…新フリープラン（注） （10倍保障型）
学資保険	全期間払込 18歳払込済	15歳満期 18歳満期 生存保険金付18歳満期 生存保険金付22歳満期	学資保険…新学資保険
育英年金付学資保険	全期間払込 18歳払込済	15歳満期 18歳満期 生存保険金付18歳満期 生存保険金付22歳満期	育英年金付学資保険 ……………新育英学資
普通終身保険	60歳払込済 65歳払込済 70歳払込済 75歳払込済	定額型終身保険	新ながいきくん （定額型）
			2倍型終身保険……………新ながいきくん （ばらんす型2倍）
			5倍型終身保険……………新ながいきくん （ばらんす型5倍）
特別終身保険	60歳払込済 65歳払込済 70歳払込済 75歳払込済	特別終身保険	新ながいきくん （おたのしみ型）
介護保険金付終身保険	60歳払込済 65歳払込済 70歳払込済 75歳払込済	介護保険金付終身保険	新シルバー保険
普通定期保険	全期間払込	10年定期保険	新普通定期保険

（注）新フリープラン（愛称）は、保険期間の満了年齢を1歳きざみで設定することができます。

お願いとお知らせ

1 当社の業務委託

当社は、保険契約の募集業務、保険料の収納業務、保険金の支払請求の受付などの業務の一部をグループ会社の1つである「郵便局株式会社」に委託しています。

2 保険金の加入限度額

当社の保険契約については、法律および政令により、被保険者1人について加入できる保険金額の限度（加入限度額）が定められています。

このため、この加入限度額を超えたお申込みがあった場合は、そのお申込みをお断りすることとなります。

(1) 基本契約の加入限度額

○被保険者が満15歳以下のとき・・・700万円

○被保険者が満16歳以上のとき・・・1,000万円（被保険者が満55歳以上の場合の特別養老保険の保険金額は、ご加入されている普通定期保険と合わせて800万円）

ただし、被保険者が満20歳以上55歳以下の場合は、一定の条件（契約日から起算して4年以上経過したご契約がある場合など）の下に、累計で1,300万円までご加入になれます。

(2) 特約の加入限度額

○災害特約および介護特約・・・合わせて1,000万円

○傷害入院特約、疾病入院特約、疾病傷害入院特約、無配当傷害入院特約および無配当疾病傷害入院特約・・・災害特約および介護特約とは別に、合わせて1,000万円

この場合の被保険者の年齢は、加入年齢の計算による年齢とは異なり、満年齢で計算します。

ご 注 意

○ご契約または特約の締結後に加入限度額の超過が判明した場合には、ご契約または特約を解除することがあります。この場合には、保険金などのお支払いを行うことができず、または保険料のお払込みの免除ができませんので、お客さまに不利益となります。

○被保険者が簡易生命保険契約（独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が日本郵政公社から承継した簡易生命保険の保険契約のことをいいます。なお、当社が引き受ける生命保険の契約は、簡易生命保険契約とは異なります。）にご加入されている場合には、当社の生命保険に加入できる保険金額は上記の金額から簡易生命保険契約の保険金額を差し引いた額となります。

3 被保険者の健康状態などの告知

【健康状態などの告知にあたってご留意いただきたい事項】

当社は、お客さまから正しい告知をいただくために、告知を受領する際にお客さまに特にご留意いただきたい事項を、ご契約に関する注意事項（注意喚起情報）、質問表（告知書）などに記載しています。

保険契約のお申込みにおいて健康状態などを告知していただく場合には、次の点にご留意ください。

(1) 告知をしていただく義務について

被保険者（学資保険または育英年金付学資保険の場合は保険契約者を含みます。）には健康状態などについて告知をしていただく義務があります。

○生命保険は多数の人々が保険料を出しあって相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人が加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名、治療期間など）、現在の健康状態、身体の障がいの状態などについて書面（質問表（告知書））でお尋ねすることについて、事実をありのままに正しくご記入（告知）ください。

○当社の商品を取り扱う生命保険募集人には告知受領権がなく、生命保険募集人に対し、口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんのでご注意ください。

(2) 告知義務違反について

告知していただく内容は、質問表（告知書）に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、その事実を告知されなかったり、真実と違うことを告知された場合、原則として責任開始の日（復活の責任開始の日を含みます。（2）において同じ）から起算して2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。

この場合には、原則として保険金などのお支払いを行うことができませんので、お客さまに不利益となります。

なお、当社が解除の原因を知った日から1か月間契約の解除を行わないときは、当社はご契約を解除することはできません。

○責任開始の日から起算して2年を経過していても、保険金の支払事由などが2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。

○ご契約または特約を解除した場合には、たとえ保険金などの支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできませんし、保険料のお払込みを免除する事由が発生していてもお払込みを免除することはできません（ただし、保険金などをお支払いする事由または保険料のお払込みを免除する事由について、解除の原因となった事実によらない場合には、保険金などをお支払いし、または保険料のお払込みを免除します。）。この場合には、解除の際にお支払いする返戻金があれば保険契約者にお支払いします。

○当社は、既に保険金などをお支払いした場合には、その保険金などの返還を請求し、既に保険料のお払込みを免除した場合にはそのお払込みの免除を取り消し、お払込みいただくべき保険料のお払込みを請求することができます。

上記のご契約または特約を解除する場合以外にも、ご契約または特約の締結状況などにより、ご契約または特約を無効とし、保険金などをお支払いできないことがあります。

○例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症、現在症などについて故意に告知をされなかった場合」など、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による無効を理由として、保険金などをお支払いできないことがあります。この場合、責任開始の日からの年数は問いません（告知義務違反による解除の対象

外となる2年経過後にも無効となることがあります。）。また、既にお払込みいただいた保険料はお返ししません。

- (3) 傷病歴などがある方でもお引受けできる場合があります。

当社では、保険契約者間の公平性を保つため、保険金のお支払いの発生率に応じたお引受けを行っております。傷病歴などを告知された場合、ご契約または特約をお断りすることもあります。告知された傷病歴などの内容によっては、お引受けできる場合もあります（当社では、慢性疾患に罹患した方などを対象とした「特定養老保険」を販売しています。）。

- (4) 傷病歴などを告知された場合は、当社の支店または郵便局（郵便局株式会社）の担当者から、ご契約のお申込み後に告知内容についてご確認させていただく場合があります。

- (5) 無配当疾病傷害入院特約の中途付加と同時に（有配当）疾病傷害入院特約を解約する場合の特則（告知に関するもの）

平成19年10月1日から平成20年7月1日までの間を契約日（責任開始の日）とする（有配当）疾病傷害入院特約が付加されている一定の基本契約において、一定の条件（61ページをご覧ください。）のもとに、この（有配当）疾病傷害入院特約を解約すると同時に、無配当疾病傷害入院特約の付加をお申込みする場合の告知の取扱いは、次のとおりとなります。

○中途付加のお申込みが解約する（有配当）疾病傷害入院特約の責任開始の日から起算して、2年を経過するまでの間になされたときは、無配当疾病傷害入院特約に関する告知は不要となります。

○なお、解約前の（有配当）疾病傷害入院特約の締結時などの告知内容については、無配当疾病傷害入院特約が引き継ぐこととなり、前記（2）の「告知義務違反」により、無配当疾病傷害入院特約を解除することがあります。

4 被保険者の同意など

当社の保険契約のお申込みには、被保険者の同意が必要です。被保険者の同意がない場合には、お申込みいただいたご契約または特約は無効となります。

また、被保険者または保険契約者（学資保険または育英年金付学資保険の場合に限ります。）の正当な加入年齢がご契約に加入できる年齢の範囲外である場合にも、ご契約または特約は無効となります。

5 ご契約のお申込みの撤回（クーリング・オフ制度）

お申込者（契約締結後は保険契約者）は、「保険契約の申込日」または「第1回保険料（第1回保険料相当額）の領収証の受領日」のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面（※）によるお申し出により、ご契約のお申込みを撤回（契約締結後は解除）することができます（特約を付加された場合は、特約も同時に撤回（または解除）していただくことが必要です。）。この場合には、お払込みいただいた金額をお返しします。

ご契約のお申込みを撤回される場合には、撤回をされる方が正当な権利者（申込者または保険契約者）であることを証明できる書類（健康保険被保険者証、運転免許証など（原本））をご持参の上、次の事項を記載し、記名押印した書面を前記の期間内に当社の支店または郵便局（郵便局株式会社）にご提出、または郵送してください（郵送の場合は、8日以内の消印有効）。

（※）お申込みを撤回する際の書面には、以下の内容をご記入ください。

○お申込みを撤回する旨、申込撤回年月日、保険契約のお申込みの年月日、保険種類、保険金額、保険料額、申込者の住所および氏名、被保険者の氏名、保険証券の記号番号（保

険証券を受け取られている場合に限りです。この場合、保険証券もご持参ください。）

ご 注 意

- クレジットカードやデビットカードで第1回保険料（第1回保険料相当額）をお払込みの場合は、当社端末機でお手続きいただいた時が第1回保険料（第1回保険料相当額）を受け取った時となります。この際、領収証の代わりにクーリング・オフ制度について記載した当社所定の用紙をお渡しします。
- お申込みの撤回などされた後、行き違いで保険証券が到着した場合は、大変お手数ですが、当社の支店または郵便局（郵便局株式会社）にお渡しいただきますようお願いいたします。
- お申込みの撤回などの書面を当社の支店または郵便局（郵便局株式会社）に提出した時または発信した時に、保険金などのお支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回などの効力は生じません。ただし、お申込みの撤回などの書面を提出した時または発信した時に、お申込者などが保険金などのお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。
- ご契約または特約の復活の場合は、クーリング・オフの対象外となります。
- 生命保険契約は長期にわたる契約ですから、ご契約に際しては十分ご検討くださいますようお願いいたします。

6 生命保険募集人

(1) 保険契約締結の「媒介」と「代理」について

生命保険募集人が行う保険募集には、保険契約の締結の「媒介」と「代理」の2種類があります。

ア 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約が成立します。

イ 生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込みに対して承諾をすれば保険契約は成立します。

(2) 当社の商品を取り扱う生命保険募集人について

当社の商品を取り扱う生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権や告知の受領権はありません。

したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して当社が承諾したときに成立します。また、保険契約の成立後に契約内容の変更などをされる場合にも、原則として当社の承諾が必要となります。

【当社の承諾が必要な契約内容の変更などの例】

- 基本契約または特約の復活
- 特約の中途付加
- 保険金額または災害特約保険金額の増額 など

7 本人確認のお願い

当社の生命保険契約に関する一定のお取扱い（次の(1)に掲げるお取扱い）をする場合には、「犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）」に基づき、保険契約者などのご本人であることを証明する書類の提示を受け、ご本人であることを確認し、本人確認記録を作成させていただくこととなります。

なお、ご本人であることが確認できない場合には、お手続きをお取扱いできません。

(1) 当社の生命保険の本人確認が必要な手続き

当社は、次のお取扱いを行う場合、ご本人であることをご確認させていただきます。

ア 次に掲げる保険契約の「新規申込み」、「満期保険金、年金または返戻金のお支払い」および「保険契約者の変更（新しく保険契約者になれる方についてご本人であることの証明書類の提示が必要です。）」

○満期保険金を支払う旨が定められている保険契約のうち、満期保険金額が保険料払込総額の80%以上となる保険契約

○終身保険契約のうち、保険料を全期間分前納払込みするもの

○年金保険契約（特約を付加された場合に一部対象外となります。）

イ 一度に金額が200万円を超える現金または小切手によるお取扱い（保険料のお払込み、満期保険金、生存保険金、死亡保険金、年金、返戻金または貸付金のお支払い、貸付金の弁済など）

(2) 証明書類

提示していただく証明書類としては、次の書類（いずれも氏名、住所および生年月日が記載されているものに限りします。）がございます。

なお、代理人の方などご本人以外の方がお手続きをされる場合には、保険契約者などご本人についての証明書類のほか、代理人についての証明書類も提示していただくこととなりますので、ご注意ください。

○運転免許証

○国民年金手帳、身体障がい者手帳など

○旅券（パスポート）

○国民健康保険被保険者証、船員保険被保険者証など

8 ご契約の責任開始時

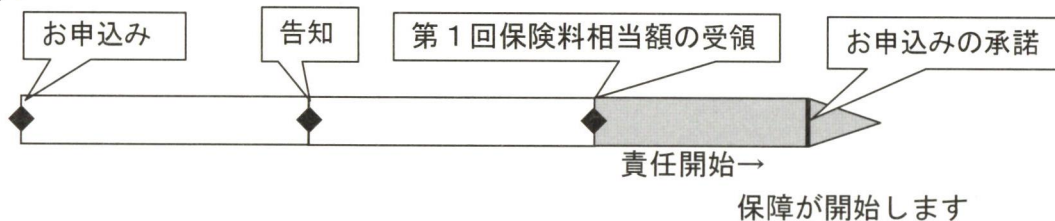
ご契約のお申込みを承諾させていただくかどうかについては、お申込みいただいた後、加入限度額、健康状態などに関する被保険者からの告知内容（学資保険または育英年金付学資保険の場合は保険契約者を含みます。）などを考慮して判断させていただきます。

ご契約のお申込みを当社が承諾した場合には、第1回保険料（第1回保険料相当額）のお払込みおよび告知がともに完了したときから、当社はご契約上の責任を負います。

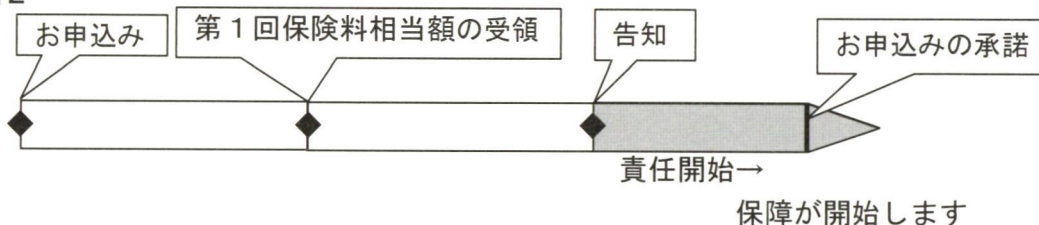
お申込みの承諾の通知に代えて後日に保険証券をお届けします。

責任開始時の例（当社の承諾前にお払込みがあったとき）

事例1



事例2



※クレジットカードやデビットカードで第1回保険料（第1回保険料相当額）をお払いの場合は、当社端末機でお手続きいただいた時が第1回保険料（第1回保険料相当額）を受け取った時となります。

ご 注 意

- 第1回保険料（第1回保険料相当額）を当社の担当者に現金にてお支払いいただく際には、当社所定の領収証（当社の社名が印刷されたもの）を必ずお受け取りください。
- 第1回保険料（第1回保険料相当額）をクレジットカードやデビットカードでお支払いいただく場合、お手続きの際にお渡しする当社所定の用紙を大切に保管ください。
- 基本契約と特約を同時にお申し込みいただいた場合、健康状態などに関する告知内容などにより、基本契約のみを当社が承諾し、特約についてはお申し込みを承諾できないことがあります。

9

現在のご契約の「解約・減額を前提とした新たなご契約のお申し込み」をご検討のお客さまは、不利益になる事項もありますのでご注意ください

現在のご契約を解約またはその保険金額を減額し、新たな保険契約のお申し込みをご検討されているお客さまは、次の点にご注意ください。

- 現在のご契約を解約、減額された場合にお支払いする返戻金の額は、多くの場合、お支払いいただいた保険料の合計額より少ない金額となります。特にご加入後短期間の場合は、返戻金額が全くない場合やごく少ない金額となる場合があります。
- 新たな保険契約のお申し込みをされるときは、一般のご契約と同様に告知義務があります。新たなご契約の責任開始の日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。また、詐欺によるご契約の無効の規定などについても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為などが適用の対象となります。
よって、告知が必要な傷病歴などがある場合は、健康状態などにより新たなご契約のお引受けができないことや、その告知をされなかったために、上記のとおり新たなご契約が解除または無効となることもあります。
- 保険料の基礎となる予定利率などは、現在のご契約と新たなご契約とで異なることがあります。例えば、新たなご契約の予定利率が現在の予定利率より低い場合、基本契約などの保険料が高くなる場合があります。

10 当社からのご契約内容などの確認について

当社の担当者（または当社が委託した担当者）が、ご契約のお申込み後、またはご契約締結後の保険金などのご請求の際に、お申込み内容やご請求内容について事実確認をさせていただく場合があります。確認の際にはご協力くださるようお願いいたします。

11 個人情報保護に関する基本方針（プライバシーポリシー）

当社は、お客さまに対して満足度の高いサービスを提供していく上で個人情報の適切な保護とお取扱いが重要なテーマであると認識し、個人情報保護に関する基本方針（プライバシーポリシー）を定め、これを実行いたします。

(1) 法令などの遵守

当社は、個人情報を取り扱う際に、個人情報保護に係る諸法令、国が定める指針およびプライバシーポリシーで定めた事項（以下この項目で「法令など」といいます。）を遵守いたします。

(2) 個人情報の利用目的

当社は、個人情報について、その利用目的を特定するとともに、利用目的の達成に必要な範囲で取り扱います。

なお、当社における個人情報の利用目的は、以下のとおりです。

ア 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い

イ 関連会社・提携会社などを含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理

ウ 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実

エ その他保険に関連・付随する業務

※ これらの利用目的は、当社ホームページに掲載されているほか、ご本人から直接書面などにより情報を取得する場合に明示しています。

(3) 個人情報の取得

当社は、前項で特定した利用目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により個人情報を取得いたします。

(4) 個人情報の安全管理措置

当社は、生命保険業を営む上で保健医療に関する情報などを含む個人情報を取得および利用することを十分に認識し、取り扱う個人情報を正確かつ最新の状態で保管および管理するよう努めるとともに、個人情報の漏えい、滅失またはき損などを防止するため、適切な安全管理措置を講じます。また、従業者や委託先について、適切に監督いたします。

(5) 個人情報の外部への提供

当社は、法令などで定める場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者へ提供することはありません。

また、当社は、お客さまの個人情報を共同利用させていただく場合には、法令などで定める必要事項をあらかじめご通知、または公表させていただいた上で実施いたします。

(6) 開示請求などの手続

当社は、法令などで定める保有個人データに関する利用目的の通知、開示、訂正または利用停止などのご請求があった場合には、誠実な対応に努めます。

(7) お問い合わせ窓口

当社は、前項のお客さまの保有個人データに関するご請求その他個人情報の取扱いに関するご意見、ご要望およびお問い合わせについて下記窓口にて承ります。

(8) 継続的な改善

当社は、情報技術の発展や社会的要請の変化を踏まえて、個人情報保護のための管理体制および取組みについて継続的に見直し、その改善に努めます。

◆ お問い合わせ先

- ・お客さま相談窓口（かんぽコールセンター）

電話番号：0120-552950

受付時間：平日 9：00から21：00

土日休日 9：00から17：00（1月1日から3日を除きます。）

- ・開示請求などに関する問い合わせ先

電話番号：03-3504-4584

受付時間：平日 10：00から17：00

12

「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づく、各生命保険会社などとの保険契約などに関する情報の共同利用

（平成20年12月現在）

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院保険金などのお支払いが正しく確実に行われるよう「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約などについての所定の情報を特定の者と共同して利用します。

(1) 契約内容登録制度・契約内容照会制度

お客さまのご契約内容が登録されることがあります。

当社は、社団法人生命保険協会、社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下この項で「各生命保険会社など」といいます。）とともに、保険契約、共済契約もしくは特約付加（以下この項で「保険契約など」といいます。）のお引受けの判断または保険金、給付金もしくは共済金など（以下この項で「保険金など」といいます。）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）に基づき、当社の保険契約などに関する下記の登録事項を共同して利用しております。

保険契約などのお申込みがあった場合、当社は、社団法人生命保険協会に、保険契約などに関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約などをお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約などのお申込みがあった場合または保険金などのご請求があった場合、社団法人生命保険協会から各生命保険会社などに提供され、各生命保険会社などにおいて、保険契約などのお引受けまたはこれらの保険金などのお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日から5年間とします。

各生命保険会社などはこの制度により知り得た内容を、保険契約などのお引受けおよびこれらの保険金などのお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。また、各生命保険会社などは、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の保険契約などに関する登録事項については、当社が管理責任を負います。保険契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取り扱われている場合、当社の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。

【登録事項】

- ア 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- イ 死亡保険金の金額
- ウ 入院保険金の種類および日額
- エ 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- オ 当会社名

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込みの状態に関して相互に照会することがあります。

上記登録事項において、保険契約者、被保険者、死亡保険金、入院給付金、会社とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、共済契約者、被共済者、死亡共済金、入院共済金、団体と読み替えます。

(2) 支払査定時照会制度

保険金などのご請求に際し、お客さまの契約内容を照会させていただくことがあります。

平成19年10月1日から、当社は、社団法人生命保険協会、社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下この項で「各生命保険会社など」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約など（以下「保険契約など」といいます。）の解除もしくは無効の判断（以下「お支払いなどの判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社などの保有する保険契約などに関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金、年金または給付金（以下「保険金など」といいます。）のご請求があった場合や、これらについての保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社などに照会を行い、他の各生命保険会社などから情報の提供を受け、また、他の各生命保険会社などからの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求についての傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社などに提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社などによるお支払いなどの判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社などにおいて、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されません。各生命保険会社などは「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または死亡保険金などの受取人は、当社の定める手続に従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取り扱われている場合、当社の定める手続に従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

ア 被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）

イ 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日および対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしします。）

ウ 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金など受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込みの状態に関して相互に照会することがあります。

上記登録事項において、保険契約者、被保険者、死亡保険金、入院給付金、会社とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、共済契約者、被共済者、死亡共済金、入院共済金、団体と読み替えます。

「契約内容登録制度・契約内容照会制度・支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、社団法人生命保険協会ホームページ（<http://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

13 生命保険契約者保護機構

（平成20年12月現在）

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下「保護機構」といいます。）に加入しております。

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時または契約変更時にお約束した保険金額、年金額などが削減されることがあります。

なお、保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、ご契約時または契約変更時の保険金額、年金額などが削減されることがあります。

【保護機構の概要】

○保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者などのための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転などにおける資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助および保険金請求権などの買取りを行うなどにより、保険契約者などの保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

○保険契約上、年齢、健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転などに際して資金援助などの支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。

○保険契約の移転などにおける補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた日本国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金など（※3）の90%とすることが、保険業法などで定められています（保険金・年金などの90%が補償されるものではありません。（※4））。

なお、保険契約の移転などの際には、責任準備金などの削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、

予定事業費率など）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額などが減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証など）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減するか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります。）。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金などの補償限度が下記のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

【高予定利率契約の補償率】

＝ 90% － {（過去5年間における各年の予定利率 － 基準利率）の総和 ÷ 2}

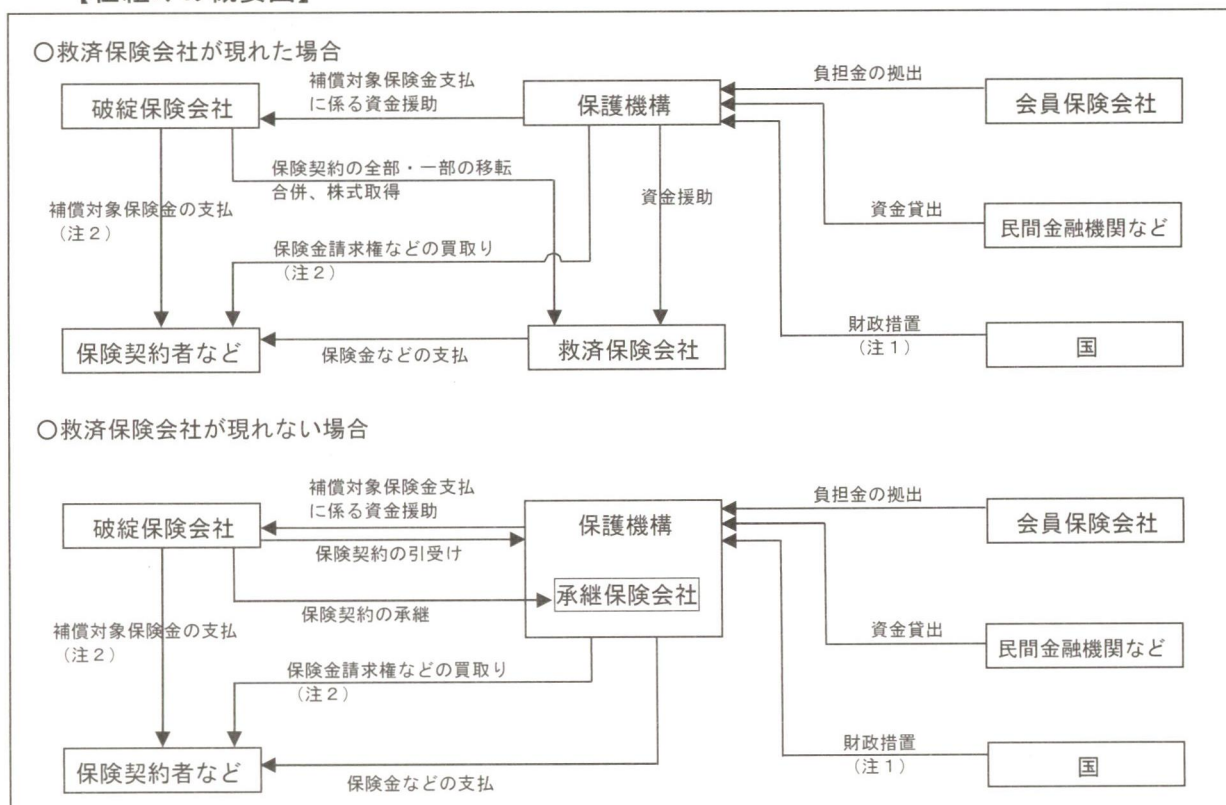
（注1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっています。現在の基準利率は、当社または保護機構のホームページ（<http://www.seihohogo.jp/>）で確認できます。

（注2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険などにおいて被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※3 責任準備金などとは、将来の保険金・年金・給付金のお支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金などをいいます。

※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額などについても、その90%が補償されるものではありません。

【仕組みの概要図】



(注1) 上記の「財政措置」は、平成24年(2012年)3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助などの対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金などの支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権などを買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金などの補償限度と同率となります(高予定利率契約については、(※2)に記載の率となります。)

○補償対象契約の範囲、補償対象契約の補償限度などを含め、本掲載内容はすべて平成20年12月現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

○生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

14 保険証券などをお確かめください

保険契約申込書に記載された保険種類などのお申込みの内容は、お申込みの承諾の通知に代えて後日お届けする保険証券に記載してありますので、保険証券が届きましたら、保険種類、保険金額、被保険者の氏名、性別、生年月日、その他の記載事項をお確かめの上、大切に保管してください。

なお、保険証券を送付する際には、申込年月日、受領金額などを記載した「あいさつ状」を同封しておりますので、この内容についてもご確認ください。

もし、お申込みの内容と相違している場合には、かんぽコールセンター(0120-552950)にお知らせください。

15 当社の組織形態

保険会社の会社組織形態には、「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。

株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社の保険契約者は相互会社の保険契約者のように、「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

16 その他（当社からのお願いとお知らせ）

(1) お申込みの際に受けた説明で、ご不明な点がございましたら、かんぽコールセンター（0120-552950）までお問い合わせください。

(2) 保険契約者、被保険者がご住所を変更された場合には、当社所定の住所変更の届出が必要となりますので、当社の支店または郵便局（郵便局株式会社）の窓口へ必ずお届けください。

なお、郵便局にある「郵便物の配達に関する転居届」では、当社の保険契約のご住所などを変更することはできません。また、住所変更については、インターネット（※）でもお手続きいただけます。

また、住所変更の届出をされなかった場合には、当社からの各種のご案内をお届けできず、その結果として、ご契約が失効することや、保険金のお支払いが遅れるなどの不利益が及ぶことがあります。

長期間にわたり日本国外に出国される場合は、ご契約が失効することのないように、保険料のお払込みの方法をご指定の金融機関（当社が指定した金融機関に限ります。）の口座からの口座払込みとする方法、不在期間について保険料の前納払込みを行う方法などのほか、保険料のお払込みについて代理人を設定することができます。

（※）かんぽ生命ホームページ <http://www.jp-life.japanpost.jp/>

(3) 保険契約者、被保険者、保険金受取人が改姓または改名された場合には、改姓または改名の届出が必要となりますので、当社の支店または郵便局（郵便局株式会社）の窓口へ必ずお届けください。

(4) お手続きの際にご提示いただく各種証明書類については、氏名、ご住所、記号番号などを記録させていただくか、写しをとらせていただく場合がございます。

(5) 保険金の支払、保険料の払込免除その他の請求などの際に必要な書類は、「保険金などのお支払い」などのお手続きに関するページおよび約款をご覧ください。

(6) この「冊子」は「平成21年4月現在」のお取扱いを説明しております。

なお、ご不明な点がございましたら、その時点の最新の制度をご案内しますので、かんぽコールセンター（0120-552950）にお問い合わせください。

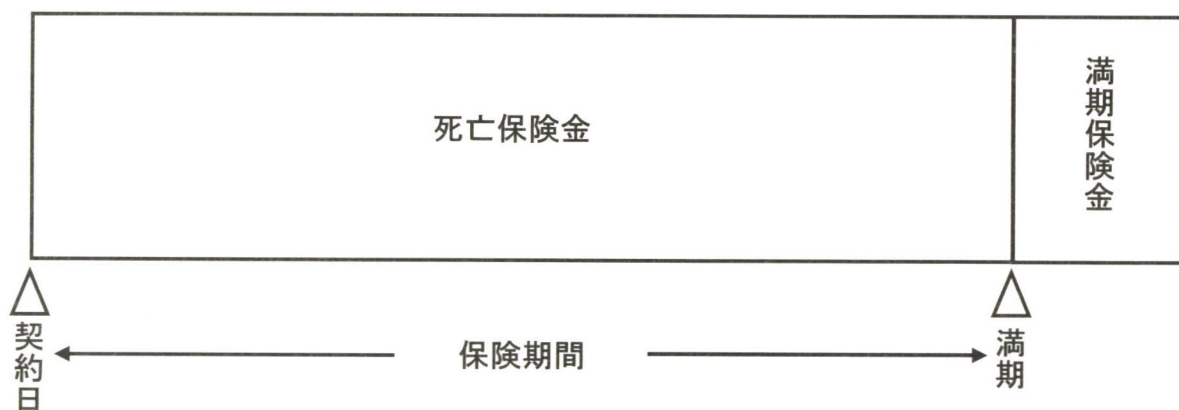
ご契約のしおり (基本契約)

第 1 保険種類の特長と仕組み

1 養老保険

(1) 普通養老保険

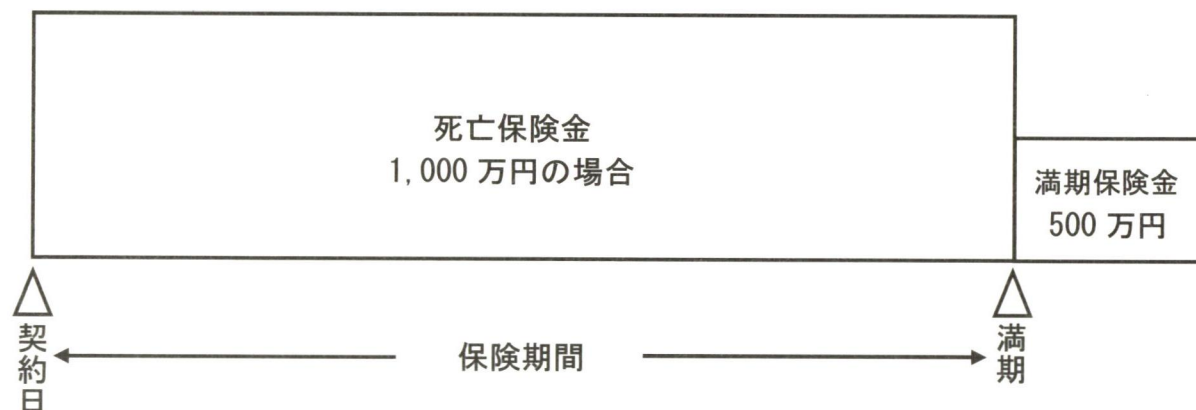
被保険者の生存中に保険期間が満了したときに満期保険金を、または保険期間の満了前に死亡されたときに死亡保険金をお支払いします（満期保険金と死亡保険金の額は同額です。）。



(2) 特別養老保険

被保険者の生存中に保険期間が満了したときに満期保険金を、または保険期間の満了前に死亡されたときに満期保険金額の2倍、5倍または10倍の額の死亡保険金をお支払いします。

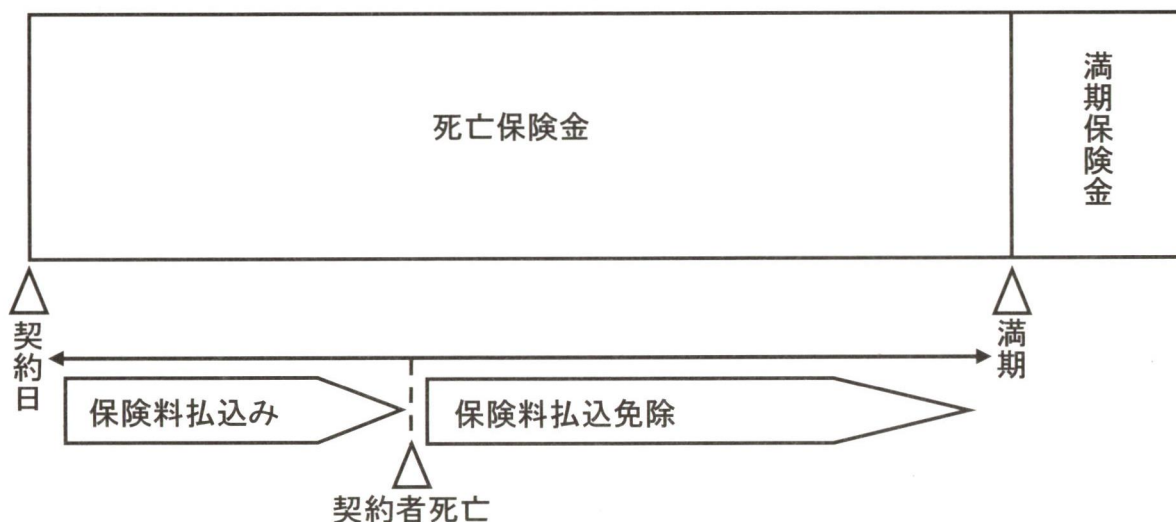
（2倍型特別養老保険の例）



2 学資保険

(1) 学資保険（次の(2)の生存保険金付の学資保険を除きます。）

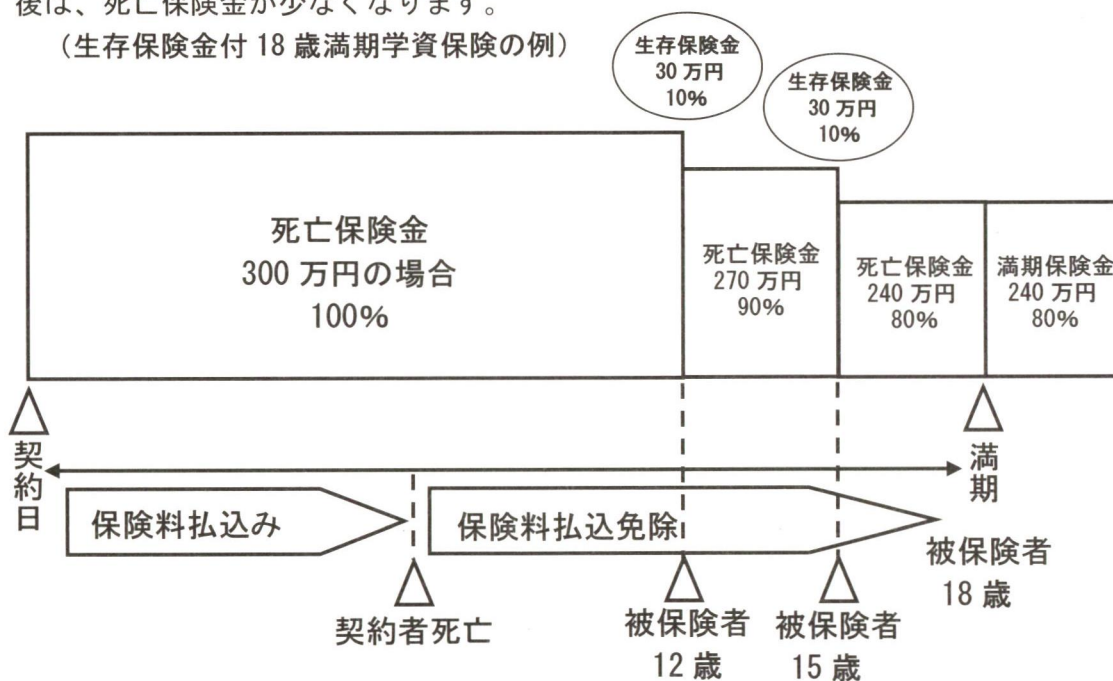
被保険者の生存中に保険期間が満了したときに満期保険金を、または保険期間の満了前に死亡されたときに死亡保険金をお支払いします（満期保険金と死亡保険金の額は同額です。保険契約者が死亡されたときなど（88 ページ参照）は、一定の場合を除いて、その後の保険料は払込免除となります。）。



(2) 生存保険金付 18 歳満期・22 歳満期学資保険

被保険者の生存中に保険期間が満了したときに満期保険金を、または保険期間の満了前に死亡されたときに死亡保険金をお支払いするほか、被保険者の生存中に一定期間が満了したときに生存保険金をお支払いします（保険契約者が死亡されたときなど（88 ページ参照）は、一定の場合を除いて、その後の保険料は払込免除となります。）。なお、生存保険金のお支払後は、死亡保険金が少なくなります。

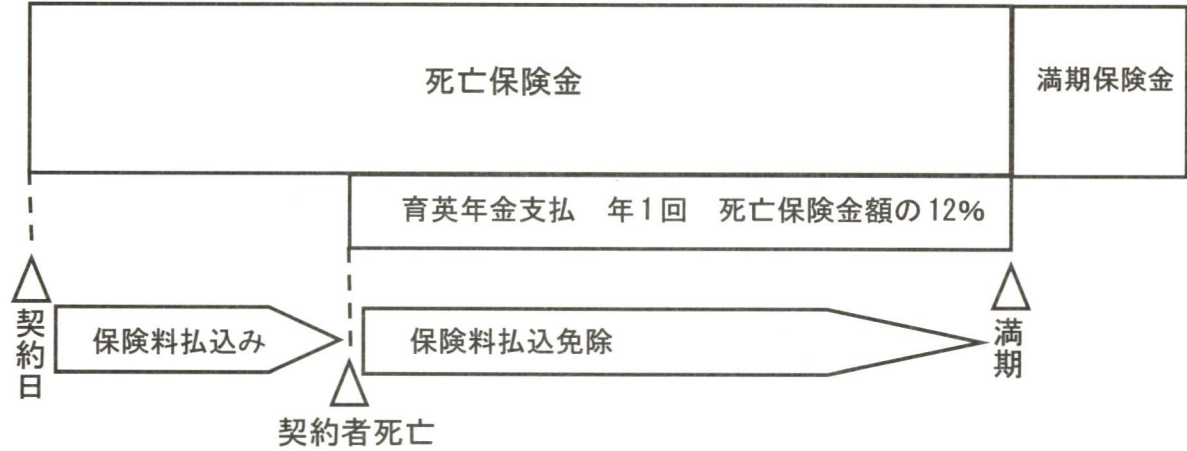
（生存保険金付 18 歳満期学資保険の例）



※ 生存保険金付 22 歳満期学資保険の場合は、被保険者が 18 歳を迎えられたときに保険料払込期間が満了するとともに、基準保険金額（生存保険金をお支払いする前の死亡保険金額）の 60%の生存保険金をお支払いし、20 歳を迎えられたときに基準保険金額の 20%の生存保険金をお支払いします。また、生存保険金のお支払後は、死亡保険金が少なくなります。

3 育英年金付学資保険

学資保険の保障内容のほか、保険契約者が死亡などされた日から保険期間の満了の日までの期間、被保険者の生存中に限り、育英年金をお支払いします（保険契約者が死亡されたときなど（90 ページ参照）は、一定の場合を除いて、その後の保険料は払込免除となります。）。



※ 生存保険金付の育英年金付学資保険の場合は、生存保険金付の学資保険と同様に生存保険金のお支払後は、死亡保険金が少なくなります。

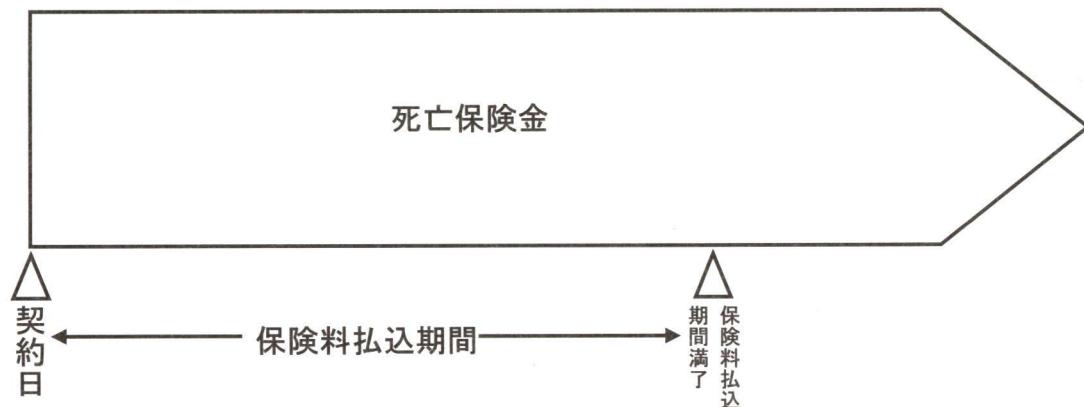
また、育英年金額は、生存保険金をお支払いする前の死亡保険金額の 12% です。

4 終身保険

(1) 普通終身保険

ア 定額型終身保険

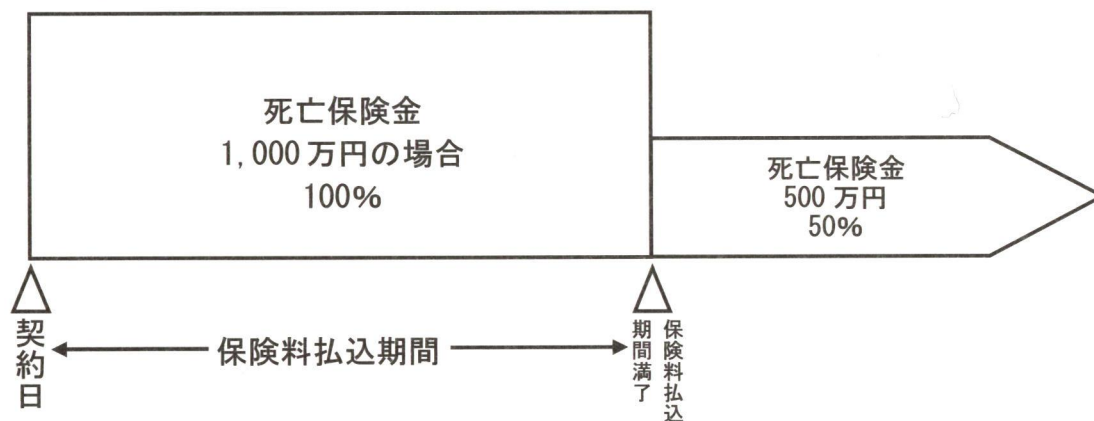
被保険者が死亡されたときに死亡保険金をお支払いします。



イ 2倍型終身保険・5倍型終身保険

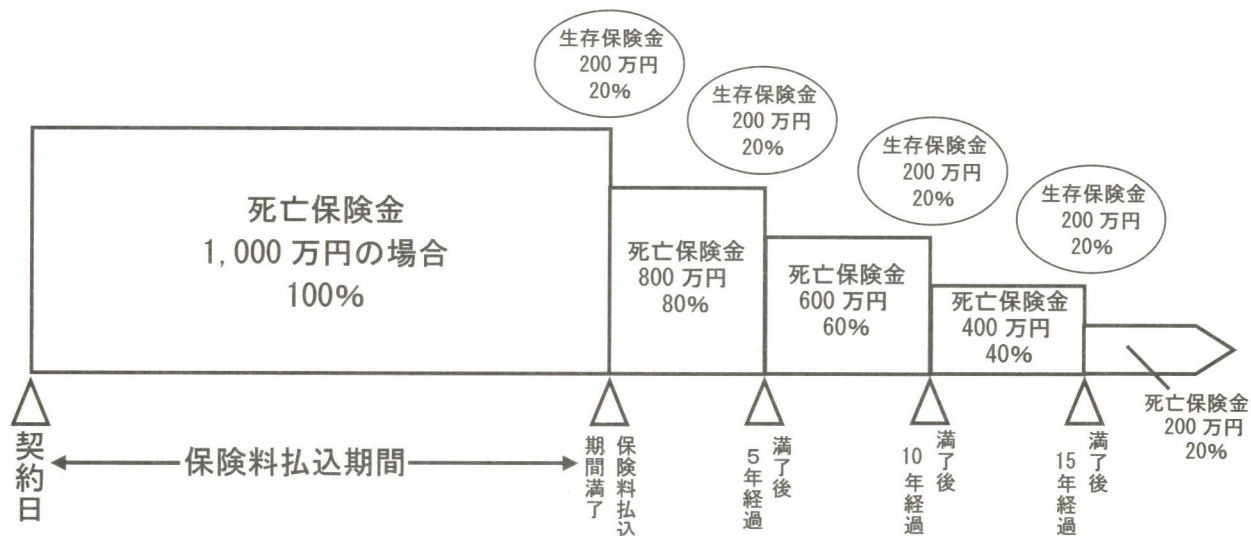
被保険者が死亡されたときに死亡保険金をお支払いします。保険料払込期間満了後は、基準保険金額（保険料払込期間満了前に被保険者が死亡されたときにお支払いする保険金額）の50%または20%の額の死亡保険金をお支払いします。

（2倍型終身保険の例）



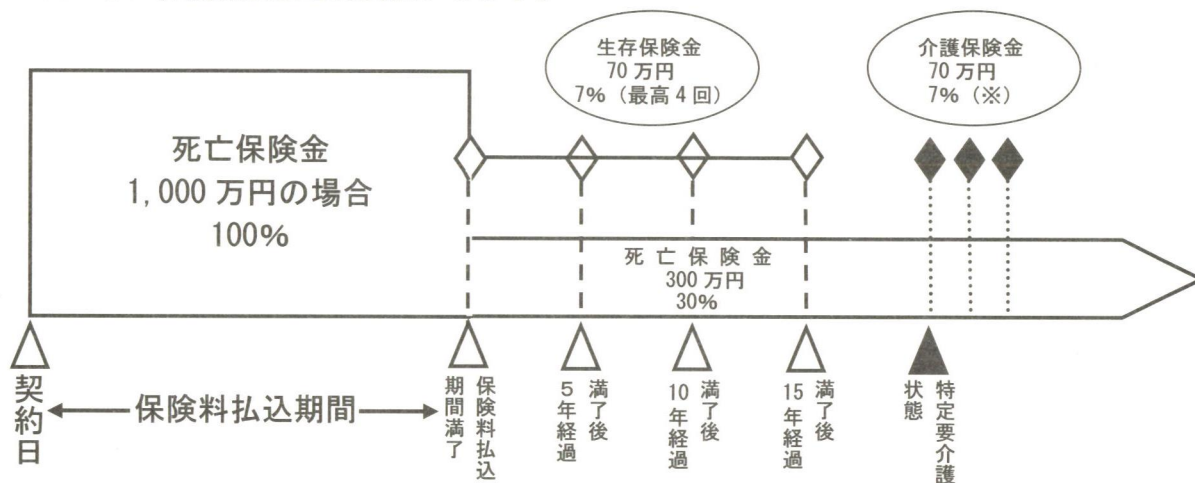
(2) 特別終身保険

被保険者が死亡されたときに死亡保険金をお支払いするほか、被保険者の生存中に一定期間が満了したときに生存保険金をお支払いします。なお、生存保険金のお支払後は、死亡保険金が少なくなります。生存保険金は、最高4回までお支払いします。



(3) 介護保険金付終身保険

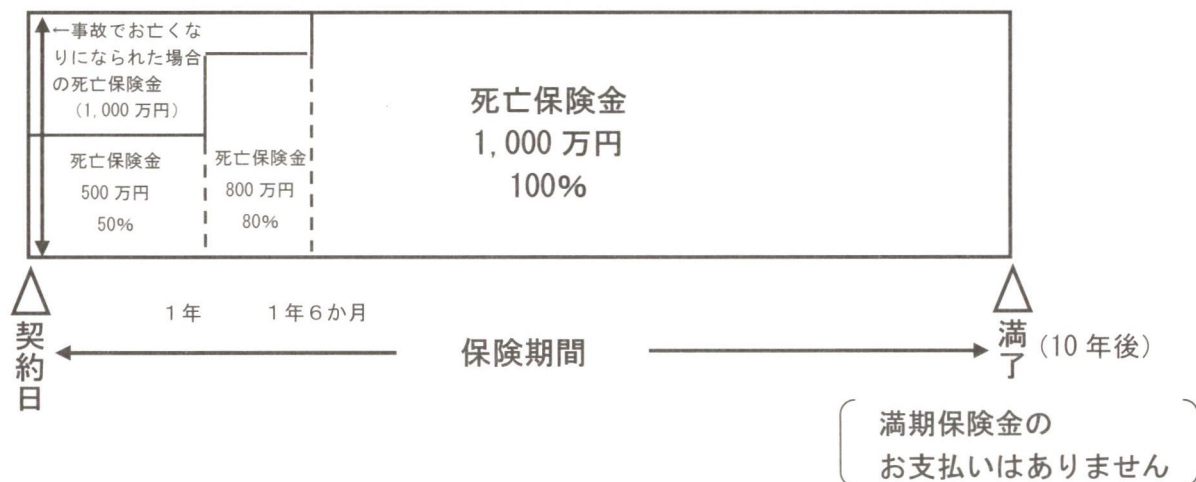
被保険者が死亡されたときに死亡保険金をお支払いするほか、被保険者の生存中に一定期間が満了したときに生存保険金、または被保険者が特定要介護状態（48 ページ、175 ページ「介護保険金付終身保険普通保険約款別表第3」参照）となり、その状態が一定期間継続したときに介護保険金をお支払いします。



※ 介護保険金と生存保険金の支払額は通算して基準保険金額（生存保険金または介護保険金のいずれかをお支払いする前の死亡保険金額）の70%に相当する額を限度としますので、生存保険金と介護保険金の支払回数は合わせて10回が限度となります。

5 普通定期保険

被保険者が保険期間中に死亡されたときに死亡保険金をお支払いします。ただし、契約日から起算して1年6か月を経過する前に不慮の事故（46 ページ、185 ページ「普通定期保険普通保険約款別表第 1」参照）または当社所定の感染症（47 ページ、187 ページ「普通定期保険普通保険約款別表第 3」参照）によらないで死亡されたときには死亡保険金を削減してお支払いします。



第2 保険料のお支払い

1 保険料のお支払い方法（経路）

○保険料のお支払いには、次の方法があります。

口座支払い	ご指定の金融機関（当社が提携している金融機関に限ります。）の口座から一定の期日（振替日）に自動的に保険料をお支払いいただく方法 ※ お支払いいただいた保険料については、保険料領収証を発行しません。 （振替結果は通帳などでご確認ください）
団体支払い	勤務先などの所属する団体を通じて給与などから引き去りによりお支払いいただく方法 ※ 当該団体と当社との間に団体取扱契約が締結されている場合に限りま す。 ※ この場合、個々のご契約者には、保険料領収証を発行しません。
窓口支払い	ご指定の郵便局（郵便局株式会社）または当社の支店までご持参してお支払いいただく方法
集金支払い	郵便局（郵便局株式会社）または当社の支店の集金人が集金にお伺いする 方法

○保険契約者は、お申し出により上記の保険料のお支払い方法（経路）を変更することができます。

ご 注 意

○保険料を郵便局（郵便局株式会社）または当社の担当者に現金にてお支払いの際は、必ず引換えに当社所定の領収証（当社会社名が印刷されたもの）をお受取りください。

○保険契約者は、口座支払い・団体支払い・集金支払いの場合で取扱条件などに該当しなくなった場合には、保険料のお支払い方法（経路）の変更をしていただく必要があります。

○保険料のお支払い方法（経路）を変更していただけない場合には、当社は、保険料のお支払い方法（経路）の変更をすることがあります（例えば、集金支払いから窓口支払いに変更）。

○保険料のお支払い方法（経路）を変更した場合は、保険料率が変わることがあります。

お 願 い

○お払込みいただいた保険料の確認について

当社では、事務取扱いの正確を期すため、お客さまに書面をお送りして、払込保険料のご確認をお願いすることがあります。

お送りした書面の記載内容と実際にお払込みをされた保険料の内容に相違がある場合は、かんぽコールセンター(0120-552950)にお問い合わせください。

○転居された場合のご連絡について

- ・ご住所または保険料払込場所（お勤め先など集金先となっている場所）を変更されたときは、直ちにかんぽコールセンター(0120-552950)にお知らせください。お手続きのご案内をいたします。
- ・ご住所または保険料払込場所（お勤め先など集金先となっている場所）の変更のお手続きをしていただけませんと、集金に伺うことができないために、ご契約が失効してしまうこと、または集金のご案内やその他の大切なご通知ができないことや遅れることがあります。
- ・また、郵便局にあります「郵便物の配達に関する転居届」では、当社の保険契約のご住所などを変更することはできませんので、ご注意ください。

2 保険料の前納払込み

当月以降の保険料を3か月分以上まとめてお払込みになりますと、お払込みの年月数に応じて割引きをします。

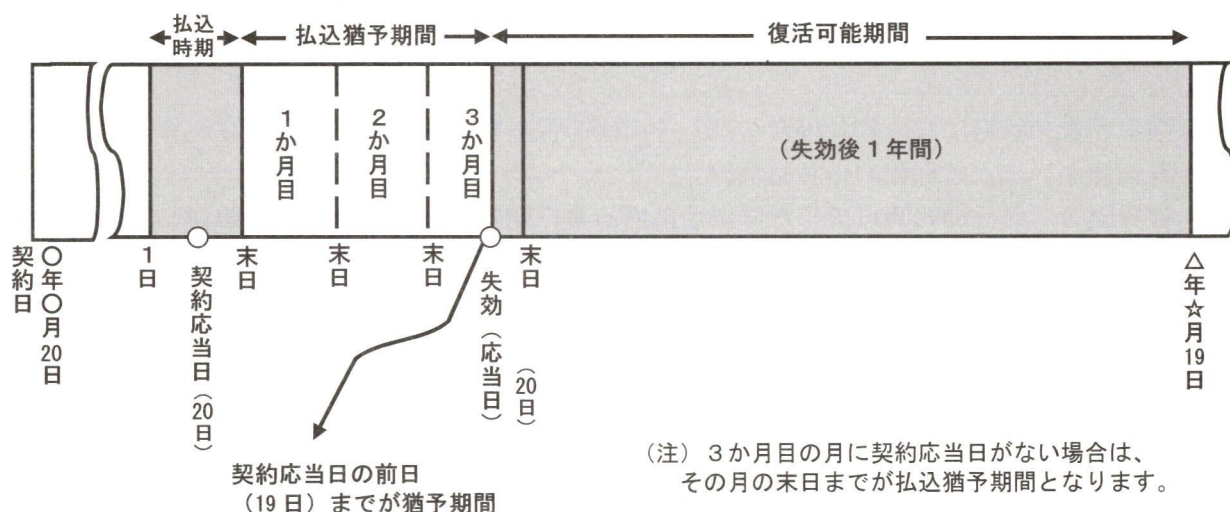
なお、割引額は、金利の変動などに応じて見直されます。

3 保険料の払込猶予期間とご契約の失効

保険料は、毎月末までにお払込みいただくことになっておりますが、一時的にお払込みに差し支えがある場合は、次の例のような払込猶予期間が設けられておりますので、この期間内に必ずお払込みください。

払込猶予期間内に保険料のお払込みがないときは、ご契約は効力を失います（失効します。）。

例 契約日が20日である場合の保険料払込猶予期間



4 ご契約の復活

払込猶予期間内に保険料のお払込みがなかったため、ご契約が効力を失った場合には、失効後1年を経過する前であれば、当社の承諾を得て、ご契約を復活することができます。この場合、被保険者（学資保険または育英年金付学資保険の場合は保険契約者を含みます。）の健康状態などについて告知および生命保険募集人による面接が必要となり、併せて復活払込金をお払込みいただく必要があります。ただし、既に返戻金のお支払いをご請求されているときなどの場合には、ご契約を復活することができません。

なお、復活の際には、復活払込金を分割してお払込みいただく方法などもあります。

また、ご契約の復活のお申込みを当社が承諾した場合には、復活払込金のお払込みおよび告知がともに完了したときから、当社はご契約上の責任を負います。

5 保険料のお払込みが困難な場合のご契約の継続方法

保険料のご都合がつかないときでも、ご契約ができるだけ有効に継続するように、次のような方法もあります。

- 保険料に振り替えること …… 一定の範囲内の保険料に相当する金額の貸付けを受けていただき（利息をお支払いいただきます。）、これを保険料に対する貸付けに充当する方法です。
（普通定期保険を除きます。）
- 保険金額の減額変更 …… 保険金額を減額することにより以後の保険料額を少なくする方法です（37 ページ参照）。
- 保険料払済契約への変更 …… 保険料のお払込みを中止し、保険金額をそれまで払い込まれた保険料に見合う額に減額する方法です（37 ページ参照）。
（普通定期保険を除きます。）
- 特約の解約 …… ご契約に付加されている特約を解約して以後の保険料額を少なくする方法です。この場合、解約された特約の保障はなくなります（62 ページ参照）。

6 保険料のお払込みの免除

被保険者が次の状態になられた場合には、その後の保険料のお払込みが免除されます。

(1) 身体障がいによる保険料の払込免除

被保険者が責任開始時以後または復活に係る責任開始時以後に不慮の事故（46 ページ参照）によって傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に45 ページ第1表の身体障がいの状態になられたとき。ただし、次のいずれかにより当該身体障がいの状態になられた場合には、保険料は払込免除となりません。

- ①保険契約者、被保険者または指定された保険金受取人の故意または重大な過失
- ②被保険者の犯罪行為
- ③被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故
- ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故

⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転、またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

また、被保険者が、地震、噴火もしくは津波、または戦争その他の変乱が原因で保険料のお払込みの免除事由に該当した場合は、該当する被保険者の数によっては保険料の全部または一部についてお払込みを免除しない場合があります。

(2) 重度障がいによる保険料の払込免除

被保険者が責任開始時以後または復活に係る責任開始時以後において受けた傷害またはかかった疾病により 46 ページ第 2 表に定める重度障がいの状態になられたとき。ただし、保険契約者、被保険者または指定された保険金受取人の故意により重度障がいの状態になられた場合には、保険料は払込免除となりません。

また、被保険者が、戦争その他の変乱が原因で保険料のお払込みの免除事由に該当した場合は、該当する被保険者の数によっては保険料の全部または一部についてお払込みを免除しない場合があります。

(3) 各保険種類ごとに固有の保険料の払込免除

普通養老保険、学資保険、育英年金付学資保険または介護保険金付終身保険にあっては、上記 (1) および (2) のほかに保険料のお払込みを免除する場合があります。詳しくは、保険種類ごとにそれぞれ次のページをご覧ください。

○普通養老保険の保険契約者の死亡などによる保険料のお払込みの免除……	86 ページ
○学資保険の保険契約者の死亡などによる保険料のお払込みの免除………	88 ページ
○育英年金付学資保険の保険契約者の死亡などによる保険料のお払込みの免除……	90 ページ
○介護保険金付終身保険の被保険者の特定要介護状態による保険料のお払込みの免除………	94 ページ

ご 注 意

重度障がいの状態になられたときは、保険契約者は、ご契約を消滅させること（重度障がいによる死亡保険金のご請求）と保険料の払込免除のお取扱いを受けてご契約を継続させることのいずれかを選択することができます。

第3 保険契約者の変更

養老保険、終身保険または普通定期保険の保険契約では、保険契約者は、被保険者の同意と当社の承諾を得て、第三者に保険契約者の地位を承継させることができます。

学資保険、育英年金付学資保険では、保険契約者の地位を承継しようとする方は、保険契約者および被保険者の同意と当社の承諾を得て、保険契約者の地位を承継することができます。ただし、学資保険および育英年金付学資保険の場合には、保険契約者の地位を承継しようとする方の年齢などの一定の条件があります。

ご 注 意

学資保険および育英年金付学資保険は、被保険者の年齢および性別のみならず、保険契約者の年齢および性別によって保険料が異なることから、保険契約者を変更した場合には、保険金額などにより調整を行いますので、保険金額などに変更が生じることがあります。

保険契約者の変更の際には、保険契約者の権利義務を承継しようとする方の健康状態の告知をしていただく必要があります。

もし、故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、真実と違うことを告知された場合、保険契約者の変更の効力発生日から起算して2年以内であれば、当社は告知義務違反として、ご契約を解除することがあります。

第4 ご契約の変更

1 保険種類別の変更内容

保険契約の種類により、次のとおりご契約の内容を変更することができます。

	保障内容を小さくする変更 (契約日から起算して2年を経過した契約に限る)				保障内容を大きくする変更 (契約日（復活したときにあっては、その復活日）から 起算して3年を経過した契約に限る)				特約中途付加
	減額 保険金額の	保険料払込 期間の短縮	保険期間の 短縮	保険料払済 契約への変更	保険金額の 増額		保険期間の 延長	保険料払込 期間の延長	
					同種増額	変更増額			
養老保険	○	—	○	○	○		○	—	○
学資保険 育英年金付 学資保険	○	—	○	○	○		—	—	○
終身保険	○	○	○ (注1)	○	○ (注2)		—	○ (注2)	○
普通 定期保険	○	—	—	—	—		—	—	○

(注1) 定額型終身保険に限る。(注2) 介護保険金付終身保険を除く。

保障内容を小さくする契約内容の変更は、保険種類により条件がありますので、それぞれ次のページをご覧ください。

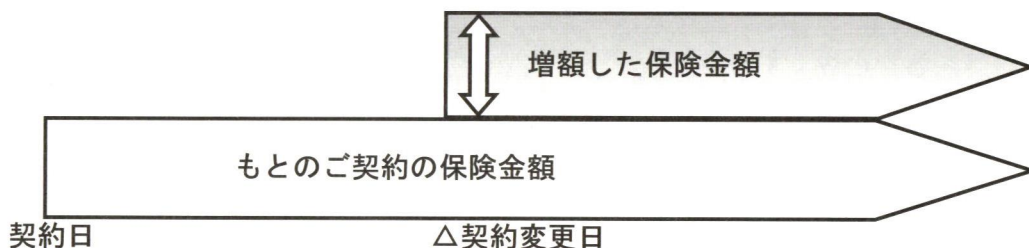
- 養老保険（普通養老保険および特別養老保険）
87 ページ
- 学資保険
89 ページ
- 育英年金付学資保険
93 ページ
- 終身保険（普通終身保険、特別終身保険および介護保険金付終身保険）
96 ページ
- 普通定期保険
97 ページ

2 保険金額の増額変更

保険金額の増額変更制度の仕組みは、次のとおりです。

(1) 同種増額（介護保険金付終身保険および普通定期保険を除きます。）

ご加入されている契約種類などを変更しないで、保険金額のみ増額するものです。

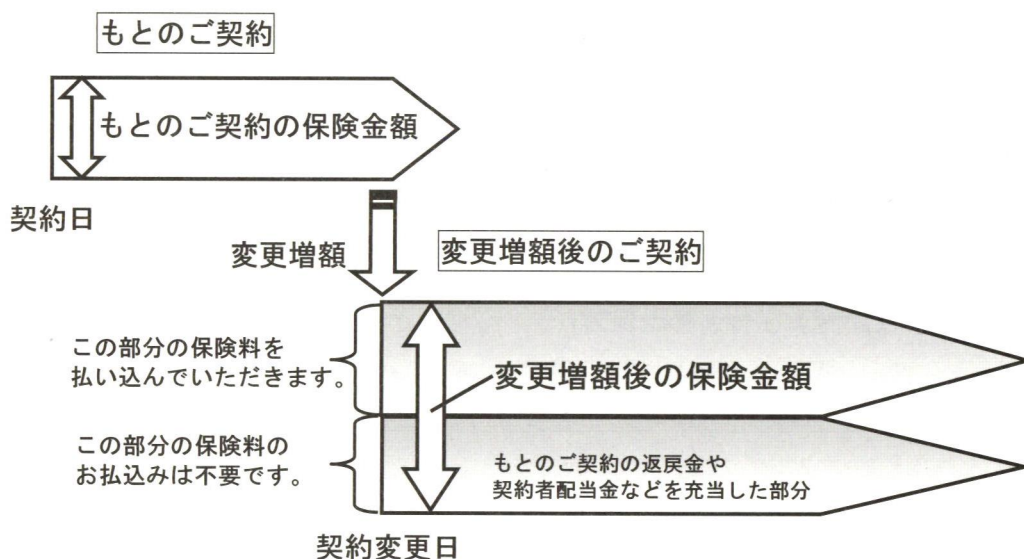


○保険種類、保険期間の終期は変わりません。

○増額変更後は、もとの保険料と増額した保険金額についての保険料（契約変更日の年齢および性別により計算します。）の合計額を払い込んでいただくことになります。

(2) 変更増額（介護保険金付終身保険および普通定期保険を除きます。）

保険金額を増額するとともに、併せて保険種類などを変更できるもので、もとのご契約を解約した場合の返戻金や契約者配当金などを、新しいご契約の一部の保険料に充当します。



○もとのご契約を解約した場合の返戻金や契約者配当金などを用いて、新しいご契約（保険種類、保険金額および保険期間）に変更することになります。

○新しいご契約の保険期間は、契約変更日から始まります。

○変更増額後の保険料は、契約変更日の年齢および性別により計算します。

○変更増額後の保険契約者、被保険者は、それぞれもとのご契約の保険契約者、被保険者と同一人である必要があります。

3 保険期間または保険料払込期間の延長

(1) 保険期間の延長（普通養老保険または特別養老保険に限ります。）

保険種類および保険金額を変更しないで、保険期間のみを延長（例えば 60 歳満期から 65 歳満期へ）するものです。

○もとのご契約を解約した場合の返戻金や契約者配当金などを用いて、新しい保険期間のご契約に変更することになります。この場合、もとのご契約を解約した場合の返戻金や契約者配当金などは、新しい保険期間のご契約の一部の保険料に充当します。

○新しいご契約の保険期間は、契約変更日から始まります。

○変更後の保険料は、契約変更日の年齢および性別により計算します。

(2) 保険料払込期間の延長（普通終身保険または特別終身保険に限ります。）

保険種類および保険金額を変更しないで、保険料払込期間のみを延長（例えば 60 歳払込済から 65 歳払込済へ）するものです。

○もとのご契約を解約した場合の返戻金や契約者配当金などを用いて、新しい保険料払込期間のご契約に変更することになります。この場合、もとのご契約を解約した場合の返戻金や契約者配当金などは、新しい保険料払込期間のご契約の一部の保険料に充当します。

○新しいご契約の保険料払込期間は、契約変更日から始まります。

○変更後の保険料は、契約変更日の年齢および性別により計算します。

ご 注 意

○保険金額の増額変更、保険期間または保険料払込期間の延長の変更をされるときは、改めて、被保険者（学資保険または育英年金付学資保険の場合は保険契約者を含みます。）の健康状態などについての告知および面接が必要となります。

○上記制度をご利用いただくには、一定の要件があります。

第 5 年齢または性別の誤りの処理

被保険者（学資保険または育英年金付学資保険の場合は保険契約者を含みます。）の年齢または性別に誤りがあった場合においては、実際の年齢がそのご契約の契約日において加入できる年齢の範囲内である場合に限り、当初から正当な年齢または性別に基づいてご加入いただいたものとして保険金額などを更正します。

なお、正当な年齢がご契約に加入できる年齢の範囲外である場合には、ご契約は無効となり、当初からご契約がなかったものとなります。

第6 ご契約の解約と返戻金のお支払い

1 ご契約の解約

保険契約者は、いつでも将来に向かってご契約を解約することができます。この場合、返戻金があるときは、これを保険契約者にお支払いします。

なお、月ごとの契約応当日以外の日に解約の通知があったときは、一部の場合を除き、直後の月ごとの契約応当日（保険期間の満了する日を含みます。）に保険契約は消滅しますので、解約の通知があった日から直後の月ごとの契約応当日の前日までの間に保険金の支払事由が生じると、保険金を支払われる場合があります（月ごとの契約応当日に解約の通知があったときは、通知があったときに保険契約は消滅します。）。

2 返戻金のお支払い

(1) 返戻金のお支払いをするとき

次の場合において、返戻金がある場合には、保険契約者にお支払いします。

なお、ご加入後短期間の場合または普通定期保険の場合は、返戻金が全くない場合やごく少ない金額となる場合があります。

- ご契約の失効
- ご契約の解除または解約の通知
- 被保険者の死亡（保険金の支払免責に該当する場合には限ります。）（74 ページ参照）
- 保険金額の減額変更の請求
- 保険期間の短縮変更の請求
- 保険料払込期間の短縮変更の請求

(2) 返戻金の額

返戻金の額は、100 ページから 106 ページに例示してありますのでご覧ください。

ご 注 意

- 生命保険は、お申し込みいただいた保険料の一部を契約を維持するための費用などに充て、その残りの部分を将来の保険金のお支払いに備えるための責任準備金として積み立てる仕組みになっています。
- 責任準備金は、預貯金のようにそのまま積み立てるのではなく、その一部を早く死亡された方々への保険金のお支払いなどに充てています。
- お支払いする返戻金の額は、この責任準備金の額から当社の定める額などを差し引いた額となっておりますので、ほとんどの場合、お申し込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- まだお申し込みされていない保険料や貸付金などがあるときは、お支払いする返戻金額から、これらを差し引きます。
- 無配当入院特約は、一定の場合を除き、被保険者が死亡した場合の返戻金はありません。

第7 保険契約者に対する貸付け

1 契約者貸付けについて

保険契約者は、一時的に資金がご入用の場合、解約返戻金額の一定の範囲内で貸付けを受けることができます（保険料の前納払込みをされている場合で、まだ保険料に充当されていない保険料は貸付けの対象とはなりません。）。

ご 注 意

- 普通定期保険については、契約者貸付はご利用いただけません。
- 貸付けできる金額は、ご契約内容や経過年数などにより異なります。ご契約後、短期間の場合、貸付けできないときもあります。
- 貸付利率は、金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には変更となる場合があります。
- 貸付期間経過後の貸付利率は、貸付期間内における貸付利率よりも高くなります。

2 貸付けのご請求に必要な書類など

保険契約者が貸付けをご請求されるときは、次の書類などをご持参の上、当社の支店または郵便局（郵便局株式会社）にご請求ください。

- 保険証券
- 保険契約者の印章

ご 注 意

ご請求の際には、ご請求をされる方が正当な権利者であることを確認できる書類（健康保険被保険者証、運転免許証など（原本））をお持ちください。

ご契約で最初に貸付けをご請求されるときには、収入印紙（200 円（お客さまのご負担になります。））が必要となりますので、ご用意ください。

3 貸付金の弁済

保険契約者が貸付金の弁済をされるときは、貸付期間（1年）が満了するまでに、貸付金およびその利息と保険証券を当社の支店または郵便局（郵便局株式会社）にお持ちください。

また、貸付金の一部を弁済したり、利息のみを払い込んで前貸付金と同額の貸付けを受けて貸付期間を更新するお取扱いもあります。

ご 注 意

貸付けを受けられている期間中に保険金など（介護保険金および育英年金を除きます。）のお支払いがあったときは、お支払いする金額から貸付金およびその利息を差し引きます。

4 貸付期間経過後のお取扱い

貸付期間経過後の貸付利率は、貸付期間内における貸付利率よりも高くなります。

なお、貸付金の弁済をされないで貸付期間経過後1年を経過したときは、貸付金の弁済に代えて保険金額および年金額（育英年金付学資保険の場合であって、貸付期間経過後1年を経過したときが年金支払事由発生日前であるときに限ります。）を減額することとなりますので、ご注意ください。

ご 注 意

貸付金の弁済をされないで貸付期間経過後1年を経過した場合、保険金の原資となる責任準備金を貸付金およびその利息の弁済に充当することから、減額される保険金額は、貸付金およびその利息の合計額より多くなります。

第8 契約者配当金のお支払い

契約者配当金は、当社の決算に基づき、ご契約ごとに割り当て、ご契約が消滅したときなどに保険金または返戻金のお支払いに併せてお支払いするほか、契約日から起算して1年を経過した基本契約（普通定期保険を除きます。）については、保険契約者からお支払いのご請求があったときにお支払いします。

ご 注 意

ご契約ごとに割り当てられる契約者配当金の金額は、経済情勢などにより変動（増減）し、当社の収益などの状況によっては割り当てられないこともあります。

第9 その他

- (1) 保険証券は、ご契約の保険金額や保険期間など契約内容を具体的に記載したものです。今後、保険金をお受け取りになる際などに必要なものですから、大切に保管してください。

なお、保険証券または保険料領収帳（窓口用：通帳式）をなくされたとき、または汚されたときなどは、その再発行を当社の支店または郵便局（郵便局株式会社）にご請求ください。

- (2) 現金、保険証券または保険料領収帳（窓口用：通帳式）を当社の支店または郵便局（郵便局株式会社）に提出される場合は、必ず当社所定の領収証（現金をお預かりする場合）または受付証（現金をお預かりしない場合）をお受け取りください。この領収証または受付証以外で現金などをお預かりすることはありません。

また、当社では、保険証券や保険料領収帳（窓口用：通帳式）を常時保管するお取扱いは行っておりません。必ずご自身で保管してください。

- (3) ご契約についての各種ご請求などの際には、そのご請求などをされる方が正当な権利者であることを確認させていただいておりますので、必ず正当な権利者であることを確認できる書類（健康保険被保険者証、運転免許証など（原本））をお持ちください。

- (4) 原則、各種のご請求などを代理人の方を通じてされる場合には、委任者ご本人が委任状を作成し、代理人の方に交付して、代理人の方が委任状に委任者の印鑑登録証明書（印鑑登録証明書をご用意できない場合、委任者ご本人のみが使用できる公的な証明書類（運転免許証、旅券（パスポート）、国民年金手帳など）2種類（原本））を添えて各種のご請求をしてください。

なお、この場合、お手続きをする方が委任状に記載された代理人本人であることを確認できる書類（健康保険被保険者証、運転免許証など（原本））が必要であるほか、当社の支店または郵便局（郵便局株式会社）から委任者の方にお問い合わせすることがあります。

また、各種保険金のお受け取りについては、委任者本人名義の金融機関の口座に振り込むこともできます。

委任状の例（当社のホームページをご参照ください。）

（満期保険金の支払請求およびその受領を委任される場合）

○保険金受取人ご自身が作成した委任状が必要となります。

この場合、委任状には、委任される内容を具体的にご記入ください。

○委任状に記載していただく内容

- ① 表題（「委任状」、作成年月日、あて先（「株式会社かんぽ生命保険 御中」）
- ② 委任者（保険契約者または保険金受取人）の住所、電話番号、氏名・押印、生年月日
※ 委任状をワープロなどで作成された場合であっても、この欄は、委任者ご自身が自署してください。
- ③ 委任する内容
（例）「私は、下記1の保険契約に係る〇〇〇〇の支払請求およびその受領について、下記2の委任代理人に委任します。」
- ④ 委任するご契約の内容（保険証券記号番号、保険金額および被保険者氏名）
- ⑤ 委任代理人の住所、電話番号、氏名、委任者からみた続柄、生年月日

- (5) ご契約についての各種請求をされるに当たって、その請求をされる方が精神上の障がいにより請求の意思表示ができない場合などにおいては、家庭裁判所が選任した後見人または保佐人もしくは補助人（代理権を付与された場合に限ります。）によって各種請求を行うことができます。

この場合、ご本人に代わって請求をされる後見人などが権限を有する方であることを確認できる「登記事項証明書」の提出が必要となります（このほか、指定された後見人などご本人であることを確認できる書類（健康保険被保険者証、運転免許証など（原本））が必要です。）。

なお、「登記事項証明書」は、その写しを提出されても差し支えありませんが、当社の支店または郵便局（郵便局株式会社）において、原本と写しが相違ないことを確認させていただきますので、お手数ですが原本も併せてご持参ください。このほか、あらかじめ指定された指定代理請求人にご請求いただく手続き（81 ページ参照）、または一定の親族などにご請求いただく手続きがあります。

第 10 身体障がいなど

1 身体障がいの状態

第 1 表および第 2 表に掲げる身体障がいは、いずれも、その障がいの状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。身体障がいの定義については、保険種類ごとにそれぞれ次のページをご覧ください。

○養老保険（普通養老保険および特別養老保険）

131 ページ（養老保険普通保険約款別表第 2 の(3)）

○学資保険および育英年金付学資保険

146 ページ（学資保険普通保険約款別表第 2 の(3)）

○終身保険（普通終身保険、特別終身保険および介護保険金付終身保険）

160 ページ（終身保険普通保険約款別表第 2 の(3)）、174 ページ（介護保険金付終身保険普通保険約款別表第 2 の(3)）

○普通定期保険

186 ページ（定期保険普通保険約款別表第 2 の(3)）

第 1 表 保険料の払込免除の対象となる身体障がいの状態

- 1 両眼の視力の和が 0.12 以下になったもの
- 2 1 眼が失明したもの
- 3 両耳の聴力レベルが 69 デシベル以上になったもの
- 4 言語またはそしゃくの機能に著しい障がいを残すもの
- 5 精神、神経または胸腹部臓器に障がいを残し、日常生活動作が制限されるもの
- 6 脊柱に著しい奇形または著しい運動障がいを残すもの
- 7 1 上肢を手関節以上で失ったもの
- 8 1 上肢の 3 大関節中の 2 関節以上の用を全く廃したもの
- 9 1 手の 5 手指を失ったもの、母指および示指を失ったものまたは母指もしくは示指を含み 3 手指もしくは 4 手指を失ったもの
- 10 1 手の 5 手指もしくは 4 手指の用を全く廃したものまたは母指および示指を含み 3 手指の用を全く廃したもの
- 11 1 手の 5 手指もしくは 4 手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く廃したものまたは母指および示指を含む 3 手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く廃したもの
- 12 1 下肢を足関節以上で失ったもの
- 13 1 下肢の 3 大関節中の 2 関節以上の用を全く廃したもの
- 14 10 足指を失ったものまたは 10 足指の用を全く廃したもの
- 15 10 足指のうちその一部を失い、かつ、他の足指の用を全く廃したもの

第2表 重度障がいの状態

1	両眼が失明したもの
2	言語またはそしゃくの機能を全く廃したもの
3	精神、神経または胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
4	両上肢を手関節以上で失ったもの
5	1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の用を全く廃したもの
6	両上肢の用を全く廃したもの
7	1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
8	1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の用を全く廃したもの
9	1上肢の用を全く廃し、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
10	1上肢および1下肢の用を全く廃したもの
11	両下肢を足関節以上で失ったもの
12	1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の用を全く廃したもの
13	両下肢の用を全く廃したもの

2 不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とはみなしません。）で、かつ、昭和 53 年 12 月 15 日行政管理庁告示第 73 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和 54 年版」によるものとします。

分 類 項 目	基本分類表番号
1 鉄道事故	E 800～E 807
2 自動車交通事故	E 810～E 819
3 自動車非交通事故	E 820～E 825
4 その他の道路交通機関事故	E 826～E 829
5 水上交通機関事故	E 830～E 838
6 航空機および宇宙交通機関事故	E 840～E 845
7 他に分類されない交通機関事故	E 846～E 848
8 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。 また、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 850～E 858
9 その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、 その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性 の胃腸炎、大腸炎は含まれません。	E 860～E 869
10 外科的および内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 870～E 876
11 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時 事故の記載のないもの	E 878～E 879

ただし、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	
12 不慮の墜落	E 880～E 888
13 火災および火焰による不慮の事故	E 890～E 899
14 自然および環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E 900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の変化（E 902）」、「旅行および身体動揺（E 903）」および「飢餓、渇、不良環境曝露および放置（E 904）中の飢餓、渇」は除外します。	E 900～E 909
15 溺水、窒息および異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障がい、嚥下障がい、精神神経障がいの状態にある者の「食物の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息（E 911）」、「その他の物体の吸入または嚥下による気道の閉塞または窒息（E 912）」は除外します。	E 910～E 915
16 その他の不慮の事故 ただし、「努力過度および激しい運動（E 927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および不慮の事故（E 928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	E 916～E 928
17 医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。 また、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 930～E 949
18 他殺および他人の加害による損傷	E 960～E 969
19 法的介入 ただし、「処刑（E 978）」は除外します。	E 970～E 978
20 戦争行為による損傷	E 990～E 999

3 当社所定の感染症

当社所定の感染症とは、次のとおりです。

- | | |
|--|------------|
| (1) エボラ出血熱 | (7) ラッサ熱 |
| (2) クリミア・コンゴ出血熱 | (8) 急性灰白髄炎 |
| (3) 重症急性呼吸器症候群
(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限りです。) | (9) コレラ |
| (4) 痘そう | (10) 細菌性赤痢 |
| (5) ペスト | (11) ジフテリア |
| (6) マールブルグ病 | (12) 腸チフス |
| | (13) パラチフス |

4 特定要介護状態

特定要介護状態とは、常時の介護を要する次のいずれかの身体障がいの状態をいいます。

- (1) 日常生活において常時寝たきりの状態であり、日常生活動作が次のアに該当し、かつ、イからオまでのうちいずれか3つ以上に該当する状態

- | | |
|---------------|--------------------|
| ア 歩行できない | イ 排泄便の後始末が自分ではできない |
| ウ 食事が自分ではできない | エ 衣服の着脱が自分ではできない |
| オ 入浴が自分ではできない | |

- (2) 医師により器質性認知症と診断確定され、意識障がない状態で、次の見当識障がいのいずれかに該当する状態

- | | |
|------------------|------------------|
| ア 時間の見当識障がいがあること | イ 場所の見当識障がいがあること |
| ウ 人の見当識障がいがあること | |

なお、特定要介護状態の定義については、次のページをご覧ください。

介護保険金付終身保険 …… 175 ページ（介護保険金付終身保険普通保険約款別表第3）
※特定要介護状態の認定基準は、公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。

5 薬物依存

「薬物依存」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の分類番号304に規定された内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬または幻覚薬などを含みます。

ご契約のしおり (特約)

特
約

第1 基本契約ごとに付加することができる特約の種類

特約種類 保険種類	①		②	
	災害特約	介護特約	無配当 傷害 入院特約	無配当 疾病傷害 入院特約
普通養老保険	○	—	○	○
特別養老保険	○	—	○	○
学資保険	○	—	○	○
育英年金付 学資保険	○	—	○	○
普通終身保険	○	—	○	○
特別終身保険	○	—	○	○
介護保険金付 終身保険	○	○	○	○
普通定期保険	○	—	○	○

注1 1の基本契約に付加することができる特約は、上記①のうちいずれか1種類と、②のうち1種類または2種類（②の特約保険金の合計額が基本契約の保険金額以内である場合に限り）の合わせて最高3種類までです。

注2 介護保険金付終身保険には災害特約を付加することもできますが、災害特約と介護特約の両方を付加することはできません。

ご 注 意

特約保険金の支払事由の要件である「入院」および「病院または診療所」について

○「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じとします。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じとします。）が必要であり、かつ、自宅などでの治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

○「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。

(1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）。ただし、介護保険法に定める介護老人保健施設は含みません。

(2) (1)の場合と同等と当社が認めた日本国外にある医療施設

第2 各特約の保障内容

1 災害特約の保障内容

(1) 死亡保険金

①お支払いするとき

被保険者が、責任開始時以後（特約の保険期間中に限ります。）に不慮の事故によって傷害を受け、その傷害を直接の原因として、その事故の日から 180 日以内に死亡されたときは、死亡保険金をお支払いします。

②お支払いする金額

特約保険金額の全額です。

(2) 傷害保険金

①お支払いするとき

被保険者が、責任開始時以後（特約の保険期間中に限ります。）に不慮の事故によって傷害を受け、その傷害を直接の原因として、その事故の日から 180 日以内に身体障がい等級表（64 ページ、65 ページ参照）に掲げる身体障がいの状態になられたときは、傷害保険金をお支払いします。

②お支払いする金額

特約保険金額に身体障がい等級表（64 ページ、65 ページ参照）に掲げる身体障がいの状態に応じた支払割合を乗じて得た額です。

○ 1 の不慮の事故によって、身体の同じ部位に 2 以上の身体障がいを生じたときは、最も重い身体障がいについて傷害保険金をお支払いします。

○ 既に身体障がいがある部位に、更に身体障がい加わった場合には、その結果生じた身体障がいに応ずる傷害保険金額から、既にあった身体障がいに応ずる傷害保険金額を差し引いた額の傷害保険金をお支払いします。

ご 注 意

被保険者が不慮の事故の日から起算して 4 日以内に死亡されたときは、死亡保険金をお支払いし、傷害保険金はお支払いしません。

なお、死亡保険金または傷害保険金をお支払いできない場合については 52 ページの「ご注意」をご覧ください。

(3) 被保険者が満 6 歳未満の場合の死亡保険金または傷害保険金

被保険者が満 6 歳になられる前に、不慮の事故によって傷害を受けたときは、その受傷時の被保険者の年齢に応じて、死亡保険金または傷害保険金を次のとおりお支払いします。

○ 満 3 歳未満のとき……死亡保険金額または傷害保険金額の 50%

○ 満 6 歳未満のとき……死亡保険金額または傷害保険金額の 80%

なお、この場合の被保険者の年齢は、加入年齢の計算による年齢とは異なり、満年齢で計算します。

(4) 特約保険金の支払限度

死亡保険金、傷害保険金の支払額は、通算して特約保険金額をもって限度とします。

2 介護特約の保障内容

(1) 死亡保険金

災害特約の死亡保険金のお支払いと同様になります（51 ページ参照）。

(2) 傷害保険金

災害特約の傷害保険金のお支払いと同様になります（51 ページ参照）。

(3) 介護保険金

①お支払いするとき

被保険者が、責任開始時以後（特約の保険期間中に限ります。）に疾病にかかり、または不慮の事故によって傷害を受け、その疾病または傷害を直接の原因として、次のいずれかに該当されたときは、介護保険金をお支払いします。

ア 被保険者が、特定要介護状態（48 ページ参照）になられ、かつ、その日から起算して特定要介護状態が特約の保険期間中に 180 日継続したとき、およびその介護保険金の支払事由の発生した日から起算して 1 年ごとのその日に相当する日において、特定要介護状態がなお継続しているとき（特約の保険期間中に限ります。）

イ 介護保険金の支払事由に該当した被保険者が、特定要介護状態でなくなった後、新たに特定要介護状態になられた場合で、その直前の介護保険金の支払事由が発生した日から起算して 1 年を経過した後において、新たに特定要介護状態になられた日から起算して、その特定要介護状態が 180 日継続したことになるとき、およびその介護保険金の支払事由の発生した日から起算して 1 年ごとのその日に相当する日において、特定要介護状態がなお継続しているとき（特約の保険期間中に限ります。）

②お支払いする金額

1 回について特約保険金額の 10%に相当する額です。

(4) 特約保険金の支払限度

死亡保険金、傷害保険金、介護保険金の支払額は、通算して特約保険金額をもって限度とします。

ご 注 意

1 次の場合には、災害特約および介護特約における死亡保険金または傷害保険金はお支払いしません。

①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失

②基本契約において指定された死亡保険金受取人の故意または重大な過失（死亡保険金の支払事由に限ります。）。ただし、その者が死亡保険金の一部を受け取るべき場合には、指定された他の死亡保険金受取人にその残額をお支払いします。

③被保険者の犯罪行為

④被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故

⑤被保険者の泥酔の状態を原因とする事故

⑥被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故

⑦被保険者が法令に定める酒気帯び運転、またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

また、被保険者が、地震、噴火もしくは津波、または戦争その他の変乱が原因で、死亡保険金または傷害保険金の支払事由に該当した場合は、該当する被保険者の数によっては、死亡保険金または傷害保険金を削減して支払い、またはその支払いをしない場合があります。

2 次の場合には、介護特約における介護保険金はお支払いしません。

- ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ②被保険者の犯罪行為
- ③被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故
- ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転、またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- ⑦被保険者の薬物依存

なお、被保険者が、地震、噴火もしくは津波、または戦争その他の変乱が原因で、介護保険金の支払事由に該当した場合は、該当する被保険者の数によっては、介護保険金を削減して支払うことがあります。

3 無配当傷害入院特約の保障内容

(1) 入院保険金

①お支払いするとき

被保険者が次のすべてを満たす入院（「日帰り入院」を含みます。）をされたときは、入院保険金をお支払いします。

- ア この特約の責任開始時以後（この特約の保険期間中に限ります。）に不慮の事故により受けた傷害を直接の原因とする入院であること
- イ 不慮の事故の日から3年以内に開始した入院であること
- ウ 治療を目的とした入院であること
- エ 病院または診療所への入院であること
- オ 入院期間の日数が1日以上であること

なお、「日帰り入院」とは、入院日と退院日が同一である場合をいい、入院基本料のお支払いのあることなどを参考に判断します。

具体的には、「入院1日当たりの入院保険金の額（次の②参照）」×「入院日数」分の入院保険金をお支払いすることになります。

②お支払いする金額

入院1日当たりの入院保険金の額は、特約保険金額の1000分の1.5に相当する金額です。

（例）特約保険金額200万円の場合には3,000円となります。

③1の不慮の事故による入院保険金の支払限度

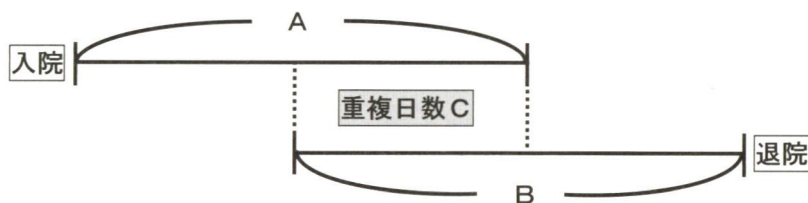
1の不慮の事故による入院について120日分を限度とします。

④2以上の不慮の事故により入院されたときの重複入院期間のお支払い

1の不慮の事故により入院されたものとして入院保険金をお支払いします。また、重複する期間については支払われる入院保険金額が最も多い額となる入院保険金のみをお支払いします。

○入院保険金をお支払いする限度（120 日分）を計算する場合には、それぞれの不慮の事故による入院について入院保険金をお支払いしたものと計算します。

（例）次の場合、 $(A + B - C)$ の日数の入院保険金をお支払いします。



(2) 手術保険金

①お支払いするとき

被保険者が、入院保険金の支払事由に該当する入院（入院保険金の支払われる期間の経過後も入院している場合にあっては、その期間の経過前からお継続して入院している場合に限ります。）中に、次のすべてを満たす所定の手術（233 ページ「無配当傷害入院特約条項別表第 7」参照）を受けられたときは、手術保険金をお支払いします。

- ア 入院の原因となった不慮の事故により受けた傷害を直接の原因とする手術であること
- イ 治療を直接の目的とした手術であること
- ウ 病院または診療所における手術であること

○入院の原因となった不慮の事故により、同時期に 2 種類以上の手術を受けられたときは、これらの手術のうち支払倍率が最も高いいずれか 1 種類の手術に限り、手術保険金をお支払いします。

○一定の種類の手術に該当する手術（例：内視鏡による手術など）において、1 の不慮の事故による入院に係るものについては、1 回のお支払いを限度とします（235 ページ「無配当傷害入院特約条項別表第 7」備考 9 参照）

②お支払いする金額

その入院についてお支払いすべき 1 日当たりの入院保険金額に手術の種類に応じて定める支払倍率（233 ページ「無配当傷害入院特約条項別表第 7」参照）を乗じて得た額の手術保険金をお支払いします。

(3) 長期入院一時保険金

①お支払いするとき

被保険者が、入院保険金の支払事由に該当する入院をされ、1 の不慮の事故による入院期間の日数が合計して 120 日となったときは、長期入院一時保険金をお支払いします。

②お支払いする金額

特約保険金額の 1000 分の 30 に相当する金額です。

（例）特約保険金額 200 万円の場合には 60,000 円となります。

ご 注 意

入院保険金、手術保険金または長期入院一時保険金をお支払いできない場合については、57 ページの「ご注意」をご覧ください。

当社は手術保険金の支払事由にかかわる法令などの改正または医療技術の変化があり、その改正または変化が手術保険金の支払事由に影響を及ぼすと認めたときは、主務官庁の認可を得て、この特約の特約保険料および特約保険金額を変更することなく手術保険金の支払事由を変更することがあります。この場合、当社は、その規定を変更する 2 か月前までに保険契約者あて通知いたします。

4 無配当疾病傷害入院特約の保障内容

(1) 入院保険金

被保険者が入院（「日帰り入院」を含みます。）をされたときは、入院保険金をお支払いします。

①不慮の事故によって受けた傷害により入院されたときのお支払い

お支払いの要件、入院保険金額および支払限度などは、無配当傷害入院特約の場合と同様になります。53 ページをご覧ください。

②疾病により入院されたときのお支払い

ア お支払いするとき

被保険者が次のすべてを満たす入院（「日帰り入院」を含みます。）をされたときは、入院保険金をお支払いします。

- (ア) この特約の責任開始時以後（この特約の保険期間中に限ります。）にかかった疾病を直接の原因とする入院であること
- (イ) 特約の保険期間中に開始した入院であること
- (ウ) 治療を目的とした入院であること
- (エ) 病院または診療所への入院であること
- (オ) 入院期間の日数が1日以上であること

具体的には「入院1日当たりの入院保険金の額（次のイ参照）」×「入院日数」分の入院保険金をお支払いすることになります。

イ お支払いする金額

入院1日当たりの入院保険金の額は、特約保険金額の1000分の1.5に相当する金額です。

（例）特約保険金額200万円の場合には3,000円となります。

ウ 1の疾病による入院保険金の支払限度

1の疾病による入院について120日分を限度とします。この場合には、直接の因果関係のある2以上の疾病は、1の疾病とみなして取り扱います。

例えば、疾病の治療に用いた薬の副作用で別の疾病にかかった場合、原則として直接の因果関係があったものとして取り扱うこととなります。

なお、1の疾病により入院し退院した後、その退院の日から180日経過後に同じ疾病により入院されたときは、別な疾病により入院されたものとして取扱い、それぞれ120日分を限度として入院保険金をお支払いします。

＜病名が異なっても同じ疾病とみなされることがある病名の例＞

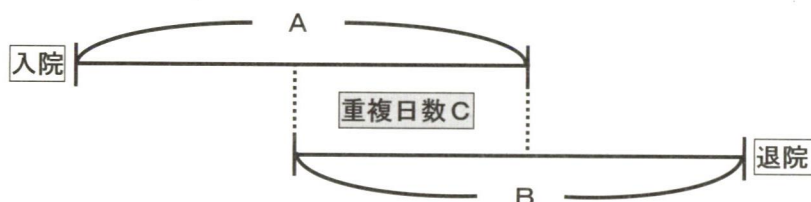
病 名	左欄の疾病と直接の因果関係があるとみなされることがある病名の例
高血圧症	脳梗塞、心筋梗塞、狭心症、心不全、脳血栓、脳出血
動脈硬化症	脳梗塞、脳血栓、心筋梗塞、心不全、高血圧症、狭心症
糖尿病	白内障、糖尿病性腎症
心筋梗塞	心不全、狭心症、動脈硬化症、不整脈
狭心症	心筋梗塞、脳梗塞、心不全、不整脈
脳血栓	脳梗塞、失語症
慢性肝炎	肝硬変、食道静脈瘤、黄疸
慢性腎炎	腎不全、ネフローゼ症候群、尿毒症、腎性高血圧症

エ 2以上の疾病により入院されたときの重複入院期間のお支払い

1の疾病により入院されたものとして入院保険金をお支払いします。また、重複する期間については支払われる入院保険金の額が最も多い額となる入院保険金のみをお支払いします。

○入院保険金をお支払いする限度（120 日分）を計算する場合には、それぞれの疾病による入院について入院保険金をお支払いしたものとして計算します。

（例）次の場合、 $(A + B - C)$ の日数の入院保険金をお支払いします。

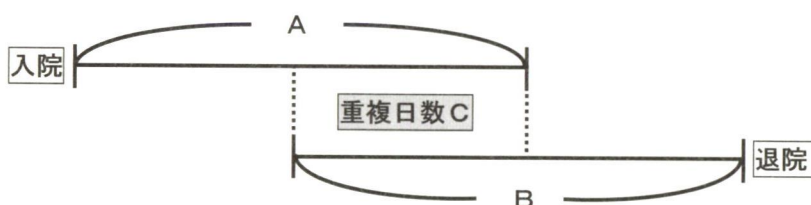


③疾病および不慮の事故によって受けた傷害により入院されたときの重複入院期間のお支払い

1の疾病または1の不慮の事故により入院されたものとして入院保険金をお支払いします。また、疾病による入院と不慮の事故によって受けた傷害による入院とが重なった場合、その重複する期間については、支払われる入院保険金の額が最も多い額となる入院保険金のみをお支払いします。

○入院保険金をお支払いする限度（120 日分）を計算する場合には、疾病または不慮の事故によって受けた傷害による入院のそれぞれについて入院保険金をお支払いしたものとして計算します。

（例）次の場合、 $(A + B - C)$ の日数の入院保険金をお支払いします。



(2) 手術保険金

被保険者が、所定の手術を受けられたときは、手術保険金をお支払いします。

①不慮の事故によって受けた傷害により手術を受けたときのお支払い

お支払いの要件および手術保険金額は、無配当傷害入院特約の場合と同様になります。54 ページをご覧ください。

②疾病により手術を受けたときのお支払い

ア お支払いするとき

被保険者が、入院保険金の支払事由に該当する入院（入院保険金の支払われる期間の経過後も入院している場合にあっては、その期間の経過前からなお継続して入院している場合に限ります。）中に、次のすべてを満たす所定の手術（250 ページ「無配当疾病傷害入院特約条項別表第7」参照）を受けられたときは、手術保険金をお支払いします。

(ア) 入院の原因となった疾病を直接の原因とする手術であること

(イ) 治療を直接の目的とした手術であること

(ウ) 病院または診療所における手術であること

○入院の原因となった疾病により、同時期に2種類以上の手術を受けられたときは、これらの手術のうち支払倍率が最も高いいずれか1種類の手術に限り、手術保険金をお支払いします。

イ お支払いする金額

その入院についてお支払いすべき1日当たりの入院保険金額に手術の種類に応じて定める支払倍率（250 ページ「無配当疾病傷害入院特約条項別表第7」参照）を乗じて得た額の手術保険金をお支払いします。

③疾病および不慮の事故によって受けた傷害により手術を受けたときのお支払い

入院の原因となった疾病または不慮の事故によって受けた傷害により同時期に2種類以上の手術を受けられたときは、これらの手術のうち支払倍率が最も高いいずれか1種類の手術に限り、手術保険金をお支払いします。

○一定の種類の手術に該当する手術（例：内視鏡による手術など）において、1の不慮の事故または疾病による入院に係るものについては、1回のお支払いを限度とします（252 ページ「無配当疾病傷害入院特約条項別表第7」備考9参照）。

(3) 長期入院一時保険金

①お支払いするとき

被保険者が、入院保険金の支払事由に該当する入院をされ、1の疾病または1の不慮の事故による入院期間の日数が合計して120日となったときは、長期入院一時保険金をお支払いします。

②お支払いする金額

特約保険金額の1000分の30に相当する金額です。

（例）特約保険金額200万円の場合には60,000円となります。

ご 注 意

1 次の場合には、無配当傷害入院特約および無配当疾病傷害入院特約における不慮の事故による傷害を直接の原因とする入院保険金、手術保険金または長期入院一時保険金はお支払いしません。

- ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ②被保険者の犯罪行為
- ③被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故
- ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転、またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

なお、被保険者が、地震、噴火もしくは津波、または戦争その他の変乱が原因で、入院保険金、手術保険金または長期入院一時保険金の支払事由に該当した場合は、該当する被保険者の数によっては、入院保険金、手術保険金または長期入院一時保険金を削減して支払い、またはその支払いをしないことがあります。

2 次の場合には、無配当疾病傷害入院特約における疾病を直接の原因とする入院保険金、手術保険金または長期入院一時保険金はお支払いしません。

- ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ②被保険者の薬物依存

なお、被保険者が、戦争その他の変乱が原因で、入院保険金、手術保険金または長期入院一時保険金の支払事由に該当した場合は、該当する被保険者の数によっては、入院保険金、手術保険金または長期入院一時保険金を削減して支払い、またはその支払いをしない場合が

あります。

- 3 当社は手術保険金の支払事由にかかわる法令などの改正または医療技術の変化があり、その改正または変化が手術保険金の支払事由に影響を及ぼすと認めたときは、主務官庁の認可を得て、この特約の特約保険料および特約保険金額を変更することなく手術保険金の支払事由を変更することがあります。この場合、当社は、その規定を変更する2か月前までに保険契約者あて通知いたします。

第3 各特約に共通の事項

1 特約の保険期間

特約の保険期間は、基本契約の保険期間と同じ期間です（特約の中途付加の場合を除きます。）。特約の中途付加などの場合、特約の保険期間は基本契約の保険期間の終了までとなります。

2 特約保険料のお支払い

特約保険料は、基本契約の保険料のお支払い方法（経路）で、これと同一月分をお支払いください。

- 基本契約の保険料を団体支払いまたは前納支払いとするときは、特約保険料も同様の支払いとなります。
- 前納支払いによる保険料の割引は、基本契約の保険料と特約保険料ごとに計算した上で合算します。

3 特約の失効

次のいずれかの場合には、特約は効力を失います。

- (1) 基本契約が効力を失ったとき
- (2) 特約保険料の払込猶予期間内に特約保険料のお支払いがないとき（払込猶予期間は、基本契約の場合と同じです。）（33 ページ参照）
- (3) 特約保険金の支払額が通算して特約保険金の支払額の限度に達したとき
- (4) 特約保険金額が更正された場合（年齢または性別の誤りの処理および貸付金の弁済に代える保険金額または年金額の減額に伴うものを除きます。）において、更正後の特約保険金額が特約の契約日における当社の定める最低特約保険金額に満たないとき

4 特約の復活

払込猶予期間内に保険料のお払込みがなかったため、基本契約とともに特約が失効となった場合には、当社の承諾を得て、基本契約と併せて特約を復活することができます（34 ページ「ご契約の復活」参照）。

ご 注 意

特約を復活した場合でも、失効から復活までの間に被保険者がかかった疾病または不慮の事故により受けた傷害を直接の原因として特約保険金の支払事由が発生した場合（疾病を直接の原因とするときは、復活後2年を経過するまでの間（一定の場合は2年を経過してからの期間を含みます。）に特約保険金の支払事由が発生した場合）については、特約保険金はお支払いしません。

5 特約保険料のお払込みの免除

次の場合には、その後の特約保険料のお払込みは免除されます。

(1) 基本契約の保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除

基本契約の保険料が払込免除とされたときは、特約保険料（介護保険金付終身保険に係る基本契約の保険料が特定要介護状態により払込免除となる場合にあっては、当該基本契約に付加された介護特約に係る特約保険料を除きます。）のお払込みは免除されます。ただし、基本契約の保険料が払込免除とされた直接の原因が、その特約の責任開始時前に生じたものであるとき、またはその特約の失効後その復活までにかかった疾病または不慮の事故により受けた傷害であるときは、特約保険料のお払込みは免除されません。

(2) 身体障がいによる特約保険料の払込免除

基本契約の保険料が払込免除となり、特約保険料のみお払込み中のときにおいて、被保険者が特約の責任開始時以後に不慮の事故により傷害を受け、その傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に身体障がい等級表（64 ページ、65 ページ参照）の第1級、第2級または第3級の身体障がいの状態になられたときは、特約保険料のお払込みは免除されます。

(3) 介護保険金付終身保険に付加された特約の特約保険料の払込免除

①介護保険金付終身保険に付加された特約において、基本契約の保険料が払込免除となり、特約保険料のみお払込み中のときに、被保険者がこの特約の責任開始時以後においてかかった疾病または不慮の事故により受けた傷害により重度障がいの状態となられたときは、特約保険料のお払込みは免除されます。

②介護保険金付終身保険に付加された特約において、被保険者がこの特約の責任開始時以後に疾病にかかり、または不慮の事故により傷害を受け、その疾病または傷害を直接の原因として特定要介護状態（48 ページ、219 ページ（介護特約条項別表第3）参照）となり、その状態が180日以上継続したときは、特約保険料のお払込みは免除されます。

ご 注 意

上記(2)および(3)については、被保険者が次のいずれかにより、身体障がい等級表（64 ページ、65 ページ参照）の第1級、第2級もしくは第3級の身体障がいの状態になられたときもしくは特定要介護状態が180日以上継続したとき、またはその疾病もしくは傷害がその特約の失効後復活までに被保険者がかかった疾病もしくは不慮の事故により受けた傷害であるとき（上記(3)②に

については、一定の場合を除きます。)は、特約保険料のお払込みは免除されません。

- ① 保険契約者、被保険者または基本契約において保険契約者が指定した死亡保険金受取人の故意または重大な過失
- ② 被保険者の犯罪行為
- ③ 被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故
- ④ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- ⑤ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- ⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転、またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- ⑦ 被保険者の薬物依存(上記(3)②の場合に限ります。)

なお、被保険者が、地震、噴火もしくは津波、または戦争その他の変乱が原因で、身体障がい等級表(64ページ、65ページ参照)の第1級、第2級もしくは第3級の身体障がいの状態になられたときもしくは特定要介護状態が180日以上継続したときは、該当する被保険者の数によっては、特約保険料の全部または一部についてお払込みを免除としない場合があります。

第4 特約の変更

1 基本契約の変更に伴う特約の変更

(1) 基本契約の保険金額の変更に伴う特約の変更

基本契約の保険金額に変更があった場合において、特約保険金額が変更後の基本契約の保険金額を超えることとなるときは、特約保険金額を変更後の基本契約の保険金額と同一の額に変更し、特約保険料額を更正します。

(2) 基本契約の保険期間または保険料払込期間の変更に伴う特約の変更

基本契約の保険期間または保険料払込期間に変更があったときは、特約の保険期間または特約の保険料払込期間もこれと同一の期間に変更します。

2 特約保険金額の増額・減額変更

特約保険金額については、一定の条件の下で、増額(無配当傷害入院特約および無配当疾病傷害入院特約を除きます。)または減額することができます。

3 特約の種類の変更

災害特約(介護保険金付終身保険の基本契約に付加されているものに限ります。)または介護特約においては、保険契約者は、一定の条件の下で、特約の種類を変更することができます。この場合には、特約保険料額を更正します。

4 特約の中途付加

特約が付加されていない基本契約には、当社の承諾を得て、特約を付加することができます（特約が付加されている場合でも、一定の条件で、他の種類の特約を付加することができます。）。

なお、基本契約が次のいずれかに該当するときなどは、特約の中途付加のお申込みをすることはできません。

- 保険金額がその特約を付加する最低保険金額に満たないとき
- 残りの保険料払込期間が1年に満たないとき
- 保険料が払込免除とされているとき
- 保険料払済契約に変更されているとき
- 復活払込金の分割払込みをされているとき
- 保険料に振り替えることを目的とした保険契約者に対する貸付けを請求した場合で、その請求に係る貸付金の全部の振替えが終わっていないとき
- 払込時期の到来した保険料が払い込まれていないとき
- 特約の中途付加のお申込みをする特約と同一の特約または類似の特約（例えば、災害特約と介護特約、無配当傷害入院特約と無配当疾病傷害入院特約）が付加されていたとき

ご 注 意

- 特約の中途付加のお申込みを当社が承諾した場合には、第1回保険料（第1回保険料相当額）のお払込みおよび告知がともに完了したときから、当社はご契約上の責任を負います。
- 中途付加する特約の契約応当日が、付加する基本契約の契約応当日と異なるときは、その基本契約の契約応当日を中途付加する特約の契約応当日とみなします。
- 特約を中途付加する場合の特約の契約日の加入年齢は、付加する基本契約の加入年齢に、基本契約の契約日の属する月の翌月から中途付加する特約の契約日の属する月までの期間を加えて計算します。

5 無配当入院特約の中途付加と同時に（有配当）入院特約を解約する場合の特則

平成19年10月1日から平成20年7月1日までの間を契約日（責任開始の日）とする基本契約において、付加している傷害入院特約を解約すると同時に無配当傷害入院特約を付加するお申込みがあった場合、または疾病傷害入院特約を解約すると同時に無配当疾病傷害入院特約を付加するお申込みがあった場合で、付加する無配当傷害入院特約または無配当疾病傷害入院特約（以下「無配当入院特約」といいます。）の特約保険金額と解約する傷害入院特約または疾病傷害入院特約（以下「（有配当）入院特約」といいます。）の特約保険金額が同額であり、かつ、そのお申込みと同時に第1回特約保険料相当額のお払込みおよび告知（無配当疾病傷害入院特約に限ります。注）がされた場合、次の特則が適用されます。

注 この特則が適用される場合の告知の取扱いなどは、13ページの「3 被保険者の健康状態などの告知」をご覧ください。

- 解約する（有配当）入院特約は、無配当入院特約の契約日（責任開始の日）に消滅します。ただし、無配当入院特約が成立しなかった場合には、一般の例によります（下記をご覧ください。）。
- 被保険者が、無配当入院特約の責任開始時前に疾病にかかりまたは不慮の事故により傷害を受けたことにより、無配当入院特約において特約保険金が支払われなかったときは、保険契約者

は、（有配当）入院特約の解約の通知および無配当入院特約のお申込みがなかったものとして取り扱う請求（（有配当）入院特約への復元の請求）をすることができます。ただし、無配当入院特約について、既に特約保険金が支払われた場合または特約保険料のお払込みが免除されている場合は、この取扱いを請求することができません。

第5 年齢または性別の誤りの処理

被保険者の年齢または性別に誤りがあった場合においては、実際の年齢がその特約の契約日において加入できる年齢の範囲内である場合に限り、当初から正当な年齢または性別に基づいてご加入いただいたものとして、加入限度額を上限として特約保険金額を更正します。ただし、正当な年齢がご契約に加入できる年齢の範囲外である場合には、特約は無効となり、当初から特約がなかったものとなります。

なお、被保険者の年齢または性別が誤っていたことにより基本契約の保険金額または特約保険金額が更正された場合において、特約保険金額（※）が基本契約の保険金額を超えることとなる場合は、特約保険金額を基本契約の保険金額と同一の額に更正し、特約保険料額を更正します。

※ 特約保険金額は、1の基本契約に2の入院特約が付加されている場合、それらの特約保険金額の合計額となります。

第6 特約の解約と返戻金のお支払い

1 特約の解約

保険契約者は、いつでも将来に向かって特約を解約することができます。この場合、特約の返戻金があるときは、これを保険契約者にお支払いします。

なお、月ごとの契約応当日以外の日に解約の通知があったときは、一部の場合を除き、直後の月ごとの契約応当日（保険期間の満了する日を含みます。）に特約は消滅しますので、解約の通知があった日から直後の月ごとの契約応当日の前日までの間に特約保険金の支払事由が生じると、特約保険金が支払われる場合があります（月ごとの契約応当日に解約の通知があったときは、通知があった時に特約は消滅します。）。

ご 注 意

○特約を解約されると、その後、同一の特約または類似の特約（例えば、災害特約と介護特約、無配当傷害入院特約と無配当疾病傷害入院特約）を付加することはできません。

2 特約返戻金のお支払い

(1) 特約返戻金をお支払いするとき

次の場合において、特約の返戻金がある場合には、保険契約者にお支払いします。

① 災害特約、介護特約の場合

○被保険者の死亡（特約保険金の支払事由に該当しない場合、（重度障がいの状態に該当するに至ったことにより死亡したものとみなされる場合（この特約が付加された基本契約が消滅する場合に限ります。）を含みます。）に限ります。）

○特約の解除または解約の通知

○特約の失効（被保険者の死亡および特約保険金の支払限度に達したことによる失効を除きます。）

○特約の変更（特約保険金額または特約保険料額が更正されるものに限ります。ただし、年齢または性別の誤りの処理による基本契約の変更に伴うものを除きます。）

○特約保険金の支払免責（傷害を直接の原因とする死亡の場合に限ります。）

② 無配当傷害入院特約、無配当疾病傷害入院特約の場合

○被保険者の死亡（この特約が付加された基本契約の普通保険約款の規定により、その基本契約の死亡保険金の支払免責に該当するときに限ります。）

○特約の解除または解約の通知

○特約の失効（被保険者の死亡（重度障がいの状態に該当するに至ったことにより死亡したものとみなされる場合を含みます。）および特約保険金の支払額がその限度に達したことによる失効を除きます。）

○特約の変更（特約保険金額または特約保険料額が更正されるものに限ります。ただし、年齢または性別の誤りの処理による基本契約の変更に伴うものを除きます。）

○特約保険金の支払額がその限度に達したとき

(2) 特約返戻金の額

特約返戻金の額は、107 ページから 114 ページに例示してありますので、ご覧ください。

なお、例示した以外のものについては、かんぽコールセンター(0120-552950)にお問い合わせください。

（注）返戻金はない場合やごく少ない金額となる場合があります。

第7 特約契約者配当金のお支払い

(1) 災害特約、介護特約の場合

災害特約および介護特約に対する契約者配当金は、当社の決算に基づき、特約ごとに割り当て、特約が消滅したときなどに特約保険金または特約返戻金のお支払いに併せてお支払いします。

（注）特約ごとに割り当てられる特約契約者配当金の金額は、経済情勢などにより変動（増減）し、当社の収益などの状況によっては割り当てられないこともあります。

(2) 無配当傷害入院特約、無配当疾病傷害入院特約の場合

無配当傷害入院特約および無配当疾病傷害入院特約においては、特約契約者配当金はありません。

第8 身体障がい等級表

この表は、不慮の事故によって傷害を受けた場合に適用されるものです（46 ページ、47 ページ、59 ページ参照）。

なお、この表に掲げる身体障がいは、いずれも、その障がいの状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。身体障がいの定義については、特約種類ごとにそれぞれ次のページをご覧ください。

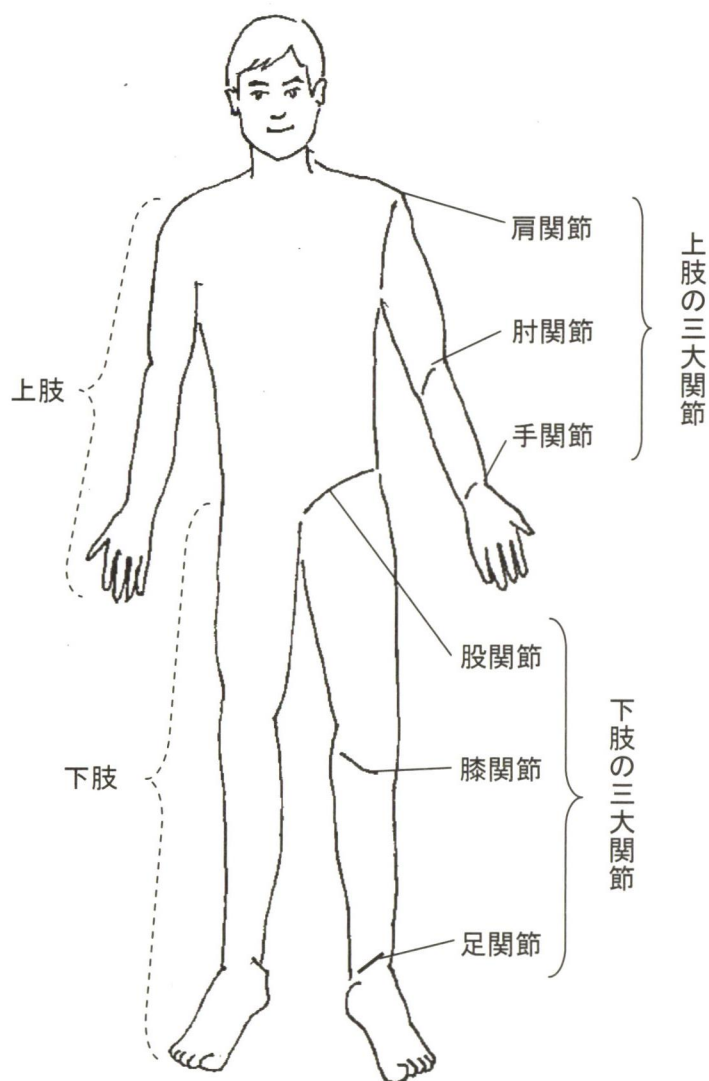
○災害特約		200 ページ（災害特約条項別表第2）
○介護特約		216 ページ（介護特約条項別表第2）
○無配当傷害入院特約		230 ページ（無配当傷害入院特約条項別表第2）
○無配当疾病傷害入院特約		248 ページ（無配当疾病傷害入院特約条項別表第2）

身体障がいの等級 (支払割合)	眼	耳	鼻	口	精神・神経 胸腹部臓器	脊柱
第1級 (100%)	(1) 両眼が失明したもの			(2) 言語またはそしゃくの機能を全く廃したもの	(3) 精神、神経または胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの	
第2級 (70%)		(20) 両耳の聴力を全く失ったもの		(21) 言語およびそしゃくの機能に著しい障がいを残すもの	(22) 精神、神経または胸腹部臓器に著しい障がいを残し、日常生活動作が著しく制限されるもの	
第3級 (50%)	(40) 両眼の視力の和が0.12以下になったもの (41) 1眼が失明したもの	(42) 両耳の聴力レベルが69デシベル以上89デシベル未満になったもの		(43) 言語またはそしゃくの機能に著しい障がいを残すもの	(44) 精神、神経または胸腹部臓器に障がいを残し、日常生活動作が制限されるもの	(45) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障がいを残すもの
第4級 (30%)	(60) 両眼に著しい視野狭窄を残すものまたは両眼視において著しく視野が欠損したもの	(61) 1耳の聴力を全く失ったもの (62) 平衡機能に障がいを残すもの	(63) 鼻を欠損し、その機能に障がいを残すもの			
第5級 (10%)	(80) 両眼視において著しい複視が生じるもの		(81) 鼻の機能に障がいを残すもの	(82) 味覚を全く失ったもの		

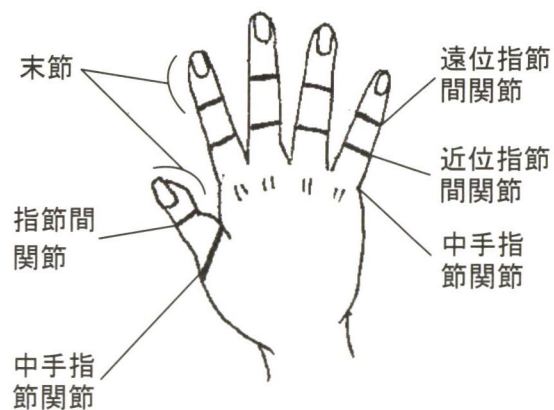
身体の部位 等級 (支払割合)	上肢および手指	下肢および足指
第1級 (100%)	(4) 両上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1 上肢を手関節以上で失い、かつ、他の 1 上肢の用を全く廃したもの (6) 両上肢の用を全く廃したもの	(7) 1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの (8) 1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢の用を全く廃したもの (9) 1 上肢の用を全く廃し、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの (10) 1 上肢および 1 下肢の用を全く廃したもの (11) 両下肢を足関節以上で失ったもの (12) 1 下肢を足関節以上で失い、かつ、他の 1 下肢の用を全く廃したもの (13) 両下肢の用を全く廃したもの
第2級 (70%)	(23) 1 上肢を手関節以上で失ったもの (24) 1 上肢の用を全く廃したもの (25) 10 手指を失ったものまたはその用を全く廃したもの (26) 10 手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く廃したもの	(27) 1 下肢を足関節以上で失ったもの (28) 1 下肢の用を全く廃したもの
第3級 (50%)	(46) 1 上肢の 3 大関節中の 2 関節の用を全く廃したもの (47) 1 手の 5 手指を失ったもの、母指および示指を失ったものまたは母指もしくは示指を含み 3 手指もしくは 4 手指を失ったもの (48) 1 手の 5 手指もしくは 4 手指の用を全く廃したものまたは母指および示指を含み 3 手指の用を全く廃したもの	(49) 1 下肢の 3 大関節中の 2 関節の用を全く廃したもの (50) 10 足指を失ったものまたは 10 足指の用を全く廃したもの (51) 10 足指のうちその一部を失い、かつ、他の足指の用を全く廃したもの
第4級 (30%)	(64) 1 上肢の 3 大関節中の 2 関節以上の機能に著しい障がいを残すもの (65) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の用を全く廃したもの (66) 1 上肢に仮関節を残すもの (67) 1 手の母指もしくは示指を失ったもの、母指もしくは示指を含み 2 手指を失ったものまたは母指および示指以外の 3 手指を失ったもの (68) 1 手の母指および示指の用を全く廃したものまたは母指もしくは示指を含み 2 手指もしくは 3 手指の用を全く廃したもの	(69) 1 下肢の 3 大関節中の 2 関節以上の機能に著しい障がいを残すもの (70) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の用を全く廃したもの (71) 1 下肢に仮関節を残すもの (72) 1 下肢を 5 cm 以上短縮したもの (73) 1 足の 5 足指を失ったものまたは 5 足指の用を全く廃したもの
第5級 (10%)	(83) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障がいを残すもの (84) 1 手の母指および示指以外の 1 手指または 2 手指を失ったもの (85) 1 手の母指もしくは示指の用を全く廃したものまたは母指および示指以外の 2 手指もしくは 3 手指の用を全く廃したもの	(86) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障がいを残すもの (87) 1 下肢を 3 cm 以上短縮したもの (88) 1 足の第 1 足指または他の 4 足指を失ったもの (89) 1 足の第 1 足指を含み 3 足指または 4 足指の用を全く廃したもの

第9 身体の部位の名称

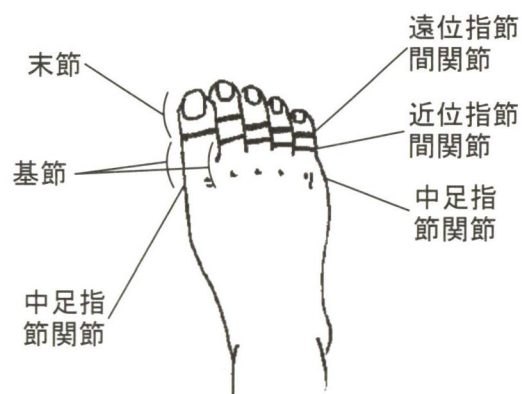
身体障がい等級表に掲載されている身体の部位の名称については、次のとおりとなります。



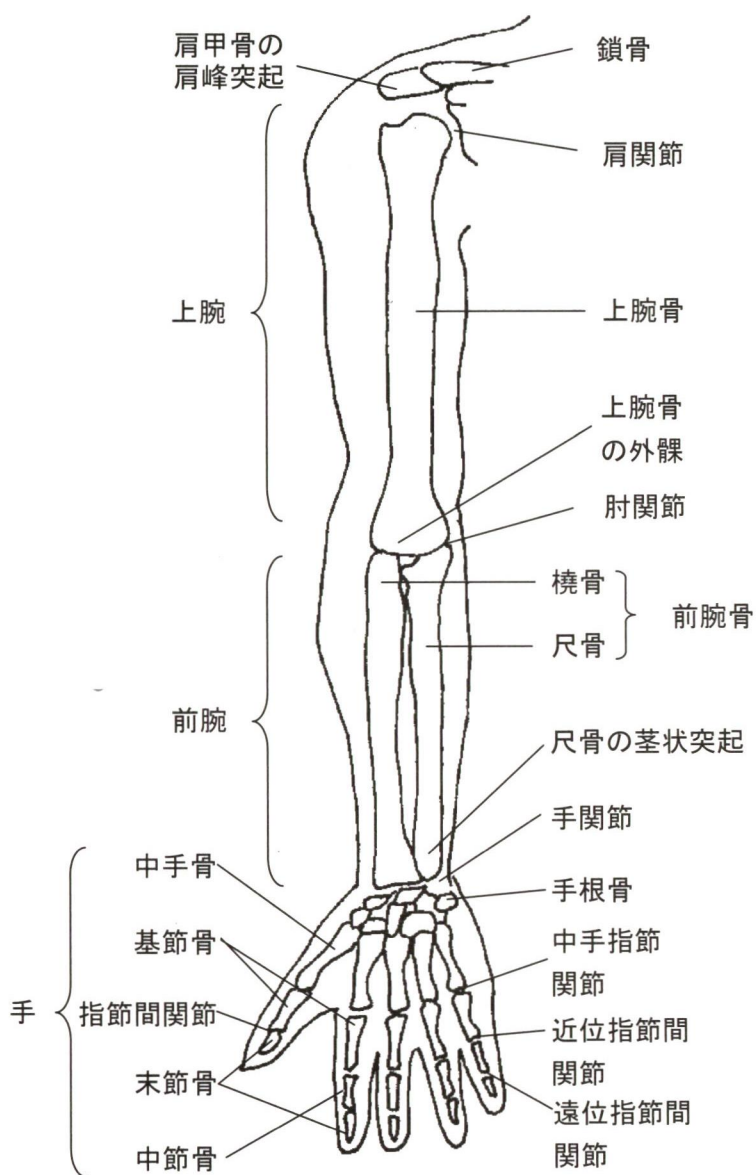
《手指の各名称》



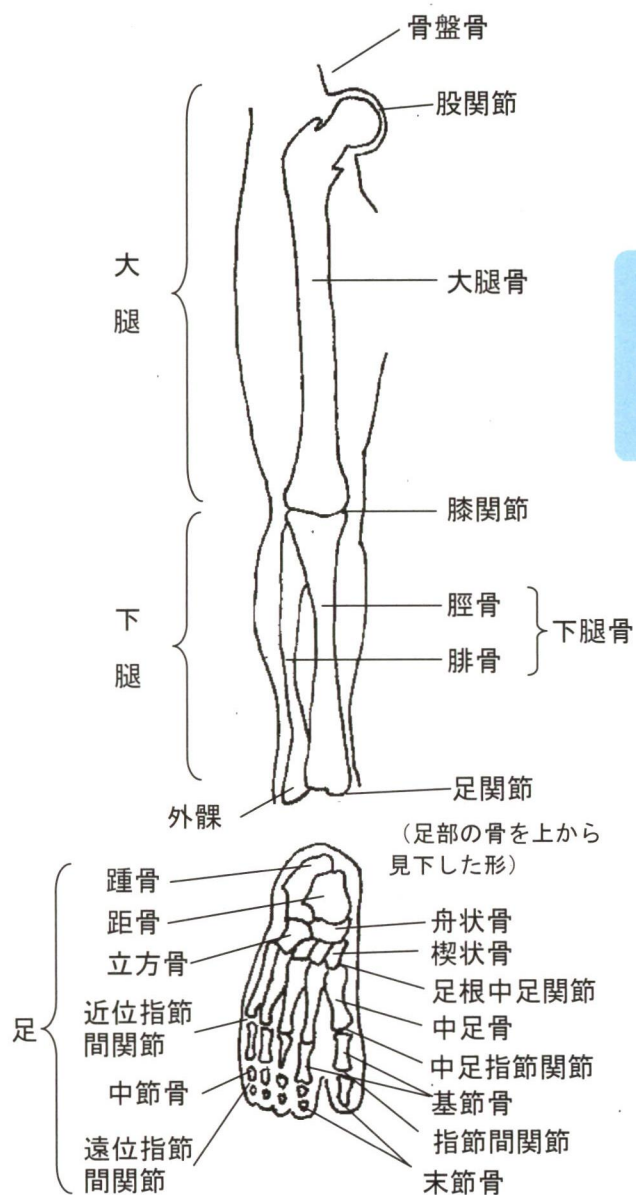
《足指の各名称》



《上肢の各名称（構造）》



《下肢の各名称（構造）》



特
約

ご契約のしおり

(保険金などのお支払い)

保険金などの
お支払い

第1 お支払いする保険金など

1 基本契約に関してお支払いする保険金

基本契約に関してお支払いする保険金は、次のとおりであり、それぞれ指定された保険金受取人にお支払いします。

なお、「保険金受取人が指定されていないとき」および「保険金支払事由発生前に指定された保険金受取人が死亡されたとき」の受取人については 80 ページをご覧ください。

支 払 事 由 および保険金 保険種類	保 険 期 間 中				被保険者の生存 中に保険期間が 満了したとき
	被保険者が死亡 されたとき	被保険者が重度障 がい状態になら れその旨の通知が あったとき（注1）	被保険者の生存中 に一定期間が満了 したとき（注2）	被保険者が特定 要介護状態とな られ、一定期間継 続したとき	
	死亡保険金	重度障がいに よる死亡保険金	生存保険金	介護保険金	
普通養老保険	○	○	—	—	○
特別養老保険	○	○	—	—	○
学資保険（生存保険金付 を除く）	○	○	—	—	○
学資保険（生存保険金付 に限る）	○	○	○	—	○
育英年金付学資保険（生存 保険金付を除く）（注3）	○	○	—	—	○
育英年金付学資保険（生存 保険金付に限る）（注3）	○	○	○	—	○
普通終身保険	○	○	—	—	—
特別終身保険	○	○	○	—	—
介護保険金付終身保険	○	—	○	○	—
普通定期保険	○	○	—	—	—

（注1）重度障がいによる死亡保険金のお支払いについては、73 ページをご覧ください。

（注2）生存保険金のお支払いについては、それぞれ次のページをご覧ください。

生存保険金付 18 歳・22 歳満期学資保険……88 ページ

生存保険金付 18 歳・22 歳満期育英年金付学資保険……90 ページ

特別終身保険および介護保険金付終身保険……94 ページ

（注3）育英年金付学資保険の育英年金のお支払いについては、91 ページをご覧ください。

ご 注 意

- 保険金または返戻金などの支払事由が発生したときは、なるべく早くご請求をしてください。
そのご請求をされないまま保険金または返戻金などの支払事由が生じた日の翌日から起算して5年を経過しますと、請求する権利が時効によって消滅します。
- 保険金の支払事由発生日が、当社の支店または郵便局（郵便局株式会社）の非営業日（土曜日、日曜日、休日など）に当たるときは、その非営業日以後、最初の当社の支店または郵便局（郵便局株式会社）の営業日からご請求をお受けします。
- 保険金、返戻金、契約者配当金または払い戻す保険料をお支払いする場合において、その基本契約に関し未払保険料、貸付金、当社が返還を受けるべき返戻金（返戻金と同時に お支払いした契約者配当金その他の金額を含みます。）その他当社が弁済を受けるべき金額があるときは、支払金額から差し引きます（控除支払）。

日本国外での死亡などについても保障します

当社は、日本国外での万が一の死亡などについても、日本国内における死亡などと同様に約款などの定める死亡保険金などの支払要件を満たしているものであれば、保険金をお支払いします。

2 特約に関してお支払いする特約保険金

支払事由 および特約保険金	特約種類 (参照ページ)	災害 特約	介護 特約	入院 無 配 当 特 約 傷 害	傷害 無 配 当 特 約 疾 病
		P51	P52	P53	P55
死亡保険金 責任開始時以後（※）の不慮の事故による傷害で、その傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に死亡した場合		○	○	—	—
傷害保険金 責任開始時以後（※）の不慮の事故による傷害で、その傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に一定の身体障がい状態になられた場合。ただし、被保険者がその事故の日から起算して4日以内に死亡した場合はお支払いしません		○	○	—	—
介護保険金 責任開始時以後（※）の疾病または不慮の事故による傷害で特定要介護状態になられ、その状態が180日継続したとき、およびその日から1年ごとに特定要介護状態がなお継続している場合		—	○	—	—
疾病による入院保険金 責任開始時以後（※）の疾病で、その疾病を直接の原因として、1日以上入院した場合		—	—	—	○
傷害による入院保険金 責任開始時以後（※）の不慮の事故による傷害で、その傷害を直接の原因として、その事故の日から3年以内に1日以上入院した場合		—	—	○	○
手術保険金 入院保険金の支払われる入院中に一定の手術を受けた場合（手術の種類に応じてお支払いします。）		—	—	○ 傷 害 に よ る も の	○
長期入院一時保険金 入院保険金の支払われる1の不慮の事故または1の疾病による入院期間の日数が合計して120日となった場合		—	—	○ 傷 害 に よ る も の	○

（※） 当該特約の保険期間中に限ります。

ご 注 意

- 特約保険金または特約返戻金などの支払事由が発生したときは、なるべく早くご請求をしてください。そのご請求をされないまま特約保険金または特約返戻金などの支払事由が生じた日の翌日から起算して5年を経過しますと、請求する権利が時効によって消滅します。
 - 特別終身保険、介護保険金付終身保険、生存保険金付学資保険および生存保険金付育英年金付学資保険においては、生存保険金のお受け取り後も特約保険金額は変わりません。
- また、2倍型終身保険および5倍型終身保険においては、保険料払込期間満了後も特約保険金額は変わりません。

日本国外での入院や死亡についても保障します

当社は、日本国外での万が一の入院や死亡についても、日本国内における入院などと同様に約款などの定める特約保険金の支払要件を満たしているものであれば、特約保険金をお支払いします。

3 保険金の倍額支払（基本契約）（普通定期保険を除きます）

契約日から起算して1年6か月を経過してから、被保険者が、不慮の事故（46 ページ参照）を直接の原因としてその事故の日から 180 日以内に死亡されたとき、または当社所定の感染症（47 ページ参照）を直接の原因として死亡されたときは、支払うべき死亡保険金のほかにこれと同額（特別養老保険の場合には満期保険金額、2 倍型終身保険または5 倍型終身保険の場合には保険料払込期間満了後の死亡保険金額と同額）の保険金を死亡保険金受取人にお支払いします。

ご 注 意

○復活した基本契約においてその復活日から起算して6か月を経過していないもの、または次の場合には、保険金の倍額支払をしません。

- ①疾病（当社所定の感染症を除きます。）を直接の原因とする事故
- ②保険契約者、被保険者または指定された死亡保険金受取人の故意または重大な過失
- ③被保険者の犯罪行為
- ④被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故
- ⑤被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- ⑥被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- ⑦被保険者が法令に定める酒気帯び運転、またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

なお、被保険者が、地震、噴火もしくは津波、または戦争その他の変乱が原因で死亡され、保険金の倍額支払事由が生じた場合は、該当する被保険者の数によっては保険金を削減して支払い、またはその支払いをしない場合があります。

保険金などの
お支払い

4 重度障がいによる死亡保険金のお支払い（基本契約）（介護保険付終身保険を除きます）

被保険者が責任開始時以後または復活に係る責任開始時以後にかかった疾病または受けた傷害により 46 ページ第 2 表に定める重度障がいの状態になられ、保険契約者から保険期間内にその旨の通知があったときは、被保険者が死亡されたものとみなして死亡保険金をお支払いします。この場合、通知があった日にご契約（付加された特約を含みます。）は消滅します。

なお、重度障がいによる死亡保険金は後日請求されることとして、保険料の払込免除のお取扱いを受けてご契約を継続することができます（35 ページ参照）。

（注 1）死亡保険金額が死亡の時期により異なる額となる保険においては、重度障がいになられた旨の通知がされた時期により、重度障がいによる死亡保険金額が異なります（たとえば、2 倍型終身保険および 5 倍型終身保険の場合、保険料払込期間中に重度障がいの状態が固定した場合であっても、その旨の通知が保険料払込期間満了後となったときは、保険金額は、保険料払込期間中にご請求があった場合の 50%または 20%となります。）。

（注 2）普通養老保険など保険期間が有期の保険においては、保険期間満了後に通知があった場合は重度障がいによる死亡保険金は支払われません（重度障がいによる死亡保険金は後日請求されることとして、保険料払込免除のお取扱いを受けてご契約を継続した場合も、重度障がいによる死亡保険金の請求をするときは、保険期間内に改めて通知が必要です。）。

（注 3）一部の保険については、保険契約者がやむを得ない事由により保険期間内（保険料払込期間内）に通知をすることができなかつたと当社が認めた場合には、当該期間の末日にその通知があったものとみなします。

重度障がいによる死亡保険金をお支払いできない場合など

- 保険契約者、被保険者または保険契約者が指定した死亡保険金受取人の故意により被保険者が重度障がいになられた場合には、重度障がいによる死亡保険金はお支払いしません。
また、被保険者が、戦争その他の変乱が原因で重度障がいの状態になられた場合は、該当する被保険者の数によっては、死亡保険金を削減してお支払いする場合があります。
- 重度障がいによる死亡保険金をお支払いした場合（育英年金付学資保険にあっては、年金支払事由発生日（保険契約者が死亡された日）の前日までにお支払いした場合）は、保険契約は終了します。したがって、その保険契約の被保険者については、その後、死亡保険金、満期保険金などはお支払いしません。
- 育英年金付学資保険にあっては、年金支払事由発生日以後に被保険者が重度障がいの状態になった旨のご通知があり、重度障がいによる死亡保険金をお支払いした場合には、育英年金に係る部分に限って保険契約が継続します。したがって、その後、育英年金のお支払いはしますが、その保険契約の被保険者について死亡保険金や満期保険金などはお支払いしません。
- 重度障がいによる死亡保険金の支払対象となる被保険者の重度障がいの状態とは、各種約款に定めるものであり、身体障がい者手帳などの認定の基準となる身体障がいの状態とは異なるものです。

5 保険金を減額してお支払いするとき

被保険者をご加入後短期間に、あるいは満6歳になられる前に死亡されたときなどには、保険金を減額してお支払いする場合があります。

詳しくは、それぞれ次のページをご覧ください。

○災害特約…………… 51 ページ

○普通養老保険…………… 86 ページ

○育英年金付学資保険…………… 90 ページ

○学資保険…………… 89 ページ

○普通定期保険…………… 97 ページ

6 特約保険金のお支払いの限度

お支払いする特約保険金は、特約種類ごとに通算して、それぞれの特約保険金額を限度とします。

7 保険金などをお支払いできないとき

- (1) 基本契約または特約の保険金などの免責事由に該当した場合（保険金の倍額支払、重度障がいによる死亡保険金のお支払いの免責事由は、73 ページをご覧ください。）

次の場合には、支払事由が発生しても保険金などをお支払いしません。

ア 死亡保険金

被保険者が次のいずれかにより死亡したとき。

- ①責任開始の日または復活に係る責任開始の日から起算して3年を経過する前の自殺。ただし、精神病などによる自殺については、お支払いする場合があります。
- ②保険契約者により指定された死亡保険金受取人の故意。ただし、その者が死亡保険金の一部を受け取るべき場合には、指定された他の死亡保険金受取人にその残額をお支払い

します。

③保険契約者の故意

なお、被保険者が、戦争その他の変乱が原因で死亡した場合は、該当する被保険者の数によっては、死亡保険金を削減してお支払いする場合があります。

イ 育英年金（育英年金付学資保険）

育英年金の免責事由については、92 ページをご覧ください。

ウ 介護保険金（介護保険金付終身保険）

介護保険金の免責事由については、95 ページをご覧ください。

エ 特約保険金（死亡保険金、傷害保険金、介護保険金、入院保険金、手術保険金および長期入院一時保険金）

特約保険金の免責事由については、52 ページ、57 ページをご覧ください。

(2)「責任開始時」前の疾病や傷害を原因とする場合

○重度障がいによる死亡保険金、重度障がいによる育英年金（育英年金付学資保険）、介護保険金（介護保険金付終身保険）、および特約保険金（死亡保険金、傷害保険金、介護保険金、入院保険金、手術保険金および長期入院一時保険金）のお支払いや保険料のお払込みの免除は、その原因となる疾病または傷害がご契約または特約の責任開始時以後に生じたことが、その要件となっているものもあります。

○したがって、その場合、責任開始時前に既に発生していた疾病や傷害を原因として、重度障がい・特定要介護状態になった場合や、入院・手術をされた場合などには、たとえ、過去の傷病歴（傷病名、治療期間など）、現在の健康状態や身体の障がいの状態などについて「告知」をいただいても、保険金のお支払いおよび保険料のお払込みの免除はできません。

○ただし、責任開始時前の疾病を原因とする場合であっても、責任開始日から2年を経過した後開始した入院・手術などについては、一定の場合を除き、責任開始時以後に生じた原因による入院・手術とみなします。

責任開始時より前に既に発生していた疾病の例

医学上重要な関係にある疾病について、責任開始時より前に、次のいずれかに該当するものをいいます。

- 人間ドック・健康診断にて、異常指摘（経過観察を含みます。）がある場合
- 医療機関の受療がある場合
- 身体に生じた異常症状に自覚などがある場合

(3) 告知義務違反による契約の解除の場合

ご契約のお申込みおよび復活（学資保険および育英年金付学資保険の保険契約者の変更を含みます。）時の告知の際、故意または重大な過失によって、事実をお知らせいただけなかったり、真実とは違うことをお知らせいただいたりしたため、当社がご契約を解除した場合は、保険金もしくは育英年金の支払事由または保険料のお払込みが免除となる事由が生じていても、保険金もしくは育英年金のお支払いをせず、または保険料のお払込みを免除しません。ただし、保険金もしくは育英年金の支払事由または保険料のお払込みの免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらない場合には、保険金もしくは育英年金をお支払いし、または保険料のお払込みを免除します。

告知義務違反については13 ページ、36 ページをご覧ください。

(4) 重大事由による契約の解除の場合

次の事由に該当し、当社がご契約を解除した場合は、保険金もしくは育英年金の支払事由または保険料のお払込みが免除となる事由が生じていても、保険金もしくは育英年金のお支

払いをせず、または保険料のお払込みを免除しません。

- ①保険契約者、被保険者、保険金受取人または年金受取人が保険金または育英年金（保険料のお払込みの免除を含みます。また、他の保険契約の保険金を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。）を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で保険事故を招致（未遂を含みます。）したとき
- ②保険金または育英年金のご請求に関し、保険金受取人または年金受取人に詐欺行為があったとき
- ③基本契約に付加されている特約が重大事由によって解除されたとき
- ④他のご契約との重複により被保険者に係る保険金額などの合計額が著しく過大で保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- ⑤その他ご契約を継続することを期待しえない上記①から④までと同等の事由があるとき

(5) 加入限度額超過による契約の解除の場合

ご契約の保険金額または年金額が、加入限度額を超えたことにより、当社がご契約を解除した場合には、保険金もしくは育英年金の支払事由または保険料のお払込みが免除となる事由が生じていても、保険金もしくは育英年金のお支払いをせず、または保険料のお払込みを免除しません。

(6) 詐欺による無効の場合

保険契約者または被保険者の詐欺によりご契約の締結または復活（学資保険および育英年金付学資保険の保険契約者の変更を含みます。）が行われた場合は、そのご契約または復活は無効とし、保険金をお支払いすることはできません。この場合、既にお払込みいただいた保険料は払い戻しません。

(7) 不法取得目的による無効の場合

ご契約の締結状況、ご契約の成立後の保険金または育英年金（保険料のお払込みの免除を含みます。）のご請求の状況などから、保険契約者が保険金などを不法に取得する目的または他人に保険金などを不法に取得させる目的でご契約の締結または復活（学資保険および育英年金付学資保険の保険契約者の変更を含みます。）が行われた場合は、そのご契約または復活は無効とし、保険金などをお支払いすることはできません。この場合、既にお払込みいただいた保険料は払い戻しません。

(8) ご契約の失効の場合

保険料のお払込みがなかったため、ご契約が効力を失った（失効した）場合は、支払事由が生じていても保険金などはお支払いしません。

(9) その他支払事由に該当しない場合

保険金などは、各種約款などに定める支払事由に該当する場合にお支払いします。したがって、支払事由に該当しない場合は保険金または育英年金はお支払いしません。

○各種保険金のお支払いに関してご不明な点がございましたら、かんぽコールセンター（0120-552950）にお問い合わせください。

8 保険金などをお支払いできる事例とお支払いできない事例

次ページ以降の表は、保険金などをお支払いできる場合またはお支払いできない場合をわかりやすくご説明するため、代表的な事例を参考として挙げたものです。

ご契約の保険種類・特約種類・加入時期によっては、お取扱いが異なる場合がありますので、実際のご契約でのお取扱いに関しては、保険証券、ご契約のしおり・約款および当社ホームページなどを必ずご確認ください。また、記載以外に認められる事実関係などによってもお取扱いに違いが生じることがあります。

事例1 死亡保険金のお支払い(告知義務違反による解除)	
お支払いできる場合	お支払いできない場合
保険契約にご加入する前の「慢性C型肝炎」での通院治療の事実について、会社所定の質問表(告知書)に正しい告知をしないでご加入された場合で、ご加入後1年で「慢性C型肝炎」とは全く関係のない「胃がん」で死亡されたケース	保険契約にご加入する前の「慢性C型肝炎」での通院治療の事実について、会社所定の質問表(告知書)に正しい告知をしないでご加入された場合で、ご加入後1年で「慢性C型肝炎」を原因とする「肝がん」で死亡されたケース
【ご説明】 保険契約にご加入いただく際には、お申込時における被保険者(学資保険などの場合は、保険契約者および被保険者)の健康状態について正確に告知をしていただく必要があります。 しかしながら、故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、真実とは異なる内容を告知された場合には、保険契約を解除させていただき、死亡保険金はお支払いしません。ただし、告知義務違反の対象となった事実と死亡の原因に全く因果関係のないことが認められたときには、死亡保険金をお支払いします。	

事例2 保険金の倍額支払(免責事由への該当)	
お支払いできる場合	お支払いできない場合
＜被保険者の不注意＞ ・被保険者がうっかりわき見運転で路肩に衝突して、死亡されたケース ＜軽度の酒酔い状態での事故＞ ・被保険者が飲酒をしていたが、横断歩道を通常歩行中に、走行してきた車にはねられ、死亡されたケース	＜被保険者の重大な過失＞ ・被保険者が自動車を運転し、危険な行為であることを認識できる状況下であるにもかかわらず、高速道路を逆走して対向車に衝突して、死亡されたケース ＜泥酔の状態を原因とする事故＞ ・被保険者が泥酔して車道上に寝込んでいたところを走行してきた車にはねられ、死亡されたケース
【ご説明】 保険金の倍額支払は、被保険者が契約日から起算して1年6か月を経過した後に、不慮の事故を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡したときは、普通保険約款に定める保険金をお支払いします。ただし、被保険者に重大な過失がある場合、泥酔の状態を原因として招いた事故などの場合には、お支払いしません。	

事例3 重度障がいによる死亡保険金のお支払い(障がいの状態と回復の見込み)	
お支払いできる場合	お支払いできない場合
両方の眼球が完全に失明された(眼鏡などによりきょう正した視力が0.02以下となり回復の見込みが全くないと診断された)ケース	眼鏡などによりきょう正した視力が0.02以下となったが回復の見込みがあるため、現在治療中であるケース
【ご説明】 被保険者が普通保険約款に定める重度障がいの状態に該当し、また、その重度障がいの状態が固定し、かつ、回復する見込みがなくなった場合に、保険契約者からその通知を受けて重度障がいによる死亡保険金をお支払いします。	

事例4 入院保険金のお支払い(責任開始時前の発病)	
お支払いできる場合	お支払いできない場合
保険契約にご加入された後に「椎間板ヘルニア」にかかり入院されたケース	保険契約にご加入される前にかかっていた「椎間板ヘルニア」が保険契約にご加入された後に悪化して入院されたケース
【ご説明】 入院保険金は、責任開始時以後にかかった疾病または不慮の事故により受けた傷害(ケガ)を原因とする入院に対しお支払いするものですから、<u>責任開始時前にかかっていた疾病または不慮の事故により受けた傷害(ケガ)を原因とする入院については、お支払いの対象とはならないものです。</u> なお、ご契約(特約)により、責任開始時以後一定期間経過後は、責任開始時前の疾病を原因とする入院でもお支払いする場合があります。	

事例5 入院保険金のお支払い(支払日数限度の超過)	
お支払いできる場合	お支払いできない場合
胃がんにより130日入院した後に退院し、その1年2か月後に再び胃がんにより130日の入院をされたケース 1回目の入院について120日分お支払いいたします。2回目の入院についても、新たな疾病による入院とみなして120日分お支払いします。	胃がんにより130日入院した後に退院し、その2か月後に再び胃がんにより130日の入院をされたケース 1回目の入院については、120日分お支払いしますが、2回目の入院については、1回目の入院と通算しますので、支払日数の限度(120日)を超えることになり、お支払いできません。
【ご説明】 当社の入院特約は、一つの疾病または傷害(ケガ)による入院について、お支払いする入院保険金は、120日分を限度としています。ただし、疾病による入院の場合、被保険者が病院を退院後180日を経過してから再度同じ疾病を原因として入院したときは、新たな疾病にかかったものとみなして入院保険金をお支払いします。	

事例6 手術保険金のお支払い(所定の手術への該当)	
お支払いできる場合	お支払いできない場合
手術保険金のお支払対象は、入院保険金の支払われる入院期間中に、特約条項の別表に定める手術に該当する手術を受けた場合となります。	
【ご説明】 各入院関係の特約条項の別表において、手術保険金の支払対象となる手術の種類を定めています。いずれの手術にも該当しない場合、いずれかの手術に該当しても、その手術をした入院に係る入院保険金が支払われない場合、または入院をしないで手術のみ受けた場合は、手術保険金をお支払いしません。	

第2 保険金の受取人および保険金の受取方法

1 保険金受取人の指定または変更

保険契約者は、既に支払事由が発生した基本契約の保険金に係る保険金受取人を除き、被保険者の同意を得て、保険金受取人を指定し、またはその指定を変更することができます。

この場合、基本契約の保険金は、その指定された保険金受取人にお支払いします。

2 保険金受取人が指定されていない場合の保険金受取人

保険契約者が基本契約の保険金受取人を指定されない場合（指定された保険金受取人が死亡し、その後、保険金受取人を指定されない場合を含みます。また、被保険者のみが死亡保険金受取人に指定された場合も同様です。）は、次の方が保険金受取人となります。

なお、保険金受取人をあらかじめ指定していただくことをお勧めします。

①死亡保険金…被保険者の遺族

②満期保険金、生存保険金、介護保険金または重度障がいによる死亡保険金…被保険者

順位	被保険者の遺族
1	被保険者の配偶者 (届出がなくても、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます)
2	被保険者の子
3	被保険者の父母
4	被保険者の孫
5	被保険者の祖父母
6	被保険者の兄弟姉妹
7	被保険者の死亡当時、被保険者の扶助によって生計を維持していた方
8	被保険者の死亡当時、被保険者の生計を維持していた方

(注) 遺族であっても、故意に被保険者、遺族の先順位者または同順位者である者を殺害した者は、保険金受取人になれません。

「被保険者の遺族」とは、上表に掲げる方で、この表の順位により先順位の方が保険金受取人となります。

3 特約保険金受取人

特約では、次の方が特約保険金受取人となります。

(1) 傷害保険金、介護保険金、入院保険金、手術保険金、長期入院一時保険金

…… 被保険者

(注) 上記の特約保険金の支払事由発生後に被保険者が死亡された場合、その特約保険金は、被保険者の相続財産となります。

(2) 死亡保険金 …… 基本契約において死亡保険金受取人となられる方

(注) 特約死亡保険金受取人は、被保険者が不慮の事故により傷害を受けたときに死亡されたとした場合の上記に該当する方となります。

4 指定代理請求制度

(1) 指定代理請求制度について

保険金などの受取人（被保険者）が保険金の支払いの請求などを行うことができない特別な事情がある場合において、あらかじめ指定された受取人の代理人（指定代理請求人）が、保険金などの受取人（被保険者）に代わって保険金の支払いの請求などを行うことができる制度です。

なお、保険金などの受取人（被保険者）が保険金の支払いの請求などを行うことができない特別な事情がある場合とは次の場合などをいいます。

○保険金の支払いの請求などを行う意思表示が困難であると当社が認めた場合

○当社が認める傷病名の告知を受けていない場合

○その他これに準じる状態であると当社が認めた場合

(2) 指定代理請求人の指定

保険契約者は、被保険者の同意を得て、あらかじめ次の範囲内で1人の者を「指定代理請求人」として指定することができます。

なお、指定代理請求人は保険金の支払いの請求などのときにおいても、次の範囲内であることを要します。

○被保険者の戸籍上の配偶者

○被保険者の直系血族

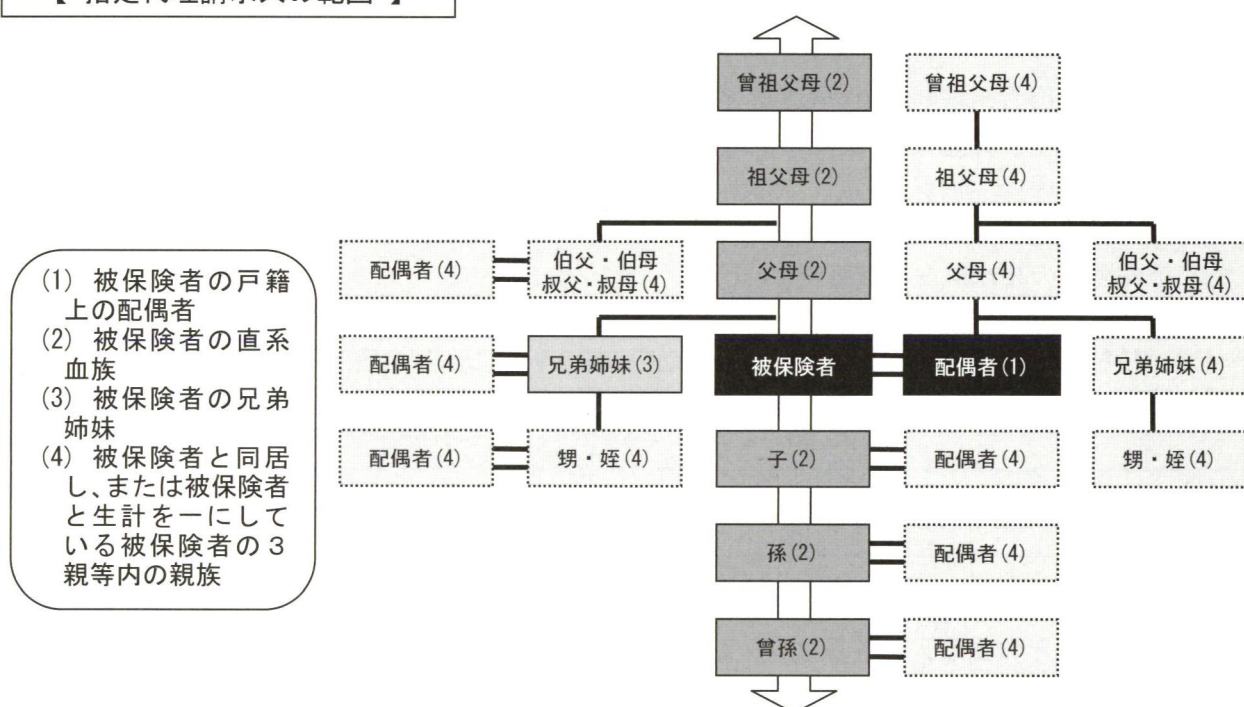
○被保険者の兄弟姉妹

○被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

(注) 保険契約者は被保険者の同意を得て、上記の範囲内で指定代理請求人の指定を変更することができます。

保険金などの
お支払い

【 指定代理請求人の範囲 】



(3) 指定代理請求の対象とする保険金など

指定代理請求の対象とする保険金などは次の表のとおりです。

対象とする保険金など	主な保険金などの具体例
被保険者が受け取ることとなる保険金などの請求 (※1)	入院保険金
	手術保険金
	長期入院一時保険金
	傷害保険金
	介護特約の介護保険金
	満期保険金、生存保険金、重度障がいによる死亡保険金または基本契約の介護保険金（受取人が指定されていない場合または被保険者が受取人に指定されている場合に限りします。）
	育英年金
被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除の請求および死亡保険金の支払いに係る重度障がいの通知 (※2)	被保険者の身体障がいによる保険料の払込免除
	被保険者の重度障がいによる保険料の払込免除
	被保険者の特定要介護状態による保険料の払込免除
	重度障がいによる死亡保険金

※1 受取人が複数人である場合を除きます。

※2 保険契約者が複数人である場合を除きます。

※3 上記の表以外についても、指定代理請求の対象となる場合があります。

ご 注 意

○上記の指定代理請求人の範囲内であっても、保険金の支払いの請求などのときに、指定代理請求人がご請求の意思表示が困難で手続きができない場合には、指定代理請求人の親権者や後見人などによる請求手続きはできませんので、ご注意ください。

○指定代理請求人に保険金などをお支払いしたときは、その後、保険金などの支払いの請求を受けても、当社は重複してお支払いしません。

○指定代理請求人に保険金などをお支払いした後、保険契約者または被保険者からのお問い合わせがあった場合、当社はその保険金などの支払状況について事実に基づいて回答せざるを得ませんので、ご承知おきください。この場合、当社からの回答により、保険契約者をはじめ関係者の方に、万一不都合が生じて、当社は責任を負いかねますので、関係者で解決していただくことになります。

5 保険金などの受取方法

保険金などは、ご指定の金融機関（当社が指定した金融機関に限ります。）の口座でお受け取りになる方法のほかに、当社の支店または郵便局（郵便局株式会社）の窓口でお受け取りになる方法などがあります。

6 保険金（特約保険金）のご請求に必要な書類など

保険金受取人が保険金をご請求されるときは、次の書類を当社の支店または郵便局（郵便局株式会社）の窓口にご提出ください。

なお、この書類を同一契約で既に当社の支店または郵便局（郵便局株式会社）の窓口にご提出され、保険金を受け取られたことがある場合などには、再度ご提出していただく必要がないものやその他省略が可能な書類もあります。

(1) 基本契約

書類など 保険金	当社所定の請求書	※ 被保険者の住民票または国民健康保険被保険者証	当社所定の医師の死亡証明書	保険金受取人の戸籍抄本	保険金受取人の印鑑登録証明書または国民健康保険被保険者証	保険証券	被保険者の死亡が不慮の事故または当社所定の感染症によるものであることを証明するに足りる書類	特定要介護状態が所定の期間継続したことを証明する当社所定の医師の診断書（障がい診断書）
死亡保険金	○	◎	○	○	○	○	—	—
保険金の倍額支払	○	—	—	○	○	○	○	—
満期保険金	○	◎	—	○	○	○	—	—
生存保険金	○	◎	—	○	○	○	—	—
介護保険金	○	○	—	○	○	○	—	○

- (注1) ◎印は、学資保険または育英年金付学資保険の場合に保険契約者および被保険者のものが必要です。
- (注2) ※印は死亡保険金の場合、被保険者の住民票（当社が必要と認めた場合には戸籍抄本）です（学資保険または育英年金付学資保険の保険契約者は住民票または国民健康保険被保険者証です。）。

保険金などの
お支払い

(2) 特約

書類など 保険金	当社所定の請求書	被保険者の住民票または国民健康保険被保険者証※	当社所定の医師の死亡証明書	被保険者の死亡(受けた傷害)が不慮の事故によるものであることを証明するに足る書類	特約保険金受取人の戸籍抄本	特約保険金受取人の印鑑登録証明書または国民健康保険被保険者証	保険証券	当社所定の医師の診断書
死亡保険金	○	○	○	○	○	○	○	—
傷害保険金	○	○	—	○	○	○	○	○
介護保険金	○	○	—	○	○	○	○	○
傷害による入院保険金・手術保険金・長期入院一時保険金	○	○	—	○	○	○	○	○
疾病による入院保険金・手術保険金・長期入院一時保険金	○	○	—	—	○	○	○	○

(注) ※印は、死亡保険金の場合、被保険者の住民票(当社が必要と認めた場合には戸籍抄本)です。

お支払いを保留することがあります

このほか、保険金受取人が指定されていない場合などには、更に他の書類を提出していただくことがあります。

また、当社所定の医師の死亡証明書または診断書の記載内容などによっては、医師などに対して調査をさせていただく場合があります。この場合、調査についての承諾書を被保険者の方からいただくことがあります。その他、当社から照会し、または同意を求めることがあります。正当な理由なくこれを拒んだときは、その確認や同意がとれるまで保険金のお支払いをしないことがあります。

ご 注 意

- まだお払込みされていない保険料または貸付金などがあるときは、お支払いする基本契約の保険金額などから、これを差し引きます。
- ご請求の際にご提出していただく書類の取得などに係る諸費用は、原則ご請求をされる方のご負担となります。
- 保険金受取人の方が、保険金の支払請求やそのお受取りを他の方に委任される場合は、委任状が必要となります(43 ページ参照)。
- 提出していただく資料などのうち、有効期限または有効期間のあるものについては、提出していただく日に有効なもの、その他のもの(保険証券を除きます。)については、提出していただく日の前6か月以内に作成されたものに限りしますのでご注意ください。
- 各種請求をされる際は各種書類などと併せて保険金受取人の方は印章をお持ちください。
- 日本国外での死亡などに係る保険金のご請求またはご入院などに係る特約保険金のご請求に際しては、更にご提出いただく書類があります。
- ご請求の内容によっては、上記書類以外の書類をご提出いただく場合、または書類の提出が省略可能な場合がありますので、詳しくはかんぽコールセンター(0120-552950)にお問い合わせください。

ご契約のしおり

(各保険種類に固有な事項)

各保険種類に
固有な事項

養老保険

1 保険料のお払込みの免除

普通養老保険では、被保険者の父、母、祖父、祖母、兄または姉を保険契約者とする基本契約においては、被保険者が満 10 歳になられる前において、当該保険契約者が責任開始時以後または復活に係る責任開始時以後において受けた不慮の事故またはかかった当社所定の感染症（46 ページ、47 ページ参照）により死亡し、または責任開始時以後または復活に係る責任開始時以後において受けた傷害またはかかった疾病により重度障がいの状態（46 ページ第 2 表参照）になられたときは、その後の保険料のお払込みが免除されます。ただし、保険契約者が次の場合により死亡したとき、または保険契約者、被保険者もしくは指定された保険金受取人の故意により重度障がいの状態になられた場合には、保険料のお払込みは免除されません。

- ①疾病（当社所定の感染症を除きます。）を直接の原因とする事故
- ②保険契約者、被保険者または指定された保険金受取人の故意または重大な過失
- ③保険契約者の犯罪行為
- ④保険契約者の精神障がいの状態を原因とする事故
- ⑤保険契約者の泥酔の状態を原因とする事故
- ⑥保険契約者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- ⑦保険契約者が法令に定める酒気帯び運転、またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

なお、保険契約者が、地震、噴火もしくは津波、または戦争その他の変乱が原因で死亡されまたは戦争その他の変乱が原因で重度障がいの状態になられた場合は、該当する保険契約者の数によっては保険料の全部または一部についてお払込みを免除しない場合があります。

また、この場合の被保険者の年齢は、加入年齢の計算による年齢とは異なり、満年齢で計算します。

2 支払保険金額の制限

普通養老保険では、被保険者が満 6 歳になられる前に、死亡されたときまたは 46 ページ第 2 表の重度障がいの状態になられ、保険契約者からご通知があったときは、その死亡または通知時の被保険者の年齢に応じて、死亡保険金を次のとおりお支払いします。

- | | | |
|-------------|-------|-------------|
| ○満 3 歳未満のとき | …………… | 死亡保険金額の 50% |
| ○満 6 歳未満のとき | …………… | 死亡保険金額の 80% |

なお、この場合の被保険者の年齢は、加入年齢の計算による年齢とは異なり、満年齢で計算します。

3 ご契約の変更

契約日から起算して2年を経過した後は、次のとおりご契約の変更をすることができます。ただし、保険料のお払込みが免除されている場合または保険料払済契約に変更されている場合には保険金額の減額変更をすることができません。

なお、変更後の死亡保険金額は、普通養老保険では100万円以上、特別養老保険では200万円以上であることなどが必要です。また、保険金額の増額変更および保険期間の延長変更については、37ページから39ページをご覧ください。

- 保険期間の短縮変更（この場合、返戻金があるときは、これをお支払いします。また、加入年齢によっては変更できないことがあります。）
- 保険金額の減額変更（この場合、返戻金があるときは、これをお支払いします。）
- 保険料払済契約への変更

学資保険

1 保険料のお払込みの免除

保険契約者が死亡されたとき、または責任開始時以後、復活に係る責任開始時以後もしくは保険契約者の変更に係る効力発生後において受けた傷害またはかかった疾病により重度障がいの状態（46 ページ第2表参照）になられたときは、その後の保険料のお払込みが免除されます。ただし、保険契約者が次の場合により死亡されたとき、保険契約者、被保険者もしくは指定された保険金受取人の故意により重度障がいの状態になられたとき、または失効後その復活までに死亡しもしくは重度障がいの状態になられたときは、保険料のお払込みは免除されません。

①保険契約者が責任開始の日、復活に係る責任開始の日または保険契約者の変更に係る効力発生日から起算して3年を経過する前の自殺。ただし、精神病などによる自殺については、お支払いする場合があります。

②被保険者または指定された保険金受取人の故意

なお、保険契約者が、戦争その他の変乱が原因で死亡しまたは重度障がいの状態になられた場合は、該当する保険契約者の数によっては、保険料の全部または一部について払込免除としないことがあります。

2 生存保険金のお支払い

生存保険金付18歳満期学資保険および生存保険金付22歳満期学資保険における生存保険金は、次のとおりお支払いします。

なお、生存保険金をお支払いした後の死亡保険金または重度障がいによる死亡保険金、および満期保険金の額は、基準保険金額（生存保険金をお支払いする前の保険金額をいいます。）からお支払いした生存保険金の額を差し引いた金額となります。

(1) 生存保険金付18歳満期学資保険の場合

○被保険者が12歳になられたとき	………	基準保険金額の10%
○被保険者が15歳になられたとき	………	基準保険金額の10%

(2) 生存保険金付22歳満期学資保険の場合

○被保険者が18歳になられたとき	………	基準保険金額の60%
○被保険者が20歳になられたとき	………	基準保険金額の20%

12歳、15歳、18歳または20歳になられたときとは

学資保険では、進学期などを考慮し、次の定める日に被保険者が12歳、15歳、18歳または20歳になられたものとして取り扱うことにしております。

○被保険者の生年月日が4月2日から1月1日までの場合

満12歳、満15歳、満18歳または満20歳になれる年の4月2日から翌年の4月1日までの間の契約日に相当する日

○被保険者の生年月日が1月2日から4月1日までの場合

満11歳、満14歳、満17歳または満19歳になれる年の4月2日から翌年の4月1日までの間の契約日に相当する日

ご 注 意

生存保険金の支払事由が発生した場合において、保険契約者に対する貸付けにかかる貸付金があるときは、生存保険金から貸付金および利息を差し引きます。

3 支払保険金額の制限

被保険者が満6歳になられる前に、死亡されたときまたは46ページ第2表の重度障がいの状態になられ、保険契約者からご通知があったときは、その死亡または通知時の被保険者の年齢に応じて、死亡保険金を次のとおりお支払いします。

- | | | |
|-----------|-------|---------------|
| ○満3歳未満のとき | …………… | 死亡保険金額（※）の50% |
| ○満6歳未満のとき | …………… | 死亡保険金額（※）の80% |

※生存保険金付のご契約の場合は、基準保険金額となります。

なお、この場合の被保険者の年齢は、加入年齢の計算による年齢とは異なり、満年齢で計算します。

4 ご契約の変更

契約日から起算して2年を経過した後は、次のとおりご契約の変更をすることができます。ただし、保険料のお払込みが免除されている場合または保険料払済契約に変更されている場合には、保険金額の減額変更をすることができません。

なお、変更後の死亡保険金額（生存保険金付学資保険の場合は基準保険金額）は、50万円以上であることなどが必要です。また、保険金額の増額変更については、38ページをご覧ください。

- 18歳満期または生存保険金付18歳満期から15歳満期への変更（この場合、返戻金があるときは、これをお支払いします。また、加入年齢によっては変更できません。）
- 生存保険金付22歳満期から15歳満期、18歳満期または生存保険金付18歳満期への変更（この場合、返戻金があるときは、これをお支払いします。また、加入年齢によっては変更できません。）
- 保険金額の減額変更（この場合、返戻金があるときは、これをお支払いします。）
- 保険料払済契約への変更

育英年金付学資保険

1 保険料のお払込みの免除

保険契約者が死亡されたとき、または責任開始時以後、復活に係る責任開始時以後もしくは保険契約者の変更に係る効力発生後において受けた傷害またはかかった疾病により重度障がいの状態（46 ページ第2表参照）になられたときは、その後の保険料のお払込みが免除されます。ただし、保険契約者が死亡され、または重度障がいの状態になられた場合でも、育英年金をお支払いしないとき（92 ページなど参照）は、保険料のお払込みは免除されません。

2 生存保険金のお支払い

生存保険金付 18 歳満期育英年金付学資保険および生存保険金付 22 歳満期育英年金付学資保険における生存保険金は、次のとおりお支払いします。

なお、生存保険金をお支払いした後の死亡保険金または重度障がいによる死亡保険金、および満期保険金の額は、基準保険金額（生存保険金をお支払いする前の保険金額をいいます。）からお支払いした生存保険金の額を差し引いた金額となります。

(1) 生存保険金付 18 歳満期育英年金付学資保険の場合

- | | | |
|--------------------|-------|-------------|
| ○被保険者が 12 歳になられたとき | …………… | 基準保険金額の 10% |
| ○被保険者が 15 歳になられたとき | …………… | 基準保険金額の 10% |

(2) 生存保険金付 22 歳満期育英年金付学資保険の場合

- | | | |
|--------------------|-------|-------------|
| ○被保険者が 18 歳になられたとき | …………… | 基準保険金額の 60% |
| ○被保険者が 20 歳になられたとき | …………… | 基準保険金額の 20% |

※「12 歳、15 歳、18 歳または 20 歳になられたとき」については、88 ページをご覧ください。

ご 注 意

生存保険金の支払事由が発生した場合において、保険契約者に対する貸付けにかかる貸付金があるときは、生存保険金から貸付金および利息を差し引きます。

3 支払保険金額の制限

被保険者が満 6 歳になられる前に、死亡されたときまたは 46 ページ第2表の重度障がいの状態になられ、保険契約者からご通知があったときは、その死亡または通知時の被保険者の年齢に応じて、死亡保険金を次のとおりお支払いします。

- | | | |
|-------------|-------|----------------|
| ○満 3 歳未満のとき | …………… | 死亡保険金額（※）の 50% |
| ○満 6 歳未満のとき | …………… | 死亡保険金額（※）の 80% |

※生存保険金付のご契約の場合は、基準保険金額となります。

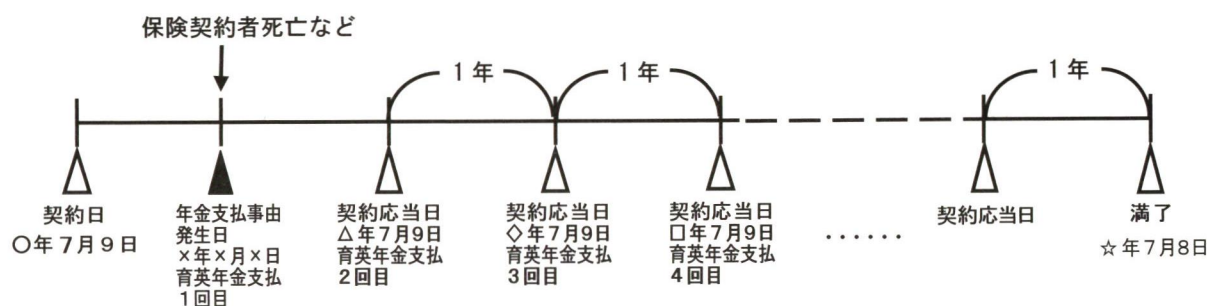
なお、この場合の被保険者の年齢は、加入年齢の計算による年齢とは異なり、満年齢で計算します。

4 育英年金のお支払い

(1) お支払いするとき

保険契約者が保険期間の満了前に死亡されたとき、または責任開始時以後、復活に係る責任開始時以後もしくは保険契約者の変更に係る効力発生後において受けた傷害またはかかった疾病により重度障がいの状態（46 ページ第2表参照）になられた場合において、保険契約者からその旨の通知があったときは、被保険者が生存している場合に限り、保険契約者が死亡された日または重度障がいの状態になられた日（年金支払事由発生日）およびその日以後に到来する年ごとの契約応当日に育英年金をお支払いします。

(例)



(2) 育英年金の支払額

お支払いする育英年金の額は、それぞれ次のとおりです。

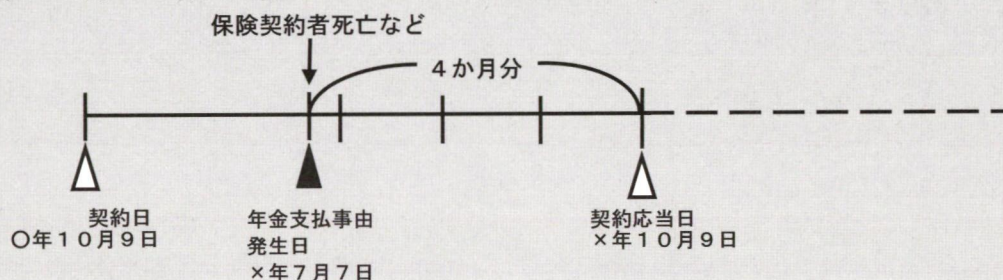
○保険契約者が死亡などされた日（年金支払事由発生日）……第1回目

年金額に、死亡などされた日から起算し、次に到来する年ごとの契約応当日の前日までの月数（1月に満たない端数が出たときは、1月に切り上げ）を12で除した数を乗じて得た金額（1円に満たない額の端数が出たときは、その端数は切り捨て）

保険契約者が死亡などされた日の育英年金（第1回目）の支払額

(お支払例)

年金額の12分の4をお支払いすることとなります。



○年ごとの契約応当日……第2回目以降

年金額に相当する金額

5 育英年金の支払手続

(1) 第1回目の育英年金のお支払いをご請求される時

保険契約者が死亡などされたとき（年金支払事由が発生したとき）は、次の書類などをご持参の上、第1回目の育英年金の支払請求をしてください（被保険者が年金受取人となります。）。

○保険証券

○保険契約者の住民票（ただし、当社が必要と認めた場合には、戸籍抄本）

○被保険者の住民票または国民健康保険被保険者証

○当社所定の医師の死亡証明書（重度障がいの状態になられた場合は当社所定の医師の診断書）

○年金受取人の印鑑登録証明書、健康保険被保険者証、運転免許証など（原本）

(2) 第2回目以降の育英年金のお支払いをご請求される時

次の書類などをご持参の上、第2回目以降の育英年金の支払請求をしてください（被保険者が年金受取人となります。）。

○保険証券

○年金受取人の印鑑登録証明書、健康保険被保険者証、運転免許証など（原本）

6 育英年金をお支払いできないとき

保険契約者が次の場合により死亡されたとき、または保険契約者、被保険者または指定された保険金受取人の故意により重度障がいの状態になられたときは、育英年金はお支払いしません。

①保険契約者が責任開始の日、復活に係る責任開始の日または保険契約者の変更に係る効力発生日から起算して3年を経過する前の自殺。ただし、精神病などによる自殺については、お支払いする場合があります。

②被保険者または指定された保険金受取人の故意

なお、保険契約者が、戦争その他の変乱が原因で死亡し、または重度障がいの状態になられ、育英年金の支払事由が生じた場合は、該当する保険契約者の数によっては、育英年金を削減して支払う場合があります。

7 ご契約の変更

契約日から起算して2年を経過した後は、次のとおりご契約の変更をすることができます。ただし、保険料のお払込みが免除されている場合または保険料払済契約に変更されている場合には、保険金額の減額変更をすることはできません。

なお、変更後の死亡保険金額（生存保険金付学資保険は基準保険金額）は、100万円以上であることなどが必要です。また、保険金額の増額変更については、38ページをご覧ください。

○18歳満期育英年金付学資保険または生存保険金付18歳満期育英年金付学資保険から15歳満期育英年金付学資保険への変更（この場合、返戻金があるときは、これをお支払いします。

また、加入年齢によっては、変更できない場合があります。）

○生存保険金付22歳満期育英年金付学資保険から15歳満期育英年金付学資保険、18歳満期育英年金付学資保険または生存保険金付18歳満期育英年金付学資保険への変更（この場合、返戻金があるときは、これをお支払いします。また、加入年齢によっては、変更できない場合があります。）

○保険金額の減額変更（この場合、返戻金があるときは、これをお支払いします。）

○保険料払済契約への変更

終身保険

1 保険料のお払込みの免除

介護保険金付終身保険においては、被保険者が保険期間中に特定要介護状態（48 ページおよび 175 ページ「介護保険金付終身保険普通保険約款別表第3」参照）になられ、かつ、その日から起算して特定要介護状態が保険期間中に 180 日継続したときは、次の場合を除き、特定要介護状態になられた日以後の保険料のお払込みが免除されます。

- ①保険契約者、被保険者または指定された保険金受取人の故意または重大な過失
- ②被保険者の犯罪行為
- ③被保険者の薬物依存

なお、被保険者が、戦争その他の変乱が原因で特定要介護状態になられ、保険料のお払込みの免除事由が生じた場合は、該当する被保険者の数によっては保険料の全部または一部についてお払込みを免除しない場合があります。

2 特別終身保険および介護保険金付終身保険の生存保険金などのお支払い

(1) 生存保険金のお支払い

保険料払込期間が満了したとき、およびその期間の満了後 5 年、10 年、15 年の期間が満了したときに、次の金額の生存保険金をお支払いします。ただし、介護保険金付終身保険においては、介護保険金をお支払いした後は、生存保険金のお支払いはしません。

○特別終身保険の場合 …… 基準保険金額の 20%

生存保険金をお支払いした後の死亡保険金または重度障がいによる死亡保険金の額は、基準保険金額からお支払いした生存保険金の額を差し引いた金額となります。

○介護保険金付終身保険の場合 …… 基準保険金額の 7 %

(2) 介護保険金付終身保険の介護保険金のお支払い

保険期間中に次の場合に該当されたときは、1 回について基準保険金額の 7 %に相当する額の介護保険金をお支払いします。

○特定要介護状態が継続している場合

被保険者が保険期間中に特定要介護状態（48 ページおよび 175 ページ「介護保険金付終身保険普通保険約款別表第3」参照）になられ、かつ、その日から起算して特定要介護状態が保険期間中に 180 日継続したとき、およびその介護保険金の支払事由の発生した日から起算して 1 年ごとのその日に応ずる日において、特定要介護状態がなお継続しているとき（保険期間中に限ります。）

○特定要介護状態でなくなった後、新たに特定要介護状態になられた場合

その基本契約に係る直前の介護保険金の支払事由が発生日から起算して 1 年を経過した後において、新たに特定要介護状態になられた日から起算して、その特定要介護状態が 180 日継続したことになるとき、およびその介護保険金の支払事由の発生した日から起算して 1 年ごとのその日に応ずる日において、特定要介護状態がなお継続しているとき（保険期間中に限ります。）

なお、介護保険金付終身保険において、保険料払込期間満了前の死亡保険金の額は、既

にお支払いした介護保険金があるときは基準保険金額からこれを差し引いた金額となります。また、保険料払込期間経過後の死亡保険金の額は、基準保険金額の30%に相当する金額となります。

基準保険金額について

特別終身保険および介護保険金付終身保険においては、生存保険金または介護保険金のいずれかをお支払いする前の死亡保険金額をいいます。

また、2倍型終身保険および5倍型終身保険においては保険料払込期間満了前に被保険者が死亡したときにお支払いする死亡保険金額をいいます。

ご 注 意

- 介護保険金付終身保険においては、被保険者が重度障がいの状態になられても重度障がいによる死亡保険金はお支払いしません。
- 生存保険金の支払事由が発生した場合において、保険契約者に対する貸付けにかかる貸付金があるときは、生存保険金から貸付金および利息を差し引きます。
- 介護保険金付終身保険における介護保険金および生存保険金の支払額は、通算して基準保険金額の70%に相当する額が限度となります。

3 介護保険金をお支払いできないとき

被保険者が次のいずれかにより特定要介護状態になられた場合には、介護保険金はお支払いしません。

- (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- (2) 指定された介護保険金受取人の故意または重大な過失。ただし、その者が介護保険金の一部を受け取るべき場合には、指定された他の介護保険金受取人にその残額をお支払いします。
- (3) 被保険者の犯罪行為
- (4) 被保険者の薬物依存

なお、被保険者が、戦争その他の変乱が原因で特定要介護状態になられ、介護保険金の支払事由が生じた場合は、該当する被保険者の数によっては介護保険金を削減してお支払いする場合があります。

4 ご契約の変更

契約日から起算して2年を経過した後は、次のとおりご契約の変更をすることができます。

	変更の種類	ご注意していただく事項
定額型 終身保険 (変更後の死亡保険 金額が100万円以上 であることなどが必 要)	保険期間の短縮 (普通養老保険への変更)	・ 加入年齢によっては変更できません。 ・ 保険料払込期間が同一または短縮される変更に限ります。
	保険金額の減額	・ 保険料のお払込みが免除されている場合は変更できません。 ・ 保険料払済契約に変更されている場合は変更できません。 ・ 返戻金がある場合、これをお支払いします。
	保険料払込期間の短縮	・ 加入年齢によっては変更できません。
	保険料払済契約への変更	—
2倍・5倍型 終身保険 (変更後の基準保険 金額が100万円以上 であることなどが必 要)	保険金額の減額	・ 保険料のお払込みが免除されている場合は変更できません。 ・ 保険料払済契約に変更されている場合は変更できません。 ・ 返戻金がある場合、これをお支払いします。
	保険料払込期間の短縮	・ 加入年齢によっては変更できません。 ・ 返戻金がある場合、これをお支払いします。
	保険料払済契約への変更	—
特別終身保険 (変更後の基準保険 金額が100万円以上 であることなどが必 要)	保険金額の減額	・ 保険料のお払込みが免除されている場合は変更できません。 ・ 保険料払済契約に変更されている場合は変更できません。 ・ 返戻金がある場合、これをお支払いします。
	保険料払込期間の短縮	・ 加入年齢によっては変更できません。
	保険料払済契約への変更	—
介護保険金付 終身保険 (変更後の基準保険 金額が200万円以上 であることなどが必 要)	保険金額の減額	・ 保険料のお払込みが免除されている場合は変更できません。 ・ 保険料払済契約に変更されている場合は変更できません。 ・ 返戻金がある場合、これをお支払いします。
	保険料払込期間の短縮	・ 加入年齢によっては変更できません。
	保険料払済契約への変更	—

また、保険金額の増額変更および保険料払込期間の延長変更については、37 ページから 39 ページをご覧ください。

普通定期保険

1 保険金を減額してお支払いするとき

被保険者が契約日から短期間に、不慮の事故（46 ページ参照）または当社所定の感染症（47 ページ参照）によらないで死亡されたとき、または重度障がいの状態（46 ページ第2表参照）になれば、保険契約者からご通知があったときは、死亡保険金を次のとおりお支払いします。

○契約日から起算して1年を経過する前のとき	保険金額の 50%
○契約日から起算して1年を経過し、1年6か月を経過する前のとき	保険金額の 80%
○契約日から起算して1年6か月を経過し、復活日から起算して6か月を経過する前のとき	保険金額の 90%

2 ご契約の変更

契約日から起算して2年を経過した後は、保険金額の減額変更をすることができます。この場合、返戻金があるときは、これをお支払いします。ただし、ご契約の保険料のお払込みが免除されている場合はその減額変更はできません。

なお、変更後の保険金額は、200 万円以上であることなどが必要です。

普通定期保険では、次のお取扱いはしません

- 保険金の倍額支払
- 保険契約者に対する貸付け
- 保険金額の増額変更
- 契約者配当金の支払請求によるお支払い

ご契約のしおり (その他)

第1 返戻金額例

1 基本契約の返戻金額例

次ページ以降の表の金額は、基本契約の保険金額（特別終身保険、介護保険金付終身保険、学資保険（生存保険金付）および育英年金付学資保険（生存保険金付）の場合には生存保険金（介護保険金付終身保険は生存保険金および介護保険金）支払前の死亡保険金額、特別養老保険の場合には満期保険金額ならびに2倍型終身保険および5倍型終身保険の場合には保険料払込期間満了後の保険金額）1万円に対する返戻金額で、例えば基本契約の保険金額50万円の場合はその約50倍、100万円の場合はその約100倍が返戻金額となります。

なお、生存保険金付の保険種類（特別終身保険、介護保険金付終身保険、学資保険および育英年金付学資保険）については、該当の経過年直後に支払われる生存保険金を差し引いた金額を掲載しています。

また、保険料を払込免除としている場合、契約関係者の異動があった場合、またはご契約の変更があった場合などには、次ページ以降の表の金額と異なる場合があります。

○ご契約いただいたご契約の返戻金額は、次ページ以降の例示以外にも、保険証券に同封させていただいた「あいさつ状」に例示として記載しておりますので、ご参照ください。

なお、事前に返戻金額を確認される場合は、当社の支店、郵便局（郵便局株式会社）または、かんぽコールセンター（0120-552950）までお問い合わせください。

(1) 普通養老保険

被保険者が男性の場合で加入年齢が40歳の例

契約種類 経過期間	50歳満期	51歳満期	52歳満期	53歳満期	54歳満期	55歳満期	56歳満期
	円	円	円	円	円	円	円
1年	796	705	629	565	511	463	422
2年	1,757	1,573	1,420	1,291	1,181	1,085	1,002
3年	2,731	2,454	2,223	2,027	1,860	1,716	1,590
4年	3,721	3,348	3,037	2,774	2,550	2,355	2,186
5年	4,726	4,255	3,863	3,532	3,249	3,004	2,790
10年	※	9,014	8,194	7,501	6,908	6,396	5,948
15年						※	9,293
20年							
25年							
30年							

契約種類 経過期間	57歳満期	58歳満期	59歳満期	60歳満期	61歳満期	62歳満期	63歳満期
	円	円	円	円	円	円	円
1年	386	353	325	299	276	255	236
2年	928	863	806	754	707	665	626
3年	1,479	1,380	1,293	1,214	1,143	1,079	1,021
4年	2,037	1,905	1,787	1,681	1,586	1,500	1,422
5年	2,602	2,436	2,287	2,154	2,034	1,926	1,827
10年	5,554	5,205	4,894	4,616	4,364	4,137	3,931
15年	8,671	8,120	7,629	7,188	6,792	6,433	6,108
20年				※	9,438	8,930	8,468
25年							
30年							

契約種類 経過期間	64歳満期	65歳満期	66歳満期	67歳満期	68歳満期	69歳満期	70歳満期
	円	円	円	円	円	円	円
1年	218	203	188	175	163	151	141
2年	591	559	530	503	479	456	435
3年	969	920	876	836	798	764	733
4年	1,351	1,286	1,226	1,172	1,122	1,076	1,033
5年	1,738	1,656	1,581	1,512	1,449	1,391	1,337
10年	3,744	3,573	3,416	3,272	3,140	3,018	2,906
15年	5,812	5,541	5,294	5,067	4,858	4,666	4,489
20年	8,049	7,665	7,315	6,993	6,697	6,425	6,174
25年		※	9,525	9,089	8,689	8,320	7,980
30年							※

被保険者が女性の場合で加入年齢が40歳の例

契約種類 経過期間	50歳満期	51歳満期	52歳満期	53歳満期	54歳満期	55歳満期	56歳満期
	円	円	円	円	円	円	円
1年	798	707	631	566	511	464	422
2年	1,760	1,576	1,423	1,293	1,182	1,086	1,002
3年	2,736	2,458	2,226	2,030	1,863	1,718	1,591
4年	3,727	3,353	3,042	2,779	2,553	2,358	2,188
5年	4,732	4,261	3,869	3,538	3,254	3,008	2,793
10年	※	9,018	8,200	7,509	6,917	6,404	5,956
15年						※	9,298
20年							
25年							
30年							

(注) ※は満期を意味します。

契約種類 経過期間	57 歳満期	58 歳満期	59 歳満期	60 歳満期	61 歳満期	62 歳満期	63 歳満期
	円	円	円	円	円	円	円
1 年	385	353	324	298	274	253	233
2 年	929	863	804	752	704	661	622
3 年	1,479	1,380	1,292	1,212	1,140	1,075	1,016
4 年	2,038	1,904	1,785	1,679	1,582	1,494	1,415
5 年	2,604	2,436	2,286	2,151	2,030	1,919	1,819
10 年	5,562	5,211	4,899	4,618	4,364	4,134	3,924
15 年	8,679	8,130	7,640	7,199	6,801	6,441	6,112
20 年				※	9,444	8,939	8,479
25 年							
30 年							

契約種類 経過期間	64 歳満期	65 歳満期	66 歳満期	67 歳満期	68 歳満期	69 歳満期	70 歳満期
	円	円	円	円	円	円	円
1 年	216	199	184	170	158	146	135
2 年	586	553	523	495	469	445	423
3 年	961	912	866	824	785	749	715
4 年	1,342	1,275	1,214	1,157	1,104	1,056	1,011
5 年	1,727	1,643	1,565	1,494	1,428	1,367	1,310
10 年	3,733	3,557	3,396	3,247	3,109	2,981	2,862
15 年	5,812	5,536	5,283	5,049	4,833	4,633	4,447
20 年	8,059	7,674	7,320	6,993	6,691	6,410	6,150
25 年		※	9,532	9,101	8,702	8,333	7,990
30 年							※

(注) ※は満期を意味します。

(2) 特別養老保険

被保険者が男性の場合で加入年齢が 40 歳の例 (2 倍型の例)

契約種類 経過期間	2 倍型特別養老保険										
	50 歳満期	51 歳満期	52 歳満期	53 歳満期	54 歳満期	55 歳満期	56 歳満期	57 歳満期	58 歳満期	59 歳満期	60 歳満期
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1 年	750	660	585	522	469	423	383	348	317	290	266
2 年	1,722	1,541	1,390	1,264	1,156	1,063	982	912	850	795	747
3 年	2,708	2,434	2,206	2,014	1,851	1,711	1,589	1,482	1,388	1,306	1,233
4 年	3,707	3,338	3,032	2,775	2,555	2,366	2,202	2,059	1,933	1,822	1,724
5 年	4,720	4,255	3,869	3,544	3,267	3,029	2,822	2,642	2,483	2,343	2,219
10 年	※	9,026	8,218	7,538	6,959	6,460	6,027	5,649	5,316	5,023	4,764
15 年						※	9,316	8,719	8,194	7,731	7,321
20 年											※

被保険者が女性の場合で加入年齢が 40 歳の例 (2 倍型の例)

契約種類 経過期間	2 倍型特別養老保険										
	50 歳満期	51 歳満期	52 歳満期	53 歳満期	54 歳満期	55 歳満期	56 歳満期	57 歳満期	58 歳満期	59 歳満期	60 歳満期
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1 年	748	657	581	518	463	416	375	339	307	278	253
2 年	1,719	1,536	1,384	1,255	1,145	1,050	967	895	830	773	722
3 年	2,703	2,427	2,197	2,002	1,836	1,693	1,568	1,458	1,360	1,274	1,196
4 年	3,702	3,330	3,021	2,760	2,537	2,344	2,176	2,028	1,897	1,780	1,676
5 年	4,715	4,246	3,856	3,527	3,246	3,003	2,791	2,605	2,440	2,293	2,162
10 年	※	9,023	8,210	7,524	6,937	6,430	5,988	5,600	5,256	4,950	4,676
15 年						※	9,307	8,698	8,158	7,678	7,249
20 年											※

被保険者が男性の場合で加入年齢が 40 歳の例（5 倍型の例）

契約種類 経過期間	5 倍型特別養老保険										
	50 歳 満期	51 歳 満期	52 歳 満期	53 歳 満期	54 歳 満期	55 歳 満期	56 歳 満期	57 歳 満期	58 歳 満期	59 歳 満期	60 歳 満期
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1 年	610	523	452	393	343	301	265	234	208	186	167
2 年	1, 620	1, 445	1, 301	1, 182	1, 081	996	924	862	809	765	727
3 年	2, 638	2, 374	2, 157	1, 976	1, 824	1, 695	1, 586	1, 492	1, 412	1, 345	1, 288
4 年	3, 666	3, 311	3, 018	2, 775	2, 571	2, 398	2, 251	2, 125	2, 018	1, 927	1, 851
5 年	4, 703	4, 255	3, 886	3, 580	3, 322	3, 104	2, 918	2, 760	2, 625	2, 510	2, 415
10 年	※	9, 061	8, 290	7, 649	7, 110	6, 653	6, 264	5, 932	5, 649	5, 409	5, 209
15 年						※	9, 386	8, 861	8, 414	8, 036	7, 720
20 年											※

被保険者が女性の場合で加入年齢が 40 歳の例（5 倍型の例）

契約種類 経過期間	5 倍型特別養老保険										
	50 歳 満期	51 歳 満期	52 歳 満期	53 歳 満期	54 歳 満期	55 歳 満期	56 歳 満期	57 歳 満期	58 歳 満期	59 歳 満期	60 歳 満期
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1 年	597	508	434	371	318	273	233	199	169	142	119
2 年	1, 596	1, 416	1, 267	1, 141	1, 034	942	863	793	732	679	631
3 年	2, 606	2, 334	2, 108	1, 919	1, 757	1, 618	1, 498	1, 393	1, 301	1, 220	1, 148
4 年	3, 629	3, 263	2, 959	2, 704	2, 487	2, 300	2, 139	1, 998	1, 874	1, 765	1, 669
5 年	4, 662	4, 200	3, 818	3, 497	3, 223	2, 988	2, 784	2, 606	2, 450	2, 313	2, 192
10 年	※	9, 038	8, 241	7, 570	7, 000	6, 509	6, 084	5, 714	5, 389	5, 102	4, 849
15 年						※	9, 334	8, 753	8, 243	7, 794	7, 398
20 年											※

被保険者が男性の場合で加入年齢が 40 歳の例（10 倍型の例）

契約種類 経過期間	10 倍型特別養老保険										
	50 歳 満期	51 歳 満期	52 歳 満期	53 歳 満期	54 歳 満期	55 歳 満期	56 歳 満期	57 歳 満期	58 歳 満期	59 歳 満期	60 歳 満期
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1 年	383	302	238	186	143	109	81	58	41	29	21
2 年	1, 458	1, 296	1, 166	1, 061	975	906	849	804	770	745	729
3 年	2, 535	2, 290	2, 094	1, 934	1, 804	1, 699	1, 614	1, 546	1, 494	1, 456	1, 432
4 年	3, 614	3, 285	3, 020	2, 805	2, 631	2, 489	2, 375	2, 283	2, 213	2, 162	2, 130
5 年	4, 691	4, 276	3, 942	3, 671	3, 452	3, 273	3, 129	3, 013	2, 925	2, 860	2, 820
10 年	※	9, 130	8, 430	7, 862	7, 401	7, 027	6, 724	6, 483	6, 297	6, 162	6, 077
15 年						※	9, 520	9, 138	8, 844	8, 630	8, 496
20 年											※

被保険者が女性の場合で加入年齢が 40 歳の例（10 倍型の例）

契約種類 経過期間	10 倍型特別養老保険										
	50 歳 満期	51 歳 満期	52 歳 満期	53 歳 満期	54 歳 満期	55 歳 満期	56 歳 満期	57 歳 満期	58 歳 満期	59 歳 満期	60 歳 満期
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1 年	348	261	190	131	81	38	2	0	0	0	0
2 年	1, 394	1, 220	1, 076	956	855	769	696	633	580	533	494
3 年	2, 449	2, 185	1, 968	1, 787	1, 634	1, 504	1, 394	1, 299	1, 217	1, 147	1, 087
4 年	3, 511	3, 157	2, 865	2, 621	2, 416	2, 242	2, 093	1, 965	1, 855	1, 761	1, 681
5 年	4, 579	4, 132	3, 764	3, 457	3, 198	2, 979	2, 791	2, 630	2, 492	2, 373	2, 272
10 年	※	9, 067	8, 298	7, 658	7, 117	6, 659	6, 267	5, 931	5, 643	5, 395	5, 183
15 年						※	9, 385	8, 858	8, 405	8, 016	7, 683
20 年											※

(注) ※は満期を意味します。

そ
の
他

(3) 学資保険

保険契約者が男性の場合で、保険契約者の加入年齢 25 歳、被保険者の加入年齢 0 歳の例

契約種類 経過期間	学資保険							
	15 歳満期		18 歳満期		生存付 18 歳満期		生存付 22 歳満期	
	被保険者 男性	被保険者 女性	被保険者 男性	被保険者 女性	被保険者 男性	被保険者 女性	被保険者 男性	被保険者 女性
	円	円	円	円	円	円	円	円
1 年	461	461	350	350	356	356	342	342
2 年	1,082	1,082	858	858	871	871	842	842
3 年	1,713	1,713	1,374	1,374	1,394	1,395	1,350	1,350
4 年	2,353	2,353	1,897	1,898	1,925	1,925	1,865	1,866
5 年	3,003	3,004	2,429	2,430	2,464	2,464	2,388	2,389
7 年	4,333	4,334	3,517	3,518	3,566	3,567	3,459	3,460
10 年	6,405	6,406	5,211	5,212	5,283	5,283	5,127	5,127

保険契約者が女性の場合で、保険契約者の加入年齢 25 歳、被保険者の加入年齢 0 歳の例

契約種類 経過期間	学資保険							
	15 歳満期		18 歳満期		生存付 18 歳満期		生存付 22 歳満期	
	被保険者 男性	被保険者 女性	被保険者 男性	被保険者 女性	被保険者 男性	被保険者 女性	被保険者 男性	被保険者 女性
	円	円	円	円	円	円	円	円
1 年	462	462	351	351	358	358	343	343
2 年	1,084	1,084	860	860	873	874	844	844
3 年	1,716	1,716	1,377	1,377	1,397	1,398	1,353	1,353
4 年	2,357	2,357	1,901	1,902	1,929	1,929	1,869	1,869
5 年	3,007	3,008	2,434	2,434	2,468	2,469	2,393	2,394
7 年	4,338	4,339	3,522	3,523	3,571	3,572	3,464	3,465
10 年	6,409	6,410	5,216	5,217	5,288	5,289	5,132	5,132

(4) 育英年金付学資保険

保険契約者が男性の場合で、保険契約者の加入年齢 25 歳、被保険者の加入年齢 0 歳の例

契約種類 経過期間	育英年金付学資保険							
	15 歳満期		18 歳満期		生存付 18 歳満期		生存付 22 歳満期	
	被保険者 男性	被保険者 女性	被保険者 男性	被保険者 女性	被保険者 男性	被保険者 女性	被保険者 男性	被保険者 女性
	円	円	円	円	円	円	円	円
1 年	461	461	350	350	356	356	342	342
2 年	1,082	1,082	858	858	871	871	842	842
3 年	1,713	1,713	1,374	1,374	1,394	1,395	1,350	1,350
4 年	2,353	2,353	1,897	1,898	1,925	1,925	1,865	1,866
5 年	3,003	3,004	2,429	2,430	2,464	2,464	2,388	2,389
7 年	4,333	4,334	3,517	3,518	3,566	3,567	3,459	3,460
10 年	6,405	6,406	5,211	5,212	5,283	5,283	5,136	5,136

保険契約者が女性の場合で、保険契約者の加入年齢 25 歳、被保険者の加入年齢 0 歳の例

契約種類 経過期間	育英年金付学資保険							
	15 歳満期		18 歳満期		生存付 18 歳満期		生存付 22 歳満期	
	被保険者 男性	被保険者 女性	被保険者 男性	被保険者 女性	被保険者 男性	被保険者 女性	被保険者 男性	被保険者 女性
	円	円	円	円	円	円	円	円
1 年	462	462	351	351	358	358	343	343
2 年	1,084	1,084	860	860	873	874	844	844
3 年	1,716	1,716	1,377	1,377	1,397	1,398	1,353	1,353
4 年	2,357	2,357	1,901	1,902	1,929	1,929	1,869	1,869
5 年	3,007	3,008	2,434	2,434	2,468	2,469	2,393	2,394
7 年	4,338	4,339	3,522	3,523	3,571	3,572	3,464	3,465
10 年	6,409	6,410	5,216	5,217	5,288	5,289	5,146	5,146

(5) 終身保険

被保険者が男性の場合

契約種類		定額型終身保険				特別終身保険		介護保険金付終身保険	
経過期間	払済年齢	60 歳	65 歳	70 歳	75 歳	60 歳	70 歳	60 歳	70 歳
	加入年齢	50 歳	55 歳	60 歳	65 歳	50 歳	60 歳	50 歳	60 歳
		円	円	円	円	円	円	円	円
1 年		564	601	633	656	680	695	378	385
2 年		1,288	1,363	1,425	1,474	1,523	1,550	913	920
3 年		2,023	2,136	2,228	2,307	2,378	2,418	1,454	1,457
4 年		2,768	2,921	3,043	3,156	3,247	3,300	2,001	1,997
5 年		3,526	3,716	3,872	4,023	4,130	4,198	2,555	2,540
10 年		7,507	7,911	8,312	8,700	6,787	7,024	4,742	4,676
15 年		7,911	8,312	8,700	9,030	5,216	5,420	4,420	4,353
20 年		8,312	8,700	9,030	9,294	3,536	3,696	4,051	4,043
25 年		8,700	9,030	9,294	9,501	1,740	1,859	3,599	3,730
30 年		9,030	9,294	9,501	9,676	1,806	1,900	3,672	3,724
35 年		9,294	9,501	9,676	10,000	1,859	1,935	3,730	3,651
40 年		9,501	9,676	10,000	10,000	1,900	2,000	3,724	3,542
45 年		9,676	10,000	10,000	10,000	1,935	2,000	3,651	3,542
50 年		10,000	10,000	10,000	10,000	2,000	2,000	3,542	3,542

契約種類		2 倍型終身保険					5 倍型終身保険			
経過期間	払済年齢	60 歳	60 歳	65 歳	65 歳	70 歳	60 歳	60 歳	65 歳	65 歳
	加入年齢	45 歳	50 歳	50 歳	55 歳	60 歳	45 歳	50 歳	50 歳	55 歳
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
1 年		285	527	323	579	626	198	429	278	530
2 年		784	1,272	859	1,375	1,463	783	1,247	942	1,444
3 年		1,287	2,024	1,399	2,177	2,300	1,365	2,063	1,601	2,347
4 年		1,793	2,783	1,942	2,983	3,140	1,943	2,876	2,253	3,236
5 年		2,303	3,551	2,489	3,794	3,984	2,516	3,684	2,897	4,102
10 年		4,914	7,507	5,257	7,911	8,312	5,297	7,590	5,919	7,990
15 年		7,507	7,911	7,911	8,312	8,700	7,590	7,990	7,990	8,385
20 年		7,911	8,312	8,312	8,700	9,030	7,990	8,385	8,385	8,767
25 年		8,312	8,700	8,700	9,030	9,294	8,385	8,767	8,767	9,088
30 年		8,700	9,030	9,030	9,294	9,501	8,767	9,088	9,088	9,341
35 年		9,030	9,294	9,294	9,501	9,676	9,088	9,341	9,341	9,538
40 年		9,294	9,501	9,501	9,676	10,000	9,341	9,538	9,538	9,698
45 年		9,501	9,676	9,676	10,000	10,000	9,538	9,698	9,698	10,000
50 年		9,676	10,000	10,000	10,000	10,000	9,698	10,000	10,000	10,000
55 年		10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

その他

被保険者が女性の場合

契約種類		定額型終身保険				特別終身保険		介護保険金付終身保険	
経過期間	払済年齢	60 歳	65 歳	70 歳	75 歳	60 歳	70 歳	60 歳	70 歳
	加入年齢	50 歳	55 歳	60 歳	65 歳	50 歳	60 歳	50 歳	60 歳
		円	円	円	円	円	円	円	円
1 年		519	559	600	641	670	689	412	431
2 年		1,197	1,278	1,360	1,443	1,503	1,540	982	1,018
3 年		1,886	2,008	2,131	2,258	2,349	2,403	1,560	1,610
4 年		2,585	2,749	2,915	3,086	3,208	3,281	2,147	2,208
5 年		3,295	3,501	3,710	3,926	4,080	4,173	2,742	2,813
10 年		7,015	7,449	7,900	8,353	6,658	6,879	5,150	5,265
15 年		7,449	7,900	8,353	8,767	5,108	5,318	4,821	4,881
20 年		7,900	8,353	8,767	9,116	3,449	3,634	4,430	4,461
25 年		8,353	8,767	9,116	9,395	1,671	1,823	3,942	4,024
30 年		8,767	9,116	9,395	9,631	1,753	1,879	3,999	3,968
35 年		9,116	9,395	9,631	10,000	1,823	1,926	4,024	3,825
40 年		9,395	9,631	10,000	10,000	1,879	2,000	3,968	3,698
45 年		9,631	10,000	10,000	10,000	1,926	2,000	3,825	3,698
50 年		10,000	10,000	10,000	10,000	2,000	2,000	3,698	3,698

契約種類 払済年齢 経過期間		2 倍型終身保険					5 倍型終身保険			
		60 歳	60 歳	65 歳	65 歳	70 歳	60 歳	60 歳	65 歳	65 歳
		45 歳	50 歳	50 歳	55 歳	60 歳	45 歳	50 歳	50 歳	55 歳
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
1 年		240	471	269	515	562	109	335	149	393
2 年		696	1,161	754	1,248	1,342	610	1,066	691	1,180
3 年		1,156	1,859	1,244	1,991	2,131	1,112	1,803	1,236	1,970
4 年		1,621	2,567	1,741	2,743	2,927	1,617	2,545	1,782	2,764
5 年		2,092	3,285	2,242	3,504	3,733	2,124	3,293	2,330	3,559
10 年		4,533	7,015	4,833	7,449	7,900	4,696	7,090	5,071	7,521
15 年		7,015	7,449	7,449	7,900	8,353	7,090	7,521	7,521	7,970
20 年		7,449	7,900	7,900	8,353	8,767	7,521	7,970	7,970	8,418
25 年		7,900	8,353	8,353	8,767	9,116	7,970	8,418	8,418	8,826
30 年		8,353	8,767	8,767	9,116	9,395	8,418	8,826	8,826	9,166
35 年		8,767	9,116	9,116	9,395	9,631	8,826	9,166	9,166	9,432
40 年		9,116	9,395	9,395	9,631	10,000	9,166	9,432	9,432	9,652
45 年		9,395	9,631	9,631	10,000	10,000	9,432	9,652	9,652	10,000
50 年		9,631	10,000	10,000	10,000	10,000	9,652	10,000	10,000	10,000
55 年		10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

(6) 普通定期保険

被保険者が男性の場合

契約種類 加入年齢 経過期間		普通定期保険	
		30 歳	40 歳
		円	円
1 年		0	0
2 年		0	0
3 年		0	0
4 年		0	0
5 年		0	4
8 年		0	11

被保険者が女性の場合

契約種類 加入年齢 経過期間		普通定期保険	
		30 歳	40 歳
		円	円
1 年		0	0
2 年		0	0
3 年		0	0
4 年		0	0
5 年		0	0
8 年		0	0

2 特約の返戻金額例

次ページ以降の表の金額は、特約保険金額 1 万円に対するもので、特約保険金額 50 万円の場合はその約 50 倍、100 万円の場合はその約 100 倍が特約の返戻金額となります。

なお、災害特約または介護特約においては、お支払いした、またはお支払いすべき特約保険金と特約返戻金の合計額が、特約保険金額を上回る場合には、その特約保険金額からお支払いした、またはお支払いすべき特約保険金額を差し引いた金額を限度としてお支払いします。

また、保険料を払込免除としている場合、契約関係者の異動があった場合、またはご契約の変更があった場合などには、次ページ以降の表の金額と異なる場合があります。

○ご契約いただいたご契約の返戻金額は、次ページ以降の例示以外にも、保険証券に同封させていただいた「あいさつ状」に例示として記載しておりますので、ご参照ください。

なお、事前に返戻金額を確認される場合は、当社の支店、郵便局（郵便局株式会社）または、かんぽコールセンター（0120-552950）までお問い合わせください。

(1) 普通養老保険に付加された特約

被保険者が男性の場合で加入年齢が 40 歳 (70 歳満期) の例

特約種類 支払事由 経過期間	災害特約		無配当傷害入院特約	無配当疾病傷害入院特約
	死亡	解約	解約	解約
	円	円	円	円
1 年	2	0	0	0
2 年	3	0	0	32
3 年	5	2	0	69
4 年	6	3	0	106
5 年	8	6	1	140
10 年	16	16	13	300
15 年	21	21	18	385
20 年	22	22	19	399
25 年	16	16	13	290
30 年	0	0	0	0

被保険者が女性の場合で加入年齢が 40 歳 (70 歳満期) の例

特約種類 支払事由 経過期間	災害特約		無配当傷害入院特約	無配当疾病傷害入院特約
	死亡	解約	解約	解約
	円	円	円	円
1 年	1	0	0	0
2 年	1	0	0	4
3 年	2	0	0	27
4 年	2	0	2	51
5 年	3	1	3	74
10 年	6	6	18	183
15 年	8	8	25	243
20 年	10	10	27	268
25 年	8	8	22	207
30 年	0	0	0	0

(2) 特別養老保険に付加された特約

被保険者が男性の場合で加入年齢が 40 歳 (60 歳満期) の例

特約種類 支払事由 経過期間	災害特約		無配当傷害入院特約	無配当疾病傷害入院特約
	死亡	解約	解約	解約
	円	円	円	円
1 年	1	0	0	0
2 年	1	0	0	12
3 年	2	0	0	31
4 年	3	1	0	49
5 年	3	1	0	65
10 年	6	6	5	124
15 年	5	5	5	105
20 年	0	0	0	0

被保険者が女性の場合で加入年齢が 40 歳 (60 歳満期) の例

特約種類 支払事由 経過期間	災害特約		無配当傷害入院特約	無配当疾病傷害入院特約
	死亡	解約	解約	解約
	円	円	円	円
1 年	0	0	0	0
2 年	0	0	0	0
3 年	0	0	0	5
4 年	0	0	0	15
5 年	1	0	0	25
10 年	1	1	5	62
15 年	1	1	5	53
20 年	0	0	0	0

(3) 18 歳満期学資保険または育英年金付 18 歳満期学資保険に付加された特約

被保険者が男性の場合で加入年齢 0 歳の場合の例

特約種類 支払事由 経過期間	災害特約		無配当傷害入院特約	無配当疾病傷害入院特約
	死亡	解約	解約	解約
	円	円	円	円
1 年	2	0	0	0
2 年	3	1	0	0
3 年	5	3	0	0
4 年	5	3	0	0
5 年	6	5	0	0
10 年	4	4	0	3
15 年	2	2	0	4
18 年	0	0	0	0

被保険者が女性の場合で加入年齢 0 歳の場合の例

特約種類 支払事由 経過期間	災害特約		無配当傷害入院特約	無配当疾病傷害入院特約
	死亡	解約	解約	解約
	円	円	円	円
1 年	1	0	0	0
2 年	2	0	0	0
3 年	3	1	0	0
4 年	3	1	0	0
5 年	3	2	0	0
10 年	2	2	0	6
15 年	1	1	0	7
18 年	0	0	0	0

(4) 22 歳満期学資保険または育英年金付 22 歳満期学資保険に付加された特約

被保険者が男性の場合で加入年齢 0 歳の場合の例

特約種類 支払事由 経過期間	災害特約		無配当傷害入院特約	無配当疾病傷害入院特約
	死亡	解約	解約	解約
	円	円	円	円
1 年	3	0	0	0
2 年	5	2	0	0
3 年	8	6	0	0
4 年	9	7	2	0
5 年	11	9	4	8
10 年	15	15	15	52
15 年	18	18	23	79
20 年	10	10	14	49
22 年	0	0	0	0

被保険者が女性の場合で加入年齢 0 歳の場合の例

特約種類 支払事由 経過期間	災害特約		無配当傷害入院特約	無配当疾病傷害入院特約
	死亡	解約	解約	解約
	円	円	円	円
1 年	1	0	0	0
2 年	3	0	0	0
3 年	4	2	0	0
4 年	5	3	0	2
5 年	6	4	1	11
10 年	9	9	9	59
15 年	11	11	14	89
20 年	6	6	9	56
22 年	0	0	0	0

(5) 終身保険に付加された特約

被保険者が男性の場合

加入年齢	45歳					
払済年齢	60歳					
特約種類	災害特約		介護特約		無配当傷害入院特約	無配当疾病傷害入院特約
支払事由 経過期間	死亡	解約	死亡	解約	解約	解約
	円	円	円	円	円	円
1年	48	44	417	401	9	187
2年	98	94	841	827	28	424
3年	148	145	1,271	1,258	47	662
4年	198	195	1,706	1,695	66	905
5年	249	247	2,149	2,140	85	1,149
10年	514	514	4,455	4,455	188	2,412
15年	796	796	6,929	6,929	294	3,741
20年	817	817	7,355	7,355	282	3,671
25年	831	831	7,765	7,765	268	3,526
30年	830	830	8,138	8,138	254	3,276
35年	794	794	8,448	8,448	232	2,904
40年	702	702	8,673	8,673	188	2,423
45年	531	531	8,734	8,734	143	1,940
50年	298	298	8,523	8,523	103	1,490
55年	0	0	7,324	7,324	71	1,108

加入年齢	50歳					
払済年齢	60歳					
特約種類	災害特約		介護特約		無配当傷害入院特約	無配当疾病傷害入院特約
支払事由 経過期間	死亡	解約	死亡	解約	解約	解約
	円	円	円	円	円	円
1年	75	71	649	633	19	309
2年	151	147	1,307	1,293	48	668
3年	228	225	1,974	1,961	77	1,031
4年	306	303	2,652	2,641	106	1,400
5年	385	383	3,339	3,330	135	1,773
10年	796	796	6,929	6,929	294	3,741
15年	817	817	7,355	7,355	282	3,671
20年	831	831	7,765	7,765	268	3,526
25年	830	830	8,138	8,138	254	3,276
30年	794	794	8,448	8,448	232	2,904
35年	702	702	8,673	8,673	188	2,423
40年	531	531	8,734	8,734	143	1,940
45年	298	298	8,523	8,523	103	1,490
50年	0	0	7,324	7,324	71	1,108

加入年齢	50歳					
払済年齢	65歳					
特約種類	災害特約		介護特約		無配当傷害入院特約	無配当疾病傷害入院特約
支払事由 経過期間	死亡	解約	死亡	解約	解約	解約
	円	円	円	円	円	円
1年	50	46	446	430	9	187
2年	101	97	898	884	27	421
3年	152	149	1,357	1,344	45	656
4年	204	201	1,821	1,810	64	894
5年	257	255	2,292	2,283	82	1,134
10年	529	529	4,737	4,737	180	2,380
15年	817	817	7,355	7,355	282	3,671
20年	831	831	7,765	7,765	268	3,526
25年	830	830	8,138	8,138	254	3,276
30年	794	794	8,448	8,448	232	2,904
35年	702	702	8,673	8,673	188	2,423
40年	531	531	8,734	8,734	143	1,940
45年	298	298	8,523	8,523	103	1,490
50年	0	0	7,324	7,324	71	1,108

被保険者が男性の場合

加入年齢	55歳					
払済年齢	65歳					
特約種類	災害特約		介護特約		無配当傷害 入院特約	無配当疾病傷害 入院特約
支払事由 経過期間	死亡	解約	死亡	解約	解約	解約
	円	円	円	円	円	円
1年	77	73	690	674	18	303
2年	155	151	1,389	1,375	45	656
3年	235	232	2,098	2,085	73	1,014
4年	315	312	2,817	2,806	101	1,379
5年	396	394	3,545	3,536	129	1,747
10年	817	817	7,355	7,355	282	3,671
15年	831	831	7,765	7,765	268	3,526
20年	830	830	8,138	8,138	254	3,276
25年	794	794	8,448	8,448	232	2,904
30年	702	702	8,673	8,673	188	2,423
35年	531	531	8,734	8,734	143	1,940
40年	298	298	8,523	8,523	103	1,490
45年	0	0	7,324	7,324	71	1,108

加入年齢	60歳					
払済年齢	70歳					
特約種類	災害特約		介護特約		無配当傷害 入院特約	無配当疾病傷害 入院特約
支払事由 経過期間	死亡	解約	死亡	解約	解約	解約
	円	円	円	円	円	円
1年	79	75	728	712	16	290
2年	159	155	1,466	1,452	42	629
3年	239	236	2,213	2,200	68	971
4年	321	318	2,970	2,959	95	1,317
5年	404	402	3,737	3,728	121	1,667
10年	831	831	7,765	7,765	268	3,526
15年	830	830	8,138	8,138	254	3,276
20年	794	794	8,448	8,448	232	2,904
25年	702	702	8,673	8,673	188	2,423
30年	531	531	8,734	8,734	143	1,940
35年	298	298	8,523	8,523	103	1,490
40年	0	0	7,324	7,324	71	1,108

加入年齢	65歳					
払済年齢	75歳					
特約種類	災害特約		介護特約		無配当傷害 入院特約	無配当疾病傷害 入院特約
支払事由 経過期間	死亡	解約	死亡	解約	解約	解約
	円	円	円	円	円	円
1年	80	76	762	746	15	266
2年	160	156	1,533	1,519	39	580
3年	242	239	2,313	2,300	63	897
4年	324	321	3,103	3,092	88	1,218
5年	407	405	3,904	3,895	113	1,543
10年	830	830	8,138	8,138	254	3,276
15年	794	794	8,448	8,448	232	2,904
20年	702	702	8,673	8,673	188	2,423
25年	531	531	8,734	8,734	143	1,940
30年	298	298	8,523	8,523	103	1,490
35年	0	0	7,324	7,324	71	1,108

その他

被保険者が女性の場合

加入年齢	45歳					
払済年齢	60歳					
特約種類	災害特約		介護特約		無配当傷害 入院特約	無配当疾病傷害 入院特約
支払事由 経過期間	死亡	解約	死亡	解約	解約	解約
	円	円	円	円	円	円
1年	27	23	407	391	24	210
2年	55	51	821	807	58	470
3年	83	80	1,240	1,227	92	733
4年	112	109	1,666	1,655	127	1,002
5年	141	139	2,098	2,089	161	1,273
10年	292	292	4,355	4,355	347	2,696
15年	454	454	6,779	6,779	543	4,211
20年	467	467	7,215	7,215	564	4,274
25年	477	477	7,637	7,637	577	4,246
30年	476	476	8,016	8,016	568	4,038
35年	453	453	8,334	8,334	520	3,612
40年	400	400	8,587	8,587	424	2,989
45年	306	306	8,702	8,702	320	2,318
50年	174	174	8,569	8,569	224	1,675
55年	0	0	7,446	7,446	147	1,133

加入年齢	50歳					
払済年齢	60歳					
特約種類	災害特約		介護特約		無配当傷害 入院特約	無配当疾病傷害 入院特約
支払事由 経過期間	死亡	解約	死亡	解約	解約	解約
	円	円	円	円	円	円
1年	43	39	634	618	42	349
2年	86	82	1,278	1,264	94	751
3年	130	127	1,931	1,918	147	1,158
4年	174	171	2,594	2,583	201	1,573
5年	219	217	3,266	3,257	255	1,993
10年	454	454	6,779	6,779	543	4,211
15年	467	467	7,215	7,215	564	4,274
20年	477	477	7,637	7,637	577	4,246
25年	476	476	8,016	8,016	568	4,038
30年	453	453	8,334	8,334	520	3,612
35年	400	400	8,587	8,587	424	2,989
40年	306	306	8,702	8,702	320	2,318
45年	174	174	8,569	8,569	224	1,675
50年	0	0	7,446	7,446	147	1,133

加入年齢	50歳					
払済年齢	65歳					
特約種類	災害特約		介護特約		無配当傷害 入院特約	無配当疾病傷害 入院特約
支払事由 経過期間	死亡	解約	死亡	解約	解約	解約
	円	円	円	円	円	円
1年	28	24	437	421	26	217
2年	57	53	879	865	61	484
3年	87	84	1,328	1,315	97	754
4年	116	113	1,784	1,773	133	1,028
5年	146	144	2,245	2,236	169	1,305
10年	302	302	4,647	4,647	362	2,759
15年	467	467	7,215	7,215	564	4,274
20年	477	477	7,637	7,637	577	4,246
25年	476	476	8,016	8,016	568	4,038
30年	453	453	8,334	8,334	520	3,612
35年	400	400	8,587	8,587	424	2,989
40年	306	306	8,702	8,702	320	2,318
45年	174	174	8,569	8,569	224	1,675
50年	0	0	7,446	7,446	147	1,133

被保険者が女性の場合

加入年齢	55歳					
払済年齢	65歳					
特約種類	災害特約		介護特約		無配当傷害入院特約	無配当疾病傷害入院特約
支払事由 経過期間	死亡	解約	死亡	解約	解約	解約
	円	円	円	円	円	円
1年	44	40	677	661	44	358
2年	89	85	1,364	1,350	99	769
3年	134	131	2,060	2,047	154	1,185
4年	180	177	2,766	2,755	210	1,610
5年	226	224	3,481	3,472	266	2,039
10年	467	467	7,215	7,215	564	4,274
15年	477	477	7,637	7,637	577	4,246
20年	476	476	8,016	8,016	568	4,038
25年	453	453	8,334	8,334	520	3,612
30年	400	400	8,587	8,587	424	2,989
35年	306	306	8,702	8,702	320	2,318
40年	174	174	8,569	8,569	224	1,675
45年	0	0	7,446	7,446	147	1,133

加入年齢	60歳					
払済年齢	70歳					
特約種類	災害特約		介護特約		無配当傷害入院特約	無配当疾病傷害入院特約
支払事由 経過期間	死亡	解約	死亡	解約	解約	解約
	円	円	円	円	円	円
1年	45	41	720	704	46	362
2年	91	87	1,448	1,434	102	774
3年	137	134	2,185	2,172	159	1,189
4年	184	181	2,931	2,920	216	1,611
5年	232	230	3,687	3,678	274	2,037
10年	477	477	7,637	7,637	577	4,246
15年	476	476	8,016	8,016	568	4,038
20年	453	453	8,334	8,334	520	3,612
25年	400	400	8,587	8,587	424	2,989
30年	306	306	8,702	8,702	320	2,318
35年	174	174	8,569	8,569	224	1,675
40年	0	0	7,446	7,446	147	1,133

加入年齢	65歳					
払済年齢	75歳					
特約種類	災害特約		介護特約		無配当傷害入院特約	無配当疾病傷害入院特約
支払事由 経過期間	死亡	解約	死亡	解約	解約	解約
	円	円	円	円	円	円
1年	46	42	757	741	47	352
2年	92	88	1,521	1,507	104	754
3年	139	136	2,293	2,280	161	1,158
4年	186	183	3,073	3,062	218	1,564
5年	234	232	3,863	3,854	275	1,970
10年	476	476	8,016	8,016	568	4,038
15年	453	453	8,334	8,334	520	3,612
20年	400	400	8,587	8,587	424	2,989
25年	306	306	8,702	8,702	320	2,318
30年	174	174	8,569	8,569	224	1,675
35年	0	0	7,446	7,446	147	1,133

その他

(6) 普通定期保険に付加された特約

被保険者が男性の場合で加入年齢 30 歳の例

特約種類 支払事由 経過期間	災害特約		無配当傷害入院特約	無配当疾病傷害入院特約
	死亡	解約	解約	解約
	円	円	円	円
1 年	0	0	0	0
2 年	0	0	0	0
3 年	0	0	0	2
4 年	0	0	0	6
5 年	0	0	0	8
10 年	0	0	0	0

被保険者が女性の場合で加入年齢 30 歳の例

特約種類 支払事由 経過期間	災害特約		無配当傷害入院特約	無配当疾病傷害入院特約
	死亡	解約	解約	解約
	円	円	円	円
1 年	0	0	0	0
2 年	0	0	0	0
3 年	0	0	0	0
4 年	0	0	0	0
5 年	0	0	0	0
10 年	0	0	0	0

第2 税金

(平成20年12月現在)

1 お払みになった保険料関係

- (1) お払みになった保険料は、一般の生命保険料として次のとおり生命保険料控除の対象となり、年間の所得金額から控除できます。

※ 保険金受取人のすべてを保険契約者（保険料負担者）またはその配偶者その他の親族とする保険契約の保険料に限ります。

○所得税

年間正味払込保険料	生命保険料控除額
25,000 円以下	年間正味払込保険料
25,001 円から 50,000 円まで	$(\text{年間正味払込保険料}) \times 1/2 + 12,500 \text{ 円}$
50,001 円から 100,000 円まで	$(\text{年間正味払込保険料}) \times 1/4 + 25,000 \text{ 円}$
100,001 円以上	一律に 50,000 円

○地方税

年間正味払込保険料	生命保険料控除額
15,000 円以下	年間正味払込保険料
15,001 円から 40,000 円まで	$(\text{年間正味払込保険料}) \times 1/2 + 7,500 \text{ 円}$
40,001 円から 70,000 円まで	$(\text{年間正味払込保険料}) \times 1/4 + 17,500 \text{ 円}$
70,001 円以上	一律に 35,000 円

- (2) 生命保険料控除を受けるためには、ご申告が必要です。「保険料払込証明書」を発行いたしますので、次によりご申告ください。

ア 給与所得者で年末調整を受ける方

「給与所得者の保険料控除申告書」に保険料払込証明書を添付して勤務先に提出することにより、年末調整により所得控除を受けてください。

(注) 保険料のお払込方法（経路）を団体払込みとすること契約で、1年間にお払込みいただいた保険料総額などを勤務先で確認できる場合は、保険料払込証明書は発行しません。ただし、給与の年収額や給与以外の所得が一定の額を超える場合などには、確定申告が必要です。

イ 上記ア以外の方

当該年の翌年2月16日から3月15日までに所轄の税務署に「確定申告書」に保険料払込証明書を添付してご提出いただき、所得控除を受けてください。

その他

2 お受け取りになった保険金に対する課税関係

- (1) お受け取りになった保険金（契約者配当金が同時に支払われる場合は、当該配当金も含みます。）については、保険契約者が保険料負担者の場合、次のお取扱いとなります。

○ 死亡保険金の場合

契約内容	契約内容の例			税の種類
	契約者	被保険者	受取人	
契約者と被保険者が同一人で、受取人が相続人	夫	夫	妻	相続税
	夫	夫	子	
契約者と受取人が同一人で、被保険者が別人	夫	妻	夫	所得税（一時所得） 住民税
	夫	子	夫	
契約者、被保険者、受取人がそれぞれ別人	夫	妻	子	贈与税
	夫	子	妻	

○ 満期保険金の場合

契約内容	契約内容の例			税の種類
	契約者	被保険者	受取人	
契約者と受取人が同一人	夫	夫	夫	所得税（一時所得） 住民税
	夫	妻	夫	
契約者と受取人が別人	夫	夫	妻	贈与税
	夫	妻	妻	
	夫	妻	子	

※ 生存保険金については、満期保険金の場合と同様になります。

- (2) ご契約者と被保険者が同一人で、指定された死亡保険金受取人が、そのご契約者の法定相続人（相続を放棄した方を除きます。）に当たる場合には、死亡保険金（契約が2件以上の場合は合計します。）に対して相続税法上一定の金額が非課税となります。

【生命保険金の非課税限度額】 500万円 × 法定相続人数

- (3) 介護保険金、重度障がいによる死亡保険金（※）、傷害保険金、入院保険金、手術保険金および長期入院一時保険金については、非課税扱いです。

- (4) 一時払養老保険などとして金融類似商品とみなされる保険契約の差益については、源泉分離課税（20%）の対象となります。

（※）保険金受取人によっては、非課税扱いとならない場合があります。

3 育英年金付学資保険のお受け取りになる育英年金に対する課税関係

- (1) 毎年お受け取りになる育英年金は、所得税（雑所得）・住民税の課税対象となります。
- (2) お受け取りになる育英年金の年額から、その年金の額に対応する必要経費の額を控除した残額が25万円以上であるときは、源泉徴収して育英年金をお支払いします。

4 育英年金付学資保険の育英年金を受け取る権利に対する課税関係

前記3の課税関係のほかに、年金受取人が保険料負担者から育英年金を受け取る権利を取得したものとみなされ、その評価額が贈与税または相続税の課税対象となります。

5 返戻金に対する課税関係

保険契約が解約などにより消滅し、返戻金をお受け取りになる場合は、次のとおり課税対象となります。

- (1) 返戻金の受取人が保険料を負担しているとき ……………所得税（一時所得）および住民税
- (2) 返戻金の受取人が保険料を負担していないとき ……………贈与税または相続税

ご 注 意

平成20年12月現在の税制に基づくもので、今後、税務のお取扱いが変わる場合もあります。一般的な税務の取扱いを記載しているものであり、実際の取扱いは個々の状況によって異なってくる可能性もあります。また、個別の税務上の取扱いは所轄税務署または税理士などにご確認ください。

第3 保険金受取人の一覧表など

1 保険金の受取人の一覧表

	支払事由	受取人	受取人が指定されていないとき	支払事由発生後に左記の受取人が死亡したとき
基本契約 の保険金	死 亡	指定受取人	被保険者の遺族（注2）	左記受取人の相続人
	満 期		被保険者	
	生 存		被保険者	
	介 護		被保険者	
特約保険金	死 亡	指定受取人	被保険者の遺族（注2）	左記受取人の相続人
	傷 害	被保険者	— （死亡以外の特約保険金の受取人となる方は被保険者のみです。）	被保険者の相続人
	疾病入院			
	傷害入院			
	手 術			
	長期入院一時			
	介 護			
返戻金	解 約	保険契約者	— （返戻金受取人となる方は保険契約者のみです。）	保険契約者の相続人
	解 除			
	失 効			
	特約（注1）			

（注1） 「特約」については、特約の解約など特約における返戻金の支払事由をいいます。

（注2） 「被保険者の遺族」とは・・・

死亡保険金の支払において、保険金受取人が指定されていないときまたは指定された保険金受取人が死亡しており、その後更に保険金受取人が指定されていない場合には、被保険者の遺族が保険金受取人となります。

遺族の中で先順位の方が保険金受取人となります（80 ページ参照）。

なお、重度障がいにより被保険者が死亡されたものとみなして死亡保険金をお支払いする場合（73 ページ参照）で保険金受取人が指定されていないとき、または指定された保険金受取人が死亡しており、その後更に保険金受取人が指定されていない場合は、被保険者が保険金受取人となります。

2 保険金受取人の相続人が保険金受取人となる場合

(1) 基本契約の保険金

保険金の支払事由（被保険者の死亡、保険期間の満了など）が発生し、保険金受取人に保険金支払請求権が確定した後に当該保険金受取人が死亡した場合、その方の相続人に保険金のご請求をしていただくこととなります。

(2) 特約の保険金

傷害保険金、入院保険金などは、被保険者が特約保険金受取人と定められています。被保険者が入院保険金などの支払請求をしないまま死亡された場合は、被保険者の相続人に特約保険金のご請求をしていただくこととなります。

約 款

(保険種類ごとの約款)

保険種類ごとにご覧いただく約款が異なります。

保 険 種 類	約 款 名 称
普通養老保険、特別養老保険	養老保険普通保険約款 P120
学資保険、育英年金付学資保険	学資保険普通保険約款 P134
普通終身保険、特別終身保険	終身保険普通保険約款 P150
介護保険金付終身保険	介護保険金付終身保険 普通保険約款 P164
普通定期保険	普通定期保険普通保険約款 P178

養老保険普通保険約款

(平成19年10月1日制定)

(平成21年4月1日改正)

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 責任開始（第2条）
- 第3章 保険料の払込み（第3条－第9条）
- 第4章 保険料の払込免除（第10条－第12条）
- 第5章 保険金の支払（第13条－第18条）
- 第6章 告知義務及び告知義務違反等による契約の解除（第19条－第24条）
- 第7章 契約の無効（第25条・第26条）
- 第8章 保険契約者又は保険金受取人の代表者（第27条）
- 第9章 契約関係者の異動（第28条－第30条）
- 第10章 契約の変更（第31条－第35条）
- 第11章 加入年齢の計算及び年齢又は性別の誤りの処理（第36条・第37条）
- 第12章 解約（第38条）
- 第13章 返戻金の支払及び無効保険料の払戻し（第39条・第40条）
- 第14章 契約の復活（第41条－第45条）
- 第15章 契約者貸付（第46条）
- 第16章 契約者配当（第47条・第48条）
- 第17章 譲渡禁止（第49条）
- 第18章 控除支払（第50条）
- 第19章 保険金の支払の請求等（第51条・第52条）
- 第20章 契約内容の登録（第53条）
- 第21章 特則（第54条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この約款は、次の基本契約（保険契約のうち、特約に係る部分を除いたものをいいます。以下同じとします。）について定めます。

（1）普通養老保険

被保険者の生存中に保険期間が満了したことにより満期保険金、又は被保険者が保険期間の満了前に死亡したことにより死亡保険金の支払をするものであって、満期保険金の額と死亡保険金の額とを同額とするものとします。

（2）特別養老保険

被保険者の生存中に保険期間が満了したことにより満期保険金、又は被保険者が保険期間の満了前に死亡したことにより死亡保険金の支払をするものとし、死亡保険金の額の別により、次の種類とします。

ア 2倍型特別養老保険

死亡保険金の額を満期保険金の額の2倍とするものとします。

イ 5倍型特別養老保険

死亡保険金の額を満期保険金の額の5倍とするものとします。

ウ 10倍型特別養老保険

死亡保険金の額を満期保険金の額の10倍とするものとします。

（3）特定養老保険

被保険者の生存中に保険期間が満了したことにより満期保険金、又は被保険者が保険期間の満了前に死亡したことにより死亡保険金の支払をするものであって、基本契約の契約日（次条に規定する契約日をいいます。）から一定の期間を経過する前に支払うべき死亡保険金の額を死亡の原因に応じて満期保険金の額と同額又は異なる額とするものとします。

第2章 責任開始

（責任開始）

第2条 会社は、次の時から基本契約上の責任を負います。

（1）基本契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合 第1回保険料を受け取った時

（2）第1回保険料相当額を受け取った後に基本契約の申込みを承諾した場合 第1回保険料相当額を受け取った時（告知前に受け取った場合には、告知の時）

2 前項の会社の責任開始の日を契約日とし、保険期間はその日から起算します。

3 基本契約の申込みを承諾したときは、保険証券を保険契約者に交付します。この場合においては、保険証券の交付をもって承諾の通知に代えます。

第3章 保険料の払込み

（払込時期）

第3条 保険契約者は、第2回以降の保険料を、基本契約の契約日から起算して1か月ごとに、その応当日（その月にその応当日がない場合にあっては、その月の末日の翌日。以下「月ごとの契約応当日」といいます。）の属する月（その月にその応当日がない場合にあっては、月ごとの契約応当日の前日の属する月）の1日から末日まで（以下「払込時期」といいます。）に払い込んでください。

（猶予期間）

- 第4条 保険料の払込猶予期間は、払込時期の翌月1日から3か月目の月における月ごとの契約応当日の前日までとします。
- (契約の失効)
- 第5条 保険契約者が保険料を払い込まないで前条の猶予期間を経過したときは、基本契約は、その効力を失います。
- (払込方法(経路))
- 第6条 保険契約者は、会社の定めるところにより、次のいずれかの保険料の払込方法(経路)を選択することができます。
- (1) 集金払込み(会社の派遣した集金人に払い込む方法(保険契約者の指定した集金先が会社の定めた地域内にある場合に限ります。))
 - (2) 窓口払込み(会社の本社又は会社の指定した場所に持参して払い込む方法)
 - (3) 口座払込み(会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法)
 - (4) 団体払込み(保険契約者の所属する団体を通じて払い込む方法(当該団体と会社との間に団体取扱契約が締結されている場合に限ります。))
- 2 保険契約者は、前項各号の保険料の払込方法(経路)を相互に変更することができます。
- 3 保険料の払込方法(経路)が、第1項第1号、第3号又は第4号である場合において、選択された保険料の払込方法(経路)について、会社の取扱範囲又は取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料の払込方法(経路)を他の払込方法(経路)に変更してください。
- (会社による払込方法(経路)の変更)
- 第7条 会社は、集金払込みを選択した保険契約者が保険料を払込時期内に会社の派遣した集金人に払い込まない場合又は前条第3項の規定により保険料の払込方法(経路)の変更を要する保険契約者が、当該変更をしない場合は、これを窓口払込みに変更することができます。
- (前納払込み)
- 第8条 保険契約者は、会社の定めるところにより、保険料の全部又は一部を前納することができます。この場合には、会社の定める利率で保険料を割り引きます。
- 2 前項の規定により前納された保険料は、会社の定める利率による利息を付けて積み立てておき、月ごとの契約応当日ごとに保険料の払込みに充当します。
 - 3 保険料が前納された期間が満了した場合において、前納された保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者(保険金と同時に支払う場合にあつては、保険金受取人)に払い戻します。
 - 4 第1項の規定により保険料の前納払込みをした場合において、保険契約者は、やむを得ない事由があるときは、保険料の前納払込みの取消しを請求することができます。この場合において、会社がその請求を認めたときは、会社の定めるところにより、その取消しをした期間に対する保険料を保険契約者に払い戻します。
 - 5 保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第4に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
- (未經過期間に対する保険料の払戻し)
- 第9条 保険料を払い込んだ後、次に掲げる事由が生じたことにより、その直後の月ごとの契約応当日以降の期間に係る保険料の全部又は一部について払込みを要しないこととなったときは、会社の定めるところにより、その払込みを要しないこととなった期間に対する保険料を保険契約者に払い戻します。
- (1) 基本契約の消滅
 - (2) 保険料の払込免除
 - (3) 保険期間の短縮変更
 - (4) 保険金額の減額変更
 - (5) 保険料払済契約への変更
- 2 前項の場合において、払い戻す保険料は、保険金と同時に支払う場合にあつては、同項の規定にかかわらず、保険金受取人に払い戻します。ただし、保険契約者がその保険料を受け取る旨の意思表示をしたときは、これを保険契約者に払い戻します。
- ## 第4章 保険料の払込免除
- (身体障害による払込免除)
- 第10条 被保険者が基本契約の責任開始時以後(復活した基本契約にあつては、その復活に係る責任開始時以後)において不慮の事故(別表第1に定めるものをいいます。以下同じとします。)により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に別表第2第1号に定める身体障害の状態になったときは、将来の保険料を払込免除とします。
- 2 前項の規定は、被保険者が次のいずれかにより別表第2第1号に定める身体障害の状態になった場合には、適用しません。
- (1) 保険契約者、被保険者又は指定された保険金受取人の故意又は重大な過失
 - (2) 被保険者の犯罪行為
 - (3) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
 - (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- 3 被保険者が次のいずれかにより別表第2第1号に定める身体障害の状態になった場合で、その原因により当該身体障害の状態になった被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、保険料の全部又は一部について払込免除としないことがあります。
- (1) 地震、噴火又は津波
 - (2) 戦争その他の変乱
- (重度障害による払込免除)

第11条 被保険者が基本契約の責任開始時以後（復活した基本契約にあつては、その復活に係る責任開始時以後）において受けた傷害又はかかった疾病により別表第2第2号に定める重度障害の状態（以下「重度障害の状態」といいます。）になったときは、将来の保険料を払込免除とします。ただし、保険契約者、被保険者又は指定された保険金受取人の故意により重度障害の状態になった場合は、保険料を払込免除としません。

2 被保険者が戦争その他の変乱により重度障害の状態になった場合で、その原因により重度障害の状態になった被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、保険料の全部又は一部について払込免除としないことがあります。

（普通養老保険の保険契約者の死亡等による払込免除）

第12条 被保険者の父、母、祖父、祖母、兄又は姉を保険契約者とする普通養老保険の基本契約においては、被保険者が年齢10歳に達する前において、当該保険契約者が基本契約の責任開始時以後（復活した基本契約にあつては、その復活に係る責任開始時以後）において受けた不慮の事故又はかかった会社所定の感染症（別表第3に定める感染症をいいます。以下同じとします。）により死亡し、又は基本契約の責任開始時以後（復活した基本契約にあつては、その復活に係る責任開始時以後）において受けた傷害又はかかった疾病により重度障害の状態になったときは、将来の保険料を払込免除とします。

2 前項の規定は、保険契約者が次のいずれかにより死亡したとき又は保険契約者、被保険者若しくは指定された保険金受取人の故意により重度障害の状態になった場合には、適用しません。

- (1) 疾病（会社所定の感染症を除きます。）を直接の原因とする事故
- (2) 保険契約者、被保険者又は指定された保険金受取人の故意又は重大な過失
- (3) 保険契約者の犯罪行為
- (4) 保険契約者の精神障害の状態を原因とする事故
- (5) 保険契約者の泥酔の状態を原因とする事故
- (6) 保険契約者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- (7) 保険契約者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故

3 保険契約者が次のいずれかにより死亡し、又は第2号により重度障害の状態になった場合で、その原因により死亡し又はは当該重度障害の状態になった保険契約者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、保険料の全部又は一部について払込免除としないことがあります。

- (1) 地震、噴火又は津波
- (2) 戦争その他の変乱

4 前3項の規定は、基本契約による権利義務を承継した保険契約者（被保険者の父、母、祖父、祖母、兄又は姉の場合に限ります。）については、その承継後において受けた不慮の事故若しくはかかった会社所定の感染症による死亡又は受けた傷害若しくはかかった疾病による重度障害に限り適用します。

5 第1項の被保険者の年齢は、第36条第2項の規定にかかわらず、満年齢で計算します。この場合において、1年に満たない端数があるときは、その端数は切り捨てます。

第5章 保険金の支払

（保険金の支払）

第13条 普通養老保険の基本契約の保険金の支払については、次のとおりとします。

保険金	支払事由	支払額	保険金受取人
死亡保険金	保険期間の満了前に被保険者が死亡したとき	保険金額	死亡保険金受取人
満期保険金	被保険者の生存中に保険期間が満了したとき	保険金額	満期保険金受取人

2 特別養老保険の基本契約の保険金の支払については、次のとおりとします。

(1) 2倍型特別養老保険

保険金	支払事由	支払額	保険金受取人
死亡保険金	保険期間の満了前に被保険者が死亡したとき	基準保険金額（死亡保険金を支払う際に基準となる保険金額をいいます。以下同じとします。）	死亡保険金受取人
満期保険金	被保険者の生存中に保険期間が満了したとき	基準保険金額の50%に相当する金額	満期保険金受取人

(2) 5倍型特別養老保険

保険金	支払事由	支払額	保険金受取人
死亡保険金	保険期間の満了前に被保険者が死亡したとき	基準保険金額	死亡保険金受取人
満期保険金	被保険者の生存中に保険期間が満了したとき	基準保険金額の20%に相当する金額	満期保険金受取人

(3) 10倍型特別養老保険

保険金	支払事由	支払額	保険金受取人
死亡保険金	保険期間の満了前に被保険者が死亡したとき	基準保険金額	死亡保険金受取人
満期保険金	被保険者の生存中に保険期間が満了したとき	基準保険金額の10%に相当する金額	満期保険金受取人

3 特定養老保険の基本契約の保険金の支払については、次のとおりとします。

保険金	支払事由	支払額	保険金受取人
死亡保険金	保険期間の満了前に被保険者が死亡	1 被保険者の死亡が基本契約の契約	死亡保険金受取人

	したとき	日から起算して3年を経過する前で あって、不慮の事故又は会社所定の 感染症によるものであるとき 基準 保険金額に相当する金額 2 被保険者の死亡が基本契約の契約 日から起算して3年を経過する前で あって、1に掲げるとき以外のとき (1) 被保険者の死亡が基本契約の契 約日から起算して2年を経過する 前であるとき 基準保険金額の50 %に相当する金額 (2) 被保険者の死亡が基本契約の契 約日から起算して2年を経過し3 年を経過する前であるとき 基準 保険金額の80%に相当する金額 3 被保険者の死亡が基本契約の契約 日から起算して3年を経過した後で あるとき 基準保険金額	
満期保険金	被保険者の生存中に保険期間が満了 したとき	基準保険金額に相当する金額	満期保険金受取人

(幼児の場合の死亡保険金の支払額)

第14条 普通養老保険の基本契約においては、被保険者が年齢6歳に満たないで死亡したときは、死亡保険金の額は、次のとおりとします。

- (1) 被保険者の死亡当時の年齢が3歳に満たないとき 死亡保険金額の50%に相当する額
- (2) 被保険者の死亡当時の年齢が6歳に満たないとき 死亡保険金額の80%に相当する額
- 2 前項の規定により支払うべき金額が責任準備金の額に満たないときは、支払う金額は、その責任準備金の額とします。
- 3 第1項の被保険者の年齢は、第36条第2項の規定にかかわらず、満年齢で計算します。この場合において、1年に満たない端数があるときは、その端数は切り捨てます。

(死亡保険金の支払免責等)

第15条 被保険者が次のいずれかにより死亡した場合には、死亡保険金を支払いません。

- (1) 基本契約の責任開始の日（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始の日）から起算して3年を経過する前の自殺
- (2) 指定された死亡保険金受取人の故意。ただし、その者が死亡保険金の一部を受け取るべき場合には、指定された他の死亡保険金受取人にその残額を支払います。
- (3) 保険契約者の故意
- 2 被保険者が戦争その他の変乱により死亡した場合で、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金を削減して支払うことがあります。この場合において、削減して支払う金額は、責任準備金の額を下回ることはありません。

(保険金の倍額支払)

第16条 被保険者が基本契約の契約日から起算して1年6か月を経過した後に、不慮の事故を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡したとき、又は会社所定の感染症を直接の原因として死亡したときは、支払うべき死亡保険金額と同額（特別養老保険又は特定養老保険の基本契約にあっては、満期保険金額に相当する額）の保険金を死亡保険金受取人に支払います。ただし、復活した基本契約において、その復活日（第44条第2項に定める復活日をいいます。）から起算して6か月を経過しないものは、保険金の倍額支払をしません。

- 2 前項の規定は、被保険者が次のいずれかにより死亡した場合には、適用しません。
 - (1) 疾病（会社所定の感染症を除きます。）を直接の原因とする事故
 - (2) 保険契約者、被保険者又は指定された死亡保険金受取人の故意又は重大な過失
 - (3) 被保険者の犯罪行為
 - (4) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
 - (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- 3 被保険者が次のいずれかにより死亡した場合で、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、第1項に定める額の保険金を削減して支払い、又はその支払をしないことがあります。
 - (1) 地震、噴火又は津波
 - (2) 戦争その他の変乱

(重度障害による死亡保険金の支払)

第17条 被保険者が基本契約の責任開始時以後（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始時以後）において受けた傷害又はかかった疾病により重度障害の状態に該当するに至った場合において、保険契約者からその旨の通知があったときは、その通知があった日にその傷害又は疾病により被保険者が死亡したものとみなして、死亡保険金の支払の規定その他この約款の規定（前条の規定を除きます。）を適用します。この場合において、死亡保険金受取人が指定されていないとき（指定された死亡保険金受取人が死亡し更に死亡保険金受取人の指定がない場合を含みます。）は、死亡保険金は、被保険者に支払います。

- 2 保険契約者が前項の通知をしようとするときは、別表第4に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
- 3 特別養老保険の基本契約において、保険契約者がやむを得ない事由により保険期間内に第1項の通知をすることができ

なかったと会社が認めた場合には、当該期間の末日にその通知があったものとみなします。

- 4 第1項の規定は、被保険者が保険契約者、被保険者又は指定された死亡保険金受取人の故意により重度障害の状態に該当するに至った場合には、適用しません。
- 5 被保険者が戦争その他の変乱により重度障害の状態に該当するに至った場合で、その原因により重度障害の状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金を削減して支払うことがあります。この場合において、削減して支払う金額は、責任準備金の額を下回ることはありません。
- 6 第1項の場合において、保険契約者から、第11条の規定に基づく保険料払込免除の取扱いを受けて基本契約を継続する旨の請求があったときは、同項の規定にかかわらず、当該請求に基づき取り扱います。この場合において、後日同項の規定に基づく死亡保険金の支払請求をしようとするときは、保険契約者は、改めて同項に規定する通知をしてください。
(無指定の場合の保険金受取人)

第18条 保険金受取人が指定されていない場合（指定された保険金受取人が死亡し更に保険金受取人の指定がない場合を含みます。）には、死亡保険金については被保険者の遺族を、満期保険金については被保険者をそれぞれの保険金受取人とします。

- 2 前項の遺族は、被保険者の配偶者（届出がなくとも事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに被保険者の死亡当時被保険者の扶助によって生計を維持していた者及び被保険者の生計を維持していた者とします。
- 3 胎児である子又は孫は、前項の規定の適用については、既に生まれたものとみなします。
- 4 前項の規定は、胎児が死体で生まれたときは適用しません。
- 5 第2項に規定する遺族が2人以上あるときは、同項に掲げる順序により先順位にある者を第1項の保険金受取人とし、ます。
- 6 遺族であって故意に被保険者、先順位者又は同順位者である者を殺したものは、第1項の保険金受取人となることができません。

第6章 告知義務及び告知義務違反等による契約の解除

(告知義務)

第19条 保険契約者又は被保険者は、その基本契約の締結又は復活の際、会社所定の質問表に掲げる質問事項について答えることを要します。

(告知義務違反による契約の解除)

第20条 保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表に掲げる質問事項について悪意又は重大な過失によって事実を告げず、又は真実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かって基本契約を解除することができます。ただし、会社がその事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったときは、その基本契約を解除することができません。

- 2 前項の解除権は、会社が解除の原因を知った時から1か月間これを行わないときは消滅します。基本契約がその責任開始の日（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始の日）から起算して2年以上継続したとき（その期間内に被保険者が別表第2第1号に定める身体障害の状態又は重度障害の状態になった場合において、その者について同項の解除の原因たる事実の存するときは除きます。）も、同様とします。

(解除の効果)

第21条 会社は、死亡保険金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後、被保険者について前条第1項の解除の原因たる事実の存することにより会社が基本契約を解除した場合においても、その死亡保険金を支払わず、又は保険料を払込免除としません。また、会社は、既にその死亡保険金の支払をしたときは、その返還を請求し、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。ただし、保険契約者、被保険者又は死亡保険金受取人において、死亡保険金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由の発生の原因が当該解除の原因たる事実に基づかないことを証明したときは、その死亡保険金を支払い、又は保険料を払込免除とします。

(解除の相手方)

第22条 第20条の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。

- 2 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、死亡保険金受取人又はそれらの法定代理人に通知します。
- 3 第20条第2項に規定する1か月の期間は、保険契約者若しくはその法定代理人又は前項の場合における被保険者、死亡保険金受取人若しくはそれらの法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときは、これらの者の所在が知れた時から起算します。

(重大事由による契約の解除)

第23条 会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者又は保険金受取人が保険金（保険料の払込免除を含みます。また、他の保険契約の保険金を含み、保険種類及び保険金の名称の如何を問いません。以下この項において同じとします。）を詐取する目的又は他人に保険金を詐取させる目的で保険事故を招致（未遂を含みます。）した場合。
- (2) 保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為があった場合。
- (3) この基本契約に付加されている特約が重大事由によって解除された場合。
- (4) 他の保険契約との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合。
- (5) その他この基本契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合。
- 2 会社は、保険金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後、前項の解除の原因たる事実の存することにより会社が基本契約を解除した場合においても、その保険金を支払わず、又は保険料を払込免除としません。また、会社は、既にその保険金の支払をしたときは、その返還を請求し、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。

3 第1項の規定による基本契約の解除については、前条第1項及び第2項の規定を準用します。

(加入限度額超過による契約の解除)

第24条 会社は、基本契約の保険金額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者1人当たりの保険金額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の保険契約の保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、将来に向かって基本契約を解除することができます。

2 会社は、保険金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後、前項の解除の原因たる事実の存することにより会社が基本契約を解除した場合においても、その保険金を支払わず、又は保険料を払込免除としません。また、会社は、既にその保険金の支払をしたときは、その返還を請求し、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。

3 第1項の規定による基本契約の解除については、第22条第1項及び第2項の規定を準用します。

第7章 契約の無効

(詐欺による無効)

第25条 保険契約者又は被保険者の詐欺により基本契約の締結又は復活が行われたときは、その基本契約又は復活は、無効とします。

(不法取得目的による無効)

第26条 保険契約者が保険金（保険料の払込免除を含みます。以下この条において同じとします。）を不法に取得する目的又は他人に保険金を不法に取得させる目的をもって、基本契約の締結又は復活を行ったときは、その基本契約又は復活は、無効とします。

第8章 保険契約者又は保険金受取人の代表者

(保険契約者又は保険金受取人の代表者)

第27条 基本契約について保険契約者又は保険金受取人が2人以上あるときは、各代表者1人を指定してください。この場合には、その代表者は、それぞれ他の保険契約者又は保険金受取人を代理するものとします。

2 保険契約者又は保険金受取人が前項の指定（その変更を含みます。）をしようとするときは、別表第4に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

3 第1項の代表者が定まらないとき、又はその所在が不明であるときは、その基本契約について保険契約者又は保険金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても、その効力を有します。

4 基本契約について保険契約者が2人以上あるときは、その基本契約に関する未払保険料、貸付金その他会社に弁済すべき債務は、連帯とします。

第9章 契約関係者の異動

(保険契約者の変更)

第28条 保険契約者は、被保険者の同意及び会社の承諾を得て、第三者に保険契約者の基本契約による権利義務を承継させることができます。

2 保険契約者が前項の承継をさせようとするときは、別表第4に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出して請求してください。

3 第1項の承継をしたときは、保険証券に記載します。

(住所等の変更の届出)

第29条 保険契約者又は被保険者が住所又は氏名を変更したときは、その旨を会社の本社又は会社の指定した場所に届けてください。

(保険金受取人の指定又はその変更)

第30条 保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、保険金受取人を指定し、又はその指定を変更することができます。ただし、保険契約者の指定した保険金受取人が第三者である場合において、保険契約者が指定の変更をしない旨の意思を会社に対して表示したときは、その意思表示後は、保険金受取人を変更することができません。

2 保険契約者が前項の指定若しくはその変更又は指定の変更をしない旨の意思表示をしようとするときは、別表第4に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

3 第1項の指定又はその変更は、保険証券に記載を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

第10章 契約の変更

(保険期間の短縮変更)

第31条 保険契約者は、基本契約の契約日から起算して2年を経過した後は、保険期間を短縮するための変更を請求することができます。ただし、基本契約の契約日における被保険者の年齢が変更後の基本契約に係る契約日における会社の定める加入年齢の範囲外であるときは、その変更を請求することはできません。

2 保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第4に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

3 第1項の変更は、第1条各号に定める保険の種類を変更しないで、変更後の基本契約の保険期間が変更前の基本契約の保険期間を下回ることとなる、基本契約の契約日における契約種類（会社の定める契約種類をいいます。）のいずれかに変更するものとします。

4 第1項本文の場合においては、会社の定めるところにより、保険金額又は保険料額を更正します。ただし、更正後の保険金額が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額を下回るときは、同項の変更に関する取扱いをしません。

(保険金額の減額変更)

第32条 保険契約者は、基本契約の契約日から起算して2年を経過した後は、保険金額を減額するための変更を請求することができます。ただし、次に掲げる場合には、その変更を請求することはできません。

(1) 保険料が払込免除となっているとき。

- (2) 保険料払済契約に変更されているとき。
- (3) 減額後の保険金額が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき。
- (4) 減額後の保険金額が10万円の倍数でないとき。
- 2 保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第4に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
- 3 第1項本文の場合においては、会社の定めるところにより、保険料額を更正します。
- (保険料払済契約への変更)
- 第33条 保険契約者は、基本契約の契約日から起算して2年（特定養老保険の基本契約にあつては、3年）を経過した後は、保険料払済契約への変更を請求することができます。この場合において、基本契約についてまだ払い込んでいない保険料は、払い込むことを要しません。
- 2 保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第4に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
- 3 第1項の場合においては、会社の定めるところにより、保険金額を更正します。ただし、更正後の保険金額が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額を下回るときは、同項の変更に係る取扱いをしません。
- (変更の効力発生日)
- 第34条 前3条の変更は、月ごとの契約応当日（保険期間の満了する日を含みます。以下同じとします。）に変更の請求があつた場合にあってはその時に、月ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があつた場合にあっては直後の月ごとの契約応当日にその効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があつた場合において、その請求直後の月ごとの契約応当日の前日までに保険料の払込みを要しないこととなる事由が生じたときは、その変更の効力は、生じないものとします。
- 2 前項の規定により第31条第1項又は第32条第1項の変更の効力が生じる前に保険金の支払事由が発生した場合又は前項ただし書の場合において、会社が返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その返戻金その他の金額を会社に返還することを要します。
- (契約変更の特則)
- 第35条 保険契約者は、第31条から第33条までの変更のほか、契約変更に関する特則の定めるところにより、基本契約の変更の申込みをすることができます。

第11章 加入年齢の計算及び年齢又は性別の誤りの処理

(加入年齢の計算)

- 第36条 基本契約の契約日における被保険者の年齢は、出生の月から契約日の属する月まで月をもって計算し、1年に満たない端数があるときは、その端数が7か月以上のときは1年に切り上げ、6か月以下のときは切り捨てる方法により計算します。
- 2 基本契約締結後における被保険者の年齢は、年ごとの契約応当日（契約日から起算した1年ごとの応当日（その年にその応当日がない場合にあっては、契約日の属する月の1年ごとの応当月の末日の翌日）をいいます。以下同じとします。）ごとに、前項の年齢に1歳を加えて計算します。

(年齢又は性別の誤りの処理)

- 第37条 保険契約申込書に記載された被保険者の加入年齢又は性別に誤りがあつた場合において、基本契約の契約日における年齢がその基本契約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、その基本契約を無効とし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢又は性別に基づいて基本契約を締結したものととして、会社の定めるところにより、加入限度額を上限として保険金額を更正します。この場合において、既に払い込まれた保険料の一部を払い戻す必要があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

第12章 解約

(解約)

- 第38条 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、基本契約を解約することができます。
- 2 保険契約者が前項の解約をしようとするときは、別表第4に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
- 3 第1項の解約は、次に掲げる場合にあってはその時に、次に掲げる場合以外の場合にあっては直後の月ごとの契約応当日にその効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日以外の日にその通知があつた場合において、その通知があつた直後の月ごとの契約応当日の前日までに保険料の払込みを要しないこととなる事由が生じたときは、その解約の効力は、生じないものとします。
- (1) 月ごとの契約応当日に解約の通知があつたとき。
- (2) 保険料の払込免除となつた後において解約の通知があつたとき。
- (3) 保険料払済契約に変更した後において解約の通知があつたとき。
- 4 前項の規定により第1項の解約の効力が生じる前に保険金の支払事由が発生した場合又は前項ただし書の場合において、会社が返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その返戻金その他の金額を会社に返還することを要します。

第13章 返戻金の支払及び無効保険料の払戻し

(返戻金の支払)

- 第39条 次に掲げる場合において、返戻金があるときは、保険契約者は、その支払を請求することができます。
- (1) 基本契約の解除又は解約の通知
- (2) 基本契約の失効
- (3) 保険期間の短縮変更の請求
- (4) 保険金額の減額変更の請求
- (5) 死亡保険金の支払免責

2 前項の返戻金の額は、会社の定めるところにより、その基本契約の経過した年月数により算出した額とします。この場合において、前項第5号の死亡保険金の支払免責が第15条第1項第1号又は第2号によるときにあっては、責任準備金の額とします。

（無効保険料の払戻し）

第40条 基本契約又はその復活の全部又は一部が無効である場合において、保険契約者及び被保険者が善意であり、かつ、重大な過失のないときは、保険契約者は、保険料の全部又は一部の払戻しを請求することができます。

第14章 契約の復活

（契約の復活）

第41条 第5条の場合において、保険契約者は、基本契約の失効後1年を経過する前に限り、会社の承諾を得て、その復活をすることができます。ただし、返戻金の支払の請求があった場合又は復活した場合の保険金額が加入限度額を超える場合は、その復活をすることができません。

2 保険契約者が前項の復活をしようとするときは、別表第4に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出して申し込んでください。

3 前項の場合において、保険契約者は、保険料を払い込まなかった期間の保険料に相当する金額（以下「復活払込金」といいます。）の払込みを要します。

（復活払込金に代える保険金額の減額変更）

第42条 保険契約者は、基本契約の契約日から起算して2年を経過した後に失効した基本契約について復活の申込みをする場合においては、会社が認めた場合に限り、復活払込金の全部又は一部の払込みに代え、保険金額を減額するための変更を請求することができます。

2 前項の場合において、失効の当時基本契約に付加されていた特約についても復活の申込みをするときは、特約保険料の払込みをしなかった期間の特約保険料に相当する金額についても、前項の復活払込金と合わせて、その全部又は一部の払込みに代えた基本契約の保険金額の減額をするものとします。

3 第1項の場合においては、会社の定めるところにより、保険金額を更正します。ただし、更正後の保険金額が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額を下回るときは、同項の変更に關する取扱いをしません。

（復活払込金の分割払込み）

第43条 保険契約者は、復活払込金の払込みを困難とするときは、会社が認めた場合に限り、その復活払込金のうち2か月分の保険料に相当する金額を除いた部分について、会社の定めるところにより、基本契約の復活に係る責任開始後において毎月分割して払い込むことができます。

2 前項の規定により分割して払い込む金額（以下「分割払込金」といいます。）は、第3条の規定により払い込むべき保険料と合わせて払い込むことを要します。

3 分割払込金の払込みを完了する前は、保険料の前納払込みの取扱いを受けることはできません。

4 第1項の規定は、分割払込金の払込みを完了する前に失効したときは、その後の復活の申込みには適用しません。

（復活に係る責任開始）

第44条 復活の申込みを承諾したときは、会社は、次の時から基本契約上の責任を負います。

（1）復活の申込みを承諾した後に復活払込金を受け取った場合 復活払込金を受け取った時

（2）復活払込金を受け取った後に復活の申込みを承諾した場合 復活払込金を受け取った時（告知前に受け取った場合には、告知の時）

2 前項の会社の責任開始の日を復活日とします。

3 第1項の場合には、保険証券に基本契約復活の旨を記載して保険契約者に交付します。この場合においては、保険証券の交付をもって承諾の通知に代えます。

（復活の効果）

第45条 基本契約が復活したときは、初めからその効力を失わなかったものとします。

第15章 契約者貸付

（契約者貸付）

第46条 保険契約者は、解約返戻金額の範囲内で、かつ、会社の定めるところにより算出された額の範囲内で、貸付けを受けることができます。ただし、貸付金が会社の定める金額に満たない場合には、貸付けを受けることはできません。

2 保険契約者が前項の貸付けを受けようとするときは、別表第4に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

3 貸付金の利息は、会社の定める利率で計算し、貸付けを受けた日（保険料に振り替えることを目的とする貸付けにあっては、保険料に振り替えた日）の翌日から弁済の日まで付けます。

4 保険契約者は、貸付けを受けた日（保険料に振り替えることを目的とする貸付けにあっては、最後に保険料に振り替えた日）の翌日から起算して1年の期間（当該期間の満了する日が会社の非営業日である場合は、翌営業日までの期間。以下「貸付期間」といいます。）内に、会社の定めるところにより、前項の規定により付された利息を添えて貸付金を弁済してください。ただし、貸付期間の満了前に、次に掲げる事由が生じたときは、その貸付けは弁済期に達したものとします。

（1）基本契約の消滅

（2）保険金額の減額変更（貸付金の元利金のうち、保険金額の減額割合に応じた部分が弁済期に達したものとします。）

（3）保険料払済契約への変更（変更の効力発生日に貸付金の元利金を責任準備金から差し引きします。）

5 保険契約者が貸付期間経過後に貸付金を弁済するときは、当該貸付期間の満了の日の翌日から貸付金を弁済する日までの期間について、会社の定める利率を適用します。

6 保険契約者が貸付金を弁済しないで貸付期間の満了の日の翌日から起算して1年の期間（当該期間の満了する日が会社の非営業日である場合は、翌営業日までの期間）を経過したときは、会社の定めるところにより、貸付金の弁済に代えて、貸付金の元利金を責任準備金から差し引き、保険金額を減額します。

7 保険契約者が貸付金（保険料に振り替えることを目的とする貸付けに係る貸付金にあっては、弁済期に達したものに限

ります。)を弁済しないで更に貸付けを請求する場合(保険料に振り替えることを目的とする貸付けを請求する場合を除きます。)においては、前貸付金は、新たな貸付けを請求したときにおいて弁済があったものとして、新貸付金額からこれを差し引いて支払います。この場合においては、その支払を受けた金額に対するその貸付けの請求の日から支払を受けた日までの期間に係る利息は支払うことを要しません。

第16章 契約者配当

(契約者配当金の割当て)

第47条 会社は、会社の定めるところにより積み立てた契約者配当準備金(以下「準備金」といいます。)の中から、毎事業年度末に、会社の定めるところにより、当該事業年度末において効力を有する基本契約に対して契約者配当金を割り当てる場合があります。

2 前項のほか、基本契約の契約日から起算して会社所定の年数を経過し、かつ、会社所定の要件を満たしたときは、会社は、会社の定めるところにより、準備金の中から、契約者配当金を割り当てる場合があります。

(契約者配当金の支払)

第48条 前条第1項の規定により割り当てた契約者配当金は、その翌事業年度中の年ごとの契約応当日において効力を有する基本契約(年ごとの契約応当日に基本契約の解除若しくは解約の通知があった基本契約又は保険金額の減額変更の請求のあった基本契約のうち減額部分を除きます。)に限り、その年ごとの契約応当日から、これを積み立てておきます。この場合、会社の定める利率による利息を併せて積み立てておきます。

2 前条第1項の規定により割り当てた契約者配当金のうち、前項の規定に該当しなかった契約者配当金(その事業年度末又は翌事業年度中に保険期間の満了する基本契約に対して割り当てたもののうち、次項第1号の規定に該当したことにより支払うものを除きます。)は、準備金に繰り入れます。

3 次に掲げる事由が生じたときは、保険契約者に、契約者配当金(次に掲げる事由が生じたときまでの間の会社の定める利率による利息を含みます。)を支払います。ただし、第1号の場合にあっては満期保険金受取人に、第2号の場合において死亡保険金を支払うときにあっては死亡保険金受取人に支払います。

(1) 保険期間の満了

(2) 被保険者の死亡

(3) 基本契約の解除又は解約の通知

(4) 基本契約の失効

(5) 保険金額の減額変更の請求

(6) 保険契約者による契約者配当金の支払請求

4 前項第5号に掲げる事由が生じたことにより支払う契約者配当金の額は、保険金額のうち減額した保険金額の割合によって計算します。

5 前条第2項の規定により割り当てた契約者配当金は、会社の定めるところにより支払います。

第17章 譲渡禁止

(譲渡禁止)

第49条 保険契約者又は保険金受取人は、保険金、返戻金又は契約者配当金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

第18章 控除支払

(控除支払)

第50条 死亡保険金、満期保険金、返戻金、契約者配当金(第48条第3項第6号の契約者配当金の支払請求(以下「配当金支払請求」といいます。)によるものを除きます。)又は払い戻す保険料を支払う場合において、その基本契約に関し未払保険料、貸付金、第34条第2項又は第38条第4項の規定により会社が返還を受けるべき返戻金(返戻金と同時に支払った契約者配当金その他の金額を含みます。)その他会社が弁済を受けるべき金額があるときは、支払金額から差し引きします。

第19章 保険金の支払の請求等

(保険金の支払の請求等)

第51条 保険契約者又は保険金受取人は、死亡保険金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じたときは、遅滞なくその旨を会社に通知してください。

2 保険契約者又は保険金受取人が、保険金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金(以下「保険金等」といいます。)の支払の請求又は保険料の払込免除の請求をしようとするときは、会社の定めるところにより、別表第4に定める必要書類を会社に提出して請求してください。

3 保険金等は、前項の必要書類が会社の本社に到着した日の翌日から起算して10営業日以内に、会社の本社又は会社の指定した場所で支払います。ただし、事実の確認その他の事由により時日を要するときは、10営業日を過ぎることがあります。

4 会社は、事実の確認をするため、保険契約者、被保険者又は保険金受取人に対し、照会し、又は同意を求めることがあります。この場合において、保険契約者、被保険者又は保険金受取人が会社の照会に対する回答又は同意を正当な理由なく拒んだときは、その回答又はその同意を得て事実を確認するまでは保険金等の支払又は保険料の払込免除は行いません。

5 保険契約者又は保険金受取人の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又は保険金受取人に通知できないときにおいては、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者又は保険金受取人に到達したものとみなします。

6 会社が支払うべき金額に1円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

(時効)

第52条 保険金等の支払又は保険料の払込免除を請求する権利は、その保険金等の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた日の翌日から起算して5年を経過したときは、時効によって消滅します。

第20章 契約内容の登録

(契約内容の登録)

第53条 会社は、保険契約者及び被保険者の同意を得て、次の事項を社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

- (1) 保険契約者並びに被保険者の氏名、生年月日、性別及び住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 死亡保険金の金額
- (3) 基本契約の契約日（基本契約の復活が行われた場合は、最後の復活日とします。次項において同じとします。）
- (4) 当会社名

2 前項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。

3 協会加盟の各生命保険会社及び全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金又は災害死亡保険金のある特約を含みます。以下この条において同じとします。）の申込み（復活、復旧、保険金額の増額又は特約の中途付加の申込みを含みます。）を受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込みがあった場合、前項の規定により連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額又は特約の中途付加の承諾を含みます。以下この条において同じとします。）の判断の参考とすることができるものとします。

5 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額又は特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額又は特約の中途付加の日とします。）から5年以内に保険契約について死亡保険金又は高度障害保険金の支払請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金又は高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断又は支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。

7 協会及び各生命保険会社等は、登録又は連絡された内容を他に公開しないものとします。

8 保険契約者又は被保険者は、登録又は連絡された内容について、会社又は協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

9 第3項、第4項及び第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第21章 特則

(第1回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の特則)

第54条 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下この条において同じとします。）又は復活払込金を次の方法により払い込む場合にあっては、それぞれ次に定める時を第2条の規定に定める第1回保険料を受け取った時又は第44条の規定に定める復活払込金を受け取った時とします。

(1) 会社の指定したクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）により払い込む方法 会社所定の利用票を作成した時

(2) 会社の指定したキャッシュカード等（以下「デビットカード」といいます。）により金融機関等の口座からの引落し等によって払い込む方法 会社所定の利用票を作成した時。この場合においては、デビットカードを会社所定の端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせ、端末機にデビットカードの暗証番号を入力した際に、口座引落確認を表す電文が端末機に表示されることを要します。

2 前項の規定にかかわらず、クレジットカードにより第1回保険料又は復活払込金を払い込む場合において、次のすべてを満たすときは、第1回保険料又は復活払込金の払込みはなかったものとします。

(1) 会社がクレジットカード発行会社から第1回保険料又は復活払込金に相当する金額を受け取ることができないこと

(2) クレジットカード発行会社がクレジットカードの名義人（クレジットカード発行会社の会員規約等により、そのクレジットカードの使用が認められている者を含みます。）から第1回保険料又は復活払込金に相当する金額を受け取ることができないこと

3 会社は、第1項の規定により払い込まれた第1回保険料又は復活払込金については、保険契約者からの申出がない限り、領収証を発行しません。

別表第1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病又は体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症し又はその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とはみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
1 鉄道事故	E 800～E 807
2 自動車交通事故	E 810～E 819
3 自動車非交通事故	E 820～E 825
4 その他の道路交通機関事故	E 826～E 829
5 水上交通機関事故	E 830～E 838
6 航空機及び宇宙交通機関事故	E 840～E 845
7 他に分類されない交通機関事故	E 846～E 848
8 医薬品及び生物学的製剤による不慮の中毒	E 850～E 858

ただし、外用薬又は薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断・治療を目的

	としたものは除外します。	
9	その他の固体、液体、ガス及び蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂及びグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎並びにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他及び詳細不明の細菌性食中毒）及びアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。	E 860～E 869
10	外科的及び内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 870～E 876
11	患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的及び内科的処置で 処置時事故の記載のないもの ただし、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 878～E 879
12	不慮の墜落	E 880～E 888
13	火災及び火焰による不慮の事故	E 890～E 899
14	自然及び環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E 900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧及び気圧の変化（E 902）」、「旅行及び身体動揺（E 903）」及び「飢餓、渇、不良環境曝露及び放置（E 904）中の飢餓、渇」は除外します。	E 900～E 909
15	溺水、窒息及び異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入又は嚥下による気道閉塞又は窒息（E 911）」、「その他の物体の吸入又は嚥下による気道の閉塞又は窒息（E 912）」は除外します。	E 910～E 915
16	その他の不慮の事故 ただし、「努力過度及び激しい運動（E 927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」及び「その他及び詳細不明の環境的原因及び不慮の事故（E 928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	E 916～E 928
17	医薬品及び生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬又は薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 930～E 949
18	他殺及び他人の加害による損傷	E 960～E 969
19	法的介入 ただし、「処刑（E 978）」は除外します。	E 970～E 978
20	戦争行為による損傷	E 990～E 999

別表第2 身体障害の状態

(1) 保険料の払込免除の対象となる身体障害の状態は、次のとおりとします。

- 1 両眼の視力の和が0.12以下になったもの
- 2 1眼が失明したもの
- 3 両耳の聴力レベルが69デシベル以上になったもの
- 4 言語又はそしゃくの機能に著しい障害を残すもの
- 5 精神、神経又は胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの
- 6 脊柱に著しい奇形又は著しい運動障害を残すもの
- 7 1上肢を手関節以上で失ったもの
- 8 1上肢の3大関節中の2関節以上の用を全く廃したもの
- 9 1手の5手指を失ったもの、母指及び示指を失ったもの又は母指若しくは示指を含み3手指若しくは4手指を失ったもの
- 10 1手の5手指若しくは4手指の用を全く廃したものの又は母指及び示指を含み3手指の用を全く廃したものの
- 11 1手の5手指若しくは4手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く廃したものの又は母指及び示指を含む3手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く廃したものの
- 12 1下肢を足関節以上で失ったもの
- 13 1下肢の3大関節中の2関節以上の用を全く廃したものの
- 14 10足指を失ったもの又は10足指の用を全く廃したものの
- 15 10足指のうちその一部を失い、かつ、他の足指の用を全く廃したものの

(2) 重度障害の状態は、次のとおりとします。

- 1 両眼が失明したもの
- 2 言語又はそしゃくの機能を全く廃したものの
- 3 精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- 4 両上肢を手関節以上で失ったもの
- 5 1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の用を全く廃したものの
- 6 両上肢の用を全く廃したものの
- 7 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったものの
- 8 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の用を全く廃したものの
- 9 1上肢の用を全く廃し、かつ、1下肢を足関節以上で失ったものの
- 10 1上肢及び1下肢の用を全く廃したものの
- 11 両下肢を足関節以上で失ったもの
- 12 1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の用を全く廃したものの
- 13 両下肢の用を全く廃したものの

(3) 前2号の表の適用については、次のとおりとします。

ア 身体障害

前2号の表に掲げる身体障害は、いずれも、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。

イ 眼の障害

(7) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。

(4) 「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。

ウ 耳の障害

聴力はオーディオメーターによって測定するものとします。

エ 言語、そしゃくの障害

(7) 「言語の機能を全く廃したもの」とは、音声又は言語をそう失したものをいいます。

(4) 「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声又は言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。

(5) 「そしゃくの機能を全く廃したもの」とは、流動食以外のものはとることができないものをいいます。

(6) 「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食又はこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。

オ 精神、神経、胸腹部臓器の障害

(7) 「精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」とは、脳、神経又は胸腹部臓器に器質的又は機能的障害が存在し、このため、日常生活動作に常に他人の介護を要するものをいいます。

(4) 「精神、神経又は胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの」とは、脳、神経又は胸腹部臓器に器質的又は機能的障害が存在し、このため、軽易な労務以外の労務に就くことができないもの、又はこれに準じる程度に社会の日常生活動作が制限されるものをいいます。

カ 脊柱の障害

(7) 「脊柱に著しい奇形を残すもの」とは、通常、衣服を着ても外部から脊柱の奇形が明らかに分かる程度以上のものをいいます。

(4) 「脊柱に著しい運動障害を残すもの」とは、脊柱の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。

キ 上肢の障害

(7) 「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、又は上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。

(4) 「上肢の用を全く廃したもの」とは、3大関節（肩関節、肘関節及び手関節をいいます。）全部の用を全く廃したもの、又はこれをいいます。

(5) 「関節の用を全く廃したもの」とは、関節が強直し、又は拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。

ク 手指の障害

(7) 「手指を失ったもの」とは、母指にあっては指節間関節以上、その他の手指にあっては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

(4) 「手指の用を全く廃したもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったもの又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。

ケ 下肢の障害

(7) 「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、又は下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。

(4) 「下肢の用を全く廃したもの」とは、3大関節（股関節、膝関節及び足関節をいいます。）全部の用を全く廃したもの、又はこれをいいます。

(5) 「関節の用を全く廃したもの」とは、上肢の場合と同様とします。

コ 足指の障害

(7) 「足指を失ったもの」とは、足指を基節の2分の1以上で失ったものをいいます。

(4) 「足指の用を全く廃したもの」とは、第1足指にあっては、末節の2分の1以上を失ったもの又は中足指節間関節若しくは指節間関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをい、その他の足指にあっては、遠位指節間関節以上を失ったもの又は足指の中足指節間関節若しくは近位指節間関節に完全強直若しくは完全拘縮を残すものをいいます。

別表第3 会社所定の感染症

会社所定の感染症は、次に掲げるものとします。

- (1) エボラ出血熱
- (2) クリミア・コンゴ出血熱
- (3) 重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限ります。）
- (4) 痘そう
- (5) ペスト
- (6) マールブルグ病
- (7) ラッサ熱
- (8) 急性灰白髄炎
- (9) コレラ
- (10) 細菌性赤痢
- (11) ジフテリア

- (12) 腸チフス
(13) パラチフス

別表第4 必要書類

(1) 保険金等の支払の請求その他この基本契約に基づく請求等に必要な書類は、次の表に掲げるものとします。

ア 保険金の支払請求

項目	提出する者	必要書類
死亡保険金の支払（第13条関係）	死亡保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 3 会社所定の医師の死亡証明書 4 死亡保険金受取人の戸籍抄本 5 死亡保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6 保険証券
満期保険金の支払（第13条関係）	満期保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3 満期保険金受取人の戸籍抄本 4 満期保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 5 保険証券
保険金の倍額支払（第16条関係）	死亡保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の死亡が不慮の事故又は会社所定の感染症によるものであることを証明するに足りる書類 3 死亡保険金受取人の戸籍抄本 4 死亡保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 5 保険証券
重度障害による保険金の支払（第17条第1項関係）	死亡保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 死亡保険金受取人の戸籍抄本 3 死亡保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 4 保険証券

イ 保険料の払込免除

項目	提出する者	必要書類
身体障害による払込免除（第10条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明するに足りる書類 5 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6 保険証券
重度障害による払込免除（第11条、第17条第6項関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3 会社所定の医師の診断書 4 傷害によるものであるときは、保険期間内にその傷害を受けたものであることを証明するに足りる書類 5 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6 保険証券
普通養老保険の保険契約者の死亡等による払込免除（第12条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3 保険契約者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 4 会社所定の医師の死亡証明書又は会社所定の医師の診断書 5 保険契約者の死亡が不慮の事故又は会社所定の感染症によるものであることを証明するに足りる書類 6 重度障害が傷害によるものであるときは、保険期間内にその傷害を受けたものであることを証明するに足りる書類 7 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 8 保険証券

ウ その他

項目	提出する者	必要書類
前納払込みの取消し（第8条関係）	保険契約者	1 その旨を記載した請求書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
未経過期間に対する保険料の払戻し（第9条関係）	保険契約者又は保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 保険契約者又は保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券

重度障害の通知（第17条第1項関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3 会社所定の医師の診断書 4 傷害によるものであるときは、保険期間内にその傷害を受けたものであることを証明するに足る書類 5 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6 保険証券
保険契約者の代表者の指定（その変更を含む。）（第27条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
保険金受取人の代表者の指定（その変更を含む。）（第27条関係）	保険金受取人	1 会社所定の通知書 2 その保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
保険契約者の変更（第28条関係）	承継前の保険契約者	1 会社所定の請求書 2 承継前の保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
保険金受取人の指定又はその変更（第30条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
保険金受取人の指定変更権の放棄（第30条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
契約の変更（第31条～第33条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
解約（第38条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
返戻金の支払（第39条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
無効保険料の払戻し（第40条関係）	保険契約者	1 その旨を記載した請求書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
契約の復活（第41条関係）	保険契約者	1 会社所定の申込書 2 保険証券
契約者貸付（第46条関係）	保険契約者	1 会社所定の申込書又は請求書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
契約者配当金の支払（第48条関係）	保険契約者又は保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証（配当金支払請求をする場合に限りです。） 3 保険契約者又は保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 4 保険証券

(2) 会社は、前号の書類が基本契約の締結時に既に提出されている場合その他会社が定める場合には、同号の規定にかかわらず、同号の書類の一部の省略又はこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、同号の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

(3) 官公署、会社、工場、組合等の団体を保険契約者及び死亡保険金受取人とし、その団体から給与等の支払を受ける従業員を被保険者とする基本契約の場合、保険契約者である団体がこの基本契約の保険金等の全部又はその相当部分を遺族補償規定等に基づく死亡退職金又は弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者又は死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金又は重度障害による死亡保険金の支払請求の際、次のア及びイの書類の提出も必要とします。

ア 被保険者又は死亡退職金等の受給者の請求内容確認書（死亡退職金等の受給者が2人以上である場合には、そのうち1人からの提出で足りるものとします。）

イ 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

学資保険普通保険約款

(平成19年10月1日制定)

(平成21年4月1日改正)

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 責任開始(第2条)
- 第3章 保険料の払込み(第3条―第9条)
- 第4章 保険料の払込免除(第10条―第13条)
- 第5章 保険金の支払(第14条―第19条)
- 第6章 育英年金の支払(第20条―第22条)
- 第7章 告知義務及び告知義務違反等による契約の解除(第23条―第28条)
- 第8章 契約の無効(第29条・第30条)
- 第9章 保険契約者又は保険金受取人の代表者(第31条)
- 第10章 契約関係者の異動(第32条―第39条)
- 第11章 契約の変更(第40条―第45条)
- 第12章 加入年齢の計算及び年齢又は性別の誤りの処理(第46条・第47条)
- 第13章 解約(第48条)
- 第14章 返戻金の支払及び無効保険料の払戻し(第49条・第50条)
- 第15章 契約の復活(第51条―第55条)
- 第16章 契約者貸付(第56条)
- 第17章 契約者配当(第57条・第58条)
- 第18章 譲渡禁止(第59条)
- 第19章 控除支払(第60条)
- 第20章 保険金の支払の請求等(第61条・第62条)
- 第21章 契約内容の登録(第63条)
- 第22章 特則(第64条)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この約款は、次の基本契約(保険契約のうち、特約に係る部分を除いたものをいいます。以下同じとします。)について定めます。

(1) 学資保険

保険契約者(保険契約者の死亡により基本契約による権利義務を承継した保険契約者を除きます。以下この条において同じとします。)を1人とするものであって、保険契約者について、その者が保険期間の満了前に死亡し、又は基本契約の責任開始時以後に受けた傷害若しくはかかった疾病により特定の身体障害の状態になったことにより将来の保険料を払込免除とするものとし、被保険者について、その者の生存中に保険期間が満了したことにより満期保険金若しくは被保険者が保険期間の満了前に死亡したことにより死亡保険金、又は被保険者の生存中に保険期間内の一定の期間が満了したことにより生存保険金の支払をするものとします。

(2) 育英年金付学資保険

保険契約者を1人とするものであって、保険契約者について、その者が保険期間の満了前に死亡したことにより将来の保険料を払込免除とするものとし、被保険者について、その者の生存中に保険期間が満了したことにより満期保険金若しくは被保険者が保険期間の満了前に死亡したことにより死亡保険金、又は被保険者の生存中に保険期間内の一定の期間が満了したことにより生存保険金の支払をするほか、保険契約者が死亡した日から保険期間の満了の日までの期間、被保険者の生存中に限り、育英年金の支払をするものとします。

第2章 責任開始

(責任開始)

第2条 会社は、次の時から基本契約上の責任を負います。

(1) 基本契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合 第1回保険料を受け取った時

(2) 第1回保険料相当額を受け取った後に基本契約の申込みを承諾した場合 第1回保険料相当額を受け取った時(保険契約者又は被保険者の告知前に受け取った場合には、そのいずれか遅い告知の時)

2 前項の会社の責任開始の日を契約日とし、保険期間はその日から起算します。

3 基本契約の申込みを承諾したときは、保険証券を保険契約者に交付します。この場合においては、保険証券の交付をもって承諾の通知に代えます。

第3章 保険料の払込み

(払込時期)

第3条 保険契約者は、第2回以降の保険料を、基本契約の契約日から起算して1か月ごとに、その応当日(その月にその応当日がない場合にあっては、その月の末日の翌日。以下「月ごとの契約応当日」といいます。)の属する月(その月にその応当日がない場合にあっては、月ごとの契約応当日の前日の属する月)の1日から末日まで(以下「払込時期」といいます。)に払い込んでください。

(猶予期間)

第4条 保険料の払込猶予期間は、払込時期の翌月1日から3か月目の月における月ごとの契約応当日の前日までとします。

(契約の失効)

第5条 保険契約者が保険料を払い込まないで前条の猶予期間を経過したときは、基本契約は、その効力を失います。

（払込方法（経路））

第6条 保険契約者は、会社の定めるところにより、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

（1）集金払込み（会社の派遣した集金人に払い込む方法（保険契約者の指定した集金先が会社の定めた地域内にある場合に限ります。））

（2）窓口払込み（会社の本社又は会社の指定した場所に持参して払い込む方法）

（3）口座払込み（会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法）

（4）団体払込み（保険契約者の所属する団体を通じて払い込む方法（当該団体と会社との間に団体取扱契約が締結されている場合に限ります。））

2 保険契約者は、前項各号の保険料の払込方法（経路）を相互に変更することができます。

3 保険料の払込方法（経路）が、第1項第1号、第3号又は第4号である場合において、選択された保険料の払込方法（経路）について、会社の取扱範囲又は取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料の払込方法（経路）を他の払込方法（経路）に変更してください。

（会社による払込方法（経路）の変更）

第7条 会社は、集金払込みを選択した保険契約者が保険料を払込時期内に会社の派遣した集金人に払い込まない場合又は前条第3項の規定により保険料の払込方法（経路）の変更を要する保険契約者が、当該変更をしない場合は、これを窓口払込みに変更することができます。

（前納払込み）

第8条 保険契約者は、会社の定めるところにより、保険料の全部又は一部を前納することができます。この場合には、会社の定める利率で保険料を割り引きます。

2 前項の規定により前納された保険料は、会社の定める利率による利息を付けて積み立てておき、月ごとの契約応当日ごとに保険料の払込みに充当します。

3 保険料が前納された期間が満了した場合において、前納された保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者（死亡保険金又は満期保険金と同時に支払う場合にあっては、死亡保険金受取人又は満期保険金受取人）に払い戻します。

4 第1項の規定により保険料の前納払込みをした場合において、保険契約者は、やむを得ない事由があるときは、保険料の前納払込みの取消しを請求することができます。この場合において、会社がその請求を認めたときは、会社の定めるところにより、その取消しをした期間に対する保険料を保険契約者に払い戻します。

5 保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第4に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

（未経過期間に対する保険料の払戻し）

第9条 保険料を払い込んだ後、次に掲げる事由が生じたことにより、その直後の月ごとの契約応当日以降の期間に係る保険料の全部又は一部について払込みを要しないこととなったときは、会社の定めるところにより、その払込みを要しないこととなった期間に対する保険料を保険契約者に払い戻します。

（1）基本契約の消滅

（2）保険料の払込免除

（3）保険期間の短縮変更

（4）保険金額の減額変更

（5）保険料払済契約への変更

2 前項の場合において、払い戻す保険料は、死亡保険金又は満期保険金と同時に支払う場合にあっては、同項の規定にかかわらず、死亡保険金受取人又は満期保険金受取人に払い戻します。ただし、保険契約者がその保険料を受け取る旨の意思表示をしたときは、これを保険契約者に払い戻します。

第4章 保険料の払込免除

（身体障害による払込免除）

第10条 被保険者が基本契約の責任開始時以後（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始時以後）において不慮の事故（別表第1に定めるものをいいます。以下同じとします。）により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に別表第2第1号に定める身体障害の状態になったときは、将来の保険料を払込免除とします。

2 前項の規定は、被保険者が次のいずれかにより別表第2第1号に定める身体障害の状態になった場合には、適用しません。

（1）保険契約者、被保険者又は指定された保険金受取人の故意又は重大な過失

（2）被保険者の犯罪行為

（3）被保険者の精神障害の状態を原因とする事故

（4）被保険者の泥酔の状態を原因とする事故

（5）被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故

（6）被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故

3 被保険者が次のいずれかにより別表第2第1号に定める身体障害の状態になった場合で、その原因により当該身体障害の状態になった被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、保険料の全部又は一部について払込免除としないことがあります。

（1）地震、噴火又は津波

（2）戦争その他の変乱

（重度障害による払込免除）

第11条 被保険者が基本契約の責任開始時以後（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始時以後）において受けた傷害又はかかった疾病により別表第2第2号に定める重度障害の状態（以下「重度障害の状態」といいます。）になったときは、将来の保険料を払込免除とします。ただし、保険契約者、被保険者又は指定された保険金受取人の故意

により重度障害の状態になった場合は、保険料を払込免除としません。

- 2 被保険者が戦争その他の変乱により重度障害の状態になった場合で、その原因により重度障害の状態になった被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、保険料の全部又は一部について払込免除としないことがあります。

（学資保険の保険契約者の死亡等による払込免除）

第12条 学資保険の基本契約においては、その基本契約の締結時における保険契約者が死亡し、又は基本契約の責任開始時以後（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始時以後）に受けた傷害又はかかった疾病により重度障害の状態になったときは、将来の保険料を払込免除とします。ただし、保険契約者が第1号若しくは第2号により死亡したとき、第2号若しくは第3号により重度障害の状態になったとき、又は基本契約の失効後その復活までに死亡し若しくは重度障害の状態になったときは、保険料を払込免除としません。

(1) 基本契約の責任開始の日（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始の日）から起算して3年を経過する前の自殺

(2) 被保険者又は指定された保険金受取人の故意

(3) 保険契約者の故意

- 2 第32条の規定により保険契約者の変更があった学資保険の基本契約において、次に同条の規定による変更があるまでの間に、保険契約者が死亡し、又はその変更の効力発生後（その変更の効力発生後に復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始時以後）に受けた傷害又はかかった疾病により重度障害の状態になったときは、将来の保険料を払込免除とします。ただし、保険契約者が第1号若しくは第2号により死亡したとき、第2号若しくは第3号により重度障害の状態になったとき、又は基本契約の失効後その復活までに死亡し若しくは重度障害の状態になったときは、保険料を払込免除としません。

(1) その変更の効力発生日（その変更の効力発生後に復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始の日）から起算して3年を経過する前の自殺

(2) 被保険者又は指定された保険金受取人の故意

(3) 保険契約者の故意

- 3 前2項の場合において、保険契約者が戦争その他の変乱により死亡し又は重度障害の状態になった場合で、その原因により死亡し又は重度障害の状態になった保険契約者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、保険料の全部又は一部について払込免除としないことがあります。

（育英年金付学資保険の保険契約者の死亡による払込免除）

第13条 育英年金付学資保険の基本契約においては、基本契約の締結時における保険契約者（以下「締結時保険契約者」といいます。）又は保険契約者の基本契約による権利義務を第32条の規定により承継した者（以下「承継保険契約者」といいます。）が死亡したときは、将来の保険料を払込免除とします。ただし、第21条、第25条、第27条、第28条又は第55条の規定（以下「支払免責規定」といいます。）により育英年金を支払わないこととなった基本契約については、保険料を払込免除としません。

- 2 前項の場合において、保険契約者が戦争その他の変乱により死亡した場合で、その原因により死亡し又は重度障害の状態になった保険契約者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、保険料の全部又は一部について払込免除としないことがあります。

第5章 保険金の支払

（保険金の支払）

第14条 学資保険の基本契約の保険金の支払については、次のとおりとします。

- (1) 全期間払込15歳満期学資保険及び全期間払込18歳満期学資保険

保険金	支払事由	支払額	保険金受取人
死亡保険金	保険期間の満了前に被保険者が死亡したとき	保険金額	死亡保険金受取人
満期保険金	被保険者の生存中に保険期間が満了したとき	保険金額	満期保険金受取人

- (2) 18歳払込済生存保険金付18歳満期学資保険

保険金	支払事由	支払額	保険金受取人
死亡保険金	保険期間の満了前に被保険者が死亡したとき	1 被保険者の死亡がその者が年齢12歳に達する前であるとき 基準保険金額（死亡保険金を支払う際に基準となる保険金額をいいます。以下同じとします。） 2 被保険者の死亡がその者が年齢12歳に達した後年齢15歳に達する前であるとき 基準保険金額の90%に相当する金額 3 被保険者の死亡がその者が年齢15歳に達した後であるとき 基準保険金額の80%に相当する金額	死亡保険金受取人
満期保険金	被保険者の生存中に保険期間が満了したとき	基準保険金額の80%に相当する金額	満期保険金受取人
生存保険金	被保険者が年齢12歳及び15歳に達したとき	それぞれ基準保険金額の10%に相当する金額	生存保険金受取人

- (3) 18歳払込済生存保険金付22歳満期学資保険

保険金	支払事由	支払額	保険金受取人
死亡保険金	保険期間の満了前に被保険者が死亡したとき	1 被保険者の死亡がその者が年齢18歳に達する前であるとき 基準保険金額 2 被保険者の死亡がその者が年齢18歳に達した後年齢20歳に達する前であるとき 基準保険金額の40%に相当する金額 3 被保険者の死亡がその者が年齢20歳に達した後であるとき 基準保険金額の20%に相当する金額	死亡保険金受取人
満期保険金	被保険者の生存中に保険期間が満了したとき	基準保険金額の20%に相当する金額	満期保険金受取人
生存保険金	被保険者が年齢18歳に達したとき	基準保険金額の60%に相当する金額	生存保険金受取人
	被保険者が年齢20歳に達したとき	基準保険金額の20%に相当する金額	

2 育英年金付学資保険の基本契約の保険金の支払については、次のとおりとします。

(1) 全期間払込15歳満期育英年金付学資保険及び全期間払込18歳満期育英年金付学資保険

保険金	支払事由	支払額	保険金受取人
死亡保険金	保険期間の満了前に被保険者が死亡したとき	保険金額	死亡保険金受取人
満期保険金	被保険者の生存中に保険期間が満了したとき	保険金額	満期保険金受取人

(2) 18歳払込済生存保険金付18歳満期育英年金付学資保険

保険金	支払事由	支払額	保険金受取人
死亡保険金	保険期間の満了前に被保険者が死亡したとき	1 被保険者の死亡がその者が年齢12歳に達する前であるとき 基準保険金額 2 被保険者の死亡がその者が年齢12歳に達した後年齢15歳に達する前であるとき 基準保険金額の90%に相当する金額 3 被保険者の死亡がその者が年齢15歳に達した後であるとき 基準保険金額の80%に相当する金額	死亡保険金受取人
満期保険金	被保険者の生存中に保険期間が満了したとき	基準保険金額の80%に相当する金額	満期保険金受取人
生存保険金	被保険者が年齢12歳及び15歳に達したとき	それぞれ基準保険金額の10%に相当する金額	生存保険金受取人

(3) 18歳払込済生存保険金付22歳満期育英年金付学資保険

保険金	支払事由	支払額	保険金受取人
死亡保険金	保険期間の満了前に被保険者が死亡したとき	1 被保険者の死亡がその者が年齢18歳に達する前であるとき 基準保険金額 2 被保険者の死亡がその者が年齢18歳に達した後年齢20歳に達する前であるとき 基準保険金額の40%に相当する金額 3 被保険者の死亡がその者が年齢20歳に達した後であるとき 基準保険金額の20%に相当する金額	死亡保険金受取人
満期保険金	被保険者の生存中に保険期間が満了したとき	基準保険金額の20%に相当する金額	満期保険金受取人
生存保険金	被保険者が年齢18歳に達したとき	基準保険金額の60%に相当する金額	生存保険金受取人
	被保険者が年齢20歳に達したとき	基準保険金額の20%に相当する金額	

(幼児の場合の死亡保険金の支払額)

第15条 被保険者が年齢6歳に満たないで死亡したときは、死亡保険金の額は、次のとおりとします。

(1) 被保険者の死亡当時の年齢が3歳に満たないとき その時における死亡保険金額の50%に相当する額

(2) 被保険者の死亡当時の年齢が6歳に満たないとき その時における死亡保険金額の80%に相当する額

2 前項の規定により支払うべき金額が責任準備金の額に満たないときは、支払う金額は、その責任準備金の額とします。

3 第1項の被保険者の年齢は、第46条第3項の規定にかかわらず、満年齢で計算します。この場合において、1年に満たない端数があるときは、その端数は切り捨てます。

(死亡保険金の支払免責等)

第16条 被保険者が次のいずれかにより死亡した場合には、死亡保険金を支払いません。

(1) 基本契約の責任開始の日（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始の日）から起算して3年を経過する前の自殺

(2) 指定された死亡保険金受取人の故意。ただし、その者が死亡保険金の一部を受け取るべき場合には、指定された他の死亡保険金受取人にその残額を支払います。

(3) 保険契約者の故意

- 2 被保険者が戦争その他の変乱により死亡した場合で、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金を削減して支払うことがあります。この場合において、削減して支払う金額は、責任準備金の額を下回ることはありません。

(保険金の倍額支払)

第17条 被保険者が基本契約の契約日から起算して1年6か月を経過した後に、不慮の事故を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡したとき、又は会社所定の感染症（別表第3に定める感染症をいいます。以下同じとします。）を直接の原因として死亡したときは、支払うべき死亡保険金額と同額の保険金を死亡保険金受取人に支払います。ただし、復活した基本契約において、その復活日（第54条第2項に定める復活日をいいます。）から起算して6か月を経過しないものは、保険金の倍額支払をしません。

- 2 前項の規定は、被保険者が次のいずれかにより死亡した場合には、適用しません。

(1) 疾病（会社所定の感染症を除きます。）を直接の原因とする事故

(2) 保険契約者、被保険者又は指定された死亡保険金受取人の故意又は重大な過失

(3) 被保険者の犯罪行為

(4) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故

(5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故

(6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故

(7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故

- 3 被保険者が次のいずれかにより死亡した場合で、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、第1項に定める額の保険金を削減して支払い、又はその支払をしないことがあります。

(1) 地震、噴火又は津波

(2) 戦争その他の変乱

(重度障害による死亡保険金の支払)

第18条 被保険者が基本契約の責任開始時以後（復活した基本契約にあつては、その復活に係る責任開始時以後）において受けた傷害又はかかった疾病により重度障害の状態に該当するに至った場合において、保険契約者からその旨の通知があつたときは、その基本契約（育英年金付学資保険の基本契約においては、締結時保険契約者又は承継保険契約者が死亡した日以後にその通知があつたときは、育英年金に係る部分を除きます。）については、その通知があつた日にその傷害又は疾病により被保険者が死亡したものとなつて、死亡保険金の支払の規定その他この約款の規定（前条の規定を除きます。）を適用します。この場合において、死亡保険金受取人が指定されていないとき（指定された死亡保険金受取人が死亡し更に死亡保険金受取人の指定がない場合を含みます。）は、死亡保険金は、被保険者に支払います。

- 2 保険契約者が前項の通知をしようとするときは、別表第4に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

- 3 第1項の規定は、被保険者が保険契約者、被保険者又は指定された死亡保険金受取人の故意により重度障害の状態に該当するに至った場合には、適用しません。

- 4 被保険者が戦争その他の変乱により重度障害の状態に該当するに至った場合で、その原因により重度障害の状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金を削減して支払うことがあります。この場合において、削減して支払う金額は、責任準備金の額を下回ることはありません。

- 5 第1項の場合において、保険契約者から、第11条の規定に基づく保険料払込免除の取扱いを受けて基本契約を継続する旨の請求があつたときは、同項の規定にかかわらず、当該請求に基づき取り扱います。この場合において、後日同項の規定に基づく死亡保険金の支払請求をしようとするときは、保険契約者は、改めて同項に規定する通知をしてください。

- 6 支払免責規定により育英年金を支払わないこととなつた基本契約において、第1項に規定する通知があつたときは、基本契約のうち育英年金に係る部分について、保険契約者から第48条の規定による解約の通知があつたものとします。

(無指定の場合の保険金受取人)

第19条 保険金受取人が指定されていない場合（指定された保険金受取人が死亡し更に保険金受取人の指定がない場合を含みます。）には、死亡保険金については被保険者の遺族を、満期保険金又は生存保険金については被保険者をそれぞれの保険金受取人とします。

- 2 前項の遺族は、被保険者の配偶者（届出がなくても事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに被保険者の死亡当時被保険者の扶助によって生計を維持していた者及び被保険者の生計を維持していた者とします。

- 3 胎児である子又は孫は、前項の規定の適用については、既に生まれたものとみなします。

- 4 前項の規定は、胎児が死体で生まれたときは適用しません。

- 5 第2項に規定する遺族が2人以上あるときは、同項に掲げる順序により先順位にある者を第1項の保険金受取人とします。

- 6 遺族であつて故意に被保険者、先順位者又は同順位者である者を殺したものは、第1項の保険金受取人となることができません。

第6章 育英年金の支払

(育英年金の支払)

第20条 育英年金付学資保険の基本契約においては、締結時保険契約者又は承継保険契約者が保険期間の満了前に死亡したときは、その死亡した日（以下「年金支払事由発生日」といいます。）及びその日以後到来する基本契約の契約日から起算した1年ごとの応当日（その年にその応当日がない場合にあっては、基本契約の契約日の属する月の1年ごとの応当月の末日の翌日。以下「年ごとの契約応当日」といいます。）に被保険者が生存している場合に限り、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める額の育英年金を年金受取人に支払います。

- (1) 年金支払事由発生日 年金額に年金支払事由発生日から起算して次に到来する年ごとの契約応当日の前日までに経過

した月数（1月に満たない端数があるときは、1月に切り上げます。）を12で除した数を乗じて得た金額

(2) 年ごとの契約応当日 年金額に相当する金額

2 前項の年金受取人は、被保険者とします。

（育英年金の支払免責等）

第21条 保険契約者が、次のいずれかにより死亡した場合には、育英年金を支払いません。

(1) 基本契約の責任開始の日（復活した基本契約にあってはその復活に係る責任開始の日、第32条の規定による保険契約者の変更があった基本契約にあってはその変更の効力発生日）から起算して3年を経過する前の自殺

(2) 被保険者又は指定された保険金受取人の故意

2 保険契約者が戦争その他の変乱により死亡した場合で、その原因により死亡した保険契約者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、育英年金を削減して支払うことがあります。

（保険契約者の重度障害による育英年金の支払）

第22条 育英年金付学資保険の基本契約においては、締結時保険契約者又は承継保険契約者が基本契約の責任開始時以後（復活した基本契約にあってはその復活に係る責任開始時以後、第32条の規定による保険契約者の変更があった基本契約にあってはその変更の効力発生日）において受けた傷害又はかかった疾病により重度障害の状態になった場合において、保険契約者からその旨の通知があったときは、その基本契約については、その重度障害の状態になった日にその傷害又は疾病により保険契約者が死亡したものとみなして、育英年金の支払の規定その他この約款の規定を適用します。

2 保険契約者が前項の通知をしようとするときは、別表第4に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

3 第1項の規定は、保険契約者が保険契約者、被保険者又は指定された保険金受取人の故意により重度障害の状態になった場合には、適用しません。

4 保険契約者が戦争その他の変乱により重度障害の状態になった場合で、その原因により重度障害の状態になった保険契約者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、育英年金を削減して支払うことがあります。

第7章 告知義務及び告知義務違反等による契約の解除

（告知義務）

第23条 保険契約者（締結時保険契約者又は承継保険契約者とし、第32条の規定による保険契約者の変更の場合には、承継保険契約者。次条及び第25条（同条第1項ただし書及び第2項ただし書を除きます。）において同じとします。）及び被保険者は、その基本契約の締結、復活又は第32条の規定による保険契約者の変更の際、会社所定の質問表に掲げる質問事項について答えることを要します。

（告知義務違反による契約の解除）

第24条 保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表に掲げる質問事項について悪意又は重大な過失によって事実を告げず、又は真実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かって基本契約を解除することができます。ただし、会社がその事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったときは、その基本契約を解除することができません。

2 前項の解除権は、会社が解除の原因を知った時から1か月間これを行わないときは消滅します。基本契約がその責任開始の日（復活した基本契約にあってはその復活に係る責任開始の日、第32条の規定による保険契約者の変更があった基本契約にあってはその変更の効力発生日）から起算して2年以上継続したとき（その期間内に保険契約者が死亡した場合若しくは重度障害の状態になった場合、又は被保険者が別表第2第1号に定める身体障害の状態若しくは重度障害の状態になった場合において、それぞれ、その者について同項の解除の原因たる事実の存するときを除きます。）も、同様とします。

（解除の効果）

第25条 会社は、死亡保険金若しくは育英年金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後、保険契約者又は被保険者について前条第1項の解除の原因たる事実の存することにより会社が基本契約を解除した場合においても、その死亡保険金若しくは育英年金を支払わず、又は保険料を払込免除としません。また、会社は、既にその死亡保険金若しくは育英年金の支払をしたときは、その返還を請求し、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。ただし、保険契約者、被保険者又は死亡保険金受取人において、死亡保険金若しくは育英年金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由の発生の原因が当該解除の原因たる事実に基づかないことを証明したときは、その死亡保険金若しくは育英年金を支払い、又は保険料を払込免除とします。

2 会社は、第12条又は第13条の保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後、保険契約者について前条第1項の解除の原因たる事実の存することにより会社が基本契約を解除した場合において、第12条又は第13条の保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後基本契約の解除までに死亡保険金、生存保険金又は満期保険金の支払事由が発生したときは、その保険金は支払いません。また、会社は、既にその保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。ただし、保険契約者、被保険者又は保険金受取人において、第12条又は第13条の保険料の払込免除の規定に該当する事由の発生の原因が当該解除の原因たる事実に基づかないことを証明したときは、その保険金を支払います。

（解除の相手方）

第26条 第24条の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。

2 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、死亡保険金受取人又はこれらの法定代理人に通知します。

3 第24条第2項に規定する1か月の期間は、保険契約者若しくはその法定代理人又は前項の場合における被保険者、死亡保険金受取人若しくはこれらの法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときは、これらの者の所在が知れた時から起算します。

（重大事由による契約の解除）

第27条 会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。

(1) 保険契約者、被保険者、保険金受取人又は年金受取人が保険金又は育英年金（保険料の払込免除を含みます。また、

他の保険契約の保険金又は年金を含み、保険種類並びに保険金又は年金の名称の如何を問いません。以下この項において同じとします。)を詐取する目的又は他人に保険金又は育英年金を詐取させる目的で保険事故を招致(未遂を含みます。)した場合。

(2) 保険金又は育英年金の請求に関し、保険金受取人又は年金受取人に詐欺行為があった場合。

(3) この基本契約に付加されている特約が重大事由によって解除された場合。

(4) 他の保険契約との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合。

(5) その他この基本契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合。

2 会社は、保険金若しくは育英年金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後、前項の解除の原因たる事実の存することにより会社が基本契約を解除した場合においても、その保険金若しくは育英年金を支払わず、又は保険料を払込免除としません。また、会社は、既にその保険金又は育英年金の支払をしたときは、その返還を請求し、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。

3 第1項の規定による基本契約の解除については、前条第1項及び第2項の規定を準用します。

(加入限度額超過による契約の解除)

第28条 会社は、基本契約の保険金額又は年金額が、加入限度額(郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者1人当たりの保険金額又は年金の年額をいいます。以下同じとします。)を超える場合(他の保険契約の保険金額、年金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。)には、将来に向かって基本契約を解除することができます。

2 会社は、保険金若しくは育英年金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後、前項の解除の原因たる事実の存することにより会社が基本契約を解除した場合においても、その保険金若しくは育英年金を支払わず、又は保険料を払込免除としません。また、会社は、既にその保険金若しくは育英年金の支払をしたときは、その返還を請求し、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。

3 第1項の規定による基本契約の解除については、第26条第1項及び第2項の規定を準用します。

第8章 契約の無効

(詐欺による無効)

第29条 保険契約者又は被保険者の詐欺により基本契約の締結、復活又は第32条の規定による保険契約者の変更が行われたときは、その基本契約又は復活は、無効とします。

(不法取得目的による無効)

第30条 保険契約者が保険金又は育英年金(保険料の払込免除を含みます。以下この条において同じとします。)を不法に取得する目的又は他人に保険金又は育英年金を不法に取得させる目的をもって、基本契約の締結、復活又は第32条の規定による保険契約者の変更を行ったときは、その基本契約又は復活は、無効とします。

第9章 保険契約者又は保険金受取人の代表者

(保険契約者又は保険金受取人の代表者)

第31条 基本契約について保険契約者又は保険金受取人が2人以上あるときは、各代表者1人を指定してください。この場合には、その代表者は、それぞれ他の保険契約者又は保険金受取人を代理するものとします。

2 保険契約者又は保険金受取人が前項の指定(その変更を含みます。)をしようとするときは、別表第4に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

3 第1項の代表者が定まらないとき、又はその所在が不明であるときは、その基本契約について保険契約者又は保険金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても、その効力を有します。

4 基本契約について保険契約者が2人以上あるときは、その基本契約に関する未払保険料、貸付金その他会社に弁済すべき債務は、連帯とします。

第10章 契約関係者の異動

(保険契約者の変更)

第32条 保険契約者(締結時保険契約者又は承継保険契約者に限ります。以下この項において同じとします。)の基本契約による権利義務を承継しようとする者は、保険契約者及び被保険者の同意並びに会社の承諾を得て、その権利義務を承継することができます。ただし、その承継しようとする者又は保険契約者が、会社の定める範囲内の者以外の者である場合には、その承継をすることができません。

2 前項の場合において、その承継しようとする者の年齢は、承継しようとする基本契約の契約日において当該基本契約の保険契約者であったものとした場合に、当該基本契約の会社の定める加入年齢の範囲内であることを要します。

3 第1項の承継しようとする者は、別表第4に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出して請求してください。

(保険契約者の変更の請求の効力発生等)

第33条 会社が前条の保険契約者の変更の請求を承諾したときは、同条の変更は、その請求又はその請求に係る告知のいずれか遅い時から効力を生じます。

2 前項の場合には、保険証券に保険契約者の基本契約による権利義務を承継した旨を記載して承継保険契約者に交付します。この場合においては、保険証券の交付をもって承諾の通知に代えます。

(保険金額等の更正)

第34条 前条第1項の場合には、会社の定めるところにより、加入限度額を上限として保険金額若しくは年金額又は保険料額を更正し、会社の定める額の返戻金があるときは、これを承継保険契約者に支払います。

(保険料払込免除等の場合の告知等の省略)

第35条 第32条の規定による保険契約者の変更の請求があった学資保険の基本契約が次のいずれかに該当する場合には、第12条、第23条及び前条の規定は適用しません。

(1) 第12条の規定により保険料が払込免除となっているとき、又は払込免除としなかったとき。

(2) 保険料払済契約に変更されているとき。

(保険契約者の変更の特則)

第36条 保険契約者は、保険契約者の基本契約による権利義務が相続により承継されたものである場合には、第32条の規定にかかわらず、被保険者の同意及び会社の承諾を得て、第三者にその権利義務を承継させることができます。

2 保険契約者が前項の承継をさせようとするときは、別表第4に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出して請求してください。

3 第1項の承継をしたときは、保険証券に記載します。

(年金受取人による保険契約者の地位の承継)

第37条 育英年金付学資保険の基本契約においては、締結時保険契約者又は承継保険契約者が死亡したとき（支払免責規定により育英年金を支払わない場合を除きます。）は、年金受取人が保険契約者の基本契約による権利義務を承継するものとします。

(住所等の変更の届出)

第38条 保険契約者又は被保険者が住所又は氏名を変更したときは、その旨を会社の本社又は会社の指定した場所に届けてください。

(保険金受取人の指定又はその変更)

第39条 保険契約者は、既に支払事由が発生した保険金に係る保険金受取人を除き、被保険者の同意を得て、保険金受取人を指定し、又はその指定を変更することができます。ただし、保険契約者の指定した保険金受取人が第三者である場合において、保険契約者が指定の変更をしない旨の意思を会社に対して表示したときは、その意思表示後は、保険金受取人を変更することができません。

2 保険契約者が前項の指定若しくはその変更又は指定の変更をしない旨の意思表示をしようとするときは、別表第4に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

3 第1項の指定又はその変更は、保険証券に記載を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

第11章 契約の変更

(保険期間の短縮変更)

第40条 保険契約者は、基本契約の契約日から起算して2年を経過した後は、保険期間を短縮するための変更を請求することができます。ただし、基本契約の契約日における被保険者の年齢が変更後の基本契約に係る契約日における会社の定める加入年齢の範囲外であるときは、その変更を請求することができません。

2 保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第4に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

3 第1項の変更は、第1条各号に定める保険の種類を変更しないで、変更後の基本契約の保険期間の満了年齢が変更前の基本契約の保険期間の満了年齢を下回ることとなる、基本契約の契約日における契約種類（会社の定める契約種類をいいます。）のいずれかに変更するものとします。

4 第1項本文の場合においては、会社の定めるところにより、保険金額若しくは年金額又は保険料額を更正します。ただし、更正後の保険金額が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額を下回るときは、同項の変更に関する取扱いをしません。

(保険金額の減額変更)

第41条 保険契約者は、基本契約の契約日から起算して2年を経過した後は、保険金額を減額するための変更を請求することができます。ただし、次に掲げる場合には、その変更を請求することはできません。

(1) 保険料が払込免除となっているとき。

(2) 保険料払済契約に変更されているとき。

(3) 減額後の保険金額が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき。

(4) 減額後の保険金額が10万円の倍数でないとき。

2 保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第4に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

3 第1項本文の場合においては、会社の定めるところにより、保険料額を更正します。

(保険料払済契約への変更)

第42条 保険契約者は、基本契約の契約日から起算して2年を経過した後は、保険料払済契約への変更を請求することができます。この場合において、基本契約についてまだ払い込んでいない保険料は、払い込むことを要しません。

2 保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第4に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

3 第1項の場合においては、会社の定めるところにより、保険金額又は年金額を更正します。ただし、更正後の保険金額が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額を下回るときは、同項の変更に関する取扱いをしません。

(変更の効力発生日)

第43条 前3条の変更は、月ごとの契約応当日（保険期間の満了する日を含みます。以下同じとします。）に変更の請求があった場合にはその時に、月ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があった場合にあっては直後の月ごとの契約応当日にその効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があった場合において、その請求直後の月ごとの契約応当日の前日までに保険料の払込みを要しないこととなる事由が生じたときは、その変更の効力は、生じないものとします。

2 前項の規定により第40条第1項又は第41条第1項の変更の効力が生じる前に保険金若しくは育英年金の支払事由が発生した場合又は前項ただし書の場合において、会社が返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その返戻金その他の金額を会社に返還することを要します。

(保険契約者の死亡の場合の保険料額の更正)

第44条 育英年金付学資保険の基本契約の保険契約者が死亡した場合において、第21条又は第55条の規定により育英年金を支払わない場合には、会社の定めるところにより、保険料額を更正し、会社の定める額の返戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。

(契約変更の特則)

第45条 保険契約者は、第40条から第42条までの変更のほか、契約変更に関する特則の定めるところにより、基本契約の変更の申込みをすることができます。

第12章 加入年齢の計算及び年齢又は性別の誤りの処理

(加入年齢の計算)

第46条 基本契約の契約日における保険契約者の年齢は、出生の月から契約日の属する月まで月をもって計算し、1年に満たない端数があるときは、その端数が7か月以上のときは1年に切り上げ、6か月以下のときは切り捨てる方法により計算します。

2 基本契約の契約日における被保険者の年齢は、被保険者の出生の日が、4月2日のものにあつてはその日から、4月2日以外のものにあつてはその出生の日の直前の4月2日に出生したものととして当該4月2日から基本契約の契約日までを計算します。この場合において、1年に満たない端数があるときは、その端数は切り捨てます。

3 基本契約締結後における保険契約者又は被保険者の年齢は、年ごとの契約応当日ごとに、第1項又は前項の年齢に1歳を加えて計算します。

(年齢又は性別の誤りの処理)

第47条 保険契約申込書に記載された保険契約者又は被保険者の加入年齢又は性別に誤りがあった場合において、基本契約の契約日における年齢がその基本契約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、その基本契約を無効とし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢又は性別に基づいて基本契約を締結したものととして、会社の定めるところにより、加入限度額を上限として保険金額又は年金額を更正します。この場合において、既に払い込まれた保険料の一部を払い戻す必要があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

第13章 解約

(解約)

第48条 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、基本契約を解約することができます。

2 保険契約者が前項の解約をしようとするときは、別表第4に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

3 第1項の解約は、次に掲げる場合にあってはその時に、次に掲げる場合以外の場合にあっては直後の月ごとの契約応当日にその効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日以外の日にその通知があった場合において、その通知があった直後の月ごとの契約応当日の前日までに保険料の払込みを要しないこととなる事由が生じたときは、その解約の効力は、生じないものとします。

(1) 月ごとの契約応当日に解約の通知があったとき。

(2) 保険料払込期間が満了した後において解約の通知があったとき。

(3) 保険料の払込免除となった後において解約の通知があったとき。

(4) 保険料払済契約に変更した後において解約の通知があったとき。

4 前項の規定により第1項の解約の効力が生じる前に保険金若しくは育英年金の支払事由が発生した場合又は前項ただし書の場合において、会社が返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その返戻金その他の金額を会社に返還することを要します。

第14章 返戻金の支払及び無効保険料の払戻し

(返戻金の支払)

第49条 次に掲げる場合において、返戻金があるときは、保険契約者は、その支払を請求することができます。

(1) 基本契約の解除又は解約の通知

(2) 基本契約の失効

(3) 保険期間の短縮変更の請求

(4) 保険金額の減額変更の請求

(5) 死亡保険金の支払免責

2 前項の返戻金の額は、会社の定めるところにより、その基本契約の経過した年月数により算出した額とします。この場合において、前項第5号の死亡保険金の支払免責が第16条第1項第1号又は第2号によるときにあっては、責任準備金の額とします。

(無効保険料の払戻し)

第50条 基本契約又はその復活の全部又は一部が無効である場合において、保険契約者及び被保険者が善意であり、かつ、重大な過失のないときは、保険契約者は、保険料の全部又は一部の払戻しを請求することができます。

第15章 契約の復活

(契約の復活)

第51条 第5条の場合において、保険契約者は、基本契約の失効後1年を経過する前に限り、会社の承諾を得て、その復活をすることができます。ただし、返戻金の支払の請求があった場合又は復活した場合の保険金額又は年金額が加入限度額を超える場合は、その復活をすることができません。

2 保険契約者が前項の復活をしようとするときは、別表第4に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出して申し込んでください。

3 前項の場合において、保険契約者は、保険料を払い込まなかった期間の保険料に相当する金額（以下「復活払込金」といいます。）の払込みを要します。

(復活払込金に代える保険金額の減額変更)

第52条 保険契約者は、基本契約の契約日から起算して2年を経過した後に失効した基本契約について復活の申込みをする場合においては、会社が認めた場合に限り、復活払込金の全部又は一部の払込みに代え、保険金額を減額するための変更を請求することができます。

2 前項の場合において、失効の当時基本契約に付加されていた特約についても復活の申込みをするときは、特約保険料の払込みをしなかった期間の特約保険料に相当する金額についても、前項の復活払込金と合わせて、その全部又は一部の払込みに代えた基本契約の保険金額の減額をするものとします。

3 第1項の場合においては、会社の定めるところにより、保険金額又は年金額を更正します。ただし、更正後の保険金額が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額を下回るときは、同項の変更に係る取扱いをしません。

(復活払込金の分割払込み)

第53条 保険契約者は、復活払込金の払込みを困難とするときは、会社が認めた場合に限り、その復活払込金のうち2か月分の保険料に相当する金額を除いた部分について、会社の定めるところにより、基本契約の復活に係る責任開始後において毎月分割して払い込むことができます。

2 前項の規定により分割して払い込む金額（以下「分割払込金」といいます。）は、第3条の規定により払い込むべき保険料と合わせて払い込むことを要します。

3 分割払込金の払込みを完了する前は、保険料の前納払込みの取扱いを受けることはできません。

4 第1項の規定は、分割払込金の払込みを完了する前に失効したときは、その後の復活の申込みには適用しません。

(復活に係る責任開始)

第54条 復活の申込みを承諾したときは、会社は、次の時から基本契約上の責任を負います。

(1) 復活の申込みを承諾した後に復活払込金を受け取った場合 復活払込金を受け取った時

(2) 復活払込金を受け取った後に復活の申込みを承諾した場合 復活払込金を受け取った時（保険契約者又は被保険者の告知前に受け取った場合には、そのいずれか遅い告知の時）

2 前項の会社の責任開始の日を復活日とします。

3 第1項の場合には、保険証券に基本契約復活の旨を記載して保険契約者に交付します。この場合においては、保険証券の交付をもって承諾の通知に代えます。

(復活の効果)

第55条 基本契約が復活したときは、初めからその効力を失わなかったものとします。

2 前項の場合において、育英年金付学資保険の基本契約の失効後その復活までに保険契約者が死亡したときは、育英年金は支払いません。

第16章 契約者貸付

(契約者貸付)

第56条 保険契約者は、解約返戻金額の範囲内で、かつ、会社の定めるところにより算出された額の範囲内で、貸付けを受けることができます。ただし、貸付金が会社の定める金額に満たない場合には、貸付けを受けることはできません。

2 保険契約者が前項の貸付けを受けようとするときは、別表第4に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

3 貸付金の利息は、会社の定める利率で計算し、貸付けを受けた日（保険料に振り替えることを目的とする貸付けにあっては、保険料に振り替えた日）の翌日から弁済の日まで付けます。

4 保険契約者は、貸付けを受けた日（保険料に振り替えることを目的とする貸付けにあっては、最後に保険料に振り替えた日）の翌日から起算して1年の期間（当該期間の満了する日が会社の非営業日である場合は、翌営業日までの期間。以下「貸付期間」といいます。）内に、会社の定めるところにより、前項の規定により付された利息を添えて貸付金を弁済してください。ただし、貸付期間の満了前に、次に掲げる事由が生じたときは、その貸付けは弁済期に達したものとします。

(1) 基本契約の消滅（育英年金付学資保険の基本契約にあっては、被保険者が重度障害の状態に該当するに至った旨の通知が保険契約者の死亡した日以後にあったことにより、その基本契約について、育英年金に係る部分を除き被保険者が死亡したものとみなす場合を含みます。）

(2) 保険金額の減額変更（貸付金の元利金のうち、保険金額の減額割合に応じた部分が弁済期に達したものとします。）

(3) 保険料払済契約への変更（変更の効力発生日に貸付金の元利金を責任準備金から差し引きします。）

(4) 生存保険金の支払事由の発生（貸付金の元利金のうち、その生存保険金額の範囲内でその貸付けの全部又は一部が弁済期に達したものとします。）

5 保険契約者が貸付期間経過後に貸付金を弁済するときは、当該貸付期間の満了の日の翌日から貸付金を弁済する日までの期間について、会社の定める利率を適用します。

6 保険契約者が貸付金を弁済しないで貸付期間の満了の日の翌日から起算して1年の期間（当該期間の満了する日が会社の非営業日である場合は、翌営業日までの期間。以下この項において同じとします。）を経過したときは、会社の定めるところにより、貸付金の弁済に代えて、貸付金の元利金を責任準備金から差し引き、保険金額又は年金額（年金支払事由発生日以後において貸付金を弁済しないで貸付期間の満了の日の翌日から起算して1年の期間を経過したときを除きます。）を減額します。

7 保険契約者が貸付金（保険料に振り替えることを目的とする貸付けに係る貸付金にあっては、弁済期に達したものに限り、）を弁済しないで更に貸付けを請求する場合（保険料に振り替えることを目的とする貸付けを請求する場合を除きます。）においては、前貸付金は、新たな貸付けを請求したときにおいて弁済があったものとして、新貸付金額からこれを差し引いて支払います。この場合においては、その支払を受けた金額に対するその貸付けの請求の日から支払を受けた日までの期間に係る利息は支払うことを要しません。

第17章 契約者配当

(契約者配当金の割当て)

第57条 会社は、会社の定めるところにより積み立てた契約者配当準備金（以下「準備金」といいます。）の中から、毎事業年度末に、会社の定めるところにより、当該事業年度末において効力を有する基本契約に対して契約者配当金を割り当てる場合があります。

2 前項のほか、基本契約の契約日から起算して会社所定の年数を経過し、かつ、会社所定の要件を満たしたときは、会社は、会社の定めるところにより、準備金の中から、契約者配当金を割り当てる場合があります。

(契約者配当金の支払)

第58条 前条第1項の規定により割り当てた契約者配当金は、その翌事業年度中の年ごとの契約応当日において効力を有する基本契約（年ごとの契約応当日に基本契約の解除若しくは解約の通知があった基本契約又は保険金額の減額変更の請求のあった基本契約のうち減額部分を除きます。）に限り、その年ごとの契約応当日から、これを積み立てておきます。この場合、会社の定める利率による利息を併せて積み立てておきます。

2 前条第1項の規定により割り当てた契約者配当金のうち、前項の規定に該当しなかった契約者配当金（その事業年度末又は翌事業年度中に保険期間の満了する基本契約に対して割り当てたもののうち、次項第1号の規定に該当したことにより支払うものを除きます。）は、準備金に繰り入れます。

3 次に掲げる事由が生じたときは、保険契約者に、契約者配当金（次に掲げる事由が生じたときまでの間の会社の定める利率による利息を含みます。）を支払います。ただし、第1号の場合において満期保険金を支払うときにあっては満期保険金受取人に、第2号本文の場合において死亡保険金を支払うときにあっては死亡保険金受取人に、同号ただし書の場合にあっては年金受取人に支払います。

(1) 保険期間の満了

(2) 被保険者の死亡。ただし、育英年金が支払われることとなった場合において、年金支払事由発生日以後に第18条第1項の規定により被保険者が重度障害の状態に該当するに至った旨の通知があったことによりその者が死亡したものとみなされることとなった後、保険期間内に到来する年ごとの契約応当日があるときにあっては、最後の年ごとの契約応当日の到来

(3) 基本契約の解除又は解約の通知

(4) 基本契約の失効

(5) 保険金額の減額変更の請求

(6) 保険契約者による契約者配当金の支払請求

4 前項第5号に掲げる事由が生じたことにより支払う契約者配当金の額は、保険金額のうち減額した保険金額の割合によって計算します。

5 前条第2項の規定により割り当てた契約者配当金は、会社の定めるところにより支払います。

第18章 譲渡禁止

(譲渡禁止)

第59条 保険契約者、保険金受取人又は年金受取人は、保険金、育英年金、返戻金又は契約者配当金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

第19章 控除支払

(控除支払)

第60条 死亡保険金、満期保険金、返戻金、契約者配当金（第58条第3項第6号の契約者配当金の支払請求（以下「配当金支払請求」といいます。）によるものを除きます。）又は払い戻す保険料を支払う場合において、その基本契約に関し未払保険料、貸付金、第43条第2項又は第48条第4項の規定により会社が返還を受けるべき返戻金（返戻金と同時に支払った契約者配当金その他の金額を含みます。）その他会社が弁済を受けるべき金額があるときは、支払金額から差し引きします。

2 生存保険金を支払う場合において、その基本契約に関し貸付金があるときは、その貸付金の元利金を支払金額から差し引きします。

3 育英年金を支払う場合において、その基本契約に関し未払保険料があるときは、支払金額から差し引きします。

第20章 保険金の支払の請求等

(保険金の支払の請求等)

第61条 保険契約者、保険金受取人又は年金受取人は、死亡保険金若しくは育英年金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じたときは、遅滞なくその旨を会社に通知してください。

2 保険契約者、保険金受取人又は年金受取人が、保険金、育英年金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金（以下「保険金等」といいます。）の支払の請求又は保険料の払込免除の請求をしようとするときは、会社の定めるところにより、別表第4に定める必要書類を会社に提出して請求してください。

3 保険金等は、前項の必要書類が会社の本社に到着した日の翌日から起算して10営業日以内に、会社の本社又は会社の指定した場所で支払います。ただし、事実の確認その他の事由により時日を要するときは、10営業日を過ぎることがあります。

4 会社は、事実の確認をするため、保険契約者、被保険者、保険金受取人又は年金受取人に対し、照会し、又は同意を求めることがあります。この場合において、保険契約者、被保険者、保険金受取人又は年金受取人が会社の照会に対する回答又は同意を正当な理由なく拒んだときは、その回答又はその同意を得て事実を確認するまでは保険金等の支払又は保険料の払込免除は行いません。

5 保険契約者、保険金受取人又は年金受取人の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者、保険金受取人又は年金受取人に通知できないときにおいては、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者、保険金受取人又は年金受取人に到達したものとみなします。

6 会社が支払うべき金額に1円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

(時効)

第62条 保険金等の支払又は保険料の払込免除を請求する権利は、その保険金等の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた日の翌日から起算して5年を経過したときは、時効によって消滅します。

第21章 契約内容の登録

(契約内容の登録)

第63条 会社は、保険契約者及び被保険者の同意を得て、次の事項を社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）

- ）に登録します。
- (1) 保険契約者並びに被保険者の氏名、生年月日、性別及び住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 死亡保険金の金額
- (3) 基本契約の契約日（基本契約の復活が行われた場合は、最後の復活日とします。次項において同じとします。）
- (4) 当会社名
- 2 前項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。
- 3 協会加盟の各生命保険会社及び全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金又は災害死亡保険金のある特約を含みます。以下この条において同じとします。）の申込み（復活、復旧、保険金額の増額又は特約の中途付加の申込みを含みます。）を受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- 4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込みがあった場合、前項の規定により連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額又は特約の中途付加の承諾を含みます。以下この条において同じとします。）の判断の参考とすることができるものとします。
- 5 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額又は特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額又は特約の中途付加の日とします。）から5年以内に保険契約について死亡保険金又は高度障害保険金の支払請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金又は高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- 6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断又は支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7 協会及び各生命保険会社等は、登録又は連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8 保険契約者又は被保険者は、登録又は連絡された内容について、会社又は協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9 第3項、第4項及び第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第22章 特則

（第1回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の特則）

第64条 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下この条において同じとします。）又は復活払込金を次の方法により払い込む場合にあっては、それぞれ次に定める時を第2条の規定に定める第1回保険料を受け取った時又は第54条の規定に定める復活払込金を受け取った時とします。

- (1) 会社の指定したクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）により払い込む方法 会社所定の利用票を作成した時
- (2) 会社の指定したキャッシュカード等（以下「デビットカード」といいます。）により金融機関等の口座からの引落とし等によって払い込む方法 会社所定の利用票を作成した時。この場合においては、デビットカードを会社所定の端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせ、端末機にデビットカードの暗証番号を入力した際に、口座引落確認を表す電文が端末機に表示されることを要します。
- 2 前項の規定にかかわらず、クレジットカードにより第1回保険料又は復活払込金を払い込む場合において、次のすべてを満たすときは、第1回保険料又は復活払込金の払込みはなかったものとします。
- (1) 会社がクレジットカード発行会社から第1回保険料又は復活払込金に相当する金額を受け取ることができないこと
- (2) クレジットカード発行会社がクレジットカードの名義人（クレジットカード発行会社の会員規約等により、そのクレジットカードの使用が認められている者を含みます。）から第1回保険料又は復活払込金に相当する金額を受け取ることができないこと
- 3 会社は、第1項の規定により払い込まれた第1回保険料又は復活払込金については、保険契約者からの申出がない限り、領収証を発行しません。

別表第1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病又は体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症し又はその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とはみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
1 鉄道事故	E 800～E 807
2 自動車交通事故	E 810～E 819
3 自動車非交通事故	E 820～E 825
4 その他の道路交通機関事故	E 826～E 829
5 水上交通機関事故	E 830～E 838
6 航空機及び宇宙交通機関事故	E 840～E 845
7 他に分類されない交通機関事故	E 846～E 848
8 医薬品及び生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬又は薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 850～E 858
9 その他の固体、液体、ガス及び蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂及びグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎並びにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ポツリヌス菌性、その他及び詳細不明の細菌性食中毒）及びアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。	E 860～E 869

10	外科的及び内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 870～E 876
11	患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的及び内科的処置で 処置時事故の記載のないもの ただし、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 878～E 879
12	不慮の墜落	E 880～E 888
13	火災及び火焰による不慮の事故	E 890～E 899
14	自然及び環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E 900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧及び気圧の変化（E 902）」、「 旅行及び身体動揺（E 903）」及び「飢餓、渇、不良環境曝露及び放置（E 904）中の飢餓、渇」は除外しま す。	E 900～E 909
15	溺水、窒息及び異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入又は嚥下による気道閉 塞又は窒息（E 911）」、「その他の物体の吸入又は嚥下による気道の閉塞又は窒息（E 912）」は除外しま す。	E 910～E 915
16	その他の不慮の事故 ただし、「努力過度及び激しい運動（E 927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動におけ る過度の運動」及び「その他及び詳細不明の環境的原因及び不慮の事故（E 928）中の無重力環境への長期滞 在、騒音暴露、振動」は除外します。	E 916～E 928
17	医薬品及び生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬又は薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断・治療を目的 としたものは除外します。	E 930～E 949
18	他殺及び他人の加害による損傷	E 960～E 969
19	法的介入 ただし、「処刑（E 978）」は除外します。	E 970～E 978
20	戦争行為による損傷	E 990～E 999

別表第2 身体障害の状態

(1) 保険料の払込免除の対象となる身体障害の状態は、次のとおりとします。

- 1 両眼の視力の和が0.12以下になったもの
- 2 1眼が失明したもの
- 3 両耳の聴力レベルが69デシベル以上になったもの
- 4 言語又はそしゃくの機能に著しい障害を残すもの
- 5 精神、神経又は胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの
- 6 脊柱に著しい奇形又は著しい運動障害を残すもの
- 7 1上肢を手関節以上で失ったもの
- 8 1上肢の3大関節中の2関節以上の用を全く廃したもの
- 9 1手の5手指を失ったもの、母指及び示指を失ったもの又は母指若しくは示指を含み3手指若しくは4手指を失
ったもの
- 10 1手の5手指若しくは4手指の用を全く廃したもの又は母指及び示指を含み3手指の用を全く廃したもの
- 11 1手の5手指若しくは4手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く廃したもの又は母指及び示指を
含む3手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く廃したもの
- 12 1下肢を足関節以上で失ったもの
- 13 1下肢の3大関節中の2関節以上の用を全く廃したもの
- 14 10足指を失ったもの又は10足指の用を全く廃したもの
- 15 10足指のうちその一部を失い、かつ、他の足指の用を全く廃したもの

(2) 重度障害の状態は、次のとおりとします。

- 1 両眼が失明したもの
- 2 言語又はそしゃくの機能を全く廃したもの
- 3 精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- 4 両上肢を手関節以上で失ったもの
- 5 1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の用を全く廃したもの
- 6 両上肢の用を全く廃したもの
- 7 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- 8 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の用を全く廃したもの
- 9 1上肢の用を全く廃し、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- 10 1上肢及び1下肢の用を全く廃したもの
- 11 両下肢を足関節以上で失ったもの
- 12 1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の用を全く廃したもの
- 13 両下肢の用を全く廃したもの

(3) 前2号の表の適用については、次のとおりとします。

ア 身体障害

前2号の表に掲げる身体障害は、いずれも、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを
医学的に認められたものをいいます。

イ 眼の障害

(7) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。

(イ)「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。

ウ 耳の障害

聴力はオーディオメーターによって測定するものとします。

エ 言語、そしゃくの障害

(7)「言語の機能を全く廃したもの」とは、音声又は言語をそう失したものをいいます。

(イ)「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声又は言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。

(ウ)「そしゃくの機能を全く廃したもの」とは、流動食以外のものはとることができないものをいいます。

(エ)「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食又はこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。

オ 精神、神経、胸腹部臓器の障害

(7)「精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」とは、脳、神経又は胸腹部臓器に器質的又は機能的障害が存在し、このため、日常生活動作に常に他人の介護を要するものをいいます。

(イ)「精神、神経又は胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの」とは、脳、神経又は胸腹部臓器に器質的又は機能的障害が存在し、このため、軽易な労務以外の労務に就くことができないもの、又はこれに準じる程度に社会の日常生活動作が制限されるものをいいます。

カ 脊柱の障害

(7)「脊柱に著しい奇形を残すもの」とは、通常の衣服を着ても外部から脊柱の奇形が明らかに分かる程度以上のものをいいます。

(イ)「脊柱に著しい運動障害を残すもの」とは、脊柱の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。

キ 上肢の障害

(7)「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、又は上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。

(イ)「上肢の用を全く廃したもの」とは、3大関節（肩関節、肘関節及び手関節をいいます。）全部の用を全く廃したもの、又はこれに準じるものをいいます。

(ウ)「関節の用を全く廃したもの」とは、関節が強直し、又は拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。

ク 手指の障害

(7)「手指を失ったもの」とは、母指にあっては指節間関節以上、その他の手指にあっては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

(イ)「手指の用を全く廃したもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったもの又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。

ケ 下肢の障害

(7)「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、又は下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。

(イ)「下肢の用を全く廃したもの」とは、3大関節（股関節、膝関節及び足関節をいいます。）全部の用を全く廃したもの、又はこれに準じるものをいいます。

(ウ)「関節の用を全く廃したもの」とは、上肢の場合と同様とします。

コ 足指の障害

(7)「足指を失ったもの」とは、足指を基節の2分の1以上で失ったものをいいます。

(イ)「足指の用を全く廃したもの」とは、第1足指にあっては、末節の2分の1以上を失ったもの又は中足指節関節若しくは指節間関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをい、その他の足指にあっては、遠位指節間関節以上を失ったもの又は足指の中足指節関節若しくは近位指節間関節に完全強直若しくは完全拘縮を残すものをいいます。

別表第3 会社所定の感染症

会社所定の感染症は、次に掲げるものとします。

- (1) エボラ出血熱
- (2) クリミア・コンゴ出血熱
- (3) 重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限り、ます。）
- (4) 痘そう
- (5) ペスト
- (6) マールブルグ病
- (7) ラッサ熱
- (8) 急性灰白髄炎
- (9) コレラ
- (10) 細菌性赤痢
- (11) ジフテリア
- (12) 腸チフス
- (13) パラチフス

別表第4 必要書類

(1) 保険金等の支払の請求その他この基本契約に基づく請求等に必要書類は、次の表に掲げるものとします。

ア 保険金の支払請求

項目	提出する者	必要書類
死亡保険金の支払（第死亡保険金受取人	1	会社所定の請求書

14条関係)		2 保険契約者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 4 会社所定の医師の死亡証明書 5 死亡保険金受取人の戸籍抄本 6 死亡保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 7 保険証券
満期保険金の支払（第14条関係）	満期保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 保険契約者及び被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3 満期保険金受取人の戸籍抄本 4 満期保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 5 保険証券
生存保険金の支払（第14条関係）	生存保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 保険契約者及び被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3 生存保険金受取人の戸籍抄本 4 生存保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 5 保険証券
保険金の倍額支払（第17条関係）	死亡保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の死亡が不慮の事故又は会社所定の感染症によるものであることを証明するに足りる書類 3 死亡保険金受取人の戸籍抄本 4 死亡保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 5 保険証券
重度障害による保険金の支払（第18条第1項関係）	死亡保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 死亡保険金受取人の戸籍抄本 3 死亡保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 4 保険証券

イ 育英年金の支払請求

項目	提出する者	必要書類
育英年金の支払（第20条、第22条関係）	年金受取人	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 3 被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 4 会社所定の医師の死亡証明書又は会社所定の医師の診断書 5 年金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6 保険証券

ウ 保険料の払込免除

項目	提出する者	必要書類
身体障害による払込免除（第10条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者及び被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明するに足りる書類 5 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6 保険証券
重度障害による払込免除（第11条、第18条第5項関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者及び被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3 会社所定の医師の診断書 4 傷害によるものであるときは、保険期間内にその傷害を受けたものであることを証明するに足りる書類 5 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6 保険証券
保険契約者の死亡等による払込免除（第12条、第13条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 3 被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 4 会社所定の医師の死亡証明書又は会社所定の医師の診断書 5 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6 保険証券

エ その他

項目	提出する者	必要書類
前納払込みの取消し（第8条関係）	保険契約者	1 その旨を記載した請求書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
未経過期間に対する保	保険契約者、死亡保険	1 会社所定の請求書

保険料の払戻し（第9条関係）	金受取人又は満期保険金受取人	2 保険契約者、死亡保険金受取人又は満期保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
重度障害の通知（第18条第1項関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者及び被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3 会社所定の医師の診断書 4 傷害によるものであるときは、保険期間内にその傷害を受けたものであることを証明するに足る書類 5 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6 保険証券
保険契約者の代表者の指定（その変更を含む。）（第31条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
保険金受取人の代表者の指定（その変更を含む。）（第31条関係）	保険金受取人	1 会社所定の通知書 2 その保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
第32条の規定による保険契約者の変更（第32条関係）	承継保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3 承継保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 4 保険証券
第36条の規定による保険契約者の変更（第36条関係）	承継前の保険契約者	1 会社所定の請求書 2 承継前の保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
保険金受取人の指定又はその変更（第39条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
保険金受取人の指定変更権の放棄（第39条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
契約の変更（第40条～第42条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
解約（第48条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
返戻金の支払（第49条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
無効保険料の払戻し（第50条関係）	保険契約者	1 その旨を記載した請求書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
契約の復活（第51条関係）	保険契約者	1 会社所定の申込書 2 保険証券
契約者貸付（第56条関係）	保険契約者	1 会社所定の申込書又は請求書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
契約者配当金の支払（第58条関係）	保険契約者、死亡保険金受取人、満期保険金受取人又は年金受取人	1 会社所定の請求書 2 保険契約者及び被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証（配当金支払請求をする場合に限りです。） 3 保険契約者、死亡保険金受取人、満期保険金受取人又は年金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 4 保険証券

(2) 会社は、前号の書類が基本契約の締結時に既に提出されている場合その他会社が定める場合には、同号の規定にかかわらず、同号の書類の一部の省略又はこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、同号の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

終身保険普通保険約款

(平成19年10月1日制定)

(平成21年4月1日改正)

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 責任開始（第2条）
- 第3章 保険料の払込み（第3条－第9条）
- 第4章 保険料の払込免除（第10条・第11条）
- 第5章 保険金の支払（第12条－第16条）
- 第6章 告知義務及び告知義務違反等による契約の解除（第17条－第22条）
- 第7章 契約の無効（第23条・第24条）
- 第8章 保険契約者又は保険金受取人の代表者（第25条）
- 第9章 契約関係者の異動（第26条－第28条）
- 第10章 契約の変更（第29条－第34条）
- 第11章 加入年齢の計算及び年齢又は性別の誤りの処理（第35条・第36条）
- 第12章 解約（第37条）
- 第13章 返戻金の支払及び無効保険料の払戻し（第38条・第39条）
- 第14章 契約の復活（第40条－第44条）
- 第15章 契約者貸付（第45条）
- 第16章 契約者配当（第46条・第47条）
- 第17章 譲渡禁止（第48条）
- 第18章 控除支払（第49条）
- 第19章 保険金の支払の請求等（第50条・第51条）
- 第20章 契約内容の登録（第52条）
- 第21章 特則（第53条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この約款は、次の基本契約（保険契約のうち、特約に係る部分を除いたものをいいます。以下同じとします。）について定めます。

（1）普通終身保険

被保険者が死亡したことにより死亡保険金の支払をするものとし、死亡保険金の額の別により、次の種類とします。

ア 定額型終身保険

死亡保険金の額を一定額とするものとします。

イ 2倍型終身保険

保険料払込期間の満了前に支払うべき死亡保険金の額を保険料払込期間の満了後に支払うべき死亡保険金の額の2倍とするものとします。

ウ 5倍型終身保険

保険料払込期間の満了前に支払うべき死亡保険金の額を保険料払込期間の満了後に支払うべき死亡保険金の額の5倍とするものとします。

（2）特別終身保険

被保険者が死亡したことにより死亡保険金の支払をするほか、被保険者の生存中に一定の期間が満了したことにより生存保険金の支払をするものとします。

第2章 責任開始

（責任開始）

第2条 会社は、次の時から基本契約上の責任を負います。

（1）基本契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合 第1回保険料を受け取った時

（2）第1回保険料相当額を受け取った後に基本契約の申込みを承諾した場合 第1回保険料相当額を受け取った時（告知前に受け取った場合には、告知の時）

2 前項の会社の責任開始の日を契約日とします。

3 基本契約の申込みを承諾したときは、保険証券を保険契約者に交付します。この場合においては、保険証券の交付をもって承諾の通知に代えます。

第3章 保険料の払込み

（払込時期）

第3条 保険契約者は、第2回以降の保険料を、基本契約の契約日から起算して1か月ごとに、その応当日（その月にその応当日がない場合にあっては、その月の末日の翌日。以下「月ごとの契約応当日」といいます。）の属する月（その月にその応当日がない場合にあっては、月ごとの契約応当日の前日の属する月）の1日から末日まで（以下「払込時期」といいます。）に払い込んでください。

（猶予期間）

第4条 保険料の払込猶予期間は、払込時期の翌月1日から3か月目の月における月ごとの契約応当日の前日までとします。

（契約の失効）

第5条 保険契約者が保険料を払い込まないで前条の猶予期間を経過したときは、基本契約は、その効力を失います。

（払込方法（経路））

第6条 保険契約者は、会社の定めるところにより、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- （1）集金払込み（会社の派遣した集金人に払い込む方法（保険契約者の指定した集金先が会社の定めた地域内にある場合に限ります。））
- （2）窓口払込み（会社の本社又は会社の指定した場所に持参して払い込む方法）
- （3）口座払込み（会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法）
- （4）団体払込み（保険契約者の所属する団体を通じて払い込む方法（当該団体と会社との間に団体取扱契約が締結されている場合に限ります。））

2 保険契約者は、前項各号の保険料の払込方法（経路）を相互に変更することができます。

3 保険料の払込方法（経路）が、第1項第1号、第3号又は第4号である場合において、選択された保険料の払込方法（経路）について、会社の取扱範囲又は取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料の払込方法（経路）を他の払込方法（経路）に変更してください。

（会社による払込方法（経路）の変更）

第7条 会社は、集金払込みを選択した保険契約者が保険料を払込時期内に会社の派遣した集金人に払い込まない場合又は前条第3項の規定により保険料の払込方法（経路）の変更を要する保険契約者が、当該変更をしない場合は、これを窓口払込みに変更することができます。

（前納払込み）

第8条 保険契約者は、会社の定めるところにより、保険料の全部又は一部を前納することができます。この場合には、会社の定める利率で保険料を割り引きます。

2 前項の規定により前納された保険料は、会社の定める利率による利息を付けて積み立てておき、月ごとの契約応当日ごとに保険料の払込みに充当します。

3 保険料が前納された期間が満了した場合において、前納された保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者（死亡保険金と同時に支払う場合にあっては、死亡保険金受取人）に払い戻します。

4 第1項の規定により保険料の前納払込みをした場合において、保険契約者は、やむを得ない事由があるときは、保険料の前納払込みの取消しを請求することができます。この場合において、会社がその請求を認めたときは、会社の定めるところにより、その取消しをした期間に対する保険料を保険契約者に払い戻します。

5 保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第4に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

（未経過期間に対する保険料の払戻し）

第9条 保険料を払い込んだ後、次に掲げる事由が生じたことにより、その直後の月ごとの契約応当日以降の期間に係る保険料の全部又は一部について払込みを要しないこととなったときは、会社の定めるところにより、その払込みを要しないこととなった期間に対する保険料を保険契約者に払い戻します。

- （1）基本契約の消滅
- （2）保険料の払込免除
- （3）保険料払込期間又は保険期間の短縮変更
- （4）保険金額の減額変更
- （5）保険料払済契約への変更

2 前項の場合において、払い戻す保険料は、死亡保険金と同時に支払う場合にあっては、同項の規定にかかわらず、死亡保険金受取人に払い戻します。ただし、保険契約者がその保険料を受け取る旨の意思表示をしたときは、これを保険契約者に払い戻します。

第4章 保険料の払込免除

（身体障害による払込免除）

第10条 被保険者が基本契約の責任開始時以後（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始時以後）において不慮の事故（別表第1に定めるものをいいます。以下同じとします。）により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に別表第2第1号に定める身体障害の状態になったときは、将来の保険料を払込免除とします。

2 前項の規定は、被保険者が次のいずれかにより別表第2第1号に定める身体障害の状態になった場合には、適用しません。

- （1）保険契約者、被保険者又は指定された保険金受取人の故意又は重大な過失
- （2）被保険者の犯罪行為
- （3）被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
- （4）被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- （5）被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- （6）被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故

3 被保険者が次のいずれかにより別表第2第1号に定める身体障害の状態になった場合で、その原因により当該身体障害の状態になった被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、保険料の全部又は一部について払込免除としないことがあります。

- （1）地震、噴火又は津波
- （2）戦争その他の変乱

（重度障害による払込免除）

第11条 被保険者が基本契約の責任開始時以後（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始時以後）において受けた傷害又はかかった疾病により別表第2第2号に定める重度障害の状態（以下「重度障害の状態」といいます。）になったときは、将来の保険料を払込免除とします。ただし、保険契約者、被保険者又は指定された保険金受取人の故意により重度障害の状態になった場合は、保険料を払込免除としません。

2 被保険者が戦争その他の変乱により重度障害の状態になった場合で、その原因により重度障害の状態になった被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、保険料の全部又は一部について払込免除としないことがあります。

第5章 保険金の支払

(保険金の支払)

第12条 普通終身保険の基本契約の保険金の支払については、次のとおりとします。

(1) 定額型終身保険

保険金	支払事由	支払額	保険金受取人
死亡保険金	被保険者が死亡したとき	保険金額	死亡保険金受取人

(2) 2倍型終身保険

保険金	支払事由	支払額	保険金受取人
死亡保険金	被保険者が死亡したとき	1 被保険者の死亡が保険料払込期間の満了前であるとき 基準保険金額（死亡保険金を支払う際に基準となる保険金額をいいます。以下同じとします。） 2 被保険者の死亡が保険料払込期間の満了後であるとき 基準保険金額の50%に相当する金額	死亡保険金受取人

(3) 5倍型終身保険

保険金	支払事由	支払額	保険金受取人
死亡保険金	被保険者が死亡したとき	1 被保険者の死亡が保険料払込期間の満了前であるとき 基準保険金額 2 被保険者の死亡が保険料払込期間の満了後であるとき 基準保険金額の20%に相当する金額	死亡保険金受取人

2 特別終身保険の基本契約の保険金の支払については、次のとおりとします。

保険金	支払事由	支払額	保険金受取人
死亡保険金	被保険者が死亡したとき	1 被保険者の死亡が保険料払込期間の満了前であるとき 基準保険金額 2 被保険者の死亡が保険料払込期間の満了後5年を経過する前であるとき 基準保険金額の80%に相当する金額 3 被保険者の死亡が保険料払込期間の満了後5年を経過し10年を経過する前であるとき 基準保険金額の60%に相当する金額 4 被保険者の死亡が保険料払込期間の満了後10年を経過し15年を経過する前であるとき 基準保険金額の40%に相当する金額 5 被保険者の死亡が保険料払込期間の満了後15年を経過した後であるとき 基準保険金額の20%に相当する金額	死亡保険金受取人
生存保険金	被保険者の生存中に保険料払込期間が満了したとき並びにその期間の満了後5年、10年及び15年の期間が満了したとき	それぞれ基準保険金額の20%に相当する金額	生存保険金受取人

(死亡保険金の支払免責等)

第13条 被保険者が次のいずれかにより死亡した場合には、死亡保険金を支払いません。

- (1) 基本契約の責任開始の日（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始の日）から起算して3年を経過する前の自殺
- (2) 指定された死亡保険金受取人の故意。ただし、その者が死亡保険金の一部を受け取るべき場合には、指定された他の死亡保険金受取人にその残額を支払います。
- (3) 保険契約者の故意

2 被保険者が戦争その他の変乱により死亡した場合で、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金を削減して支払うことがあります。この場合において、削減して支払う金額は、責任準備金の額を下回ることはありません。

(保険金の倍額支払)

第14条 被保険者が基本契約の契約日から起算して1年6か月を経過した後に、不慮の事故を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡したとき、又は会社所定の感染症（別表第3に定める感染症をいいます。以下同じとします。）を直接の原因として死亡したときは、支払うべき死亡保険金額と同額（2倍型終身保険又は5倍型終身保険の基本

契約にあっては、保険料払込期間が満了した後に被保険者が死亡したことにより支払うべき死亡保険金額に相当する額の保険金を死亡保険金受取人に支払います。ただし、復活した基本契約において、その復活日（第43条第2項に定める復活日をいいます。）から起算して6か月を経過しないものは、保険金の倍額支払をしません。

2 前項の規定は、被保険者が次のいずれかにより死亡した場合には、適用しません。

- (1) 疾病（会社所定の感染症を除きます。）を直接の原因とする事故
- (2) 保険契約者、被保険者又は指定された死亡保険金受取人の故意又は重大な過失
- (3) 被保険者の犯罪行為
- (4) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
- (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故

3 被保険者が次のいずれかにより死亡した場合で、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、第1項に定める額の保険金を削減して支払い、又はその支払をしないことがあります。

- (1) 地震、噴火又は津波
- (2) 戦争その他の変乱

（重度障害による死亡保険金の支払）

第15条 被保険者が基本契約の責任開始時以後（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始時以後）において受けた傷害又はかかった疾病により重度障害の状態に該当するに至った場合において、保険契約者からその旨の通知があったときは、その通知があった日にその傷害又は疾病により被保険者が死亡したものとみなして、死亡保険金の支払の規定その他この約款の規定（前条の規定を除きます。）を適用します。この場合において、死亡保険金受取人が指定されていないとき（指定された死亡保険金受取人が死亡し更に死亡保険金受取人の指定がない場合を含みます。）は、死亡保険金は、被保険者に支払います。

2 保険契約者が前項の通知をしようとするときは、別表第4に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

3 2倍型終身保険又は5倍型終身保険の基本契約において、保険契約者がやむを得ない事由により保険料払込期間内に第1項の通知をすることができなかつたと会社が認めた場合には、当該期間の末日にその通知があったものとみなします。

4 第1項の規定は、被保険者が保険契約者、被保険者又は指定された死亡保険金受取人の故意により重度障害の状態に該当するに至った場合には、適用しません。

5 被保険者が戦争その他の変乱により重度障害の状態に該当するに至った場合で、その原因により重度障害の状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金を削減して支払うことがあります。この場合において、削減して支払う金額は、責任準備金の額を下回ることはありません。

6 第1項の場合において、保険契約者から、第11条の規定に基づく保険料払込免除の取扱いを受けて基本契約を継続する旨の請求があったときは、同項の規定にかかわらず、当該請求に基づき取り扱います。この場合において、後日同項の規定に基づく死亡保険金の支払請求をしようとするときは、保険契約者は、改めて同項に規定する通知をしてください。

（無指定の場合の保険金受取人）

第16条 保険金受取人が指定されていない場合（指定された保険金受取人が死亡し更に保険金受取人の指定がない場合を含みます。）には、死亡保険金については被保険者の遺族を、生存保険金については被保険者をそれぞれの保険金受取人とします。

2 前項の遺族は、被保険者の配偶者（届出がなくても事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに被保険者の死亡当時被保険者の扶助によって生計を維持していた者及び被保険者の生計を維持していた者としてします。

3 胎児である子又は孫は、前項の規定の適用については、既に生まれたものとみなします。

4 前項の規定は、胎児が死体で生まれたときは適用しません。

5 第2項に規定する遺族が2人以上あるときは、同項に掲げる順序により先順位にある者を第1項の保険金受取人としてします。

6 遺族であつて故意に被保険者、先順位者又は同順位者である者を殺したものは、第1項の保険金受取人となるできません。

第6章 告知義務及び告知義務違反等による契約の解除

（告知義務）

第17条 保険契約者又は被保険者は、その基本契約の締結又は復活の際、会社所定の質問表に掲げる質問事項について答えることを要します。

（告知義務違反による契約の解除）

第18条 保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表に掲げる質問事項について悪意又は重大な過失によって事実を告げず、又は真実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かって基本契約を解除することができます。ただし、会社がその事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったときは、その基本契約を解除することができません。

2 前項の解除権は、会社が解除の原因を知った時から1か月間これを行わないときは消滅します。基本契約がその責任開始の日（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始の日）から起算して2年以上継続したとき（その期間内に被保険者が別表第2第1号に定める身体障害の状態又は重度障害の状態になった場合において、その者について同項の解除の原因たる事実の存するときは除きます。）も、同様とします。

（解除の効果）

第19条 会社は、死亡保険金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後、被保険者について前条第1項の解除の原因たる事実の存することにより会社が基本契約を解除した場合においても、その死亡保険金を支払わず、又は保険料を払込免除としません。また、会社は、既にその死亡保険金の支払をしたときは、その返還を請求し、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。ただし、保険契約者、被保険者又は死亡

保険金受取人において、死亡保険金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由の発生の原因が当該解除の原因たる事実に基づかないことを証明したときは、その死亡保険金を支払い、又は保険料を払込免除とします。

(解除の相手方)

第20条 第18条の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。

2 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、死亡保険金受取人又はこれらの法定代理人に通知します。

3 第18条第2項に規定する1か月の期間は、保険契約者若しくはその法定代理人又は前項の場合における被保険者、死亡保険金受取人若しくはこれらの法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときは、これらの者の所在が知れた時から起算します。

(重大事由による契約の解除)

第21条 会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。

(1) 保険契約者、被保険者又は保険金受取人が保険金（保険料の払込免除を含みます。また、他の保険契約の保険金を含み、保険種類及び保険金の名称の如何を問いません。以下この項において同じとします。）を詐取する目的又は他人に保険金を詐取させる目的で保険事故を招致（未遂を含みます。）した場合。

(2) 保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為があった場合。

(3) この基本契約に付加されている特約が重大事由によって解除された場合。

(4) 他の保険契約との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合。

(5) その他この基本契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合。

2 会社は、保険金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後、前項の解除の原因たる事実の存することにより会社が基本契約を解除した場合においても、その保険金を支払わず、又は保険料を払込免除としません。また、会社は、既にその保険金の支払をしたときは、その返還を請求し、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。

3 第1項の規定による基本契約の解除については、前条第1項及び第2項の規定を準用します。

(加入限度額超過による契約の解除)

第22条 会社は、基本契約の保険金額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者1人当たりの保険金額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の保険契約の保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、将来に向かって基本契約を解除することができます。

2 会社は、保険金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後、前項の解除の原因たる事実の存することにより会社が基本契約を解除した場合においても、その保険金を支払わず、又は保険料を払込免除としません。また、会社は、既にその保険金の支払をしたときは、その返還を請求し、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。

3 第1項の規定による基本契約の解除については、第20条第1項及び第2項の規定を準用します。

第7章 契約の無効

(詐欺による無効)

第23条 保険契約者又は被保険者の詐欺により基本契約の締結又は復活が行われたときは、その基本契約又は復活は、無効とします。

(不法取得目的による無効)

第24条 保険契約者が保険金（保険料の払込免除を含みます。以下この条において同じとします。）を不法に取得する目的又は他人に保険金を不法に取得させる目的をもって、基本契約の締結又は復活を行ったときは、その基本契約又は復活は、無効とします。

第8章 保険契約者又は保険金受取人の代表者

(保険契約者又は保険金受取人の代表者)

第25条 基本契約について保険契約者又は保険金受取人が2人以上あるときは、各代表者1人を指定してください。この場合には、その代表者は、それぞれ他の保険契約者又は保険金受取人を代理するものとします。

2 保険契約者又は保険金受取人が前項の指定（その変更を含みます。）をしようとするときは、別表第4に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

3 第1項の代表者が定まらないとき、又はその所在が不明であるときは、その基本契約について保険契約者又は保険金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても、その効力を有します。

4 基本契約について保険契約者が2人以上あるときは、その基本契約に関する未払保険料、貸付金その他会社に弁済すべき債務は、連帯とします。

第9章 契約関係者の異動

(保険契約者の変更)

第26条 保険契約者は、被保険者の同意及び会社の承諾を得て、第三者に保険契約者の基本契約による権利義務を承継させることができます。

2 保険契約者が前項の承継をさせようとするときは、別表第4に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出して請求してください。

3 第1項の承継をしたときは、保険証券に記載します。

(住所等の変更の届出)

第27条 保険契約者又は被保険者が住所又は氏名を変更したときは、その旨を会社の本社又は会社の指定した場所に届けてください。

(保険金受取人の指定又はその変更)

- 第28条 保険契約者は、既に支払事由が発生した保険金に係る保険金受取人を除き、被保険者の同意を得て、保険金受取人を指定し、又はその指定を変更することができます。ただし、保険契約者の指定した保険金受取人が第三者である場合において、保険契約者が指定の変更をしない旨の意思を会社に対して表示したときは、その意思表示後は、保険金受取人を変更することができません。
- 2 保険契約者が前項の指定若しくはその変更又は指定の変更をしない旨の意思表示をしようとするときは、別表第4に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
- 3 第1項の指定又はその変更は、保険証券に記載を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

第10章 契約の変更**(保険料払込期間の短縮変更)**

- 第29条 保険契約者は、基本契約の契約日から起算して2年を経過した後は、保険料払込期間を短縮するための変更を請求することができます。ただし、基本契約の契約日における被保険者の年齢が変更後の基本契約に係る契約日における会社の定める加入年齢の範囲外であるときは、その変更を請求することはできません。
- 2 保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第4に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
- 3 第1項の変更は、第1条各号に定める保険の種類を変更しないで、変更後の基本契約の保険料払込期間が変更前の基本契約の保険料払込期間を下回ることとなる、基本契約の契約日における契約種類（会社の定める契約種類をいいます。次条において同じとします。）のいずれかに変更するものとします。
- 4 第1項本文の場合においては、会社の定めるところにより、保険金額又は保険料額を更正します。ただし、更正後の保険金額が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額を下回るときは、同項の変更に係る取扱いをしません。

(保険期間の短縮変更)

- 第30条 定額型終身保険の基本契約においては、保険契約者は、基本契約の契約日から起算して2年を経過した後は、保険期間を短縮するための変更を請求することができます。ただし、基本契約の契約日における被保険者の年齢が変更後の基本契約に係る契約日における会社の定める加入年齢の範囲外であるときは、その変更を請求することはできません。
- 2 保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第4に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
- 3 第1項の変更は、普通養老保険（変更後の保険料払込期間の年数が変更前の保険料払込期間の年数以下となる契約種類に限り、）に変更するものとします。
- 4 第1項本文の場合においては、会社の定めるところにより、保険金額を更正します。ただし、更正後の保険金額が基本契約の契約日における普通養老保険に係る会社の定める最低保険金額を下回るときは、同項の変更に係る取扱いをしません。
- 5 第1項の規定による変更後の基本契約については、養老保険普通保険約款を適用します。

(保険金額の減額変更)

- 第31条 保険契約者は、基本契約の契約日から起算して2年を経過した後は、保険金額を減額するための変更を請求することができます。ただし、次に掲げる場合には、その変更を請求することはできません。
- (1) 保険料が払込免除となっているとき。
- (2) 保険料払済契約に変更されているとき。
- (3) 減額後の保険金額が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき。
- (4) 減額後の保険金額が10万円の倍数でないとき。
- 2 保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第4に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
- 3 第1項本文の場合においては、会社の定めるところにより、保険料額を更正します。

(保険料払済契約への変更)

- 第32条 保険契約者は、基本契約の契約日から起算して2年を経過した後は、保険料払済契約への変更を請求することができます。この場合において、基本契約についてまだ払い込んでいない保険料は、払い込むことを要しません。
- 2 保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第4に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
- 3 第1項の場合においては、会社の定めるところにより、保険金額を更正します。ただし、更正後の保険金額が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額を下回るときは、同項の変更に係る取扱いをしません。

(変更の効力発生日)

- 第33条 前4条の変更は、月ごとの契約応当日に変更の請求があった場合にあってはその時に、月ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があった場合にあっては直後の月ごとの契約応当日にその効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があった場合において、その請求直後の月ごとの契約応当日の前日までに保険料の払込みを要しないこととなる事由が生じたときは、その変更の効力は、生じないものとします。
- 2 前項の規定により第29条第1項又は第31条第1項の変更の効力が生じる前に保険金の支払事由が発生した場合又は前項ただし書の場合において、会社が返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その返戻金その他の金額を会社に返還することを要します。

(契約変更の特則)

- 第34条 保険契約者は、第29条から第32条までの変更のほか、契約変更に関する特則の定めるところにより、基本契約の変更の申込みをすることができます。

第11章 加入年齢の計算及び年齢又は性別の誤りの処理**(加入年齢の計算)**

- 第35条 基本契約の契約日における被保険者の年齢は、出生の月から契約日の属する月まで月をもって計算し、1年に満たない端数があるときは、その端数が7か月以上のときは1年に切り上げ、6か月以下のときは切り捨てる方法により計

算します。

- 2 基本契約締結後における被保険者の年齢は、年ごとの契約応当日（契約日から起算した1年ごとの応当日（その年にその応当日がない場合にあっては、契約日の属する月の1年ごとの応当月の末日の翌日）をいいます。以下同じとします。）ごとに、前項の年齢に1歳を加えて計算します。

（年齢又は性別の誤りの処理）

第36条 保険契約申込書に記載された被保険者の加入年齢又は性別に誤りがあった場合において、基本契約の契約日における年齢がその基本契約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、その基本契約を無効とし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢又は性別に基づいて基本契約を締結したものとして、会社の定めるところにより、加入限度額を上限として保険金額を更正します。この場合において、既に払い込まれた保険料の一部を払い戻す必要があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

第12章 解約

（解約）

第37条 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、基本契約を解約することができます。

- 2 保険契約者が前項の解約をしようとするときは、別表第4に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
- 3 第1項の解約は、次に掲げる場合にあってはその時に、次に掲げる場合以外の場合にあっては直後の月ごとの契約応当日にその効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日以外の日にその通知があった場合において、その通知があった直後の月ごとの契約応当日の前日までに保険料の払込みを要しないこととなる事由が生じたときは、その解約の効力は、生じないものとします。
 - (1) 月ごとの契約応当日に解約の通知があったとき。
 - (2) 保険料払込期間が満了した後において解約の通知があったとき。
 - (3) 保険料の払込免除となった後において解約の通知があったとき。
 - (4) 保険料払済契約に変更した後において解約の通知があったとき。
- 4 前項の規定により第1項の解約の効力が生じる前に保険金の支払事由が発生した場合又は前項ただし書の場合において、会社が返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その返戻金その他の金額を会社に返還することを要します。

第13章 返戻金の支払及び無効保険料の払戻し

（返戻金の支払）

第38条 次に掲げる場合において、返戻金があるときは、保険契約者は、その支払を請求することができます。

- (1) 基本契約の解除又は解約の通知
 - (2) 基本契約の失効
 - (3) 保険料払込期間の短縮変更の請求
 - (4) 保険金額の減額変更の請求
 - (5) 死亡保険金の支払免責
- 2 前項の返戻金の額は、会社の定めるところにより、その基本契約の経過した年月数により算出した額とします。この場合において、前項第5号の死亡保険金の支払免責が第13条第1項第1号又は第2号によるときにあっては、責任準備金の額とします。

（無効保険料の払戻し）

第39条 基本契約又はその復活の全部又は一部が無効である場合において、保険契約者及び被保険者が善意であり、かつ、重大な過失のないときは、保険契約者は、保険料の全部又は一部の払戻しを請求することができます。

第14章 契約の復活

（契約の復活）

第40条 第5条の場合において、保険契約者は、基本契約の失効後1年を経過する前に限り、会社の承諾を得て、その復活をすることができます。ただし、返戻金の支払の請求があった場合又は復活した場合の保険金額が加入限度額を超える場合は、その復活をすることができません。

- 2 保険契約者が前項の復活をしようとするときは、別表第4に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出して申し込んでください。
- 3 前項の場合において、保険契約者は、保険料を払い込まなかった期間の保険料に相当する金額（以下「復活払込金」といいます。）の払込みを要します。

（復活払込金に代える保険金額の減額変更）

第41条 保険契約者は、基本契約の契約日から起算して2年を経過した後失効した基本契約について復活の申込みをする場合においては、会社が認めた場合に限り、復活払込金の全部又は一部の払込みに代え、保険金額を減額するための変更を請求することができます。

- 2 前項の場合において、失効の当時基本契約に付加されていた特約についても復活の申込みをするときは、特約保険料の払込みをしなかった期間の特約保険料に相当する金額についても、前項の復活払込金と合わせて、その全部又は一部の払込みに代えた基本契約の保険金額の減額をするものとします。
- 3 第1項の場合においては、会社の定めるところにより、保険金額を更正します。ただし、更正後の保険金額が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額を下回るときは、同項の変更に關する取扱いをしません。

（復活払込金の分割払込み）

第42条 保険契約者は、復活払込金の払込みを困難とするときは、会社が認めた場合に限り、その復活払込金のうち2か月分の保険料に相当する金額を除いた部分について、会社の定めるところにより、基本契約の復活に係る責任開始後において毎月分割して払い込むことができます。

- 2 前項の規定により分割して払い込む金額（以下「分割払込金」といいます。）は、第3条の規定により払い込むべき保

除料と合わせて払い込むことを要します。

- 3 分割払込金の払込みを完了する前は、保険料の前納払込みの取扱いを受けることはできません。
- 4 第1項の規定は、分割払込金の払込みを完了する前に失効したときは、その後の復活の申込みには適用しません。

(復活に係る責任開始)

第43条 復活の申込みを承諾したときは、会社は、次の時から基本契約上の責任を負います。

- (1) 復活の申込みを承諾した後に復活払込金を受け取った場合 復活払込金を受け取った時
- (2) 復活払込金を受け取った後に復活の申込みを承諾した場合 復活払込金を受け取った時 (告知前に受け取った場合には、告知の時)

2 前項の会社の責任開始の日を復活日とします。

3 第1項の場合には、保険証券に基本契約復活の旨を記載して保険契約者に交付します。この場合においては、保険証券の交付をもって承諾の通知に代えます。

(復活の効果)

第44条 基本契約が復活したときは、初めからその効力を失わなかったものとします。

第15章 契約者貸付

(契約者貸付)

第45条 保険契約者は、解約返戻金額の範囲内で、かつ、会社の定めるところにより算出された額の範囲内で、貸付けを受けることができます。ただし、貸付金が会社の定める金額に満たない場合には、貸付けを受けることはできません。

2 保険契約者が前項の貸付けを受けようとするときは、別表第4に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

3 貸付金の利息は、会社の定める利率で計算し、貸付けを受けた日 (保険料に振り替えることを目的とする貸付けにあっては、保険料に振り替えた日) の翌日から弁済の日まで付けます。

4 保険契約者は、貸付けを受けた日 (保険料に振り替えることを目的とする貸付けにあっては、最後に保険料に振り替えた日) の翌日から起算して1年の期間 (当該期間の満了する日が会社の非営業日である場合は、翌営業日までの期間。以下「貸付期間」といいます。) 内に、会社の定めるところにより、前項の規定により付された利息を添えて貸付金を弁済してください。ただし、貸付期間の満了前に、次に掲げる事由が生じたときは、その貸付けは弁済期に達したものとします。

(1) 基本契約の消滅

(2) 保険金額の減額変更 (貸付金の元利金のうち、保険金額の減額割合に応じた部分が弁済期に達したものとします。)

(3) 保険料払済契約への変更 (変更の効力発生日に貸付金の元利金を責任準備金から差し引きします。)

(4) 生存保険金の支払事由の発生 (貸付金の元利金のうち、その生存保険金額の範囲内でその貸付けの全部又は一部が弁済期に達したものとします。)

5 保険契約者が貸付期間経過後に貸付金を弁済するときは、当該貸付期間の満了の日の翌日から貸付金を弁済する日までの期間について、会社の定める利率を適用します。

6 保険契約者が貸付金を弁済しないで貸付期間の満了の日の翌日から起算して1年の期間 (当該期間の満了する日が会社の非営業日である場合は、翌営業日までの期間) を経過したときは、会社の定めるところにより、貸付金の弁済に代えて、貸付金の元利金を責任準備金から差し引き、保険金額を減額します。

7 保険契約者が貸付金 (保険料に振り替えることを目的とする貸付けに係る貸付金にあっては、弁済期に達したものに限り) を弁済しないで更に貸付けを請求する場合 (保険料に振り替えることを目的とする貸付けを請求する場合を除きます。) においては、前貸付金は、新たな貸付けを請求したときにおいて弁済があったものとして、新貸付金額からこれを差し引いて支払います。この場合においては、その支払を受けた金額に対するその貸付けの請求の日から支払を受けた日までの期間に係る利息は支払うことを要しません。

第16章 契約者配当

(契約者配当金の割当て)

第46条 会社は、会社の定めるところにより積み立てた契約者配当準備金 (以下「準備金」といいます。) の中から、毎事業年度末に、会社の定めるところにより、当該事業年度末において効力を有する基本契約に対して契約者配当金を割り当てる場合があります。

2 前項のほか、基本契約の契約日から起算して会社所定の年数を経過し、かつ、会社所定の要件を満たしたときは、会社は、会社の定めるところにより、準備金の中から、契約者配当金を割り当てる場合があります。

(契約者配当金の支払)

第47条 前条第1項の規定により割り当てた契約者配当金は、その翌事業年度中の年ごとの契約応当日において効力を有する基本契約 (年ごとの契約応当日に基本契約の解除若しくは解約の通知があった基本契約又は保険金額の減額変更の請求のあった基本契約のうち減額部分を除きます。) に限り、その年ごとの契約応当日から、これを積み立てておきます。この場合、会社の定める利率による利息を併せて積み立てておきます。

2 前条第1項の規定により割り当てた契約者配当金のうち、前項の規定に該当しなかった契約者配当金は、準備金に繰り入れます。

3 次に掲げる事由が生じたときは、保険契約者に、契約者配当金 (次に掲げる事由が生じたときまでの間の会社の定める利率による利息を含みます。) を支払います。ただし、第1号の場合において死亡保険金を支払うときにあっては、死亡保険金受取人に支払います。

(1) 被保険者の死亡

(2) 基本契約の解除又は解約の通知

(3) 基本契約の失効

(4) 保険金額の減額変更の請求

(5) 保険契約者による契約者配当金の支払請求

4 前項第4号に掲げる事由が生じたことにより支払う契約者配当金の額は、保険金額のうち減額した保険金額の割合によ

って計算します。

- 5 前条第2項の規定により割り当てた契約者配当金は、会社の定めるところにより支払います。

第17章 譲渡禁止

(譲渡禁止)

第48条 保険契約者又は保険金受取人は、保険金、返戻金又は契約者配当金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

第18章 控除支払

(控除支払)

第49条 死亡保険金、返戻金、契約者配当金（第47条第3項第5号の契約者配当金の支払請求（以下「配当金支払請求」といいます。）によるものを除きます。）又は払い戻す保険料を支払う場合において、その基本契約に関し未払保険料、貸付金、第33条第2項又は第37条第4項の規定により会社が返還を受けるべき返戻金（返戻金と同時に支払った契約者配当金その他の金額を含みます。）その他会社が弁済を受けるべき金額があるときは、支払金額から差し引きします。

2 生存保険金を支払う場合において、その基本契約に関し貸付金があるときは、その貸付金の元利金を支払金額から差し引きします。

第19章 保険金の支払の請求等

(保険金の支払の請求等)

第50条 保険契約者又は保険金受取人は、死亡保険金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じたときは、遅滞なくその旨を会社に通知してください。

2 保険契約者又は保険金受取人が、保険金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金（以下「保険金等」といいます。）の支払の請求又は保険料の払込免除の請求をしようとするときは、会社の定めるところにより、別表第4に定める必要書類を会社に提出して請求してください。

3 保険金等は、前項の必要書類が会社の本社に到着した日の翌日から起算して10営業日以内に、会社の本社又は会社の指定した場所で支払います。ただし、事実の確認その他の事由により時日を要するときは、10営業日を過ぎることがあります。

4 会社は、事実の確認をするため、保険契約者、被保険者又は保険金受取人に対し、照会し、又は同意を求めることがあります。この場合において、保険契約者、被保険者又は保険金受取人が会社の照会に対する回答又は同意を正当な理由なく拒んだときは、その回答又はその同意を得て事実を確認するまでは保険金等の支払又は保険料の払込免除は行いません。

5 保険契約者又は保険金受取人の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又は保険金受取人に通知できないときにおいては、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者又は保険金受取人に到達したものとみなします。

6 会社が支払うべき金額に1円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

(時効)

第51条 保険金等の支払又は保険料の払込免除を請求する権利は、その保険金等の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた日の翌日から起算して5年を経過したときは、時効によって消滅します。

第20章 契約内容の登録

(契約内容の登録)

第52条 会社は、保険契約者及び被保険者の同意を得て、次の事項を社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

- (1) 保険契約者並びに被保険者の氏名、生年月日、性別及び住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 死亡保険金の金額
- (3) 基本契約の契約日（基本契約の復活が行われた場合は、最後の復活日とします。次項において同じとします。）
- (4) 当会社名

2 前項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。

3 協会加盟の各生命保険会社及び全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金又は災害死亡保険金のある特約を含みます。以下この条において同じとします。）の申込み（復活、復旧、保険金額の増額又は特約の中途付加の申込みを含みます。）を受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込みがあった場合、前項の規定により連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額又は特約の中途付加の承諾を含みます。以下この条において同じとします。）の判断の参考とすることができるものとします。

5 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額又は特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額又は特約の中途付加の日とします。）から5年以内に保険契約について死亡保険金又は高度障害保険金の支払請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金又は高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断又は支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。

7 協会及び各生命保険会社等は、登録又は連絡された内容を他に公開しないものとします。

8 保険契約者又は被保険者は、登録又は連絡された内容について、会社又は協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

9 第3項、第4項及び第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第21章 特則

(第1回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の特則)

第53条 第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます。以下この条において同じとします。)又は復活払込金を次の方法により払い込む場合にあっては、それぞれ次に定める時を第2条の規定に定める第1回保険料を受け取った時又は第43条の規定に定める復活払込金を受け取った時とします。

- (1) 会社の指定したクレジットカード(以下「クレジットカード」といいます。)により払い込む方法 会社所定の利用票を作成した時
 - (2) 会社の指定したキャッシュカード等(以下「デビットカード」といいます。)により金融機関等の口座からの引落とし等によって払い込む方法 会社所定の利用票を作成した時。この場合においては、デビットカードを会社所定の端末機(以下「端末機」といいます。)に読み取らせ、端末機にデビットカードの暗証番号を入力した際に、口座引落確認を表す電文が端末機に表示されることを要します。
- 2 前項の規定にかかわらず、クレジットカードにより第1回保険料又は復活払込金を払い込む場合において、次のすべてを満たすときは、第1回保険料又は復活払込金の払込みはなかったものとします。
- (1) 会社がクレジットカード発行会社から第1回保険料又は復活払込金に相当する金額を受け取ることができないこと
 - (2) クレジットカード発行会社がクレジットカードの名義人(クレジットカード発行会社の会員規約等により、そのクレジットカードの使用が認められている者を含みます。)から第1回保険料又は復活払込金に相当する金額を受け取ることができないこと
- 3 会社は、第1項の規定により払い込まれた第1回保険料又は復活払込金については、保険契約者からの申出がない限り、領収証を発行しません。

別表第1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(ただし、疾病又は体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症し又はその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とはみなしません。)で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分 類 項 目	基本分類表番号
1 鉄道事故	E 800～E 807
2 自動車交通事故	E 810～E 819
3 自動車非交通事故	E 820～E 825
4 その他の道路交通機関事故	E 826～E 829
5 水上交通機関事故	E 830～E 838
6 航空機及び宇宙交通機関事故	E 840～E 845
7 他に分類されない交通機関事故	E 846～E 848
8 医薬品及び生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬又は薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 850～E 858
9 その他の固体、液体、ガス及び蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂及びグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎並びにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他及び詳細不明の細菌性食中毒)及びアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。	E 860～E 869
10 外科的及び内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 870～E 876
11 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的及び内科的処置で 処置時事故の記載のないもの ただし、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 878～E 879
12 不慮の墜落	E 880～E 888
13 火災及び火焰による不慮の事故	E 890～E 899
14 自然及び環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温(E 900)中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧及び気圧の変化(E 902)」、「旅行及び身体動揺(E 903)」及び「飢餓、渴、不良環境曝露及び放置(E 904)中の飢餓、渴」は除外します。	E 900～E 909
15 溺水、窒息及び異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入又は嚥下による気道閉塞又は窒息(E 911)」、「その他の物体の吸入又は嚥下による気道の閉塞又は窒息(E 912)」は除外します。	E 910～E 915
16 その他の不慮の事故 ただし、「努力過度及び激しい運動(E 927)中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」及び「その他及び詳細不明の環境的原因及び不慮の事故(E 928)中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	E 916～E 928
17 医薬品及び生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬又は薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 930～E 949
18 他殺及び他人の加害による損傷	E 960～E 969
19 法的介入	E 970～E 978

ただし、「処刑（E 978）」は除外します。		
20	戦争行為による損傷	E 990～E 999

別表第2 身体障害の状態

(1) 保険料の払込免除の対象となる身体障害の状態は、次のとおりとします。

- 1 両眼の視力の和が0.12以下になったもの
- 2 1眼が失明したもの
- 3 両耳の聴力レベルが69デシベル以上になったもの
- 4 言語又はそしゃくの機能に著しい障害を残すもの
- 5 精神、神経又は胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの
- 6 脊柱に著しい奇形又は著しい運動障害を残すもの
- 7 1上肢を手関節以上で失ったもの
- 8 1上肢の3大関節中の2関節以上の用を全く廃したもの
- 9 1手の5手指を失ったもの、母指及び示指を失ったもの又は母指若しくは示指を含み3手指若しくは4手指を失ったもの
- 10 1手の5手指若しくは4手指の用を全く廃したものの又は母指及び示指を含み3手指の用を全く廃したものの
- 11 1手の5手指若しくは4手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く廃したものの又は母指及び示指を含む3手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く廃したものの
- 12 1下肢を足関節以上で失ったもの
- 13 1下肢の3大関節中の2関節以上の用を全く廃したものの
- 14 10足指を失ったもの又は10足指の用を全く廃したものの
- 15 10足指のうちその一部を失い、かつ、他の足指の用を全く廃したものの

(2) 重度障害の状態は、次のとおりとします。

- 1 両眼が失明したもの
- 2 言語又はそしゃくの機能を全く廃したものの
- 3 精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- 4 両上肢を手関節以上で失ったもの
- 5 1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の用を全く廃したものの
- 6 両上肢の用を全く廃したものの
- 7 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- 8 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の用を全く廃したものの
- 9 1上肢の用を全く廃し、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- 10 1上肢及び1下肢の用を全く廃したものの
- 11 両下肢を足関節以上で失ったもの
- 12 1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の用を全く廃したものの
- 13 両下肢の用を全く廃したものの

(3) 前2号の表の適用については、次のとおりとします。

ア 身体障害

前2号の表に掲げる身体障害は、いずれも、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。

イ 眼の障害

(ア) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。

(イ) 「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。

ウ 耳の障害

聴力はオーディオメーターによって測定するものとします。

エ 言語、そしゃくの障害

(ア) 「言語の機能を全く廃したのもの」とは、音声又は言語をそう失したものをいいます。

(イ) 「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声又は言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。

(ウ) 「そしゃくの機能を全く廃したのもの」とは、流動食以外のものはとることができないものをいいます。

(エ) 「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食又はこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。

オ 精神、神経、胸腹部臓器の障害

(ア) 「精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」とは、脳、神経又は胸腹部臓器に器質的又は機能的障害が存在し、このため、日常生活動作に常に他人の介護を要するものをいいます。

(イ) 「精神、神経又は胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの」とは、脳、神経又は胸腹部臓器に器質的又は機能的障害が存在し、このため、軽易な労務以外の労務に就くことができないもの、又はこれに準じる程度に社会の日常生活動作が制限されるものをいいます。

カ 脊柱の障害

(ア) 「脊柱に著しい奇形を残すもの」とは、通常の衣服を着ても外部から脊柱の奇形が明らかに分かる程度以上のものをいいます。

(イ) 「脊柱に著しい運動障害を残すもの」とは、脊柱の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。

キ 上肢の障害

(ア) 「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、又は上肢を前腕骨以上で離断して、そ

の離断した部分を失ったものをいいます。

(イ)「上肢の用を全く廃したもの」とは、3大関節（肩関節、肘関節及び手関節をいいます。）全部の用を全く廃したものを用います。

(ウ)「関節の用を全く廃したもの」とは、関節が強直し、又は拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。

ク 手指の障害

(ア)「手指を失ったもの」とは、母指にあっては指節間関節以上、その他の手指にあっては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

(イ)「手指の用を全く廃したもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったもの又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。

ケ 下肢の障害

(ア)「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、又は下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。

(イ)「下肢の用を全く廃したもの」とは、3大関節（股関節、膝関節及び足関節をいいます。）全部の用を全く廃したものを用います。

(ウ)「関節の用を全く廃したもの」とは、上肢の場合と同様とします。

コ 足指の障害

(ア)「足指を失ったもの」とは、足指を基節の2分の1以上で失ったものをいいます。

(イ)「足指の用を全く廃したもの」とは、第1足指にあっては、末節の2分の1以上を失ったもの又は中足指節関節若しくは指節間関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいい、その他の足指にあっては、遠位指節間関節以上を失ったもの又は足指の中足指節関節若しくは近位指節間関節に完全強直若しくは完全拘縮を残すものをいいます。

別表第3 会社所定の感染症

会社所定の感染症は、次に掲げるものとします。

- (1) エボラ出血熱
- (2) クリミア・コンゴ出血熱
- (3) 重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限ります。）
- (4) 痘そう
- (5) ペスト
- (6) マールブルグ病
- (7) ラッサ熱
- (8) 急性灰白髄炎
- (9) コレラ
- (10) 細菌性赤痢
- (11) ジフテリア
- (12) 腸チフス
- (13) パラチフス

別表第4 必要書類

(1) 保険金等の支払の請求その他この基本契約に基づく請求等に必要書類は、次の表に掲げるものとします。

ア 保険金の支払請求

項目	提出する者	必要書類
死亡保険金の支払（第12条関係）	死亡保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 3 会社所定の医師の死亡証明書 4 死亡保険金受取人の戸籍抄本 5 死亡保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6 保険証券
生存保険金の支払（第12条関係）	生存保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3 生存保険金受取人の戸籍抄本 4 生存保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 5 保険証券
保険金の倍額支払（第14条関係）	死亡保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の死亡が不慮の事故又は会社所定の感染症によるものであることを証明するに足りる書類 3 死亡保険金受取人の戸籍抄本 4 死亡保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 5 保険証券
重度障害による保険金の支払（第15条第1項関係）	死亡保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 死亡保険金受取人の戸籍抄本 3 死亡保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証

		4 保険証券
イ 保険料の払込免除		
項目	提出する者	必要書類
身体障害による払込免除（第10条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明するに足る書類 5 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6 保険証券
重度障害による払込免除（第11条、第15条第6項関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3 会社所定の医師の診断書 4 傷害によるものであるときは、保険期間内にその傷害を受けたものであることを証明するに足る書類 5 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6 保険証券
ウ その他		
項目	提出する者	必要書類
前納払込みの取消し（第8条関係）	保険契約者	1 その旨を記載した請求書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
未経過期間に対する保険料の払戻し（第9条関係）	保険契約者又は死亡保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 保険契約者又は死亡保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
重度障害の通知（第15条第1項関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3 会社所定の医師の診断書 4 傷害によるものであるときは、保険期間内にその傷害を受けたものであることを証明するに足る書類 5 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6 保険証券
保険契約者の代表者の指定（その変更を含む。）（第25条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
保険金受取人の代表者の指定（その変更を含む。）（第25条関係）	保険金受取人	1 会社所定の通知書 2 その保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
保険契約者の変更（第26条関係）	承継前の保険契約者	1 会社所定の請求書 2 承継前の保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
保険金受取人の指定又はその変更（第28条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
保険金受取人の指定変更権の放棄（第28条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
契約の変更（第29条－第32条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
解約（第37条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
返戻金の支払（第38条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
無効保険料の払戻し（第39条関係）	保険契約者	1 その旨を記載した請求書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
契約の復活（第40条関係）	保険契約者	1 会社所定の申込書 2 保険証券
契約者貸付（第45条関係）	保険契約者	1 会社所定の申込書又は請求書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券

契約者配当金の支払 第47条関係)	(保険契約者又は死亡保 険金受取人	1 会社所定の請求書
		2 被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証（配当金支払請 求をする場合に限りです。）
		3 保険契約者又は死亡保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保 険被保険者証
		4 保険証券

- (2) 会社は、前号の書類が基本契約の締結時に既に提出されている場合その他会社が定める場合には、同号の規定にかかわらず、同号の書類の一部の省略又はこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、同号の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
- (3) 官公署、会社、工場、組合等の団体を保険契約者及び死亡保険金受取人とし、その団体から給与等の支払を受ける従業員を被保険者とする基本契約の場合、保険契約者である団体がこの基本契約の保険金等の全部又はその相当部分を遺族補償規定等に基づく死亡退職金又は弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者又は死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金又は重度障害による死亡保険金の支払請求の際、次のア及びイの書類の提出も必要とします。
- ア 被保険者又は死亡退職金等の受給者の請求内容確認書（死亡退職金等の受給者が2人以上である場合には、そのうち1人からの提出で足りるものとします。）
- イ 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

介護保険金付終身保険普通保険約款

(平成19年10月1日制定)

(平成21年4月1日改正)

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 責任開始（第2条）
- 第3章 保険料の払込み（第3条－第9条）
- 第4章 保険料の払込免除（第10条－第12条）
- 第5章 保険金の支払（第13条－第17条）
- 第6章 告知義務及び告知義務違反等による契約の解除（第18条－第23条）
- 第7章 契約の無効（第24条・第25条）
- 第8章 保険契約者又は保険金受取人の代表者（第26条）
- 第9章 契約関係者の異動（第27条－第29条）
- 第10章 契約の変更（第30条－第34条）
- 第11章 加入年齢の計算及び年齢又は性別の誤りの処理（第35条・第36条）
- 第12章 解約（第37条）
- 第13章 返戻金の支払及び無効保険料の払戻し（第38条・第39条）
- 第14章 契約の復活（第40条－第44条）
- 第15章 契約者貸付（第45条）
- 第16章 契約者配当（第46条・第47条）
- 第17章 譲渡禁止（第48条）
- 第18章 控除支払（第49条）
- 第19章 保険金の支払の請求等（第50条・第51条）
- 第20章 契約内容の登録（第52条）
- 第21章 特則（第53条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この約款は、介護保険金付終身保険の基本契約（保険契約のうち、特約に係る部分を除いたものをいいます。以下同じとします。）について定め、介護保険金付終身保険は、被保険者が死亡したことにより死亡保険金の支払をするほか、被保険者の生存中に一定の期間が満了したことにより生存保険金、又は被保険者が特定の常時の介護を要する身体障害の状態となり、その状態が一定の期間継続したことにより介護保険金の支払をするものとします。

第2章 責任開始

（責任開始）

第2条 会社は、次の時から基本契約上の責任を負います。

- (1) 基本契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合 第1回保険料を受け取った時
- (2) 第1回保険料相当額を受け取った後に基本契約の申込みを承諾した場合 第1回保険料相当額を受け取った時（告知前に受け取った場合には、告知の時）
- 2 前項の会社の責任開始の日を契約日とします。
- 3 基本契約の申込みを承諾したときは、保険証券を保険契約者に交付します。この場合においては、保険証券の交付をもって承諾の通知に代えます。

第3章 保険料の払込み

（払込時期）

第3条 保険契約者は、第2回以降の保険料を、基本契約の契約日から起算して1か月ごとに、その応当日（その月にその応当日がない場合にあっては、その月の末日の翌日。以下「月ごとの契約応当日」といいます。）の属する月（その月にその応当日がない場合にあっては、月ごとの契約応当日の前日の属する月）の1日から末日まで（以下「払込時期」といいます。）に払い込んでください。

（猶予期間）

第4条 保険料の払込猶予期間は、払込時期の翌月1日から3か月目の月における月ごとの契約応当日の前日までとします。

（契約の失効）

第5条 保険契約者が保険料を払い込まないで前条の猶予期間を経過したときは、基本契約は、その効力を失います。

（払込方法（経路））

第6条 保険契約者は、会社の定めるところにより、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- (1) 集金払込み（会社の派遣した集金人に払い込む方法（保険契約者の指定した集金先が会社の定めた地域内にある場合に限ります。））
- (2) 窓口払込み（会社の本社又は会社の指定した場所に持参して払い込む方法）
- (3) 口座払込み（会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法）
- (4) 団体払込み（保険契約者の所属する団体を通じて払い込む方法（当該団体と会社との間に団体取扱契約が締結されている場合に限ります。））
- 2 保険契約者は、前項各号の保険料の払込方法（経路）を相互に変更することができます。
- 3 保険料の払込方法（経路）が、第1項第1号、第3号又は第4号である場合において、選択された保険料の払込方法（

経路)について、会社の取扱範囲又は取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料の払込方法(経路)を他の払込方法(経路)に変更してください。

(会社による払込方法(経路)の変更)

第7条 会社は、集金払込みを選択した保険契約者が保険料を払込時期内に会社の派遣した集金人に払い込まない場合は、前条第3項の規定により保険料の払込方法(経路)の変更を要する保険契約者が、当該変更をしない場合は、これを窓口払込みに変更することができます。

(前納払込み)

第8条 保険契約者は、会社の定めるところにより、保険料の全部又は一部を前納することができます。この場合には、会社の定める利率で保険料を割引きます。

2 前項の規定により前納された保険料は、会社の定める利率による利息を付けて積み立てておき、月ごとの契約応当日ごとに保険料の払込みに充当します。

3 保険料が前納された期間が満了した場合において、前納された保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者(死亡保険金と同時に支払う場合にあっては、死亡保険金受取人)に払い戻します。

4 第1項の規定により保険料の前納払込みをした場合において、保険契約者は、やむを得ない事由があるときは、保険料の前納払込みの取消しを請求することができます。この場合において、会社がその請求を認めたときは、会社の定めるところにより、その取消しをした期間に対する保険料を保険契約者に払い戻します。

5 保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第6に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

(未経過期間に対する保険料の払戻し)

第9条 保険料を払い込んだ後、次に掲げる事由が生じたことにより、その直後の月ごとの契約応当日以降の期間に係る保険料の全部又は一部について払込みを要しないこととなったときは、会社の定めるところにより、その払込みを要しないこととなった期間に対する保険料を保険契約者に払い戻します。

(1) 基本契約の消滅

(2) 保険料の払込免除

(3) 保険料払込期間の短縮変更

(4) 保険金額の減額変更

(5) 保険料払済契約への変更

2 前項の場合において、払い戻す保険料は、死亡保険金と同時に支払う場合にあっては、同項の規定にかかわらず、死亡保険金受取人に払い戻します。ただし、保険契約者がその保険料を受け取る旨の意思表示をしたときは、これを保険契約者に払い戻します。

第4章 保険料の払込免除

(身体障害による払込免除)

第10条 被保険者が基本契約の責任開始時以後(復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始時以後)において不慮の事故(別表第1に定めるものをいいます。以下同じとします。)により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に別表第2第1号に定める身体障害の状態になったときは、将来の保険料を払込免除とします。

2 前項の規定は、被保険者が次のいずれかにより別表第2第1号に定める身体障害の状態になった場合には、適用しません。

(1) 保険契約者、被保険者又は指定された保険金受取人の故意又は重大な過失

(2) 被保険者の犯罪行為

(3) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故

(4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故

(5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故

(6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故

3 被保険者が次のいずれかにより別表第2第1号に定める身体障害の状態になった場合で、その原因により当該身体障害の状態になった被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、保険料の全部又は一部について払込免除としないことがあります。

(1) 地震、噴火又は津波

(2) 戦争その他の変乱

(重度障害による払込免除)

第11条 被保険者が基本契約の責任開始時以後(復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始時以後)において受けた傷害又はかかった疾病により別表第2第2号に定める重度障害の状態(以下「重度障害の状態」といいます。)になったときは、将来の保険料を払込免除とします。ただし、保険契約者、被保険者又は指定された保険金受取人の故意により重度障害の状態になった場合は、保険料を払込免除としません。

2 被保険者が戦争その他の変乱により重度障害の状態になった場合で、その原因により重度障害の状態になった被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、保険料の全部又は一部について払込免除としないことがあります。

(特定要介護状態による払込免除)

第12条 被保険者が責任開始時以後に特定要介護状態(別表第3に定めるものをいいます。以下同じとします。)になり、かつ、その特定要介護状態になった日から起算して特定要介護状態が保険期間中に180日継続したときは、その特定要介護状態になった日以後の保険料を払込免除とします。

2 前項の規定は、次のいずれかにより被保険者の特定要介護状態が180日継続したときには、適用しません。

(1) 保険契約者、被保険者又は指定された保険金受取人の故意又は重大な過失

(2) 被保険者の犯罪行為

(3) 被保険者の薬物依存(別表第4に定めるものをいいます。以下同じとします。)

- 3 戦争その他の変乱により被保険者の特定要介護状態が180日継続した場合で、その原因により特定要介護状態が180日継続した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、保険料の全部又は一部について払込免除としないことがあります。

第5章 保険金の支払

(保険金の支払)

第13条 介護保険金付終身保険の基本契約の保険金の支払については、次のとおりとします。

保険金	支払事由	支払額	保険金受取人
死亡保険金	被保険者が死亡したとき	1 被保険者の死亡が保険料払込期間の満了前であるとき 基準保険金額（死亡保険金の支払の際に基準となる保険金額をいいます。以下同じとします。）（既に支払った又は支払うべき介護保険金がある場合には、基準保険金額からその介護保険金額を差し引いた残額） 2 被保険者の死亡が保険料払込期間の満了後であるとき 基準保険金額の30%に相当する金額	死亡保険金受取人
介護保険金	1 被保険者が責任開始時以後に特定要介護状態になり、かつ、その特定要介護状態になった日から起算して特定要介護状態が保険期間中に180日継続したとき、及びその特定要介護状態に係る介護保険金の支払事由が発生した日から起算して1年ごとのその日に応ずる日において、特定要介護状態がなお継続しているとき（当該保険期間中に限ります。） 2 介護保険金の支払事由に該当した被保険者が特定要介護状態でなくなり、その後保険期間中に新たに特定要介護状態になった場合にあっては、直前の特定要介護状態に係る介護保険金の支払事由が発生した日から起算して1年を経過した後において、新たに特定要介護状態になった日から起算して特定要介護状態が保険期間中に180日継続したことになること、及びその特定要介護状態に係る介護保険金の支払事由が発生した日から起算して1年ごとのその日に応ずる日において、特定要介護状態がなお継続しているとき（当該保険期間中に限ります。）	それぞれ基準保険金額の7%に相当する金額	介護保険金受取人
生存保険金	被保険者の生存中（既に介護保険金の支払事由が発生している場合を除きます。）に保険料払込期間が満了したとき並びにその期間の満了後5年、10年及び15年の期間が満了したとき	それぞれ基準保険金額の7%に相当する金額	生存保険金受取人

- 2 介護保険金及び生存保険金の支払額は、通算して、基準保険金額の70%に相当する額を限度とします。
- 3 保険金額を減額した場合において、その減額前に既に支払った又は支払うべき介護保険金又は生存保険金がある場合には、前項の規定による保険金の支払額を通算するときは、これらの保険金の額は、減額前の保険金額に対する減額後の保険金額の割合により更正されたものとします。

(死亡保険金の支払免責等)

第14条 被保険者が次のいずれかにより死亡した場合には、死亡保険金を支払いません。

- (1) 基本契約の責任開始の日（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始の日）から起算して3年を経過する前の自殺
 - (2) 指定された死亡保険金受取人の故意。ただし、その者が死亡保険金の一部を受け取るべき場合には、指定された他の死亡保険金受取人にその残額を支払います。
 - (3) 保険契約者の故意
- 2 被保険者が戦争その他の変乱により死亡した場合で、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金を削減して支払うことがあります。この場合において、削減して支払う

金額は、責任準備金の額を下回ることはありません。

（介護保険金の支払免責等）

第15条 被保険者が次のいずれかにより第13条第1項に規定する状態になったときは、介護保険金を支払いません。

- (1) 保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失
- (2) 指定された介護保険金受取人の故意又は重大な過失。ただし、その者が介護保険金の一部を受け取るべき場合には、指定された他の介護保険金受取人にその残額を支払います。
- (3) 被保険者の犯罪行為
- (4) 被保険者の薬物依存

2 戦争その他の変乱により被保険者が第13条第1項に規定する状態になった場合で、その原因により当該状態になった被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、介護保険金を削減して支払うことがあります。
（保険金の倍額支払）

第16条 被保険者が基本契約の契約日から起算して1年6か月を経過した後に、不慮の事故を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡したとき、又は会社所定の感染症（別表第5に定める感染症をいいます。以下同じとします。）を直接の原因として死亡したときは、支払うべき死亡保険金額と同額の保険金を死亡保険金受取人に支払います。ただし、復活した基本契約において、その復活日（第43条第2項に定める復活日をいいます。）から起算して6か月を経過しないものは、保険金の倍額支払をしません。

2 前項の規定は、被保険者が次のいずれかにより死亡した場合には、適用しません。

- (1) 疾病（会社所定の感染症を除きます。）を直接の原因とする事故
- (2) 保険契約者、被保険者又は指定された死亡保険金受取人の故意又は重大な過失
- (3) 被保険者の犯罪行為
- (4) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
- (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故

3 被保険者が次のいずれかにより死亡した場合で、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、第1項に定める額の保険金を削減して支払い、又はその支払をしないことがあります。

- (1) 地震、噴火又は津波
- (2) 戦争その他の変乱

（無指定の場合の保険金受取人）

第17条 保険金受取人が指定されていない場合（指定された保険金受取人が死亡し更に保険金受取人の指定がない場合を含みます。）には、死亡保険金については被保険者の遺族を、生存保険金又は介護保険金については被保険者をそれぞれの保険金受取人としてします。

2 前項の遺族は、被保険者の配偶者（届出がなくても事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに被保険者の死亡当時被保険者の扶助によって生計を維持していた者及び被保険者の生計を維持していた者としてします。

3 胎児である子又は孫は、前項の規定の適用については、既に生まれたものとみなします。

4 前項の規定は、胎児が死体で生まれたときは適用しません。

5 第2項に規定する遺族が2人以上あるときは、同項に掲げる順序により先順位にある者を第1項の保険金受取人としてします。

6 遺族であって故意に被保険者、先順位者又は同順位者である者を殺したものは、第1項の保険金受取人となることできません。

第6章 告知義務及び告知義務違反等による契約の解除

（告知義務）

第18条 保険契約者又は被保険者は、その基本契約の締結又は復活の際、会社所定の質問表に掲げる質問事項について答えることを要します。

（告知義務違反による契約の解除）

第19条 保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表に掲げる質問事項について悪意又は重大な過失によって事実を告げず、又は真実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かって基本契約を解除することができます。ただし、会社がその事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったときは、その基本契約を解除することができません。

2 前項の解除権は、会社が解除の原因を知った時から1か月間これを行わないときは消滅します。基本契約がその責任開始の日（復活した基本契約にあつては、その復活に係る責任開始の日）から起算して2年以上継続したとき（その期間内に被保険者が別表第2第1号に定める身体障害の状態若しくは重度障害の状態になった場合又は被保険者の特定要介護状態が180日継続した場合において、その者について同項の解除の原因たる事実の存するときは除きます。）も、同様とします。

（解除の効果）

第20条 会社は、死亡保険金若しくは介護保険金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後、被保険者について前条第1項の解除の原因たる事実の存することにより会社が基本契約を解除した場合においても、その死亡保険金若しくは介護保険金を支払わず、又は保険料を払込免除としません。また、会社は、既にその死亡保険金若しくは介護保険金の支払をしたときは、その返還を請求し、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。ただし、保険契約者、被保険者又は死亡保険金受取人若しくは介護保険金受取人において、死亡保険金若しくは介護保険金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由の発生の原因が当該解除の原因たる事実に基づかないことを証明したときは、その死亡保険金若しくは介護保険金を支払い、又は保険料を払込免除とします。

（解除の相手方）

第21条 第19条の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。

- 2 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、死亡保険金受取人若しくは介護保険金受取人又はそれらの法定代理人に通知します。
- 3 第19条第2項に規定する1か月の期間は、保険契約者若しくはその法定代理人又は前項の場合における被保険者、死亡保険金受取人、介護保険金受取人若しくはそれらの法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときは、これらの者の所在が知れた時から起算します。

（重大事由による契約の解除）

第22条 会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者又は保険金受取人が保険金（保険料の払込免除を含みます。また、他の保険契約の保険金を含み、保険種類及び保険金の名称の如何を問いません。以下この項において同じとします。）を詐取する目的又は他人に保険金を詐取させる目的で保険事故を招致（未遂を含みます。）した場合。
 - (2) 保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為があった場合。
 - (3) この基本契約に付加されている特約が重大事由によって解除された場合。
 - (4) 他の保険契約との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合。
 - (5) その他この基本契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合。
- 2 会社は、保険金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後、前項の解除の原因たる事実の存することにより会社が基本契約を解除した場合においても、その保険金を支払わず、又は保険料を払込免除としません。また、会社は、既にその保険金の支払をしたときは、その返還を請求し、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。
- 3 第1項の規定による基本契約の解除については、前条第1項及び第2項の規定を準用します。

（加入限度額超過による契約の解除）

第23条 会社は、基本契約の保険金額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者1人当たりの保険金額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の保険契約の保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、将来に向かって基本契約を解除することができます。

- 2 会社は、保険金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後、前項の解除の原因たる事実の存することにより会社が基本契約を解除した場合においても、その保険金を支払わず、又は保険料を払込免除としません。また、会社は、既にその保険金の支払をしたときは、その返還を請求し、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。
- 3 第1項の規定による基本契約の解除については、第21条第1項及び第2項の規定を準用します。

第7章 契約の無効

（詐欺による無効）

第24条 保険契約者又は被保険者の詐欺により基本契約の締結又は復活が行われたときは、その基本契約又は復活は、無効とします。

（不法取得目的による無効）

第25条 保険契約者が保険金（保険料の払込免除を含みます。以下この条において同じとします。）を不法に取得する目的又は他人に保険金を不法に取得させる目的をもって、基本契約の締結又は復活を行ったときは、その基本契約又は復活は、無効とします。

第8章 保険契約者又は保険金受取人の代表者

（保険契約者又は保険金受取人の代表者）

第26条 基本契約について保険契約者又は保険金受取人が2人以上あるときは、各代表者1人を指定してください。この場合には、その代表者は、それぞれ他の保険契約者又は保険金受取人を代理するものとします。

- 2 保険契約者又は保険金受取人が前項の指定（その変更を含みます。）をしようとするときは、別表第6に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
- 3 第1項の代表者が定まらないとき、又はその所在が不明であるときは、その基本契約について保険契約者又は保険金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても、その効力を有します。
- 4 基本契約について保険契約者が2人以上あるときは、その基本契約に関する未払保険料、貸付金その他会社に弁済すべき債務は、連帯とします。

第9章 契約関係者の異動

（保険契約者の変更）

第27条 保険契約者は、被保険者の同意及び会社の承諾を得て、第三者に保険契約者の基本契約による権利義務を承継させることができます。

- 2 保険契約者が前項の承継をさせようとするときは、別表第6に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出して請求してください。
- 3 第1項の承継をしたときは、保険証券に記載します。

（住所等の変更の届出）

第28条 保険契約者又は被保険者が住所又は氏名を変更したときは、その旨を会社の本社又は会社の指定した場所に届け出てください。

（保険金受取人の指定又はその変更）

第29条 保険契約者は、既に支払事由が発生した保険金に係る保険金受取人を除き、被保険者の同意を得て、保険金受取人を指定し、又はその指定を変更することができます。ただし、保険契約者の指定した保険金受取人が第三者である場合において、保険契約者が指定の変更をしない旨の意思を会社に対して表示したときは、その意思表示後は、保険金受取人

を変更することができません。

- 2 保険契約者が前項の指定若しくはその変更又は指定の変更をしない旨の意思表示をしようとするときは、別表第6に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
- 3 第1項の指定又はその変更は、保険証券に記載を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

第10章 契約の変更

(保険料払込期間の短縮変更)

第30条 保険契約者は、基本契約の契約日から起算して2年を経過した後は、保険料払込期間を短縮するための変更を請求することができます。ただし、基本契約の契約日における被保険者の年齢が変更後の基本契約に係る契約日における会社の定める加入年齢の範囲外であるときは、その変更を請求することはできません。

- 2 保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第6に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
- 3 第1項の変更は、変更後の基本契約の保険料払込期間が変更前の基本契約の保険料払込期間を下回ることとなる、介護保険金付終身保険の基本契約の契約日における契約種類（会社の定める契約種類をいいます。）のいずれかに変更するものとします。
- 4 第1項本文の場合においては、会社の定めるところにより、保険金額を更正します。ただし、更正後の保険金額が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額を下回るときは、同項の変更に関する取扱いをしません。

(保険金額の減額変更)

第31条 保険契約者は、基本契約の契約日から起算して2年を経過した後は、保険金額を減額するための変更を請求することができます。ただし、次に掲げる場合には、その変更を請求することはできません。

- (1) 保険料が払込免除となっているとき。
- (2) 保険料払済契約に変更されているとき。
- (3) 減額後の保険金額が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき。
- (4) 減額後の保険金額が10万円の倍数でないとき。
- 2 保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第6に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
- 3 第1項本文の場合においては、会社の定めるところにより、保険料額を更正します。

(保険料払済契約への変更)

第32条 保険契約者は、基本契約の契約日から起算して2年を経過した後は、保険料払済契約への変更を請求することができます。この場合において、基本契約についてまだ払い込んでいない保険料は、払い込むことを要しません。

- 2 保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第6に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
- 3 第1項の場合においては、会社の定めるところにより、保険金額を更正します。ただし、更正後の保険金額が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額を下回るときは、同項の変更に関する取扱いをしません。

(変更の効力発生日)

第33条 前3条の変更は、月ごとの契約応当日に変更の請求があった場合にあってはその時に、月ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があった場合にあっては直後の月ごとの契約応当日にその効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があった場合において、その請求直後の月ごとの契約応当日の前日までに保険料の払込みを要しないこととなる事由が生じたときは、その変更の効力は、生じないものとします。

- 2 前項の規定により第31条第1項の変更の効力が生じる前に保険金の支払事由が発生した場合又は前項ただし書の場合において、会社が返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その返戻金その他の金額を会社に返還することを要します。

(契約変更の特則)

第34条 保険契約者は、第30条から第32条までの変更のほか、契約変更に関する特則の定めるところにより、基本契約の変更の申込みをすることができます。

第11章 加入年齢の計算及び年齢又は性別の誤りの処理

(加入年齢の計算)

第35条 基本契約の契約日における被保険者の年齢は、出生の月から契約日の属する月まで月をもって計算し、1年に満たない端数があるときは、その端数が7か月以上のときは1年に切り上げ、6か月以下のときは切り捨てる方法により計算します。

- 2 基本契約締結後における被保険者の年齢は、年ごとの契約応当日（契約日から起算した1年ごとの応当日（その年にその応当日がない場合にあっては、契約日の属する月の1年ごとの応当月の末日の翌日）をいいます。以下同じとします。）ごとに、前項の年齢に1歳を加えて計算します。

(年齢又は性別の誤りの処理)

第36条 保険契約申込書に記載された被保険者の加入年齢又は性別に誤りがあった場合において、基本契約の契約日における年齢がその基本契約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、その基本契約を無効とし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢又は性別に基づいて基本契約を締結したのものとして、会社の定めるところにより、加入限度額を上限として保険金額を更正します。この場合において、既に払い込まれた保険料の一部を払い戻す必要があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

第12章 解約

(解約)

第37条 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、基本契約を解約することができます。

- 2 保険契約者が前項の解約をしようとするときは、別表第6に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

- 3 第1項の解約は、次に掲げる場合にあってはその時に、次に掲げる場合以外の場合にあっては直後の月ごとの契約応当日にその効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日以外の日にその通知があった場合において、その通知があった直後の月ごとの契約応当日の前日までに保険料の払込みを要しないこととなる事由が生じたときは、その解約の効力は、生じないものとします。
- (1) 月ごとの契約応当日に解約の通知があったとき。
 - (2) 保険料払込期間が満了した後において解約の通知があったとき。
 - (3) 保険料の払込免除となった後において解約の通知があったとき。
 - (4) 保険料払済契約に変更した後において解約の通知があったとき。
- 4 前項の規定により第1項の解約の効力が生じる前に保険金の支払事由が発生した場合又は前項ただし書の場合において、会社が返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その返戻金その他の金額を会社に返還することを要します。

第13章 返戻金の支払及び無効保険料の払戻し

(返戻金の支払)

第38条 次に掲げる場合において、返戻金があるときは、保険契約者は、その支払を請求することができます。

- (1) 基本契約の解除又は解約の通知
 - (2) 基本契約の失効
 - (3) 保険金額の減額変更の請求
 - (4) 死亡保険金の支払免責
- 2 前項の返戻金の額は、会社の定めるところにより、その基本契約の経過した年月数により算出した額とします。この場合において、前項第4号の死亡保険金の支払免責が第14条第1項第1号又は第2号によるときにあっては、責任準備金の額とします。

(無効保険料の払戻し)

第39条 基本契約又はその復活の全部又は一部が無効である場合において、保険契約者及び被保険者が善意であり、かつ、重大な過失のないときは、保険契約者は、保険料の全部又は一部の払戻しを請求することができます。

第14章 契約の復活

(契約の復活)

第40条 第5条の場合において、保険契約者は、基本契約の失効後1年を経過する前に限り、会社の承諾を得て、その復活をすることができます。ただし、返戻金の支払の請求があった場合又は復活した場合の保険金額が加入限度額を超える場合は、その復活をすることができません。

2 保険契約者が前項の復活をしようとするときは、別表第6に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出して申し込んでください。

3 前項の場合において、保険契約者は、保険料を払い込まなかった期間の保険料に相当する金額（以下「復活払込金」といいます。）の払込みを要します。

(復活払込金に代える保険金額の減額変更)

第41条 保険契約者は、基本契約の契約日から起算して2年を経過した後失効した基本契約について復活の申込みをする場合においては、会社が認めた場合に限り、復活払込金の全部又は一部の払込みに代え、保険金額を減額するための変更を請求することができます。

2 前項の場合において、失効の当時基本契約に付加されていた特約についても復活の申込みをするときは、特約保険料の払込みをしなかった期間の特約保険料に相当する金額についても、前項の復活払込金と合わせて、その全部又は一部の払込みに代えた基本契約の保険金額の減額をするものとします。

3 第1項の場合においては、会社の定めるところにより、保険金額を更正します。ただし、更正後の保険金額が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額を下回るときは、同項の変更に關する取扱いをしません。

(復活払込金の分割払込み)

第42条 保険契約者は、復活払込金の払込みを困難とするときは、会社が認めた場合に限り、その復活払込金のうち2か月分の保険料に相当する金額を除いた部分について、会社の定めるところにより、基本契約の復活に係る責任開始後において毎月分割して払い込むことができます。

2 前項の規定により分割して払い込む金額（以下「分割払込金」といいます。）は、第3条の規定により払い込むべき保険料と合わせて払い込むことを要します。

3 分割払込金の払込みを完了する前は、保険料の前納払込みの取扱いを受けることはできません。

4 第1項の規定は、分割払込金の払込みを完了する前に失効したときは、その後の復活の申込みには適用しません。

(復活に係る責任開始)

第43条 復活の申込みを承諾したときは、会社は、次の時から基本契約上の責任を負います。

- (1) 復活の申込みを承諾した後に復活払込金を受け取った場合 復活払込金を受け取った時
- (2) 復活払込金を受け取った後に復活の申込みを承諾した場合 復活払込金を受け取った時（告知前に受け取った場合には、告知の時）

2 前項の会社の責任開始の日を復活日とします。

3 第1項の場合には、保険証券に基本契約復活の旨を記載して保険契約者に交付します。この場合においては、保険証券の交付をもって承諾の通知に代えます。

(復活の効果)

第44条 基本契約が復活したときは、初めからその効力を失わなかったものとします。ただし、基本契約の失効後復活までの間における特定要介護状態は、特定要介護状態には含まれないものとします。

第15章 契約者貸付

(契約者貸付)

第45条 保険契約者は、解約返戻金額の範囲内で、かつ、会社の定めるところにより算出された額の範囲内で、貸付けを受けることができます。ただし、貸付金が会社の定める金額に満たない場合には、貸付けを受けることはできません。

2 保険契約者が前項の貸付けを受けようとするときは、別表第6に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

3 貸付金の利息は、会社の定める利率で計算し、貸付けを受けた日（保険料に振り替えることを目的とする貸付けにあっては、保険料に振り替えた日）の翌日から弁済の日まで付けます。

4 保険契約者は、貸付けを受けた日（保険料に振り替えることを目的とする貸付けにあっては、最後に保険料に振り替えた日）の翌日から起算して1年の期間（当該期間の満了する日が会社の非営業日である場合は、翌営業日までの期間。以下「貸付期間」といいます。）内に、会社の定めるところにより、前項の規定により付された利息を添えて貸付金を弁済してください。ただし、貸付期間の満了前に、次に掲げる事由が生じたときは、その貸付けは弁済期に達したものとします。

(1) 基本契約の消滅

(2) 保険金額の減額変更（貸付金の元利金のうち、保険金額の減額割合に応じた部分が弁済期に達したものとします。）

(3) 保険料払済契約への変更（変更の効力発生日に貸付金の元利金を責任準備金から差し引きします。）

(4) 生存保険金の支払事由の発生（貸付金の元利金のうち、その生存保険金額の範囲内でその貸付けの全部又は一部が弁済期に達したものとします。）

5 保険契約者が貸付期間経過後に貸付金を弁済するときは、当該貸付期間の満了の日の翌日から貸付金を弁済する日までの期間について、会社の定める利率を適用します。

6 保険契約者が貸付金を弁済しないで貸付期間の満了の日の翌日から起算して1年の期間（当該期間の満了する日が会社の非営業日である場合は、翌営業日までの期間）を経過したときは、会社の定めるところにより、貸付金の弁済に代えて、貸付金の元利金を責任準備金から差し引き、保険金額を減額します。

7 保険契約者が貸付金（保険料に振り替えることを目的とする貸付けに係る貸付金にあっては、弁済期に達したものに限り）を弁済しないで更に貸付けを請求する場合（保険料に振り替えることを目的とする貸付けを請求する場合を除きます。）においては、前貸付金は、新たな貸付けを請求したときにおいて弁済があったものとして、新貸付金額からこれを差し引いて支払います。この場合においては、その支払を受けた金額に対するその貸付けの請求の日から支払を受けた日までの期間に係る利息は支払うことを要しません。

第16章 契約者配当

（契約者配当金の割当て）

第46条 会社は、会社の定めるところにより積み立てた契約者配当準備金（以下「準備金」といいます。）の中から、毎事業年度末に、会社の定めるところにより、当該事業年度末において効力を有する基本契約に対して契約者配当金を割り当てる場合があります。

2 前項のほか、基本契約の契約日から起算して会社所定の年数を経過し、かつ、会社所定の要件を満たしたときは、会社は、会社の定めるところにより、準備金の中から、契約者配当金を割り当てる場合があります。

（契約者配当金の支払）

第47条 前条第1項の規定により割り当てた契約者配当金は、その翌事業年度中の年ごとの契約応当日において効力を有する基本契約（年ごとの契約応当日に基本契約の解除若しくは解約の通知があった基本契約又は保険金額の減額変更の請求のあった基本契約のうち減額部分を除きます。）に限り、その年ごとの契約応当日から、これを積み立てておきます。この場合、会社の定める利率による利息を併せて積み立てておきます。

2 前条第1項の規定により割り当てた契約者配当金のうち、前項の規定に該当しなかった契約者配当金は、準備金に繰り入れます。

3 次に掲げる事由が生じたときは、保険契約者に、契約者配当金（次に掲げる事由が生じたときまでの間の会社の定める利率による利息を含みます。）を支払います。ただし、第1号の場合において死亡保険金を支払うときにあっては、死亡保険金受取人に支払います。

(1) 被保険者の死亡

(2) 基本契約の解除又は解約の通知

(3) 基本契約の失効

(4) 保険金額の減額変更の請求

(5) 保険契約者による契約者配当金の支払請求

4 前項第4号に掲げる事由が生じたことにより支払う契約者配当金の額は、保険金額のうち減額した保険金額の割合によって計算します。

5 前条第2項の規定により割り当てた契約者配当金は、会社の定めるところにより支払います。

第17章 譲渡禁止

（譲渡禁止）

第48条 保険契約者又は保険金受取人は、保険金、返戻金又は契約者配当金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

第18章 控除支払

（控除支払）

第49条 死亡保険金、返戻金、契約者配当金（第47条第3項第5号の契約者配当金の支払請求（以下「配当金支払請求」といいます。）によるものを除きます。）又は払い戻す保険料を支払う場合において、その基本契約に関し未払保険料、貸付金、第33条第2項又は第37条第4項の規定により会社が返還を受けるべき返戻金（返戻金と同時に支払った契約者配当金その他の金額を含みます。）その他会社が弁済を受けるべき金額があるときは、支払金額から差し引きします。

2 生存保険金を支払う場合において、その基本契約に関し貸付金があるときは、その貸付金の元利金を支払金額から差し引きします。

- 3 介護保険金を支払う場合において、返還を受けるべき生存保険金があるときは、その生存保険金に相当する金額を差し引きます。

第19章 保険金の支払の請求等

（保険金の支払の請求等）

- 第50条 保険契約者又は保険金受取人は、死亡保険金若しくは介護保険金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じたときは、遅滞なくその旨を会社に通知してください。
- 2 保険契約者又は保険金受取人が、保険金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金（以下「保険金等」といいます。）の支払の請求又は保険料の払込免除の請求をしようとするときは、会社の定めるところにより、別表第6に定める必要書類を会社に提出して請求してください。
- 3 保険金等は、前項の必要書類が会社の本社に到着した日の翌日から起算して10営業日以内に、会社の本社又は会社の指定した場所で支払います。ただし、事実の確認その他の事由により時日を要するときは、10営業日を過ぎることがあります。
- 4 会社は、事実の確認をするため、保険契約者、被保険者又は保険金受取人に対し、照会し、又は同意を求めることがあります。この場合において、保険契約者、被保険者又は保険金受取人が会社の照会に対する回答又は同意を正当な理由なく拒んだときは、その回答又はその同意を得て事実を確認するまでは保険金等の支払又は保険料の払込免除は行いません。
- 5 保険契約者又は保険金受取人の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又は保険金受取人に通知できないときにおいては、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者又は保険金受取人に到達したものとみなします。
- 6 会社が支払うべき金額に1円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。
- （時効）
- 第51条 保険金等の支払又は保険料の払込免除を請求する権利は、その保険金等の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた日の翌日から起算して5年を経過したときは、時効によって消滅します。

第20章 契約内容の登録

（契約内容の登録）

- 第52条 会社は、保険契約者及び被保険者の同意を得て、次の事項を社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
- （1）保険契約者並びに被保険者の氏名、生年月日、性別及び住所（市・区・郡までとします。）
- （2）死亡保険金の金額
- （3）基本契約の契約日（基本契約の復活が行われた場合は、最後の復活日とします。次項において同じとします。）
- （4）当会社名
- 2 前項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。
- 3 協会加盟の各生命保険会社及び全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金又は災害死亡保険金のある特約を含みます。以下この条において同じとします。）の申込み（復活、復旧、保険金額の増額又は特約の中途付加の申込みを含みます。）を受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- 4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込みがあった場合、前項の規定により連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額又は特約の中途付加の承諾を含みます。以下この条において同じとします。）の判断の参考とすることができるものとします。
- 5 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額又は特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額又は特約の中途付加の日とします。）から5年以内に保険契約について死亡保険金又は高度障害保険金の支払請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金又は高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- 6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断又は支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7 協会及び各生命保険会社等は、登録又は連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8 保険契約者又は被保険者は、登録又は連絡された内容について、会社又は協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9 第3項、第4項及び第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第21章 特則

（第1回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の特則）

- 第53条 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下この条において同じとします。）又は復活払込金を次の方法により払い込む場合にあっては、それぞれ次に定める時を第2条の規定に定める第1回保険料を受け取った時又は第43条の規定に定める復活払込金を受け取った時とします。
- （1）会社の指定したクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）により払い込む方法 会社所定の利用票を作成した時
- （2）会社の指定したキャッシュカード等（以下「デビットカード」といいます。）により金融機関等の口座からの引落とし等によって払い込む方法 会社所定の利用票を作成した時。この場合においては、デビットカードを会社所定の端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせ、端末機にデビットカードの暗証番号を入力した際に、口座引落確認を表す電文が端末機に表示されることを要します。
- 2 前項の規定にかかわらず、クレジットカードにより第1回保険料又は復活払込金を払い込む場合において、次のすべてを満たすときは、第1回保険料又は復活払込金の払込みはなかったものとします。

- (1) 会社がクレジットカード発行会社から第1回保険料又は復活払込金に相当する金額を受け取ることができないこと
(2) クレジットカード発行会社がクレジットカードの名義人（クレジットカード発行会社の会員規約等により、そのクレジットカードの使用が認められている者を含みます。）から第1回保険料又は復活払込金に相当する金額を受け取ることができないこと
3 会社は、第1項の規定により払い込まれた第1回保険料又は復活払込金については、保険契約者からの申出がない限り、領収証を発行しません。

別表第1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病又は体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症し又はその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とはみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理局告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
1 鉄道事故	E 800～E 807
2 自動車交通事故	E 810～E 819
3 自動車非交通事故	E 820～E 825
4 その他の道路交通機関事故	E 826～E 829
5 水上交通機関事故	E 830～E 838
6 航空機及び宇宙交通機関事故	E 840～E 845
7 他に分類されない交通機関事故	E 846～E 848
8 医薬品及び生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬又は薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 850～E 858
9 その他の固体、液体、ガス及び蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂及びグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎並びにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他及び詳細不明の細菌性食中毒）及びアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。	E 860～E 869
10 外科的及び内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 870～E 876
11 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的及び内科的処置で 処置時事故の記載のないもの ただし、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 878～E 879
12 不慮の墜落	E 880～E 888
13 火災及び火焰による不慮の事故	E 890～E 899
14 自然及び環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E 900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧及び気圧の変化（E 902）」、「旅行及び身体動揺（E 903）」及び「飢餓、渇、不良環境曝露及び放置（E 904）中の飢餓、渇」は除外します。	E 900～E 909
15 溺水、窒息及び異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入又は嚥下による気道閉塞又は窒息（E 911）」、「その他の物体の吸入又は嚥下による気道の閉塞又は窒息（E 912）」は除外します。	E 910～E 915
16 その他の不慮の事故 ただし、「努力過度及び激しい運動（E 927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」及び「その他及び詳細不明の環境的原因及び不慮の事故（E 928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	E 916～E 928
17 医薬品及び生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬又は薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 930～E 949
18 他殺及び他人の加害による損傷	E 960～E 969
19 法的介入 ただし、「処刑（E 978）」は除外します。	E 970～E 978
20 戦争行為による損傷	E 990～E 999

別表第2 身体障害の状態

- (1) 保険料の払込免除の対象となる身体障害の状態は、次のとおりとします。

1 両眼の視力の和が0.12以下になったもの
2 1眼が失明したもの
3 両耳の聴力レベルが69デシベル以上になったもの
4 言語又はそしゃくの機能に著しい障害を残すもの
5 精神、神経又は胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの
6 脊柱に著しい奇形又は著しい運動障害を残すもの
7 1上肢を手関節以上で失ったもの
8 1上肢の3大関節中の2関節以上の用を全く廃したもの
9 1手の5手指を失ったもの、母指及び示指を失ったもの又は母指若しくは示指を含み3手指若しくは4手指を失

- ったもの
- 10 1手の5手指若しくは4手指の用を全く廃したもの又は母指及び示指を含み3手指の用を全く廃したもの
 - 11 1手の5手指若しくは4手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く廃したもの又は母指及び示指を含む3手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く廃したもの
 - 12 1下肢を足関節以上で失ったもの
 - 13 1下肢の3大関節中の2関節以上の用を全く廃したもの
 - 14 10足指を失ったもの又は10足指の用を全く廃したもの
 - 15 10足指のうちその一部を失い、かつ、他の足指の用を全く廃したもの

(2) 重度障害の状態は、次のとおりとします。

- 1 両眼が失明したもの
- 2 言語又はそしゃくの機能を全く廃したもの
- 3 精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- 4 両上肢を手関節以上で失ったもの
- 5 1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の用を全く廃したもの
- 6 両上肢の用を全く廃したもの
- 7 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- 8 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の用を全く廃したもの
- 9 1上肢の用を全く廃し、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- 10 1上肢及び1下肢の用を全く廃したもの
- 11 両下肢を足関節以上で失ったもの
- 12 1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の用を全く廃したもの
- 13 両下肢の用を全く廃したもの

(3) 前2号の表の適用については、次のとおりとします。

ア 身体障害

前2号の表に掲げる身体障害は、いずれも、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。

イ 眼の障害

(7) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。

(イ) 「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。

ウ 耳の障害

聴力はオーディオメーターによって測定するものとします。

エ 言語、そしゃくの障害

(7) 「言語の機能を全く廃したもの」とは、音声又は言語をそう失したものをいいます。

(イ) 「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声又は言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。

(ウ) 「そしゃくの機能を全く廃したもの」とは、流動食以外のものはとることができないものをいいます。

(エ) 「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食又はこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。

オ 精神、神経、胸腹部臓器の障害

(7) 「精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」とは、脳、神経又は胸腹部臓器に器質的又は機能的障害が存在し、このため、日常生活動作に常に他人の介護を要するものをいいます。

(イ) 「精神、神経又は胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの」とは、脳、神経又は胸腹部臓器に器質的又は機能的障害が存在し、このため、軽易な労務以外の労務に就くことができないもの、又はこれに準じる程度に社会の日常生活動作が制限されるものをいいます。

カ 脊柱の障害

(7) 「脊柱に著しい奇形を残すもの」とは、通常の衣服を着ても外部から脊柱の奇形が明らかに分かる程度以上のものをいいます。

(イ) 「脊柱に著しい運動障害を残すもの」とは、脊柱の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。

キ 上肢の障害

(7) 「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、又は上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。

(イ) 「上肢の用を全く廃したもの」とは、3大関節（肩関節、肘関節及び手関節をいいます。）全部の用を全く廃したものをいいます。

(ウ) 「関節の用を全く廃したもの」とは、関節が強直し、又は拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。

ク 手指の障害

(7) 「手指を失ったもの」とは、母指にあっては指節間関節以上、その他の手指にあっては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

(イ) 「手指の用を全く廃したもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったもの又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。

ケ 下肢の障害

(7) 「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、又は下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。

(イ) 「下肢の用を全く廃したもの」とは、3大関節（股関節、膝関節及び足関節をいいます。）全部の用を全く廃

したものをいいます。

(ウ)「関節の用を全く廃したもの」とは、上肢の場合と同様とします。

コ 足指の障害

(ア)「足指を失ったもの」とは、足指を基節の2分の1以上で失ったものをいいます。

(イ)「足指の用を全く廃したもの」とは、第1足指にあっては、末節の2分の1以上を失ったもの又は中足指節関節若しくは指節間関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいい、その他の足指にあっては、遠位指節間関節以上を失ったもの又は足指の中足指節関節若しくは近位指節間関節に完全強直若しくは完全拘縮を残すものをいいます。

別表第3 特定要介護状態

特定要介護状態とは、常時の介護を要する次のいずれかの身体障害の状態をいいます。

(1) 日常生活において常時寝たきりの状態であり、日常生活動作が次のアに該当し、かつ、イからオまでのうちいずれか3つ以上に該当する状態

ア 歩行できない

イ 排便の後始末が自分ではできない

ウ 食事が自分ではできない

エ 衣服の着脱が自分ではできない

オ 入浴が自分ではできない

備考

1 「歩行できない」とは、杖、装具等の使用及び他人の介助によっても歩行できず、常時ベッド周辺の生活であることをいいます。

2 「排便の後始末が自分ではできない」とは、自分で大小便の排せつ後のふきとり始末ができないため、他人の介助を要することをいいます。

3 「食事が自分ではできない」とは、食器類又は食物を選定、工夫しても、自分で食事ができないため、他人の介助を要することをいいます。

4 「衣服の着脱が自分ではできない」とは、衣服等を工夫しても、自分で衣服の着脱ができないため、他人の介助を要することをいいます。

5 「入浴が自分ではできない」とは、浴槽等を工夫しても、自分で浴槽の出入り又は体の洗い流しができないため、他人の介助を要することをいいます。

(2) 医師により器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態で、次の見当識障害のいずれかに該当する状態

ア 時間の見当識障害が常時あること。

イ 場所の見当識障害があること。

ウ 人の見当識障害があること。

備考

1 「医師により器質性認知症と診断確定されている」とは、次の(1)及び(2)のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格を持つ者により診断確定された場合をいいます。

(1) 脳内に後天的に起こった器質的な病変あるいは損傷を有すること

(2) 正常に成熟した脳が、(1)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

2 前1の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」及び「器質的障害」とは、次のとおりとします。

(1) 「器質性認知症」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」（昭和54年版）に記載された分類項目中、次の基本分類番号に規定される内容によるものをいいます。

分 類 項 目	基本分類番号
老年痴呆、単純型	290.0
初老期痴呆	290.1
老年痴呆、抑うつ型及び妄想型	290.2
急性錯乱状態を伴う老年痴呆	290.3
動脈硬化性痴呆	290.4
他に分類された状態における痴呆	294.1

昭和54年版以後の厚生省（平成13年1月6日以降は厚生労働省）大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

(2) 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因又は障害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

3 「意識障害」とは、周囲に対して適切な注意を払い、外部からの刺激を的確に受け取り、対象を認知する能力に障害が生じていることをいいます。

4 「時間の見当識障害」とは、季節又は朝、昼及び夜が分からないことをいいます。

5 「場所の見当識障害」とは、現在自分が住んでいる場所又は現在自分がいる場所が分からないことをいいます。

6 「人の見当識障害」とは、日頃接している家族又は日頃接している周囲の人間が分からないことをいいます。

別表第4 薬物依存

「薬物依存」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の分類番号304に規定された内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬又は幻覚薬等を含みます。

別表第5 会社所定の感染症

会社所定の感染症は、次に掲げるものとします。

- (1) エボラ出血熱
- (2) クリミア・コンゴ出血熱
- (3) 重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限りま。
- (4) 痘そう
- (5) ベスト
- (6) マールブルグ病
- (7) ラッサ熱
- (8) 急性灰白髄炎
- (9) コレラ
- (10) 細菌性赤痢
- (11) ジフテリア
- (12) 腸チフス
- (13) パラチフス

別表第6 必要書類

(1) 保険金等の支払の請求その他この基本契約に基づく請求等に必要な書類は、次の表に掲げるものとします。

ア 保険金の支払請求

項目	提出する者	必要書類
死亡保険金の支払（第13条関係）	死亡保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 3 会社所定の医師の死亡証明書 4 死亡保険金受取人の戸籍抄本 5 死亡保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6 保険証券
介護保険金の支払（第13条関係）	介護保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3 会社所定の医師の診断書 4 介護保険金受取人の戸籍抄本 5 介護保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6 保険証券
生存保険金の支払（第13条関係）	生存保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3 生存保険金受取人の戸籍抄本 4 生存保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 5 保険証券
保険金の倍額支払（第16条関係）	死亡保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の死亡が不慮の事故又は会社所定の感染症によるものであることを証明するに足る書類 3 死亡保険金受取人の戸籍抄本 4 死亡保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 5 保険証券

イ 保険料の払込免除

項目	提出する者	必要書類
身体障害による払込免除（第10条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明するに足る書類 5 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6 保険証券
重度障害による払込免除（第11条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3 会社所定の医師の診断書 4 傷害によるものであるときは、保険期間内にその傷害を受けたものであることを証明するに足る書類 5 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6 保険証券
特定要介護状態による払込免除（第12条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3 会社所定の医師の診断書 4 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 5 保険証券

ウ その他

項目	提出する者	必要書類
前納払込みの取消し（第8条関係）	保険契約者	1 その旨を記載した請求書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
未経過期間に対する保険料の払戻し（第9条関係）	保険契約者又は死亡保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 保険契約者又は死亡保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
保険契約者の代表者の指定（その変更を含む。）（第26条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
保険金受取人の代表者の指定（その変更を含む。）（第26条関係）	保険金受取人	1 会社所定の通知書 2 その保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
保険契約者の変更（第27条関係）	承継前の保険契約者	1 会社所定の請求書 2 承継前の保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
保険金受取人の指定又はその変更（第29条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
保険金受取人の指定変更権の放棄（第29条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
契約の変更（第30条～第32条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
解約（第37条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
返戻金の支払（第38条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
無効保険料の払戻し（第39条関係）	保険契約者	1 その旨を記載した請求書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
契約の復活（第40条関係）	保険契約者	1 会社所定の申込書 2 保険証券
契約者貸付（第45条関係）	保険契約者	1 会社所定の申込書又は請求書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
契約者配当金の支払（第47条関係）	保険契約者又は死亡保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証（配当金支払請求をする場合に限りです。） 3 保険契約者又は死亡保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 4 保険証券

(2) 会社は、前号の書類が基本契約の締結時に既に提出されている場合その他会社が定める場合には、同号の規定にかかわらず、同号の書類の一部の省略又はこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、同号の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

(3) 官公署、会社、工場、組合等の団体を保険契約者及び死亡保険金受取人とし、その団体から給与等の支払を受ける従業員を被保険者とする基本契約の場合、保険契約者である団体がこの基本契約の保険金等の全部又はその相当部分を遺族補償規定等に基づく死亡退職金又は弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者又は死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金の支払請求の際、次のア及びイの書類の提出も必要とします。

ア 被保険者又は死亡退職金等の受給者の請求内容確認書（死亡退職金等の受給者が2人以上である場合には、そのうち1人からの提出で足りるものとします。）

イ 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

普通定期保険普通保険約款

(平成19年10月1日制定)

(平成21年4月1日改正)

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 責任開始（第2条）
- 第3章 保険料の払込み（第3条－第9条）
- 第4章 保険料の払込免除（第10条・第11条）
- 第5章 保険金の支払（第12条－第16条）
- 第6章 告知義務及び告知義務違反等による契約の解除（第17条－第22条）
- 第7章 契約の無効（第23条・第24条）
- 第8章 保険契約者又は保険金受取人の代表者（第25条）
- 第9章 契約関係者の異動（第26条－第28条）
- 第10章 契約の変更（第29条）
- 第11章 加入年齢の計算及び年齢又は性別の誤りの処理（第30条・第31条）
- 第12章 解約（第32条）
- 第13章 返戻金の支払及び無効保険料の払戻し（第33条・第34条）
- 第14章 契約の復活（第35条－第38条）
- 第15章 契約者配当（第39条・第40条）
- 第16章 譲渡禁止（第41条）
- 第17章 控除支払（第42条）
- 第18章 保険金の支払の請求等（第43条・第44条）
- 第19章 契約内容の登録（第45条）
- 第20章 特則（第46条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この約款は、普通定期保険の基本契約（保険契約のうち、特約に係る部分を除いたものをいいます。以下同じとします。）について定め、普通定期保険は、被保険者が保険期間の満了前に死亡したことにより保険金の支払をするものとしてします。

第2章 責任開始

（責任開始）

第2条 会社は、次の時から基本契約上の責任を負います。

- (1) 基本契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合 第1回保険料を受け取った時
- (2) 第1回保険料相当額を受け取った後に基本契約の申込みを承諾した場合 第1回保険料相当額を受け取った時（告知前に受け取った場合には、告知の時）
- 2 前項の会社の責任開始の日を契約日とし、保険期間はその日から起算します。
- 3 基本契約の申込みを承諾したときは、保険証券を保険契約者に交付します。この場合においては、保険証券の交付をもって承諾の通知に代えます。

第3章 保険料の払込み

（払込時期）

第3条 保険契約者は、第2回以降の保険料を、基本契約の契約日から起算して1か月ごとに、その応当日（その月にその応当日がない場合にあっては、その月の末日の翌日。以下「月ごとの契約応当日」といいます。）の属する月（その月にその応当日がない場合にあっては、月ごとの契約応当日の前日の属する月）の1日から末日まで（以下「払込時期」といいます。）に払い込んでください。

（猶予期間）

第4条 保険料の払込猶予期間は、払込時期の翌月1日から3か月目の月における月ごとの契約応当日の前日までとします。

（契約の失効）

第5条 保険契約者が保険料を払い込まないで前条の猶予期間を経過したときは、基本契約は、その効力を失います。

（払込方法（経路））

第6条 保険契約者は、会社の定めるところにより、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- (1) 集金払込み（会社の派遣した集金人に払い込む方法（保険契約者の指定した集金先が会社の定めた地域内にある場合に限ります。））
- (2) 窓口払込み（会社の本社又は会社の指定した場所に持参して払い込む方法）
- (3) 口座払込み（会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法）
- (4) 団体払込み（保険契約者の所属する団体を通じて払い込む方法（当該団体と会社との間に団体取扱契約が締結されている場合に限ります。））

2 保険契約者は、前項各号の保険料の払込方法（経路）を相互に変更することができます。

3 保険料の払込方法（経路）が、第1項第1号、第3号又は第4号である場合において、選択された保険料の払込方法（経路）について、会社の取扱範囲又は取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料の払込方法（経路）を他の払込方法（経路）に変更してください。

(会社による払込方法(経路)の変更)

第7条 会社は、集金払込みを選択した保険契約者が保険料を払込時期内に会社の派遣した集金人に払い込まない場合又は前条第3項の規定により保険料の払込方法(経路)の変更を要する保険契約者が、当該変更をしない場合は、これを窓口払込みに変更することができます。

(前納払込み)

第8条 保険契約者は、会社の定めるところにより、保険料の全部又は一部を前納することができます。この場合には、会社の定める利率で保険料を割り引きます。

2 前項の規定により前納された保険料は、会社の定める利率による利息を付けて積み立てておき、月ごとの契約応当日ごとに保険料の払込みに充当します。

3 保険料が前納された期間が満了した場合において、前納された保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者(保険金と同時に支払う場合にあつては、保険金受取人)に払い戻します。

4 第1項の規定により保険料の前納払込みをした場合において、保険契約者は、やむを得ない事由があるときは、保険料の前納払込みの取消しを請求することができます。この場合において、会社がその請求を認めたときは、会社の定めるところにより、その取消しをした期間に対する保険料を保険契約者に払い戻します。

5 保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第4に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

(未經過期間に対する保険料の払戻し)

第9条 保険料を払い込んだ後、次に掲げる事由が生じたことにより、その直後の月ごとの契約応当日以降の期間に係る保険料の全部又は一部について払込みを要しないこととなったときは、会社の定めるところにより、その払込みを要しないこととなった期間に対する保険料を保険契約者に払い戻します。

(1) 基本契約の消滅

(2) 保険料の払込免除

(3) 保険金額の減額変更

2 前項の場合において、払い戻す保険料は、保険金と同時に支払う場合にあつては、同項の規定にかかわらず、保険金受取人に払い戻します。ただし、保険契約者がその保険料を受け取る旨の意思表示をしたときは、これを保険契約者に払い戻します。

第4章 保険料の払込免除

(身体障害による払込免除)

第10条 被保険者が基本契約の責任開始時以後(復活した基本契約にあつては、その復活に係る責任開始時以後)において不慮の事故(別表第1に定めるものをいいます。以下同じとします。)により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に別表第2第1号に定める身体障害の状態になったときは、将来の保険料を払込免除とします。

2 前項の規定は、被保険者が次のいずれかにより別表第2第1号に定める身体障害の状態になった場合には、適用しません。

(1) 保険契約者、被保険者又は指定された保険金受取人の故意又は重大な過失

(2) 被保険者の犯罪行為

(3) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故

(4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故

(5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故

(6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故

3 被保険者が次のいずれかにより別表第2第1号に定める身体障害の状態になった場合で、その原因により当該身体障害の状態になった被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、保険料の全部又は一部について払込免除としないことがあります。

(1) 地震、噴火又は津波

(2) 戦争その他の変乱

(重度障害による払込免除)

第11条 被保険者が基本契約の責任開始時以後(復活した基本契約にあつては、その復活に係る責任開始時以後)において受けた傷害又はかかった疾病により別表第2第2号に定める重度障害の状態(以下「重度障害の状態」といいます。)になったときは、将来の保険料を払込免除とします。ただし、保険契約者、被保険者又は指定された保険金受取人の故意により重度障害の状態になった場合は、保険料を払込免除としません。

2 被保険者が戦争その他の変乱により重度障害の状態になった場合で、その原因により重度障害の状態になった被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、保険料の全部又は一部について払込免除としないことがあります。

第5章 保険金の支払

(保険金の支払)

第12条 被保険者が保険期間の満了前に死亡したときは、保険金を保険金受取人に支払います。

(保険金の削減支払)

第13条 被保険者が基本契約の契約日から起算して1年6か月を経過する前に不慮の事故又は会社所定の感染症(別表第3に定める感染症をいいます。以下同じとします。)によらないで死亡したときは、保険金の額は、次のとおりとします。

(1) 基本契約の契約日から起算して1年を経過する前に被保険者が死亡したとき 死亡保険金額の50%に相当する額

(2) 基本契約の契約日から起算して1年6か月を経過する前に被保険者が死亡したとき 死亡保険金額の80%に相当する額

2 被保険者が基本契約の復活日(第37条第2項に定める復活日をいいます。)から起算して6か月を経過する前に不慮の事故又は会社所定の感染症によらないで死亡した場合において、その被保険者の死亡が基本契約の契約日から起算して1

年6か月を経過した後のものであるときの保険金の額は、死亡保険金額の90%に相当する額とします。

（保険金の支払免責等）

第14条 被保険者が次のいずれかにより死亡した場合には、保険金を支払いません。

（1）基本契約の責任開始の日（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始の日）から起算して3年を経過する前の自殺

（2）指定された保険金受取人の故意。ただし、その者が保険金の一部を受け取るべき場合には、指定された他の保険金受取人にその残額を支払います。

（3）保険契約者の故意

2 被保険者が戦争その他の変乱により死亡した場合で、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、保険金を削減して支払うことがあります。この場合において、削減して支払う金額は、責任準備金の額を下回ることはありません。

（重度障害による保険金の支払）

第15条 被保険者が基本契約の責任開始時以後（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始時以後）において受けた傷害又はかかった疾病により重度障害の状態に該当するに至った場合において、保険契約者からその旨の通知があったときは、その通知があった日にその傷害又は疾病により被保険者が死亡したものとみなして、保険金の支払の規定その他この約款の規定を適用します。この場合において、保険金受取人が指定されていないとき（指定された保険金受取人が死亡し更に保険金受取人の指定がない場合を含みます。）は、保険金は、被保険者に支払います。

2 保険契約者が前項の通知をしようとするときは、別表第4に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

3 第1項の場合において、保険契約者がやむを得ない事由により保険期間内に同項の通知をすることができなかったと会社が認めた場合には、当該期間の末日にその通知があったものとみなします。

4 第1項の規定は、被保険者が保険契約者、被保険者又は指定された保険金受取人の故意により重度障害の状態に該当するに至った場合には、適用しません。

5 被保険者が戦争その他の変乱により重度障害の状態に該当するに至った場合で、その原因により重度障害の状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、保険金を削減して支払うことがあります。この場合において、削減して支払う金額は、責任準備金の額を下回ることはありません。

6 第1項の場合において、保険契約者から、第11条の規定に基づく保険料払込免除の取扱いを受けて基本契約を継続する旨の請求があったときは、同項の規定にかかわらず、当該請求に基づき取り扱います。この場合において、後日同項の規定に基づく保険金の支払請求をしようとするときは、保険契約者は、改めて同項に規定する通知をしてください。

（無指定の場合の保険金受取人）

第16条 保険金受取人が指定されていない場合（指定された保険金受取人が死亡し更に保険金受取人の指定がない場合を含みます。）には、被保険者の遺族を保険金受取人とします。

2 前項の遺族は、被保険者の配偶者（届出がなくても事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに被保険者の死亡当時被保険者の扶助によって生計を維持していた者及び被保険者の生計を維持していた者とします。

3 胎児である子又は孫は、前項の規定の適用については、既に生まれたものとみなします。

4 前項の規定は、胎児が死体で生まれたときは適用しません。

5 第2項に規定する遺族が2人以上あるときは、同項に掲げる順序により先順位にある者を第1項の保険金受取人とします。

6 遺族であって故意に被保険者、先順位者又は同順位者である者を殺したものは、第1項の保険金受取人となることできません。

第6章 告知義務及び告知義務違反等による契約の解除

（告知義務）

第17条 保険契約者又は被保険者は、その基本契約の締結又は復活の際、会社所定の質問表に掲げる質問事項について答えることを要します。

（告知義務違反による契約の解除）

第18条 保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表に掲げる質問事項について悪意又は重大な過失によって事実を告げず、又は真実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かって基本契約を解除することができます。ただし、会社がその事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったときは、その基本契約を解除することができません。

2 前項の解除権は、会社が解除の原因を知った時から1か月間これを行わないときは消滅します。基本契約がその責任開始の日（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始の日）から起算して2年以上継続したとき（その期間内に被保険者が別表第2第1号に定める身体障害の状態又は重度障害の状態になった場合において、その者について同項の解除の原因たる事実の存するときを除きます。）も、同様とします。

（解除の効果）

第19条 会社は、保険金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後、被保険者について前条第1項の解除の原因たる事実の存することにより会社が基本契約を解除した場合においても、その保険金を支払わず、又は保険料を払込免除としません。また、会社は、既にその保険金の支払をしたときは、その返還を請求し、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。ただし、保険契約者、被保険者又は保険金受取人において、保険金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由の発生の原因が当該解除の原因たる事実に基づかないことを証明したときは、その保険金を支払い、又は保険料を払込免除とします。

（解除の相手方）

第20条 第18条の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。

2 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、保険金受取

人又はそれらの法定代理人に通知します。

- 3 第18条第2項に規定する1か月の期間は、保険契約者若しくはその法定代理人又は前項の場合における被保険者、保険金受取人若しくはそれらの法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときは、これらの者の所在が知れた時から起算します。

（重大事由による契約の解除）

第21条 会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者又は保険金受取人が保険金（保険料の払込免除を含みます。また、他の保険契約の保険金を含み、保険種類及び保険金の名称の如何を問いません。以下この項において同じとします。）を詐取する目的又は他人に保険金を詐取させる目的で保険事故を招致（未遂を含みます。）した場合。
 - (2) 保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為があった場合。
 - (3) この基本契約に付加されている特約が重大事由によって解除された場合。
 - (4) 他の保険契約との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合。
 - (5) その他この基本契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合。
- 2 会社は、保険金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後、前項の解除の原因たる事実の存することにより会社が基本契約を解除した場合においても、その保険金を支払わず、又は保険料を払込免除としません。また、会社は、既にその保険金の支払をしたときは、その返還を請求し、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。
- 3 第1項の規定による基本契約の解除については、前条第1項及び第2項の規定を準用します。

（加入限度額超過による契約の解除）

第22条 会社は、基本契約の保険金額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者1人当たりの保険金額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の保険契約の保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、将来に向かって基本契約を解除することができます。

- 2 会社は、保険金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後、前項の解除の原因たる事実の存することにより会社が基本契約を解除した場合においても、その保険金を支払わず、又は保険料を払込免除としません。また、会社は、既にその保険金の支払をしたときは、その返還を請求し、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。
- 3 第1項の規定による基本契約の解除については、第20条第1項及び第2項の規定を準用します。

第7章 契約の無効

（詐欺による無効）

第23条 保険契約者又は被保険者の詐欺により基本契約の締結又は復活が行われたときは、その基本契約又は復活は、無効とします。

（不法取得目的による無効）

第24条 保険契約者が保険金（保険料の払込免除を含みます。以下この条において同じとします。）を不法に取得する目的又は他人に保険金を不法に取得させる目的をもって、基本契約の締結又は復活を行ったときは、その基本契約又は復活は、無効とします。

第8章 保険契約者又は保険金受取人の代表者

（保険契約者又は保険金受取人の代表者）

第25条 基本契約について保険契約者又は保険金受取人が2人以上あるときは、各代表者1人を指定してください。この場合には、その代表者は、それぞれ他の保険契約者又は保険金受取人を代理するものとします。

- 2 保険契約者又は保険金受取人が前項の指定（その変更を含みます。）をしようとするときは、別表第4に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
- 3 第1項の代表者が定まらないとき、又はその所在が不明であるときは、その基本契約について保険契約者又は保険金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても、その効力を有します。
- 4 基本契約について保険契約者が2人以上あるときは、その基本契約に関する未払保険料その他会社に弁済すべき債務は、連帯とします。

第9章 契約関係者の異動

（保険契約者の変更）

第26条 保険契約者は、被保険者の同意及び会社の承諾を得て、第三者に保険契約者の基本契約による権利義務を承継させることができます。

- 2 保険契約者が前項の承継をさせようとするときは、別表第4に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出して請求してください。
- 3 第1項の承継をしたときは、保険証券に記載します。

（住所等の変更の届出）

第27条 保険契約者又は被保険者が住所又は氏名を変更したときは、その旨を会社の本社又は会社の指定した場所に届け出てください。

（保険金受取人の指定又はその変更）

第28条 保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、保険金受取人を指定し、又はその指定を変更することができます。ただし、保険契約者の指定した保険金受取人が第三者である場合において、保険契約者が指定の変更をしない旨の意思を会社に対して表示したときは、その意思表示後は、保険金受取人を変更することができません。

- 2 保険契約者が前項の指定若しくはその変更又は指定の変更をしない旨の意思表示をしようとするときは、別表第4に定

める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

- 3 第1項の指定又はその変更は、保険証券に記載を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

第10章 契約の変更

(保険金額の減額変更)

第29条 保険契約者は、基本契約の契約日から起算して2年を経過した後は、保険金額を減額するための変更を請求することができます。ただし、次に掲げる場合には、その変更を請求することはできません。

- (1) 保険料が払込免除となっているとき。
- (2) 減額後の保険金額が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき。
- (3) 減額後の保険金額が10万円の倍数でないとき。

- 2 保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第4に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

- 3 第1項本文の場合においては、会社の定めるところにより、保険料額を更正します。

- 4 第1項の変更は、月ごとの契約応当日（保険期間の満了する日を含みます。以下同じとします。）に変更の請求があった場合にあってはその時に、月ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があった場合にあっては直後の月ごとの契約応当日にその効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があった場合において、その請求直後の月ごとの契約応当日の前日までに保険料の払込みを要しないこととなる事由が生じたときは、その変更の効力は、生じないものとします。

- 5 前項の規定により第1項の変更の効力が生じる前に保険金の支払事由が発生した場合又は前項ただし書の場合において、会社が返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その返戻金その他の金額を会社に返還することを要します。

第11章 加入年齢の計算及び年齢又は性別の誤りの処理

(加入年齢の計算)

第30条 基本契約の契約日における被保険者の年齢は、出生の月から契約日の属する月まで月をもって計算し、1年に満たない端数があるときは、その端数が7か月以上のときは1年に切り上げ、6か月以下のときは切り捨てる方法により計算します。

- 2 基本契約締結後における被保険者の年齢は、年ごとの契約応当日（契約日から起算した1年ごとの応当日（その年にその応当日がない場合にあっては、契約日の属する月の1年ごとの応当月の末日の翌日）をいいます。以下同じとします。）ごとに、前項の年齢に1歳を加えて計算します。

(年齢又は性別の誤りの処理)

第31条 保険契約申込書に記載された被保険者の加入年齢又は性別に誤りがあった場合において、基本契約の契約日における年齢がその基本契約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、その基本契約を無効とし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢又は性別に基づいて基本契約を締結したものとして、会社の定めるところにより、加入限度額を上限として保険金額を更正します。この場合において、既に払い込まれた保険料の一部を払い戻す必要があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

第12章 解約

(解約)

第32条 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、基本契約を解約することができます。

- 2 保険契約者が前項の解約をしようとするときは、別表第4に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

- 3 第1項の解約は、次に掲げる場合にあってはその時に、次に掲げる場合以外の場合にあっては直後の月ごとの契約応当日にその効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日以外の日にその通知があった場合において、その通知があった直後の月ごとの契約応当日の前日までに保険料の払込みを要しないこととなる事由が生じたときは、その解約の効力は、生じないものとします。

- (1) 月ごとの契約応当日に解約の通知があったとき。
- (2) 保険料の払込免除となった後において解約の通知があったとき。

- 4 前項の規定により第1項の解約の効力が生じる前に保険金の支払事由が発生した場合又は前項ただし書の場合において、会社が返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その返戻金その他の金額を会社に返還することを要します。

第13章 返戻金の支払及び無効保険料の払戻し

(返戻金の支払)

第33条 次に掲げる場合において、返戻金があるときは、保険契約者は、その支払を請求することができます。

- (1) 基本契約の解除又は解約の通知
- (2) 基本契約の失効
- (3) 保険金額の減額変更の請求
- (4) 保険金の支払免責

- 2 前項の返戻金の額は、会社の定めるところにより、その基本契約の経過した年月数により算出した額とします。この場合において、前項第4号の保険金の支払免責が第14条第1項第1号又は第2号によるときにあっては、責任準備金の額とします。

(無効保険料の払戻し)

第34条 基本契約又はその復活の全部又は一部が無効である場合において、保険契約者及び被保険者が善意であり、かつ、重大な過失のないときは、保険契約者は、保険料の全部又は一部の払戻しを請求することができます。

第14章 契約の復活

(契約の復活)

第35条 第5条の場合において、保険契約者は、基本契約の失効後1年を経過する前に限り、会社の承諾を得て、その復活をすることができます。ただし、返戻金の支払の請求があった場合又は復活した場合の保険金額が加入限度額を超える場合は、その復活をすることができません。

2 保険契約者が前項の復活をしようとするときは、別表第4に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出して申し込んでください。

3 前項の場合において、保険契約者は、保険料を払い込まなかった期間の保険料に相当する金額（以下「復活払込金」といいます。）の払込みを要します。

(復活払込金の分割払込み)

第36条 保険契約者は、復活払込金の払込みを困難とするときは、会社が認めた場合に限り、その復活払込金のうち2か月分の保険料に相当する金額を除いた部分について、会社の定めるところにより、基本契約の復活に係る責任開始後において毎月分割して払い込むことができます。

2 前項の規定により分割して払い込む金額（以下「分割払込金」といいます。）は、第3条の規定により払い込むべき保険料と合わせて払い込むことを要します。

3 分割払込金の払込みを完了する前は、保険料の前納払込みの取扱いを受けることはできません。

4 第1項の規定は、分割払込金の払込みを完了する前に失効したときは、その後の復活の申込みには適用しません。

(復活に係る責任開始)

第37条 復活の申込みを承諾したときは、会社は、次の時から基本契約上の責任を負います。

(1) 復活の申込みを承諾した後に復活払込金を受け取った場合 復活払込金を受け取った時

(2) 復活払込金を受け取った後に復活の申込みを承諾した場合 復活払込金を受け取った時（告知前に受け取った場合には、告知の時）

2 前項の会社の責任開始の日を復活日とします。

3 第1項の場合には、保険証券に基本契約復活の旨を記載して保険契約者に交付します。この場合においては、保険証券の交付をもって承諾の通知に代えます。

(復活の効果)

第38条 基本契約が復活したときは、初めからその効力を失わなかったものとします。

第15章 契約者配当

(契約者配当金の割当て)

第39条 会社は、会社の定めるところにより積み立てた契約者配当準備金（以下「準備金」といいます。）の中から、毎事業年度末に、会社の定めるところにより、当該事業年度末において効力を有する基本契約に対して契約者配当金を割り当てることがあります。

2 前項のほか、基本契約の契約日から起算して会社所定の年数を経過し、かつ、会社所定の要件を満たしたときは、会社は、会社の定めるところにより、準備金の中から、契約者配当金を割り当てることがあります。

(契約者配当金の支払)

第40条 前条第1項の規定により割り当てた契約者配当金は、その翌事業年度中の年ごとの契約応当日において効力を有する基本契約（年ごとの契約応当日に基本契約の解除若しくは解約の通知があった基本契約又は保険金額の減額変更の請求のあった基本契約のうち減額部分を除きます。）に限り、その年ごとの契約応当日から、これを積み立てておきます。この場合、会社の定める利率による利息を併せて積み立てておきます。

2 前条第1項の規定により割り当てた契約者配当金のうち、前項の規定に該当しなかった契約者配当金（その事業年度末又は翌事業年度中に保険期間の満了する基本契約に対して割り当てたもののうち、次項第1号の規定に該当したことにより支払うものを除きます。）は、準備金に繰り入れます。

3 次に掲げる事由が生じたときは、保険契約者に、契約者配当金（次に掲げる事由が生じたときまでの間の会社の定める利率による利息を含みます。）を支払います。ただし、第2号の場合において保険金を支払うときにあっては、保険金受取人に支払います。

(1) 保険期間の満了

(2) 被保険者の死亡

(3) 基本契約の解除又は解約の通知

(4) 基本契約の失効

(5) 保険金額の減額変更の請求

4 前項第5号に掲げる事由が生じたことにより支払う契約者配当金の額は、保険金額のうち減額した保険金額の割合によって計算します。

5 前条第2項の規定により割り当てた契約者配当金は、会社の定めるところにより支払います。

第16章 譲渡禁止

(譲渡禁止)

第41条 保険契約者又は保険金受取人は、保険金、返戻金又は契約者配当金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

第17章 控除支払

(控除支払)

第42条 保険金、返戻金、契約者配当金又は払い戻す保険料を支払う場合において、その基本契約に関し未払保険料、第29条第5項又は第32条第4項の規定により会社が返還を受けるべき返戻金（返戻金と同時に支払った契約者配当金その他の金額を含みます。）その他会社が弁済を受けるべき金額があるときは、支払金額から差し引きます。

第18章 保険金の支払の請求等

(保険金の支払の請求等)

第43条 保険契約者又は保険金受取人は、保険金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じたときは、遅滞なくその旨を会社に通知してください。

- 2 保険契約者又は保険金受取人が、保険金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金（以下「保険金等」といいます。）の支払の請求又は保険料の払込免除の請求をしようとするときは、会社の定めるところにより、別表第4に定める必要書類を会社に提出して請求してください。
- 3 保険金等は、前項の必要書類が会社の本社に到着した日の翌日から起算して10営業日以内に、会社の本社又は会社の指定した場所で支払います。ただし、事実の確認その他の事由により時日を要するときは、10営業日を過ぎることがあります。
- 4 会社は、事実の確認をするため、保険契約者、被保険者又は保険金受取人に対し、照会し、又は同意を求めることがあります。この場合において、保険契約者、被保険者又は保険金受取人が会社の照会に対する回答又は同意を正当な理由なく拒んだときは、その回答又はその同意を得て事実を確認するまでは保険金等の支払又は保険料の払込免除は行いません。
- 5 保険契約者又は保険金受取人の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又は保険金受取人に通知できないときにおいては、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者又は保険金受取人に到達したものとみなします。
- 6 会社が支払うべき金額に1円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

(時効)

第44条 保険金等の支払又は保険料の払込免除を請求する権利は、その保険金等の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた日の翌日から起算して5年を経過したときは、時効によって消滅します。

第19章 契約内容の登録

(契約内容の登録)

第45条 会社は、保険契約者及び被保険者の同意を得て、次の事項を社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

- (1) 保険契約者並びに被保険者の氏名、生年月日、性別及び住所（市・区・郡までとします。）
 - (2) 死亡保険金の金額
 - (3) 基本契約の契約日（基本契約の復活が行われた場合は、最後の復活日とします。次項において同じとします。）
 - (4) 当会社名
- 2 前項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。
- 3 協会加盟の各生命保険会社及び全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金又は災害死亡保険金のある特約を含みます。以下この条において同じとします。）の申込み（復活、復旧、保険金額の増額又は特約の中途付加の申込みを含みます。）を受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- 4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込みがあった場合、前項の規定により連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額又は特約の中途付加の承諾を含みます。以下この条において同じとします。）の判断の参考とすることができるものとします。
- 5 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額又は特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額又は特約の中途付加の日とします。）から5年以内に保険契約について死亡保険金又は高度障害保険金の支払請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金又は高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- 6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断又は支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7 協会及び各生命保険会社等は、登録又は連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8 保険契約者又は被保険者は、登録又は連絡された内容について、会社又は協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9 第3項、第4項及び第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第20章 特則

(第1回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の特則)

第46条 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下この条において同じとします。）又は復活払込金を次の方法により払い込む場合にあっては、それぞれ次に定める時を第2条の規定に定める第1回保険料を受け取った時又は第37条の規定に定める復活払込金を受け取った時とします。

- (1) 会社の指定したクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）により払い込む方法 会社所定の利用票を作成した時
 - (2) 会社の指定したキャッシュカード等（以下「デビットカード」といいます。）により金融機関等の口座からの引落とし等によって払い込む方法 会社所定の利用票を作成した時。この場合においては、デビットカードを会社所定の端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせ、端末機にデビットカードの暗証番号を入力した際に、口座引落確認を表す電文が端末機に表示されることを要します。
- 2 前項の規定にかかわらず、クレジットカードにより第1回保険料又は復活払込金を払い込む場合において、次のすべてを満たすときは、第1回保険料又は復活払込金の払込みはなかったものとします。
- (1) 会社がクレジットカード発行会社から第1回保険料又は復活払込金に相当する金額を受け取ることができないこと
 - (2) クレジットカード発行会社がクレジットカードの名義人（クレジットカード発行会社の会員規約等により、そのクレジットカードの使用が認められている者を含みます。）から第1回保険料又は復活払込金に相当する金額を受け取るこ

とができないこと

- 3 会社は、第1項の規定により払い込まれた第1回保険料又は復活払込金については、保険契約者からの申出がない限り、領収証を発行しません。

別表第1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病又は体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症し又はその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とはみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分 類 項 目	基本分類表番号
1 鉄道事故	E 800～E 807
2 自動車交通事故	E 810～E 819
3 自動車非交通事故	E 820～E 825
4 その他の道路交通機関事故	E 826～E 829
5 水上交通機関事故	E 830～E 838
6 航空機及び宇宙交通機関事故	E 840～E 845
7 他に分類されない交通機関事故	E 846～E 848
8 医薬品及び生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬又は薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 850～E 858
9 その他の固体、液体、ガス及び蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂及びグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎並びにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他及び詳細不明の細菌性食中毒）及びアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。	E 860～E 869
10 外科的及び内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 870～E 876
11 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的及び内科的処置で 処置時事故の記載のないもの ただし、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 878～E 879
12 不慮の墜落	E 880～E 888
13 火災及び火焰による不慮の事故	E 890～E 899
14 自然及び環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E 900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧及び気圧の変化（E 902）」、「旅行及び身体動揺（E 903）」及び「飢餓、渇、不良環境曝露及び放置（E 904）中の飢餓、渇」は除外します。	E 900～E 909
15 溺水、窒息及び異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入又は嚥下による気道閉塞又は窒息（E 911）」、「その他の物体の吸入又は嚥下による気道の閉塞又は窒息（E 912）」は除外します。	E 910～E 915
16 その他の不慮の事故 ただし、「努力過度及び激しい運動（E 927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」及び「その他及び詳細不明の環境的原因及び不慮の事故（E 928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	E 916～E 928
17 医薬品及び生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬又は薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 930～E 949
18 他殺及び他人の加害による損傷	E 960～E 969
19 法的介入 ただし、「処刑（E 978）」は除外します。	E 970～E 978
20 戦争行為による損傷	E 990～E 999

別表第2 身体障害の状態

- (1) 保険料の払込免除の対象となる身体障害の状態は、次のとおりとします。

1 両眼の視力の和が0.12以下になったもの
2 1眼が失明したもの
3 両耳の聴力レベルが69デシベル以上になったもの
4 言語又はそしゃくの機能に著しい障害を残すもの
5 精神、神経又は胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの
6 脊柱に著しい奇形又は著しい運動障害を残すもの
7 1上肢を手関節以上で失ったもの
8 1上肢の3大関節中の2関節以上の用を全く廃したもの
9 1手の5手指を失ったもの、母指及び示指を失ったもの又は母指若しくは示指を含み3手指若しくは4手指を失ったもの
10 1手の5手指若しくは4手指の用を全く廃したもの又は母指及び示指を含み3手指の用を全く廃したもの
11 1手の5手指若しくは4手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く廃したもの又は母指及び示指を

- 含む3手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く廃したもの
- 12 1下肢を足関節以上で失ったもの
- 13 1下肢の3大関節中の2関節以上の用を全く廃したもの
- 14 10足指を失ったもの又は10足指の用を全く廃したもの
- 15 10足指のうちその一部を失い、かつ、他の足指の用を全く廃したもの
- (2) 重度障害の状態は、次のとおりとします。
- 1 両眼が失明したもの
- 2 言語又はそしゃくの機能を全く廃したもの
- 3 精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- 4 両上肢を手関節以上で失ったもの
- 5 1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の用を全く廃したもの
- 6 両上肢の用を全く廃したもの
- 7 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- 8 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の用を全く廃したもの
- 9 1上肢の用を全く廃し、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- 10 1上肢及び1下肢の用を全く廃したもの
- 11 両下肢を足関節以上で失ったもの
- 12 1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の用を全く廃したもの
- 13 両下肢の用を全く廃したもの
- (3) 前2号の表の適用については、次のとおりとします。
- ア 身体障害
- 前2号の表に掲げる身体障害は、いずれも、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。
- イ 眼の障害
- (7) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。
- (4) 「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。
- ウ 耳の障害
- 聴力はオージオメーターによって測定するものとします。
- エ 言語、そしゃくの障害
- (7) 「言語の機能を全く廃したもの」とは、音声又は言語をそう失ったものをいいます。
- (4) 「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声又は言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。
- (5) 「そしゃくの機能を全く廃したもの」とは、流動食以外のものはとることができないものをいいます。
- (4) 「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食又はこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。
- オ 精神、神経、胸腹部臓器の障害
- (7) 「精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」とは、脳、神経又は胸腹部臓器に器質的又は機能的障害が存在し、このため、日常生活動作に常に他人の介護を要するものをいいます。
- (4) 「精神、神経又は胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの」とは、脳、神経又は胸腹部臓器に器質的又は機能的障害が存在し、このため、軽易な労務以外の労務に就くことができないもの、又はこれに準じる程度に社会の日常生活動作が制限されるものをいいます。
- カ 脊柱の障害
- (7) 「脊柱に著しい奇形を残すもの」とは、通常の衣服を着ても外部から脊柱の奇形が明らかに分かる程度以上のものをいいます。
- (4) 「脊柱に著しい運動障害を残すもの」とは、脊柱の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。
- キ 上肢の障害
- (7) 「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、又は上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
- (4) 「上肢の用を全く廃したもの」とは、3大関節（肩関節、肘関節及び手関節をいいます。）全部の用を全く廃したものをいいます。
- (5) 「関節の用を全く廃したもの」とは、関節が強直し、又は拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。
- ク 手指の障害
- (7) 「手指を失ったもの」とは、母指にあっては指節間関節以上、その他の手指にあっては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (4) 「手指の用を全く廃したもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったもの又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。
- ケ 下肢の障害
- (7) 「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、又は下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
- (4) 「下肢の用を全く廃したもの」とは、3大関節（股関節、膝関節及び足関節をいいます。）全部の用を全く廃したものをいいます。
- (5) 「関節の用を全く廃したもの」とは、上肢の場合と同様とします。
- コ 足指の障害

- (7) 「足指を失ったもの」とは、足指を基節の2分の1以上で失ったものをいいます。
- (4) 「足指の用を全く廃したもの」とは、第1足指にあっては、末節の2分の1以上を失ったもの又は中足指節関節若しくは指節間関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいい、その他の足指にあっては、遠位指節間関節以上を失ったもの又は足指の中足指節関節若しくは近位指節間関節に完全強直若しくは完全拘縮を残すものをいいます。

別表第3 会社所定の感染症

会社所定の感染症は、次に掲げるものとします。

- (1) エボラ出血熱
- (2) クリミア・コンゴ出血熱
- (3) 重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限ります。）
- (4) 痘そう
- (5) ペスト
- (6) マールブルグ病
- (7) ラッサ熱
- (8) 急性灰白髄炎
- (9) コレラ
- (10) 細菌性赤痢
- (11) ジフテリア
- (12) 腸チフス
- (13) パラチフス

別表第4 必要書類

- (1) 保険金等の支払の請求その他この基本契約に基づく請求等に必要書類は、次の表に掲げるものとします。

ア 保険金の支払請求

項目	提出する者	必要書類
保険金の支払（第12条関係）	保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 3 会社所定の医師の死亡証明書 4 保険金受取人の戸籍抄本 5 保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6 保険証券
重度障害による保険金の支払（第15条第1項関係）	保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 保険金受取人の戸籍抄本 3 保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 4 保険証券

イ 保険料の払込免除

項目	提出する者	必要書類
身体障害による払込免除（第10条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明するに足る書類 5 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6 保険証券
重度障害による払込免除（第11条、第15条第6項関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3 会社所定の医師の診断書 4 傷害によるものであるときは、保険期間内にその傷害を受けたものであることを証明するに足る書類 5 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6 保険証券

ウ その他

項目	提出する者	必要書類
前納払込みの取消し（第8条関係）	保険契約者	1 その旨を記載した請求書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
未経過期間に対する保険料の払戻し（第9条関係）	保険契約者又は保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 保険契約者又は保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
重度障害の通知（第15条第1項関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3 会社所定の医師の診断書

		4 傷害によるものであるときは、保険期間内にその傷害を受けたものであることを証明するに足る書類 5 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6 保険証券
保険契約者の代表者の指定（その変更を含む。）（第25条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
保険金受取人の代表者の指定（その変更を含む。）（第25条関係）	保険金受取人	1 会社所定の通知書 2 保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
保険契約者の変更（第26条関係）	承継前の保険契約者	1 会社所定の請求書 2 承継前の保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
保険金受取人の指定又はその変更（第28条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
保険金受取人の指定変更権の放棄（第28条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
契約の変更（第29条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
解約（第32条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
返戻金の支払（第33条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
無効保険料の払戻し（第34条関係）	保険契約者	1 その旨を記載した請求書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
契約の復活（第35条関係）	保険契約者	1 会社所定の申込書 2 保険証券
契約者配当金の支払（第40条関係）	保険契約者又は保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 保険契約者又は保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券

(2) 会社は、前号の書類が基本契約の締結時に既に提出されている場合その他会社が定める場合には、同号の規定にかかわらず、同号の書類の一部の省略又はこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、同号の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

(3) 官公署、会社、工場、組合等の団体を保険契約者及び保険金受取人とし、その団体から給与等の支払を受ける従業員を被保険者とする基本契約の場合、保険契約者である団体がこの基本契約の保険金等の全部又はその相当部分を遺族補償規定等に基づく死亡退職金又は弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者又は死亡退職金等の受給者に支払うときは、保険金又は重度障害による保険金の支払請求の際、次のア及びイの書類の提出も必要とします。

ア 被保険者又は死亡退職金等の受給者の請求内容確認書（死亡退職金等の受給者が2人以上である場合には、そのうち1人からの提出で足りるものとします。）

イ 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

約 款
（特約種類ごとの約款）

特約種類ごとにご覧いただく約款が異なります。

約 款 名 称	
災害特約条項	P190
介護特約条項	P207
無配当傷害入院特約条項	P222
無配当疾病傷害入院特約条項	P238

災害特約条項

(平成19年10月1日制定)

(平成21年4月1日改正)

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 特約の責任開始（第3条）
- 第3章 特約保険料の払込み（第4条―第8条）
- 第4章 特約保険料の払込免除（第9条―第12条）
- 第5章 特約保険金の支払（第13条―第17条）
- 第6章 重大事由等による特約の解除（第18条・第19条）
- 第7章 特約の無効（第20条・第21条）
- 第8章 特約の失効（第22条）
- 第9章 保険契約者又は特約死亡保険金受取人の代表者（第23条）
- 第10章 特約の契約関係者の異動（第24条）
- 第11章 特約の変更（第25条―第29条）
- 第12章 加入年齢の計算及び年齢又は性別の誤りの処理（第30条・第31条）
- 第13章 特約の解約（第32条）
- 第14章 特約の返戻金の支払及び無効保険料の払戻し（第33条・第34条）
- 第15章 特約の復活（第35条―第38条）
- 第16章 特約契約者配当（第39条・第40条）
- 第17章 譲渡禁止（第41条）
- 第18章 控除支払（第42条）
- 第19章 特約保険金の支払の請求等（第43条・第44条）
- 第20章 契約内容の登録（第45条）
- 第21章 特則（第46条―第48条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この特約条項は、災害特約について定め、災害特約は、被保険者が不慮の事故により傷害を受けたときは、その傷害を直接の原因とする死亡又は特定の身体障害に対し、それぞれ死亡保険金又は傷害保険金の支払をするものとし、

（特約の付加）

第2条 この特約は、基本契約の締結の際に又はその締結後に、会社の定めるところにより、基本契約に付加することができるものとします。

第2章 特約の責任開始

（特約の責任開始）

第3条 基本契約の締結の際に付加した特約の責任開始時は、この特約が付加された基本契約の責任開始時と同一とします。

2 前項の会社の責任開始の日をこの特約の契約日とします。

3 この特約の保険期間は、前項の特約の契約日から起算し、この特約が付加された基本契約に係る保険期間又は年金支払期間の終期までとします。

4 この特約の申込みを承諾したときは、保険証券を保険契約者に交付します。この場合においては、保険証券の交付をもって承諾の通知に代えます。

第3章 特約保険料の払込み

（基本保険料の払込みを要する場合の特約保険料の払込み）

第4条 特約保険料は、この特約が付加された基本契約の保険料（以下「基本保険料」といいます。）の払込みを要する場合においては、基本保険料の払込方法（経路）に従い、基本保険料と合わせてこれと同一月分を払い込むことを要します。

2 特約保険料の払込時期及び猶予期間は、基本保険料の払込時期及び猶予期間と同一とします。

（基本保険料の払込みを要しない場合の特約保険料の払込み）

第5条 基本保険料の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料があるときは、保険契約者は、会社の定めるところにより、その基本契約の普通保険約款の定める保険料の払込方法（経路）を選択することができます。この場合において、保険契約者による払込方法（経路）の変更及び会社による払込方法（経路）の変更については、普通保険約款の定めるところによります。

2 前項の場合において、基本契約に複数の特約が付加されているときは、保険契約者は、それらの特約について、同一の払込方法（経路）を選択することを要します。この場合においては、それらの特約については、同一月分の特約保険料を合わせて払い込むことを要します。

3 前2項の特約保険料は、1年分以上（1年に満たない月数分の特約保険料を払い込むことによって特約保険料の払込みを要しないこととなる特約にあっては、その月数分）を前納することを要します。

（特約保険料の振替貸付）

第6条 基本保険料について保険料に振り替えることを目的とする貸付けをしたときは、その貸付けをした基本保険料と同一月分の特約保険料についても、基本契約の普通保険約款の定めるところにより、保険料に振り替えることを目的とする貸付けをします。

(特約保険料の前納払込み)

第7条 保険契約者は、会社の定めるところにより、特約保険料の全部又は一部を前納することができます。この場合には、会社の定める利率で特約保険料を割り引きます。

2 前項の規定により前納された特約保険料は、会社の定める利率による利息を付けて積み立てておき、月ごとの契約応当日（特約の契約日から起算した1か月ごとの応当日（その月にその応当日がない場合にあっては、その月の末日の翌日）をいいます。以下同じとします。）ごとに特約保険料の払込みに充当します。

3 特約保険料が前納された期間が満了した場合において、前納された特約保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者（基本契約の死亡保険金又は満期保険金と同時に支払う場合にあっては、基本契約に係る死亡保険金受取人又は満期保険金受取人）に払い戻します。

4 第1項の規定により特約保険料の前納払込みをした場合において、保険契約者は、やむを得ない事由があるときは、特約保険料の前納払込みの取消しを請求することができます。この場合において、会社がその請求を認めたときは、会社の定めるところにより、その取消しをした期間に対する特約保険料を保険契約者に払い戻します。

5 保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第7に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

(未経過期間に対する特約保険料の払戻し)

第8条 特約保険料を払い込んだ後、次に掲げる事由が生じたことにより、その直後の月ごとの契約応当日以降の期間に係る特約保険料の全部又は一部について払込みを要しないこととなったときは、会社の定めるところにより、その払込みを要しないこととなった期間に対する特約保険料を保険契約者に払い戻します。

(1) 特約の消滅

(2) 特約保険料の払込免除

(3) 特約の保険期間又は保険料払込期間の短縮

(4) 特約保険料額の減額

(5) 特約の保険料払済契約への変更

2 前項の場合において、払い戻す特約保険料は、基本契約の死亡保険金又は満期保険金と同時に支払う場合にあっては、同項の規定にかかわらず、基本契約に係る死亡保険金受取人又は満期保険金受取人に払い戻します。ただし、保険契約者がその特約保険料を受け取る旨の意思表示をしたときは、これを保険契約者に払い戻します。

第4章 特約保険料の払込免除

(基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除)

第9条 基本保険料が払込免除とされたときは、この特約の将来の特約保険料を払込免除とします。ただし、基本保険料が払込免除となった直接の原因が、この特約の責任開始時に生じたものであるとき、又はこの特約の失効後その復活までに被保険者がかかった疾病又は不慮の事故（別表第1に定めるものをいいます。以下同じとします。）により受けた傷害であるときは、特約保険料を払込免除としません。

(身体障害による特約保険料の払込免除)

第10条 次の場合には、この特約の将来の特約保険料（第2号及び第3号の場合には、第1号に規定する身体障害の状態になった被保険者に係る将来の特約保険料に限ります。）を払込免除とします。

(1) 基本保険料の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料がある場合において、被保険者（夫婦特約（主たる被保険者及び配偶者である被保険者をこの特約の被保険者とするものをいいます。以下同じとします。）にあっては、主たる被保険者）がこの特約の責任開始時以後に不慮の事故により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に別表第2の身体障害等級表に掲げる第1級、第2級又は第3級の身体障害の状態になったとき。

(2) 夫婦保険又は夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約に付加された夫婦特約において、配偶者である被保険者がこの特約の責任開始時以後に不慮の事故により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に前号に規定する身体障害の状態になったとき。

(3) この特約が据置終身年金保険、据置定期年金保険又は据置夫婦年金保険の基本契約に付加された場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後に不慮の事故により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に第1号に規定する身体障害の状態になったとき。

2 前項の規定は、被保険者が次のいずれかにより同項に規定する身体障害の状態になった場合、又は同項に規定する傷害がこの特約の失効後その復活までに被保険者が不慮の事故により受けたものである場合には、適用しません。

(1) 保険契約者、被保険者又は基本契約において保険契約者が指定した死亡保険金受取人の故意又は重大な過失

(2) 被保険者（夫婦特約にあっては、当該身体障害の状態になった被保険者に限ります。次号から第6号までにおいて同じとします。）の犯罪行為

(3) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故

(4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故

(5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故

(6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故

3 被保険者が次のいずれかにより第1項に規定する身体障害の状態になった場合で、その原因により当該身体障害の状態になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部又は一部について払込免除としないことがあります。

(1) 地震、噴火又は津波

(2) 戦争その他の変乱

(夫婦特約における主たる被保険者の死亡等による特約保険料の払込免除)

第11条 夫婦保険又は夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約に付加された夫婦特約において、基本保険料の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料がある場合に、基本保険料の払込免除後この特約の保険料払込期間中に主たる被保険者が死亡し、又はかかった疾病若しくは受けた傷害により別表第2の身体障害等級表に掲げる第1級の身体障害の状態（以下「重度障害の状態」といいます。）になったときは、将来の特約保険料を払込免除とします。

2 前項の規定は、主たる被保険者の死亡の直接の原因がこの特約の責任開始時に生じた場合、同項に規定する疾病若し

くは傷害がこの特約の失効後その復活までに主たる被保険者がかかった若しくは受けたものである場合又は主たる被保険者が第1号の規定により死亡し、若しくは第2号の規定により重度障害の状態になった場合には、適用しません。

(1) この特約又は復活の責任開始の日から起算して3年を経過する前の自殺

(2) 主たる被保険者又は配偶者である被保険者の故意

- 3 主たる被保険者が戦争その他の変乱により死亡し、又は重度障害の状態になった場合で、その原因により死亡し、又は重度障害の状態になった主たる被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部又は一部について払込免除としないことがあります。

(介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約の特約保険料の払込免除)

第12条 介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約において、次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該各号に定める特約保険料を払込免除とします。

(1) 基本保険料の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料がある場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後においてかかった疾病又は不慮の事故により受けた傷害により重度障害の状態になったとき この特約の将来の特約保険料

(2) 被保険者がこの特約の責任開始時以後に疾病にかかり、又は不慮の事故により傷害を受け、その疾病又は傷害を直接の原因として特定要介護状態(別表第3に定めるものをいいます。以下同じとします。)になり、かつ、その特定要介護状態になった日から起算して特定要介護状態がこの特約の保険期間中に180日以上継続したとき その特定要介護状態になった日以後のこの特約の特約保険料

- 2 前項の規定は、被保険者が次のいずれかにより重度障害の状態になった場合若しくは特定要介護状態が180日以上継続した場合又は同項に規定する疾病若しくは傷害がこの特約の失効後復活までに被保険者がかかった若しくは不慮の事故により受けたものである場合には、適用しません。

(1) 保険契約者、被保険者又は基本契約において保険契約者が指定した死亡保険金受取人の故意又は重大な過失

(2) 被保険者の犯罪行為

(3) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故

(4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故

(5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故

(6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故

(7) 被保険者の薬物依存(別表第4に定めるものをいいます。)(前項第2号の場合に限ります。)

- 3 被保険者が次のいずれかにより重度障害の状態になった場合又は特定要介護状態が180日以上継続した場合で、その原因により重度障害の状態になった又は特定要介護状態が180日以上継続した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部又は一部について払込免除としないことがあります。

(1) 地震、噴火又は津波

(2) 戦争その他の変乱

第5章 特約保険金の支払

(特約保険金の支払)

第13条 この特約の特約保険金の支払については、次のとおりとします。

保険金	支払事由	支払額	特約保険金受取人
死亡保険金	被保険者がこの特約の責任開始時以後(この特約の保険期間中に限ります。)に不慮の事故により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡したとき	特約保険金額に相当する金額	特約死亡保険金受取人
傷害保険金	1 被保険者がこの特約の責任開始時以後(この特約の保険期間中に限ります。)に不慮の事故により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に別表第2の身体障害等級表に掲げる身体障害の状態になったとき。ただし、被保険者がその事故の日から起算して4日以内に死亡したときは、傷害保険金を支払いません。 2 前1の場合において、1の不慮の事故により身体の同一部位に生じた2以上の身体障害があるとき又は身体障害が身体の同一部位に既に存する身体障害に加重して生じたものであるときは、別表第5に定めるところにより、傷害保険金を支払います。	特約保険金額に別表第2の身体障害等級表に掲げる身体障害の状態に応じ同表において定める支払割合を乗じて得た金額	被保険者

(特約保険金の支払限度)

第14条 特約保険金の支払額は、通算して、特約保険金額をもって限度とします。

(幼児の場合の死亡保険金等の支払額)

第15条 被保険者が年齢6歳に達する前に不慮の事故により傷害を受けたときは、死亡保険金又は傷害保険金の支払額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とします。

(1) 被保険者の事故当時の年齢が3歳に満たないとき 死亡保険金額又は傷害保険金額の50%に相当する金額

(2) 被保険者の事故当時の年齢が6歳に満たないとき 死亡保険金額又は傷害保険金額の80%に相当する金額

- 2 前項の被保険者の年齢は満年齢で計算します。この場合において、1年に満たない端数があるときは、その端数は切り

捨てます。

（死亡保険金等の支払免責等）

第16条 被保険者が次のいずれかにより第13条に規定する死亡保険金又は傷害保険金の支払事由に該当した場合には、その死亡保険金又は傷害保険金を支払いません。

- (1) 保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失
- (2) 基本契約において指定された死亡保険金受取人の故意又は重大な過失（死亡保険金の支払事由に限りません。）。ただし、その者が死亡保険金の一部を受け取るべき場合には、保険契約者の指定した他の死亡保険金受取人にその残額を支払います。
- (3) 被保険者（夫婦特約にあっては、当該支払事由に該当した被保険者に限ります。次号から第7号までにおいて同じとします。）の犯罪行為
- (4) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
- (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故

2 被保険者が次のいずれかにより第13条に規定する死亡保険金又は傷害保険金の支払事由に該当した場合で、その原因によりその死亡保険金又は傷害保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金又は傷害保険金を削減して支払い、又はその支払をしないことがあります。

- (1) 地震、噴火又は津波
- (2) 戦争その他の変乱

（特約死亡保険金受取人）

第17条 特約死亡保険金受取人は、次の各号に掲げる区分に応じ、被保険者が不慮の事故により傷害を受けた時に死亡したとした場合の当該各号に定める者としします。

- (1) 普通終身保険、特別終身保険、介護保険金付終身保険、普通定期保険、職域保険、普通養老保険、特別養老保険、特定養老保険、学資保険、育英年金付学資保険又は終身年金保険付終身保険の基本契約に付加された特約 その基本契約において死亡保険金受取人となるべき者
- (2) 即時終身年金保険、据置終身年金保険、即時定期年金保険又は据置定期年金保険の基本契約に付加された特約 保険契約者の指定した特約死亡保険金受取人（特約死亡保険金受取人が指定されていない場合（指定された特約死亡保険金受取人が死亡し又は保険契約者でなくなり、その後更に特約死亡保険金受取人の指定がない場合を含みます。）には、被保険者の遺族）
- (3) 夫婦保険又は夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約に付加された特約
 - ア 主たる被保険者が死亡した場合 配偶者である被保険者（配偶者である被保険者がいないとき又は配偶者である被保険者が故意に主たる被保険者を殺したときは、主たる被保険者の遺族）
 - イ 配偶者である被保険者が死亡した場合（夫婦特約に限りません。） 主たる被保険者（主たる被保険者がいないときは、配偶者である被保険者の遺族）
- (4) 即時夫婦年金保険又は据置夫婦年金保険の基本契約に付加された特約
 - ア 主たる被保険者が死亡した場合 主たる被保険者の遺族
 - イ 配偶者である被保険者が死亡した場合（夫婦特約に限りません。） 配偶者である被保険者の遺族

2 前項の遺族は、被保険者の配偶者（届出がなくても事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに被保険者の死亡当時被保険者の扶助によって生計を維持していた者及び被保険者の生計を維持していた者としします。

3 胎児である子又は孫は、前項の規定の適用については、既に生まれたものとみなします。

4 前項の規定は、胎児が死体で生まれたときは適用しません。

5 第2項に規定する遺族が2人以上あるときは、同項に掲げる順序により先順位にある者を第1項の特約死亡保険金受取人としします。

6 遺族であって故意に被保険者、先順位者又は同順位者である者を殺した者は、第1項の特約死亡保険金受取人となることができません。

第6章 重大事由等による特約の解除

（重大事由による特約の解除）

第18条 会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人が特約保険金（特約保険料の払込免除を含みます。また、他の保険契約の保険金を含み、保険種類及び保険金の名称の如何を問いません。以下この項において同じとします。）を詐取する目的又は他人に特約保険金を詐取させる目的で保険事故を招致（未遂を含みます。）した場合。
- (2) 特約保険金の請求に関し、特約保険金受取人に詐欺行為があった場合。
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合。
- (4) その他この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合。

2 会社は、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後、前項の解除の原因たる事実の存することにより会社がこの特約を解除した場合においても、その特約保険金を支払わず、又は特約保険料を払込免除としません。また、会社は、既にその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求し、既に特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。

3 第1項の規定による特約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。

4 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、特約保険金受取人又はそれらの法定代理人に通知します。

(加入限度額超過による特約の解除)

- 第19条 会社は、この特約の特約保険金額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者1人当たりの特約保険金額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- 2 会社は、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後、前項の解除の原因たる事実の存することにより会社がこの特約を解除した場合においても、その特約保険金を支払わず、又は特約保険料を払込免除としません。また、会社は、既にその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求し、既に特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。
- 3 第1項の規定によるこの特約の解除については、前条第3項及び第4項の規定を準用します。

第7章 特約の無効

(詐欺による特約の無効)

第20条 保険契約者又は被保険者の詐欺により特約の締結又は復活が行われたときは、その特約又は復活は、無効とします。

(不法取得目的による特約の無効)

第21条 保険契約者が特約保険金（特約保険料の払込免除を含みます。以下この条において同じとします。）を不法に取得する目的又は他人に特約保険金を不法に取得させる目的をもって、この特約の締結又は復活を行ったときは、その特約又は復活は、無効とします。

第8章 特約の失効

(特約の失効)

第22条 この特約は、次のいずれかに該当する場合には、その効力を失います。

- (1) 基本契約がその効力を失ったとき。
 - (2) 保険契約者が特約保険料を払い込まないで特約保険料の猶予期間を経過したとき。
 - (3) 特約保険金の支払額が特約保険金額の支払額の限度に達したとき（夫婦特約にあっては、主たる被保険者及び配偶者である被保険者のそれぞれに係る特約保険金額の支払額の限度に達したとき。）。
 - (4) 第25条の規定により特約保険金額が更正された場合（年齢又は性別の誤りの処理及び貸付金の弁済に代える保険金額又は年金額の減額に伴うものを除きます。）において、更正後の特約保険金額がこの特約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき。
 - (5) 夫婦保険、夫婦年金保険付夫婦保険、即時夫婦年金保険又は据置夫婦年金保険の基本契約に付加された主たる被保険者のみをこの特約の被保険者とする特約において、主たる被保険者が死亡したとき（夫婦保険の基本契約において主たる被保険者が重度障害の状態に該当するに至ったことにより死亡保険金を支払うとき及び夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約において主たる被保険者が重度障害の状態に該当するに至ったことにより年金支払事由発生日前に死亡保険金を支払うときを含みます。次項第1号において同じとします。）。
- 2 夫婦特約においては、第1号又は第2号に該当する場合には夫婦特約のうち主たる被保険者に係る部分、第3号から第6号までのいずれかに該当する場合には夫婦特約のうち配偶者である被保険者に係る部分は、その効力を失います。
- (1) 主たる被保険者が死亡したとき。
 - (2) 主たる被保険者に係る特約保険金の支払額が特約保険金額の支払額の限度に達したとき。
 - (3) 配偶者である被保険者が死亡したとき（夫婦保険の基本契約において配偶者である被保険者が重度障害の状態に該当するに至ったことにより死亡保険金を支払うとき及び夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約において配偶者である被保険者が重度障害の状態に該当するに至ったことにより年金支払事由発生日前に死亡保険金を支払うときを含みます。）。
 - (4) 配偶者である被保険者に係る特約保険金の支払額が特約保険金額の支払額の限度に達したとき。
 - (5) 配偶者である被保険者が被保険者の資格を失ったとき。
 - (6) 基本契約の保険の種類を据置終身年金保険に変更したとき。
- 3 前項の場合においては、会社の定めるところにより、特約保険料額又は特約保険金額を更正し、次に掲げる場合であつて会社の定める額の特約の返戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。
- (1) 夫婦保険又は夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約に付加した夫婦特約において、前項第1号（第9条、第10条第2項又は第11条第2項の規定により払込免除とならない場合に限り。）に該当したとき。
 - (2) 夫婦保険又は夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約に付加した夫婦特約において、前項第2号に該当したとき。

第9章 保険契約者又は特約死亡保険金受取人の代表者

(保険契約者又は特約死亡保険金受取人の代表者)

- 第23条 この特約が付加された基本契約において保険契約者の代表者となった者は、この特約においても他の保険契約者を代理するものとします。
- 2 この特約について特約死亡保険金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を指定してください。この場合には、その代表者は、他の特約死亡保険金受取人を代理するものとします。
- 3 前項の場合において、この特約の特約死亡保険金受取人がこの特約が付加された基本契約の死亡保険金受取人と同じ者となる場合にあっては、その基本契約について死亡保険金受取人の代表者となった者は、この特約においても特約死亡保険金受取人の代表者となるものとします。
- 4 第2項の場合において、特約死亡保険金受取人が同項の指定（その変更を含みます。）をしようとするときは、別表第7に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
- 5 第1項又は第2項の代表者が定まらないとき、又はその所在が不明であるときは、この特約について保険契約者又は特約死亡保険金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても、その効力を有します。
- 6 この特約について保険契約者が2人以上あるときは、この特約に関する未払特約保険料その他会社に弁済すべき債務は、連帯とします。

第10章 特約の契約関係者の異動

(特約の保険契約者の変更等)

第24条 この特約が付加された基本契約において保険契約者の基本契約による権利義務を承継した者は、この特約による保険契約者の権利義務も承継するものとします。

- 2 この特約が即時終身年金保険、据置終身年金保険、即時定期年金保険又は据置定期年金保険の基本契約に付加された場合においては、保険契約者は、被保険者の同意を得て、保険契約者を特約死亡保険金受取人に指定し、又はその指定を変更することができます。
- 3 保険契約者が前項の指定又はその変更をしようとするときは、別表第7に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
- 4 第2項の指定又はその変更は、保険証券に記載を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

第11章 特約の変更

(基本契約の変更に伴う特約の変更)

第25条 別表第6の定めるところにより、この特約が付加された基本契約について一定の事由が生じたときは、特約の変更をします。

- 2 前項の場合において、既に払い込んだ特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、保険契約者に払い戻します。
- 3 第1項の規定による特約の変更は、別表第6に定める一定の事由に係る基本契約の変更の効力が発生したときに、その変更の効力を生じます。
- 4 前項の規定により第1項の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還することを要します。

(特約保険金額の減額変更)

第26条 特約保険料の払込方法(回数)を分割払とする特約においては、保険契約者は、特約保険金額を減額するための変更を請求することができます。ただし、次に掲げる場合には、その変更を請求することはできません。

- (1) この特約の契約日(復活した特約にあっては、その復活日(第37条に定める復活日をいいます。以下同じとします。))から起算して2年を経過していないとき。
 - (2) 特約保険金額の減額変更後2年(夫婦特約において、主たる被保険者に係る特約保険金額を減額変更するときにあつてはその者に係る特約保険金額の減額変更後2年、配偶者である被保険者に係る特約保険金額を減額変更するときにあつてはその者に係る特約保険金額の減額変更後2年)を経過していないとき。
 - (3) 特約保険料が払込免除とされているとき(夫婦特約を除きます。))。
 - (4) 夫婦特約において、主たる被保険者に係る特約保険料が払込免除とされているときにあつてはその者に係る特約保険金額を、配偶者である被保険者に係る特約保険料が払込免除とされているときにあつてはその者に係る特約保険金額を減額しようとするとき。
 - (5) この特約の残存保険料払込期間が1年に満たないとき(職域保険の基本契約に付加されたものを除きます。))。
 - (6) 減額後の特約保険金額がこの特約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき。
 - (7) 減額後の特約保険金額が10万円(終身年金保険付終身保険又は夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約に付加された特約にあっては、100万円)の倍数でないとき。
- 2 保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第7に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
 - 3 第1項本文の場合においては、会社の定めるところにより、特約保険料額を更正します。
 - 4 第1項の変更は、月ごとの契約応当日(保険期間の満了する日を含みます。以下同じとします。)に変更の請求があつた場合にあってはその時(保険期間を更新するときは更新日)に、月ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があつた場合にあっては直後の月ごとの契約応当日(保険期間を更新するときは更新日)にその効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があつた場合において、その請求直後の月ごとの契約応当日の前日までに特約保険料が払込免除となったときは、その変更の効力(夫婦特約にあっては、その払込免除とされた者に係る部分の減額変更の効力)は、生じないものとします。
 - 5 前項本文の規定により第1項の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合又は前項ただし書の場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還することを要します。

(特約保険金の支払額通算の特則)

第27条 前2条の規定により、特約保険金額が更正された場合において、特約保険金額の更正前に既に支払った又は支払うべき特約保険金がある場合には、第14条の規定による特約保険金の支払額を通算するときは、特約保険金の額は、変更前の特約保険金額に対する変更後の特約保険金額の割合により更正されたものとします。

(夫婦特約の変更)

第28条 保険契約者は、夫婦特約を主たる被保険者のみを被保険者とするこの特約に変更するための特約の変更を請求することができます。この場合においては、会社の定めるところにより、特約保険料額を更正します。

- 2 夫婦年金保険付夫婦保険、即時夫婦年金保険又は据置夫婦年金保険の基本契約に付加された夫婦特約にあっては、その基本契約の年金支払事由発生日が到来しているときは、前項の変更を請求することができません。
- 3 保険契約者が第1項の請求をしようとするときは、別表第7に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
- 4 第1項の変更は、月ごとの契約応当日に変更の請求があつた場合にあってはその時に、月ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があつた場合にあっては直後の月ごとの契約応当日にその効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があつた場合において、その請求直後の月ごとの契約応当日の前日までに主たる被保険者又は配偶者である被保険者に係る特約保険料が払込免除となったときは、その変更の効力は、生じないものとします。
- 5 前項本文の規定により第1項の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合又は前項ただし書の場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金

その他の金額を会社に返還することを要します。

（特約の契約変更の特則）

第29条 保険契約者は、第26条及び前条の変更のほか、契約変更に関する特則の定めるところにより、この特約の変更の申込みをすることができます。

第12章 加入年齢の計算及び年齢又は性別の誤りの処理

（特約の加入年齢の計算）

第30条 この特約の契約日における被保険者の年齢は、この特約が付加された基本契約の普通保険約款の定めるところにより計算します。

（年齢又は性別の誤りの処理）

第31条 保険契約申込書に記載されたこの特約の被保険者の加入年齢又は性別に誤りがあった場合において、この特約の契約日における年齢がその特約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、この特約を無効とし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢又は性別に基づいてこの特約を締結したものとして、会社の定めるところにより、加入限度額を上限として特約保険金額を更正します。この場合において、既に払い込まれた特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

第13章 特約の解約

（特約の解約）

第32条 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。

- 2 保険契約者が前項の解約をしようとするときは、別表第7に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
- 3 第1項の解約は、月ごとの契約応当日に解約の通知があった場合にあってはその時に、月ごとの契約応当日以外の日に解約の通知があった場合にあっては直後の月ごとの契約応当日にその効力を生じます。ただし、この特約を基本契約の締結後に付加した場合においては、この特約について、その契約日の属する月に解約の通知があった場合には、その解約は、その翌月における基本契約の月ごとの契約応当日に、その効力を生じます。
- 4 第1項の場合においては、月ごとの契約応当日以外の日にこの特約の解約の通知があった場合において、その通知があった直後の月ごとの契約応当日の前日までに特約保険料の払込みを要しないこととなる事由が生じたときは、その解約の効力は、生じないものとします。
- 5 第3項の規定により第1項の解約の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合又は前項の場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還することを要します。

第14章 特約の返戻金の支払及び無効保険料の払戻し

（特約の返戻金の支払）

第33条 次に掲げる場合において、特約の返戻金があるときは、保険契約者は、その支払を請求することができます。

- (1) 被保険者の死亡（特約保険金の支払事由に該当しない場合（重度障害の状態に該当するに至ったことにより死亡したものとみなされる場合（この特約が付加された基本契約が消滅する場合に限ります。）を含みます。）に限ります。））。ただし、第22条第3項第1号に該当するものを除きます。
 - (2) この特約の解除又は解約の通知
 - (3) この特約の失効（第1号又は第22条第3項第1号に該当するもの及び特約保険金額の支払限度に達したことによるものを除きます。）
 - (4) この特約の変更（特約保険金額又は特約保険料額が更正されるものに限ります。））。ただし、年齢又は性別の誤りの処理による基本契約の変更に伴うものを除きます。
 - (5) 特約保険金の支払免責（傷害を直接の原因とする死亡の場合に限ります。）
- 2 前項の特約の返戻金の額は、会社の定めるところにより、この特約の経過した年月数により算出した額とします。この場合において、この特約が付加された基本契約の普通保険約款の規定によりその基本契約の死亡保険金又は責任準備金の額の返戻金を支払うときにあっては、特約の責任準備金（夫婦特約にあっては、死亡した被保険者に係る特約の責任準備金）の額とします。
- 3 被保険者について既に支払った又は支払うべき特約保険金（以下この項において「既払特約保険金」といいます。）がある場合において、既払特約保険金の額に前項の規定により支払うべき特約の返戻金の額を加えた額が特約保険金額を超えることとなるときは、支払うべき特約の返戻金の額は、前項の規定にかかわらず、特約保険金額から既払特約保険金の額を差し引いた残額に相当する金額とします。

（無効保険料の払戻し）

第34条 この特約又はその復活の全部又は一部が無効である場合において、保険契約者及び被保険者が善意であり、かつ、重大な過失のないときは、保険契約者は、特約保険料の全部又は一部の払戻しを請求することができます。

第15章 特約の復活

（特約の復活）

第35条 この特約は、基本契約の失効と同時に失効したものに限り、会社の承諾を得て、基本契約の復活に併せて復活することができます。ただし、復活した場合の特約保険金額が加入限度額を超える場合は、その復活をすることができません。

- 2 保険契約者が前項の復活をしようとするときは、別表第7に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出して申し込んでください。
- 3 前項の場合において、保険契約者は、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額（以下「特約復活払込金」といいます。）の払込みを要します。

（特約復活払込金の分割払込み）

第36条 保険契約者が、基本保険料を払い込まなかった期間の基本保険料に相当する金額について分割払込みを請求するときは、その請求に係る同一月分の特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額についても、分割払込みを請求することを要します。

2 前項の規定により分割して払い込む金額（以下「特約分割払込金」といいます。）は、第4条の規定により払い込むべき特約保険料と合わせて払い込むことを要します。

3 特約分割払込金の払込みを完了する前は、特約保険料の前納払込みの取扱いを受けることはできません。

4 第1項の規定は、特約分割払込金の払込みを完了する前にこの特約が失効したときは、その後のこの特約の復活の申込みに適用しません。

（特約の復活に係る責任開始）

第37条 特約の復活に係る責任開始については、第3条の規定を準用します。この場合、第3条第2項の「契約日」は「復活日」と読み替えます。

（特約の復活の効果）

第38条 この特約が復活したときは、初めからその効力を失わなかったものとしします。

2 前項の場合において、被保険者が特約の失効後その復活までに不慮の事故により傷害を受け、その傷害を直接の原因として特約保険金の支払事由が発生したときは、その支払事由に係る特約保険金は支払いません。

第16章 特約契約者配当

（特約契約者配当金の割当て）

第39条 会社は、会社の定めるところにより積み立てた契約者配当準備金（以下「準備金」といいます。）の中から、毎事業年度末に、会社の定めるところにより、当該事業年度末において効力を有するこの特約に対して契約者配当金を割り当てることがあります。

（特約契約者配当金の支払）

第40条 前条の規定により割り当てた特約契約者配当金（終身年金保険付終身保険、夫婦年金保険付夫婦保険、据置終身年金保険若しくは据置夫婦年金保険（以下「据置終身年金保険等」といいます。）又は即時終身年金保険若しくは即時夫婦年金保険の基本契約（以下「終身年金保険等の基本契約」と総称します。）に付加されたこの特約にあっては、年金支払事由発生日以後に割り当てた契約者配当金を除きます。）は、その翌事業年度中の年ごとの契約応当日（据置終身年金保険等の基本契約に付加されたこの特約にあっては年金支払事由発生前に限り、即時定期年金保険又は据置定期年金保険の基本契約に付加されたこの特約にあっては年金支払事由発生日の前日までに到来する年ごとの契約応当日（据置定期年金保険の基本契約に付加された場合に限ります。）、年金支払事由発生日又は年金支払期間内に到来する年ごとの年金支払事由発生日とします。以下この項において同じとします。）において効力を有する特約（年ごとの契約応当日に特約の解除若しくは解約の通知があった特約又は特約保険金額の減額変更の請求があった特約のうち減額部分を除きます。）に限り、その年ごとの契約応当日から、これを積み立てておきます。この場合、会社の定める利率による利息を併せて積み立てておきます。

2 前条の規定により割り当てた契約者配当金のうち、前項の規定に該当しなかった契約者配当金（その事業年度末又は翌事業年度中に保険期間の満了する特約に対して割り当てたもののうち次項第1号の規定に該当したことにより支払うもの、及び翌事業年度中に年金支払事由発生日又は年ごとの年金支払事由発生日が到来する基本契約に対して割り当てたもののうち第5項の規定により年金を積み増すことにより支払うものを除きます。）は、準備金に繰り入れます。

3 次に掲げる事由が生じたとき（終身年金保険等の基本契約に付加されたこの特約にあっては年金支払事由発生前にその事由が生じたときに限ります。）は、保険契約者に、契約者配当金（次に掲げる事由が生じたときまでの間の会社の定める利率による利息を含みます。）を支払います。ただし、第1号又は第2号の場合において基本契約の保険金を支払うときにあっては基本契約に係る保険金受取人に、第4号の場合（第22条第1項第3号の規定による失効の場合に限り）にあってはその失効時における特約保険金受取人に支払います。

(1) この特約の保険期間の満了（職域保険の基本契約に付加された特約にあっては、その保険期間を更新する場合を除きます。）

(2) 被保険者の死亡（夫婦特約にあっては、特約が消滅する場合に限り）

(3) この特約の解除又は解約の通知

(4) この特約の失効（第2号に該当する場合を除き、夫婦特約にあっては、特約が消滅する場合に限り）

(5) 特約保険金額の減額変更の請求

4 前項第5号に掲げる事由が生じたことにより支払う特約契約者配当金の額は、特約保険金額のうち減額した特約保険金額の割合によって計算します。

5 終身年金保険等の基本契約に付加された特約において、その特約が付加された基本契約の年金支払事由発生日又は年金支払期間（継続年金を支払っている保証期間を含みます。）内の年ごとの年金支払事由発生日が到来したときは、特約の契約者配当金（年金支払事由発生日までの間の会社の定める利率による利息を含みます。）を、この特約を付加した基本契約の普通保険約款の定めるところにより年金を積み増すことにより支払われる契約者配当金と合わせて、その基本契約の年金の保険料に充て会社の定めるところによりその年金を積み増すことにより支払います。

第17章 譲渡禁止

（譲渡禁止）

第41条 保険契約者又は特約保険金受取人は、特約保険金、特約の返戻金又は特約契約者配当金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

第18章 控除支払

（控除支払）

第42条 この特約が付加された基本契約において保険金（生存保険金を除きます。）、年金、継続年金、返戻金、契約者配当金（普通保険約款の規定による配当金支払請求に係る契約者配当金を除きます。）若しくは払い戻す基本保険料を支払う場合又は特約の返戻金若しくは特約契約者配当金を支払う場合において、この特約に関し未払特約保険料、第25

条第4項、第26条第5項、第28条第5項又は第32条第5項の規定により会社が返還を受けるべき特約の返戻金（特約の返戻金と同時に支払った特約契約者配当金その他の金額を含みます。）その他会社が弁済を受けるべき金額があるときは、支払金額から差し引きます。

第19章 特約保険金の支払の請求等

（特約保険金の支払の請求等）

第43条 保険契約者又は特約保険金受取人は、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じたときは、遅滞なくその旨を会社に通知してください。

2 保険契約者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人が、特約保険金、特約の返戻金、特約契約者配当金その他この特約に基づく諸支払金（以下「特約保険金等」といいます。）の支払の請求又は特約保険料の払込免除の請求をしようとするときは、会社の定めるところにより、別表第7に定める必要書類を会社に提出して請求してください。

3 特約保険金等は、前項の必要書類が会社の本社に到着した日の翌日から起算して10営業日以内に、会社の本社又は会社の指定した場所で支払います。ただし、事実の確認その他の事由により時日を要するときは、10営業日を過ぎることがあります。

4 会社は、事実の確認をするため、保険契約者、被保険者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人に対し、照会し、又は同意を求めることがあります。この場合において、保険契約者、被保険者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人が会社の照会に対する回答又は同意を正当な理由なく拒んだときは、その回答又はその同意を得て事実を確認するまでは特約保険金等の支払又は特約保険料の払込免除は行いません。

5 保険契約者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人に通知できないときにおいては、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人に到達したものとみなします。

6 会社が支払うべき金額に1円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

（時効）

第44条 特約保険金等の支払又は特約保険料の払込免除を請求する権利は、その特約保険金等の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた日の翌日から起算して5年を経過したときは、時効によって消滅します。

第20章 契約内容の登録

（契約内容の登録）

第45条 会社は、保険契約者及び被保険者の同意を得て、次の事項を社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

(1) 保険契約者並びに被保険者の氏名、生年月日、性別及び住所（市・区・郡までとします。）

(2) 死亡保険金の金額

(3) 特約の契約日（特約の復活が行われた場合は、最後の特約の復活日とします。次項において同じとします。）

(4) 当会社名

2 前項の登録の期間は、特約の契約日から5年以内とします。

3 協会加盟の各生命保険会社及び全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金又は災害死亡保険金のある特約を含みます。以下この条において同じとします。）の申込み（復活、復旧、保険金額の増額又は特約の中途付加の申込みを含みます。）を受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込みがあった場合、前項の規定により連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額又は特約の中途付加の承諾を含みます。以下この条において同じとします。）の判断の参考とすることができるものとします。

5 各生命保険会社等は、特約の契約日（復活、復旧、保険金額の増額又は特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額又は特約の中途付加の日とします。）から5年以内に保険契約について死亡保険金又は高度障害保険金の支払請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金又は高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断又は支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。

7 協会及び各生命保険会社等は、登録又は連絡された内容を他に公開しないものとします。

8 保険契約者又は被保険者は、登録又は連絡された内容について、会社又は協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

9 第3項、第4項及び第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第21章 特則

（中途付加の場合の特則）

第46条 基本契約の締結後に特約を付加した場合、会社は次の時から特約上の責任を負います。

(1) この特約の申込みを承諾した後に第1回特約保険料を受け取った場合 第1回特約保険料を受け取った時

(2) 第1回特約保険料相当額を受け取った後にこの特約の申込みを承諾した場合 第1回特約保険料相当額を受け取った時（この特約と同時に付加する特約（傷害入院特約を除きます。）の告知前に受け取った場合には、その告知の時（夫婦特約の申込みの場合において、主たる被保険者又は配偶者である被保険者の告知前に受け取った場合には、そのいずれか遅い告知の時））

2 基本契約に付加されたこの特約の月ごとの契約応当日が、その基本契約の契約日から起算した1か月ごとの応当日（その月にその応当日がない場合にあっては、その月の末日の翌日。以下この項において「基本契約の月ごとの契約応当日」

といえます。)と異なるときは、その基本契約の月ごとの契約応当日をその基本契約に付加されたこの特約の月ごとの契約応当日とみなします。

- 3 基本契約に付加されたこの特約の年ごとの契約応当日が、その基本契約の契約日から起算した1年ごとの応当日(その年にその応当日がない場合にあっては、その基本契約の契約日の属する月の1年ごとの応当月の末日の翌日。以下この項において「基本契約の年ごとの契約応当日」といいます。)と異なるときは、その基本契約の年ごとの契約応当日をその基本契約に付加されたこの特約の年ごとの契約応当日とみなします。
- 4 この特約を基本契約(保険料の払込方法(回数)を一時払とする即時終身年金保険、据置終身年金保険、即時夫婦年金保険又は据置夫婦年金保険の基本契約及び即時型の年金保険に変更した後の基本契約を除きます。)の締結後に付加する場合にあっては、この特約の契約日における被保険者の年齢は、第30条の規定にかかわらず、基本契約の契約日に被保険者がその基本契約の普通保険約款の規定により算出した基本契約の契約日における年齢に達したものとした場合の年齢に、その基本契約の契約日の属する月の翌月からこの特約の契約日の属する月までの期間を加えて計算します。

(基本契約が職域保険の場合の特則)

- 第47条 職域保険の基本契約の締結後に特約を付加する場合は、その特約の契約日は、職域取扱団体(職域保険普通保険約款の定めるところにより職域取扱いを受ける団体をいいます。以下同じとします。)に係る基本契約の契約応当日(その月にその応当日がない場合にあっては、その月の末日)又は保険期間の更新をする日のいずれかの日(その日が、非営業日に当たるときは翌営業日(その日が翌月となるときはその日の直前の営業日)とすることを要します)。
- 2 職域保険の基本契約に付加されたこの特約の月ごとの契約応当日が当該職域取扱団体に係る基本契約の契約日から起算した1か月ごとの応当日(その月にその応当日がない場合にあっては、その月の末日の翌日。以下この項において「職域取扱団体の月ごとの応当日」といいます。)と異なるときは、その職域取扱団体の月ごとの応当日を職域保険の基本契約に付加されたこの特約の月ごとの契約応当日とみなします。
- 3 前項の場合において、その基本契約に付加されたこの特約の年ごとの契約応当日がその職域取扱団体に係る基本契約の契約日から起算した1年ごとの応当日(その年にその応当日がない場合にあっては、その職域取扱団体に係る基本契約の契約日の属する月の1年ごとの応当月の末日の翌日。以下この項において「職域取扱団体の年ごとの応当日」といいます。)と異なるときは、その職域取扱団体の年ごとの応当日を職域保険の基本契約に付加されたこの特約の年ごとの契約応当日とみなします。
- 4 職域保険の基本契約に付加されたこの特約について、基本保険料の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料があるときは、第5条の規定にかかわらず、職域取扱団体に係る基本保険料と合わせて同一月分を払い込むことを要します。
- 5 職域保険の基本契約に付加された特約にあっては、保険契約者が特約の保険期間の更新をしない旨を会社に通知しない限り、特約の保険期間の満了する日の翌日に保険期間を1年更新します。
- 6 前項の特約の保険期間の更新は、職域保険普通保険約款の定めるところによります。
- 7 第5項の規定により特約の保険期間を更新した特約について、第9条、第10条、第13条、第22条、第26条及び第31条の規定を適用する場合にはこの特約の責任開始時、責任開始の日又は契約日はそれぞれ更新前のこの特約の責任開始時、責任開始の日又は契約日とし、第13条の規定を適用する場合にはこの特約の保険期間は更新前のこの特約の保険期間から継続するものとします。

(中途付加の第1回特約保険料をクレジットカード等により払い込む場合の特則)

- 第48条 基本契約の締結後に特約を付加した場合において、第1回特約保険料(第1回特約保険料相当額を含みます。以下この条において同じとします。)を次の方法により払い込む場合にあっては、次に定める時を第46条の規定に定める第1回特約保険料を受け取った時とします。
- (1) 会社の指定したクレジットカード(以下「クレジットカード」といいます。)により払い込む方法 会社所定の利用票を作成した時
- (2) 会社の指定したキャッシュカード等(以下「デビットカード」といいます。)により金融機関等の口座からの引落とし等によって払い込む方法 会社所定の利用票を作成した時。この場合においては、デビットカードを会社所定の端末機(以下「端末機」といいます。)に読み取らせ、端末機にデビットカードの暗証番号を入力した際に、口座引落確認を表す電文が端末機に表示されることを要します。
- 2 前項の規定にかかわらず、クレジットカードにより第1回特約保険料を払い込む場合において、次のすべてを満たすときは、第1回特約保険料の払込みはなかったものとします。
- (1) 会社がクレジットカード発行会社から第1回特約保険料に相当する金額を受け取ることができないこと
- (2) クレジットカード発行会社がクレジットカードの名義人(クレジットカード発行会社の会員規約等により、そのクレジットカードの使用が認められている者を含みます。)から第1回特約保険料に相当する金額を受け取ることができないこと
- 3 会社は、第1項の規定により払い込まれた第1回特約保険料については、保険契約者からの申出がない限り、領収証を発行しません。

別表第1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(ただし、疾病又は体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症し又はその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とはみなしません。)で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
1 鉄道事故	E 800～E 807
2 自動車交通事故	E 810～E 819
3 自動車非交通事故	E 820～E 825
4 その他の道路交通機関事故	E 826～E 829
5 水上交通機関事故	E 830～E 838

6	航空機及び宇宙交通機関事故	E 840～E 845
7	他に分類されない交通機関事故	E 846～E 848
8	医薬品及び生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬又は薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 850～E 858
9	その他の固体、液体、ガス及び蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂及びグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎並びにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ポツリヌス菌性、その他及び詳細不明の細菌性食中毒）及びアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。	E 860～E 869
10	外科的及び内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 870～E 876
11	患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的及び内科的処置で 処置時事故の記載のないもの ただし、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 878～E 879
12	不慮の墜落	E 880～E 888
13	火災及び火焰による不慮の事故	E 890～E 899
14	自然及び環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E 900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧及び気圧の変化（E 902）」、「旅行及び身体動揺（E 903）」及び「飢餓、渇、不良環境曝露及び放置（E 904）中の飢餓、渇」は除外します。	E 900～E 909
15	溺水、窒息及び異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入又は嚥下による気道閉塞又は窒息（E 911）」、「その他の物体の吸入又は嚥下による気道の閉塞又は窒息（E 912）」は除外します。	E 910～E 915
16	その他の不慮の事故 ただし、「努力過度及び激しい運動（E 927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」及び「その他及び詳細不明の環境的原因及び不慮の事故（E 928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	E 916～E 928
17	医薬品及び生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬又は薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 930～E 949
18	他殺及び他人の加害による損傷	E 960～E 969
19	法的介入 ただし、「処刑（E 978）」は除外します。	E 970～E 978
20	戦争行為による損傷	E 990～E 999

別表第2 身体障害等級表

(1) 身体障害、障害等級及び支払割合は、次のとおりとします。

障害等級	身体障害	支払割合
第1級	1 両眼が失明したもの 2 言語又はそしゃくの機能を全く廃したもの 3 精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4 両上肢を手関節以上で失ったもの 5 1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の用を全く廃したもの 6 両上肢の用を全く廃したもの 7 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの 8 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の用を全く廃したもの 9 1上肢の用を全く廃し、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの 10 1上肢及び1下肢の用を全く廃したもの 11 両下肢を足関節以上で失ったもの 12 1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の用を全く廃したもの 13 両下肢の用を全く廃したもの	100%
第2級	20 両耳の聴力を全く失ったもの 21 言語及びそしゃくの機能に著しい障害を残すもの 22 精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの 23 1上肢を手関節以上で失ったもの 24 1上肢の用を全く廃したもの 25 10手指を失ったもの又はその用を全く廃したもの 26 10手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く廃したもの 27 1下肢を足関節以上で失ったもの 28 1下肢の用を全く廃したもの	70%
第3級	40 両眼の視力の和が0.12以下になったもの 41 1眼が失明したもの 42 両耳の聴力レベルが69デシベル以上89デシベル未満になったもの	50%

	43 言語又はそしゃくの機能に著しい障害を残すもの 44 精神、神経又は胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの 45 脊柱に著しい奇形又は著しい運動障害を残すもの 46 1上肢の3大関節中の2関節の用を全く廃したもの 47 1手の5手指を失ったもの、母指及び示指を失ったもの又は母指若しくは示指を含み3手指若しくは4手指を失ったもの 48 1手の5手指若しくは4手指の用を全く廃したもの又は母指及び示指を含み3手指の用を全く廃したもの 49 1下肢の3大関節中の2関節の用を全く廃したもの 50 10足指を失ったもの又は10足指の用を全く廃したもの 51 10足指のうちその一部を失い、かつ、他の足指の用を全く廃したもの	
第4級	60 両眼に著しい視野狭窄を残すもの又は両眼視において著しく視野が欠損したもの 61 1耳の聴力を全く失ったもの 62 平衡機能に障害を残すもの 63 鼻を欠損し、その機能に障害を残すもの 64 1上肢の3大関節中の2関節以上の機能に著しい障害を残すもの 65 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く廃したもの 66 1上肢に仮関節を残すもの 67 1手の母指若しくは示指を失ったもの、母指若しくは示指を含み2手指を失ったもの又は母指及び示指以外の3手指を失ったもの 68 1手の母指及び示指の用を全く廃したもの又は母指若しくは示指を含み2手指若しくは3手指の用を全く廃したもの 69 1下肢の3大関節中の2関節以上の機能に著しい障害を残すもの 70 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く廃したもの 71 1下肢に仮関節を残すもの 72 1下肢を5cm以上短縮したもの 73 1足の5足指を失ったもの又は5足指の用を全く廃したもの	30%
第5級	80 両眼視において著しい複視が生じるもの 81 鼻の機能に障害を残すもの 82 味覚を全く失ったもの 83 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 84 1手の母指及び示指以外の1手指又は2手指を失ったもの 85 1手の母指若しくは示指の用を全く廃したもの又は母指及び示指以外の2手指若しくは3手指の用を全く廃したもの 86 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 87 1下肢を3cm以上短縮したもの 88 1足の第1足指又は他の4足指を失ったもの 89 1足の第1足指を含み3足指又は4足指の用を全く廃したもの	10%

備考

1 身体障害

この表に掲げる身体障害は、いずれも、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。

2 眼の障害

ア 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式視力表により行います。

イ 「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。

ウ 「著しい視野狭窄を残すもの」とは、視野の角度が10度以内になったものをいいます。

エ 「著しく視野を欠損したもの」とは、両眼視において視野の8方向の角度の合計が正常両眼視において視野のその合計の50パーセント以下になったものをいいます。

オ 「著しい複視が生じるもの」とは正面視において複視が生じるものをいいます。

3 耳の障害

ア 聴力はオージオメーターによって測定するものとします。

イ 「聴力を全く失ったもの」とは、聴力レベルが89デシベル以上になったものをいいます。

ウ 「平衡機能に障害を残すもの」とは、内耳の損傷による平衡機能障害のため、開眼して直線を歩行中10m以内に転倒し、又は著しくよろめいて歩行を中断せざるを得ないものをいいます。

4 鼻の障害

ア 「鼻を欠損したもの」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損したものをいいます。

イ 「鼻の機能に障害を残すもの」とは、両側の鼻呼吸に障害を生じ、又は両側のきゅう覚を脱失したものをいいます。

5 言語、そしゃく、味覚の障害

ア 「言語の機能を全く廃したもの」とは、音声又は言語をそう失ったものをいいます。

イ 「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声又は言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。

ウ 「そしゃくの機能を全く廃したもの」とは、流動食以外のものはとることができないものをいいます。

エ 「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食又はこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。

オ 「味覚を全く失ったもの」とは、試験紙及び薬物による検査結果が無反応であるものをいいます。

6 精神、神経、胸腹部臓器の障害

ア 「精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」とは、脳、神経又は胸腹部臓器に器質的又は機能的障害が存在し、このため、日常生活動作に常に他人の介護を要するものをいいます。

イ 「精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、脳、神経又は胸腹部臓器に器質的又は機能的障害が存在し、このため、日常生活動作の範囲が家庭内に限られるものをいいます。

ウ 「精神、神経又は胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの」とは、脳、神経又は胸腹部臓器に器質的又は機能的障害が存在し、このため、軽易な労務以外の労務に就くことができないもの、又はこれに準じる程度に社会の日常生活動作が制限されるものをいいます。

7 脊柱の障害

ア 「脊柱に著しい奇形を残すもの」とは、通常の衣服を着ても外部から脊柱の奇形が明らかに分かる程度以上のものをいいます。

イ 「脊柱に著しい運動障害を残すもの」とは、脊柱の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。

8 上肢の障害

ア 「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、又は上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。

イ 「上肢の用を全く廃したもの」とは、3大関節（肩関節、肘関節及び手関節をいいます。）全部の用を全く廃したもの、又はその一部を失ったものをいいます。

ウ 「関節の用を全く廃したもの」とは、関節が強直し、又は拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。

エ 「関節の機能に著しい障害を残すもの」とは、関節が強直し、又は拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。

オ 「仮関節を残すもの」とは、上腕骨に仮関節を残すもの又は前腕骨の橈骨と尺骨の両方に仮関節を残すものをいいます。

9 手指の障害

ア 「手指を失ったもの」とは、母指にあっては指節間関節以上、その他の手指にあっては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

イ 「手指の用を全く廃したもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったもの又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。

10 下肢の障害

ア 「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、又は下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。

イ 「下肢の用を全く廃したもの」とは、3大関節（股関節、膝関節及び足関節をいいます。）全部の用を全く廃したもの、又はその一部を失ったものをいいます。

ウ 「関節の用を全く廃したもの」とは、上肢の場合と同様とします。

エ 「関節の機能に著しい障害を残すもの」とは、上肢の場合と同様とします。

オ 「仮関節を残すもの」とは、大腿骨又は脛骨に仮関節を残すものをいいます。

カ 下肢の短縮は、腸骨前上棘と内くるぶし下端との距離を測り、健側の下肢のそれと比較して、短縮の長さを算出するものとします。

11 足指の障害

ア 「足指を失ったもの」とは、足指を基節の2分の1以上で失ったものをいいます。

イ 「足指の用を全く廃したもの」とは、第1足指にあっては、末節の2分の1以上を失ったもの又は中足指節間関節若しくは指節間関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいい、その他の足指にあっては、遠位指節間関節以上を失ったもの又は足指の中足指節間関節若しくは近位指節間関節に完全強直若しくは完全拘縮を残すものをいいます。

(2) 前号の表に掲げる身体障害のうち、第1級の4から13まで、第2級の25及び26並びに第3級の50及び51の身体障害は、1の不慮の事故によるものであって、当該傷害が生じた身体の同一部位に既に存する同号の表に掲げる身体障害に加重して生じたものでないものに限り、加算率を算出するものとします。

(3) 第1号の表に掲げる支払割合は、手指の障害にあっては通算して70%、足指の障害にあっては通算して50%をもって限度とします。

(4) 第1号の表に掲げる身体障害のうち、第1級の3、第2級の22及び第3級の44の身体障害は、これらの身体障害以外の同号の表に掲げる身体障害に該当するものを含まないものとします。

別表第3 特定要介護状態

特定要介護状態とは、常時の介護を要する次のいずれかの身体障害の状態をいいます。

(1) 日常生活において常時寝たきりの状態であり、日常生活動作が次のアに該当し、かつ、イからオまでのうちいずれか3つ以上に該当する状態

ア 歩行できない

イ 排泄便の後始末が自分ではできない

ウ 食事が自分ではできない

エ 衣服の着脱が自分ではできない

オ 入浴が自分ではできない

備考

1 「歩行できない」とは、杖、装具等の使用及び他人の介助によっても歩行できず、常時ベッド周辺の生活であ

ることをいいます。

- 2 「排便の後始末が自分ではできない」とは、自分で大小便の排せつ後のふきとり始末ができないため、他人の介助を要することをいいます。
- 3 「食事が自分ではできない」とは、食器類又は食物を選定、工夫しても、自分で食事ができないため、他人の介助を要することをいいます。
- 4 「衣服の着脱が自分ではできない」とは、衣服等を工夫しても、自分で衣服の着脱ができないため、他人の介助を要することをいいます。
- 5 「入浴が自分ではできない」とは、浴槽等を工夫しても、自分で浴槽の出入り又は体の洗い流しができないため、他人の介助を要することをいいます。

(2) 医師により器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態で、次の見当識障害のいずれかに該当する状態

- ア 時間の見当識障害が常時あること。
イ 場所の見当識障害があること。
ウ 人の見当識障害があること。

備考

- 1 「医師により器質性認知症と診断確定されている」とは、次の(1)及び(2)のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格を持つ者により診断確定された場合をいいます。
 - (1) 脳内に後天的に起こった器質的な病変あるいは損傷を有すること
 - (2) 正常に成熟した脳が、(1)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
- 2 前1の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」及び「器質的障害」とは、次のとおりとします。
 - (1) 「器質性認知症」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」（昭和54年版）に記載された分類項目中、次の基本分類番号に規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類番号
老年痴呆、単純型	290.0
初老期痴呆	290.1
老年痴呆、抑うつ型及び妄想型	290.2
急性錯乱状態を伴う老年痴呆	290.3
動脈硬化性痴呆	290.4
他に分類された状態における痴呆	294.1

昭和54年版以後の厚生省（平成13年1月6日以降は厚生労働省）大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

- (2) 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因又は障害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。
- 3 「意識障害」とは、周囲に対して適切な注意を払い、外部からの刺激を的確に受け取り、対象を認知する能力に障害が生じていることをいいます。
- 4 「時間の見当識障害」とは、季節又は朝、昼及び夜が分からないことをいいます。
- 5 「場所の見当識障害」とは、現在自分が住んでいる場所又は現在自分がいる場所が分からないことをいいます。
- 6 「人の見当識障害」とは、日頃接している家族又は日頃接している周囲の人間が分からないことをいいます。

別表第4 薬物依存

「薬物依存」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の分類番号304に規定された内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬又は幻覚薬等を含みます。

別表第5 加重障害における傷害保険金額

- (1) 1の不慮の事故により身体の一部位に生じた2以上の身体障害があるときにおける傷害保険金額は、これらの身体障害が該当する障害等級のうち最も上位のもの（これらの身体障害が該当する障害等級が同一のときは、その障害等級）に応ずる支払割合を特約保険金額に乗じて得た額とします。
- (2) 不慮の事故により身体障害が身体の一部位に既に存する身体障害に加重して生じたものであるときにおける傷害保険金額は、加重の結果生じた身体障害の状態に応ずる傷害保険金額から既に存する身体障害について傷害保険金を支払うこととした場合に支払うべき傷害保険金額を差し引いた額とします。
- (3) 前号の場合において、既に存する身体障害若しくは加重の結果生じた身体障害が2以上あるときは、同号に規定する既に存する身体障害若しくは加重の結果生じた身体障害の状態に応ずる傷害保険金額については、第1号により計算します。
- (4) 第1号及び第2号の身体の一部位は、次のとおりとします。
 - ア 1上肢については、肩関節以下を同一部位とします。
 - イ 1下肢については、股関節以下を同一部位とします。
 - ウ 眼については、両眼を同一部位とします。
 - エ 耳については、両耳を同一部位とします。
 - オ 身体障害等級表に定める第1級の2、第2級の21、第3級の43及び第5級の82の身体障害については、口及び咽喉を同一部位とします。
 - カ 身体障害等級表に定める第1級の3、第2級の22及び第3級の44の身体障害については、精神、神経及び胸腹部臓器を同一部位とします。

別表第6 基本契約の変更に伴う特約の変更

- (1) 第25条の規定によるこの特約の変更をすることとなる事由は、次のとおりとします。

- ア 年齢の誤りの処理により基本契約の保険期間又は保険料払込期間の終期が変更されたとき。
- イ 年齢又は性別の誤りの処理により基本契約の保険金額（年金保険の基本契約にあっては、年金額）が減額更正されたとき。
- ウ 保険料払済契約への変更があったとき。
- エ 基本契約の保険期間又は保険料払込期間が短縮されたとき。
- オ 基本契約において、年金支払事由発生日を繰り上げる契約変更があったとき。
- カ 基本契約において、年金支払事由発生日を繰り下げる契約変更があったとき。
- キ 据置定期年金保険の基本契約において、年金支払期間を延長する契約変更があったとき。
- ク 即時型の年金保険への変更があったとき。
- ケ 夫婦特約が付加された夫婦保険又は夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約において、主たる被保険者が死亡した場合（その者に係る保険金が支払免責になる場合に限りです。）において基本契約の保険金額又は年金額が減額されたとき。
- コ アからケまでのほか、基本契約の保険金額又は年金額（育英年金額を除きます。）が減額されたとき。
- (2) 基本契約について、前号ウの事由が生じたときは、この特約についても保険料払済契約に変更します。この場合においては、その基本契約に付加されたこの特約についてまだ払い込んでいない特約保険料は払い込むことを要しません。
- (3) 基本契約について、第1号エからクまでのいずれかの事由が生じたときは、この特約の保険期間又は保険料払込期間の終期もその基本契約の保険期間（年金保険の基本契約にあっては、年金支払期間）又は保険料払込期間の終期と同一の時期に変更されたものとします。この場合において、同号クの事由が生じたときは、その基本契約に付加されたこの特約についてまだ払い込んでいない特約保険料は払い込むことを要しません。
- (4) 基本契約について、第1号に掲げる事由が生じたときは、会社の定めるところにより、特約保険料額又は特約保険金額を更正又は減額します。

別表第7 必要書類

- (1) 特約保険金等の支払の請求その他この特約に基づく請求等に必要な書類は、次の表に掲げるものとします。

ア 特約保険金の支払請求

項目	提出する者	必要書類
死亡保険金の支払（第13条関係）	特約死亡保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 3 保険契約者及び被保険者が職域である団体、職域取扱団体に係る構成員又はその退職者等であることを証明するに足る書類（職域保険の基本契約に付加された特約に限りです。） 4 主たる被保険者及び配偶者である被保険者の婚姻関係を証明するに足る書類（夫婦特約に限りです。） 5 会社所定の医師の死亡証明書 6 被保険者の死亡が不慮の事故によるものであることを証明するに足る書類 7 特約死亡保険金受取人の戸籍抄本 8 特約死亡保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 9 保険証券
傷害保険金の支払（第13条関係）	特約保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3 保険契約者及び被保険者が職域である団体、職域取扱団体に係る構成員又はその退職者等であることを証明するに足る書類（職域保険の基本契約に付加された特約に限りです。） 4 主たる被保険者及び配偶者である被保険者の婚姻関係を証明するに足る書類（夫婦特約に限りです。） 5 会社所定の医師の診断書 6 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明するに足る書類 7 特約保険金受取人の戸籍抄本 8 特約保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 9 保険証券

イ 特約保険料の払込免除

項目	提出する者	必要書類
身体障害による特約保険料の払込免除（第10条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明するに足る書類 5 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6 保険証券
夫婦特約における主たる被保険者の死亡等に	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証

よる特約保険料の払込免除（第11条関係）		3 会社所定の医師の死亡証明書又は会社所定の医師の診断書 4 傷害によるものであるときは、保険期間内にその傷害を受けたものであることを証明するに足る書類 5 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6 保険証券
介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約の特約保険料の払込免除（第12条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明するに足る書類 5 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6 保険証券

ウ 特約の返戻金の支払請求

項目	提出する者	必要書類
解除若しくは解約又は失効（第22条第2項第5号の規定による失効を除きます。）による特約の返戻金の支払（第22条、第33条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
第22条第2項第5号の失効による特約の返戻金の支払（第22条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 配偶者である被保険者の資格喪失の事実及びその年月日を証明するに足る書類 3 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 4 保険証券
被保険者の死亡（第33条に該当する場合に限ります。）による特約の返戻金の支払（第33条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 3 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 4 保険証券

エ その他

項目	提出する者	必要書類
前納払込みの取消し（第7条関係）	保険契約者又は基本契約に係る保険金受取人	1 その旨を記載した請求書 2 保険契約者又は基本契約に係る保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
未経過期間に対する特約保険料の払戻し（第8条関係）	保険契約者又は基本契約に係る保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 保険契約者又は基本契約に係る保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
特約死亡保険金受取人の代表者の指定（その変更を含む。）（第23条関係）	特約死亡保険金受取人	1 会社所定の通知書 2 特約死亡保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
特約死亡保険金受取人の指定又はその変更（第24条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
特約の変更（第26条、第28条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
特約の解約（第32条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
無効保険料の払戻し（第34条関係）	保険契約者	1 その旨を記載した請求書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
特約の復活（第35条関係）	保険契約者	1 会社所定の申込書 2 保険証券
特約契約者配当金の支払（第40条関係）	保険契約者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 保険契約者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券

(2) 会社は、前号の書類が基本契約の締結時に既に提出されている場合その他会社が定める場合には、同号の規定にかかわらず、同号の書類の一部の省略又はこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、同号の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

- (3) 官公署、会社、工場、組合等の団体を保険契約者及び特約死亡保険金受取人とし、その団体から給与等の支払を受ける従業員を被保険者とする特約の場合、保険契約者である団体がこの特約の特約保険金の全部又はその相当部分を遺族補償規定等に基づく死亡退職金又は弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者又は死亡退職金等の受給者に支払うときは、その特約保険金の支払請求の際、次のア及びイの書類の提出も必要とします。
- ア 被保険者又は死亡退職金等の受給者の請求内容確認書（死亡退職金等の受給者が2人以上である場合には、そのうち1人からの提出で足りるものとします。）
- イ 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

介護特約条項

(平成19年10月1日制定)

(平成21年4月1日改正)

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 特約の責任開始（第3条）
- 第3章 特約保険料の払込み（第4条―第8条）
- 第4章 特約保険料の払込免除（第9条―第13条）
- 第5章 特約保険金の支払（第14条―第19条）
- 第6章 告知義務及び告知義務違反等による特約の解除（第20条―第25条）
- 第7章 特約の無効（第26条・第27条）
- 第8章 特約の失効（第28条）
- 第9章 保険契約者又は特約死亡保険金受取人の代表者（第29条）
- 第10章 特約の契約関係者の異動（第30条）
- 第11章 特約の変更（第31条―第35条）
- 第12章 加入年齢の計算及び年齢又は性別の誤りの処理（第36条・第37条）
- 第13章 特約の解約（第38条）
- 第14章 特約の返戻金の支払及び無効保険料の払戻し（第39条・第40条）
- 第15章 特約の復活（第41条―第44条）
- 第16章 特約契約者配当（第45条・第46条）
- 第17章 譲渡禁止（第47条）
- 第18章 控除支払（第48条）
- 第19章 特約保険金の支払の請求等（第49条・第50条）
- 第20章 契約内容の登録（第51条）
- 第21章 特則（第52条・第53条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この特約条項は、介護特約について定め、介護特約は、被保険者が疾病にかかったとき又は不慮の事故により傷害を受けたときは、その疾病又は傷害を直接の原因とする特定要介護状態の一定の期間の継続に対し、介護保険金の支払をするほか、その傷害を直接の原因とする死亡又は特定の身体障害に対し、それぞれ死亡保険金又は傷害保険金の支払をするものとします。

（特約の付加）

第2条 この特約は、基本契約の締結の際に又はその締結後に、会社の定めるところにより、基本契約に付加することができるものとします。

第2章 特約の責任開始

（特約の責任開始）

第3条 基本契約の締結の際に付加した特約の責任開始時は、この特約が付加された基本契約の責任開始時と同一とします。

2 前項の会社の責任開始の日をこの特約の契約日とします。

3 この特約の保険期間は、前項の特約の契約日から起算し、この特約が付加された基本契約に係る保険期間の終期までとします。

4 この特約の申込みを承諾したときは、保険証券を保険契約者に交付します。この場合においては、保険証券の交付をもって承諾の通知に代えます。

第3章 特約保険料の払込み

（基本保険料の払込みを要する場合の特約保険料の払込み）

第4条 特約保険料は、この特約が付加された基本契約の保険料（以下「基本保険料」といいます。）の払込みを要する場合においては、基本保険料の払込方法（経路）に従い、基本保険料と合わせてこれと同一月分を払い込むことを要します。

2 特約保険料の払込時期及び猶予期間は、基本保険料の払込時期及び猶予期間と同一とします。

（基本保険料の払込みを要しない場合の特約保険料の払込み）

第5条 基本保険料の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料があるときは、保険契約者は、会社の定めるところにより、その基本契約の普通保険約款の定める保険料の払込方法（経路）を選択することができます。この場合において、保険契約者による払込方法（経路）の変更及び会社による払込方法（経路）の変更については、普通保険約款の定めるところによります。

2 前項の場合において、基本契約に複数の特約が付加されているときは、保険契約者は、それらの特約について、同一の払込方法（経路）を選択することを要します。この場合においては、それらの特約については、同一月分の特約保険料を合わせて払い込むことを要します。

3 前2項の特約保険料は、1年分以上（1年に満たない月数分の特約保険料を払い込むことによって特約保険料の払込みを要しないこととなる特約にあっては、その月数分）を前納することを要します。

（特約保険料の振替貸付）

第6条 基本保険料について保険料に振り替えることを目的とする貸付けをしたときは、その貸付けをした基本保険料と同一月分の特約保険料についても、基本契約の普通保険約款の定めるところにより、保険料に振り替えることを目的と

する貸付けをします。

(特約保険料の前納払込み)

第7条 保険契約者は、会社の定めるところにより、特約保険料の全部又は一部を前納することができます。この場合には、会社の定める利率で特約保険料を割り引きます。

2 前項の規定により前納された特約保険料は、会社の定める利率による利息を付けて積み立てておき、月ごとの契約応当日（特約の契約日から起算した1か月ごとの応当日（その月にその応当日がない場合にあっては、その月の末日の翌日）をいいます。以下同じとします。）ごとに特約保険料の払込みに充当します。

3 特約保険料が前納された期間が満了した場合において、前納された特約保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者（基本契約の死亡保険金と同時に支払う場合にあっては、基本契約に係る死亡保険金受取人）に払い戻します。

4 第1項の規定により特約保険料の前納払込みをした場合において、保険契約者は、やむを得ない事由があるときは、特約保険料の前納払込みの取消しを請求することができます。この場合において、会社がその請求を認めたときは、会社の定めるところにより、その取消しをした期間に対する特約保険料を保険契約者に払い戻します。

5 保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第7に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

(未経過期間に対する特約保険料の払戻し)

第8条 特約保険料を払い込んだ後、次に掲げる事由が生じたことにより、その直後の月ごとの契約応当日以降の期間に係る特約保険料の全部又は一部について払込みを要しないこととなったときは、会社の定めるところにより、その払込みを要しないこととなった期間に対する特約保険料を保険契約者に払い戻します。

(1) 特約の消滅

(2) 特約保険料の払込免除

(3) 特約の保険料払込期間の短縮

(4) 特約保険料額の減額

(5) 特約の保険料払済契約への変更

2 前項の場合において、払い戻す特約保険料は、基本契約の死亡保険金と同時に支払う場合にあっては、同項の規定にかかわらず、基本契約に係る死亡保険金受取人に払い戻します。ただし、保険契約者がその特約保険料を受け取る旨の意思表示をしたときは、これを保険契約者に払い戻します。

第4章 特約保険料の払込免除

(基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除)

第9条 基本保険料が払込免除（特定要介護状態による保険料の払込免除を除きます。）とされたときは、この特約の将来の特約保険料を払込免除とします。ただし、基本保険料が払込免除となった直接の原因が、この特約の責任開始時に生じたものであるとき、又はこの特約の失効後その復活までに被保険者がかかった疾病又は不慮の事故（別表第1に定めるものをいいます。以下同じとします。）により受けた傷害であるときは、特約保険料を払込免除としません。

(身体障害による特約保険料の払込免除)

第10条 基本保険料の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料がある場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後に不慮の事故により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に別表第2の身体障害等級表に掲げる第1級、第2級又は第3級の身体障害の状態になったときは、将来の特約保険料を払込免除とします。

2 前項の規定は、被保険者が次のいずれかにより同項に規定する身体障害の状態になった場合、又は同項に規定する傷害がこの特約の失効後その復活までに被保険者が不慮の事故により受けたものである場合には、適用しません。

(1) 保険契約者、被保険者又は基本契約において保険契約者が指定した死亡保険金受取人の故意又は重大な過失

(2) 被保険者の犯罪行為

(3) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故

(4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故

(5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故

(6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故

3 被保険者が次のいずれかにより第1項に規定する身体障害の状態になった場合で、その原因により当該身体障害の状態になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部又は一部について払込免除としないことがあります。

(1) 地震、噴火又は津波

(2) 戦争その他の変乱

(重度障害による特約保険料の払込免除)

第11条 基本保険料の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料がある場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後においてかかった疾病又は不慮の事故により受けた傷害により別表第2の身体障害等級表に掲げる第1級の身体障害状態（以下「重度障害の状態」といいます。）になったときは、将来の特約保険料を払込免除とします。

(特定要介護状態による特約保険料の払込免除)

第12条 被保険者がこの特約の責任開始時以後に疾病にかかり、又は不慮の事故により傷害を受け、その疾病又は傷害を直接の原因として特定要介護状態（別表第3に定めるものをいいます。以下同じとします。）になり、かつ、その特定要介護状態になった日から起算して特定要介護状態がこの特約の保険期間中に180日以上継続したときは、その特定要介護状態になった日以後の特約保険料を払込免除とします。

第13条 前2条の規定は、被保険者が次のいずれかにより重度障害の状態になった場合若しくは特定要介護状態が180日以上継続した場合又は前2条の疾病若しくは傷害が、この特約の失効後復活までの間にかかった若しくは不慮の事故により受けたものである場合には、適用しません。

(1) 保険契約者、被保険者又は基本契約において保険契約者が指定した死亡保険金受取人の故意又は重大な過失

(2) 被保険者の犯罪行為

(3) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故

- (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 (7) 被保険者の薬物依存（別表第4に定めるものをいいます。以下同じとします。）（前条の場合に限ります。）
- 2 この特約がその復活に係る責任開始の日から起算して2年以上継続した場合（第21条の規定により会社がこの特約の解除をすることができる場合には、同条の規定によりその解除権が消滅した場合に限ります。）において、被保険者がこの特約の失効後その復活までにかかった疾病を直接の原因として介護保険金の支払事由が発生したときは、前項の規定にかかわらず、前条の規定を適用します。
- 3 被保険者が次のいずれかにより重度障害の状態になった場合又は特定要介護状態が180日以上継続した場合で、その原因により重度障害の状態になった又は特定要介護状態が180日以上継続した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部又は一部について払込免除としないことがあります。
- (1) 地震、噴火又は津波
 (2) 戦争その他の変乱

第5章 特約保険金の支払

（特約保険金の支払）

第14条 この特約の特約保険金の支払については、次のとおりとします。

保険金	支払事由	支払額	特約保険金受取人
死亡保険金	被保険者がこの特約の責任開始時以後（この特約の保険期間中に限ります。）に不慮の事故により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡したとき	特約保険金額に相当する金額	特約死亡保険金受取人
傷害保険金	1 被保険者がこの特約の責任開始時以後（この特約の保険期間中に限ります。）に不慮の事故により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に別表第2の身体障害等級表に掲げる身体障害の状態になったとき。ただし、被保険者がその事故の日から起算して4日以内に死亡したときは、傷害保険金を支払いません。 2 前1の場合において、1の不慮の事故により身体の同一部位に生じた2以上の身体障害があるとき又は身体障害が身体の同一部位に既に存する身体障害に加重して生じたものであるときは、別表第5に定めるところにより、傷害保険金を支払います。	特約保険金額に別表第2の身体障害等級表に掲げる身体障害の状態に応じ同表において定める支払割合を乗じて得た金額	被保険者
介護保険金	被保険者がこの特約の責任開始時以後（この特約の保険期間中に限ります。）に疾病にかかり、又は不慮の事故により傷害を受け、その疾病又は傷害を直接の原因として次のいずれかに該当することとなったとき (1) 被保険者がこの特約の責任開始時以後に特定要介護状態になり、かつ、その特定要介護状態になった日から起算して特定要介護状態がこの特約の保険期間中に180日継続したとき、及びその特定要介護状態に係る介護保険金の支払事由が発生した日から起算して1年ごとのその日に応当する日において、特定要介護状態がなお継続しているとき（この特約の保険期間中に限ります。） (2) 介護保険金の支払事由に該当した被保険者が特定要介護状態でなくなり、その後この特約の保険期間中に新たに特定要介護状態になった場合にあっては、その直前の介護保険金の支払事由が発生した日から起算して1年を経過した後において、新たに特定要介護状態になった日から起算して、特定要介護状態がこの特約の保険期間中に180日継続したことになるとき、及びその特定要介護状態に係る介護保険金の支払事由が発生した日から起算して1年ごとのその日に応当する日に	特約保険金額の10%に相当する金額	被保険者

	において、特定要介護状態がなお継続しているとき（この特約の保険期間中に限ります。）	
--	---	--

（特約保険金の支払限度）

第15条 特約保険金の支払額は、通算して、特約保険金額をもって限度とします。

（死亡保険金等の支払免責等）

第16条 被保険者が次のいずれかにより第14条に規定する死亡保険金又は傷害保険金の支払事由に該当した場合には、その死亡保険金又は傷害保険金を支払いません。

- (1) 保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失
- (2) 基本契約において指定された死亡保険金受取人の故意又は重大な過失（死亡保険金の支払事由に限ります。）。ただし、その者が死亡保険金の一部を受け取るべき場合には、保険契約者の指定した他の死亡保険金受取人にその残額を支払います。
- (3) 被保険者の犯罪行為
- (4) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
- (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故

2 被保険者が次のいずれかにより第14条に規定する死亡保険金又は傷害保険金の支払事由に該当した場合で、その原因によりその死亡保険金又は傷害保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金又は傷害保険金を削減して支払い、又はその支払をしないことがあります。

- (1) 地震、噴火又は津波
- (2) 戦争その他の変乱

（介護保険金の支払免責等）

第17条 被保険者が次のいずれかにより第14条に規定する介護保険金の支払事由に該当した場合には、その介護保険金を支払いません。

- (1) 保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失
- (2) 被保険者の犯罪行為
- (3) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
- (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- (7) 被保険者の薬物依存

2 被保険者が次のいずれかにより第14条に規定する介護保険金の支払事由に該当した場合で、その原因によりその介護保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、介護保険金を削減して支払うことがあります。

- (1) 地震、噴火又は津波
- (2) 戦争その他の変乱

（保険事故の特例）

第18条 この特約がその責任開始の日から起算して2年以上継続した場合（第21条の規定により会社がこの特約の解除をすることができる場合には、同条の規定によりその解除権が消滅した場合に限ります。）において、被保険者がこの特約の責任開始時前にかかった疾病を直接の原因として、特約保険金の支払事由が発生したときは、当該疾病を被保険者がこの特約の責任開始時以後にかかったものとみなして、第12条又は第14条の表の介護保険金の支払事由の欄の規定を適用します。

（特約死亡保険金受取人）

第19条 特約死亡保険金受取人は、被保険者が不慮の事故により傷害を受けた時に死亡したとした場合のこの特約が付加された基本契約において死亡保険金受取人となるべき者とします。

第6章 告知義務及び告知義務違反等による特約の解除

（告知義務）

第20条 保険契約者又は被保険者は、この特約の締結又は復活の際、会社所定の質問表に掲げる質問事項について答えることを要します。

（告知義務違反による特約の解除）

第21条 保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表に掲げる質問事項について悪意又は重大な過失によって事実を告げず、又は真実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。ただし、会社がその事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったときは、この特約を解除することができません。

2 前項の解除権は、会社が解除の原因を知った時から1か月間これを行わないときは消滅します。この特約がその責任開始の日（復活した特約にあっては、その復活に係る責任開始の日）から起算して2年以上継続したとき（その期間内に特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた場合において、その特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由について同項の解除の原因たる事実の存するときは除きます。）も、同様とします。

（解除の効果）

第22条 会社は、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後、その特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由について前条第1項の解除の原因たる事実の存することにより会社がこの特約を解除した場合においても、その特約保険金（その特約保険金の支払事由が発生した後この特約の解除までに発生した特約保険金の支払事由がある場合には、その特約保険金を含みます。以下この条において同じとしま

す。)を支払わず、又は特約保険料を払込免除としません。また、会社は、既にその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求し、既に特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。ただし、保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人において、その特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由の発生の原因が当該解除の原因たる事実に基づかないことを証明したときは、その特約保険金を支払い、又は特約保険料を払込免除とします。

(解除の相手方)

第23条 第21条の規定による特約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。

- 2 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、特約保険金受取人又はそれらの法定代理人に通知します。
- 3 第21条第2項に規定する1か月の期間は、保険契約者若しくはその法定代理人又は前項の場合における被保険者、特約保険金受取人若しくはそれらの法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときは、これらの者の所在が知れた時から起算します。

(重大事由による特約の解除)

第24条 会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人が特約保険金(特約保険料の払込免除を含みます。また、他の保険契約の保険金を含み、保険種類及び保険金の名称の如何を問いません。以下この項において同じとします。)を詐取する目的又は他人に特約保険金を詐取させる目的で保険事故を招致(未遂を含みます。)した場合。
- (2) 特約保険金の請求に關し、特約保険金受取人に詐欺行為があった場合。
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合。
- (4) その他この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合。
- 2 会社は、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後、前項の解除の原因たる事実の存することにより会社がこの特約を解除した場合においても、その特約保険金を支払わず、又は特約保険料を払込免除としません。また、会社は、既にその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求し、既に特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。
- 3 第1項の規定によるこの特約の解除については、前条第1項及び第2項の規定を準用します。

(加入限度額超過による特約の解除)

- 第25条 会社は、この特約の特約保険金額が、加入限度額(郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者1人当たりの特約保険金額をいいます。以下同じとします。)を超える場合(他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。)には、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- 2 会社は、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後、前項の解除の原因たる事実の存することにより会社がこの特約を解除した場合においても、その特約保険金を支払わず、又は特約保険料を払込免除としません。また、会社は、既にその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求し、既に特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。
- 3 第1項の規定によるこの特約の解除については、第23条第1項及び第2項の規定を準用します。

第7章 特約の無効

(詐欺による特約の無効)

第26条 保険契約者又は被保険者の詐欺により特約の締結又は復活が行われたときは、その特約又は復活は、無効とします。

(不法取得目的による特約の無効)

第27条 保険契約者が特約保険金(特約保険料の払込免除を含みます。以下この条において同じとします。)を不法に取得する目的又は他人に特約保険金を不法に取得させる目的をもって、この特約の締結又は復活を行ったときは、その特約又は復活は、無効とします。

第8章 特約の失効

(特約の失効)

第28条 この特約は、次のいずれかに該当する場合には、その効力を失います。

- (1) 基本契約がその効力を失ったとき。
- (2) 保険契約者が特約保険料を払い込まないで特約保険料の猶予期間を経過したとき。
- (3) 特約保険金の支払額が特約保険金額の支払額の限度に達したとき。
- (4) 第31条の規定により特約保険金額が更正された場合(年齢又は性別の誤りの処理及び貸付金の弁済に代える保険金額の減額に伴うものを除きます。)において、更正後の特約保険金額がこの特約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき。

第9章 保険契約者又は特約死亡保険金受取人の代表者

(保険契約者又は特約死亡保険金受取人の代表者)

第29条 この特約が付加された基本契約において保険契約者の代表者となった者は、この特約においても他の保険契約者を代理するものとします。

- 2 この特約について特約死亡保険金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を指定してください。この場合には、その代表者は、他の特約死亡保険金受取人を代理するものとします。
- 3 前項の場合において、この特約の特約死亡保険金受取人がこの特約が付加された基本契約の死亡保険金受取人と同じ者となる場合にあっては、その基本契約について死亡保険金受取人の代表者となった者は、この特約においても特約死亡保険金受取人の代表者となるものとします。

- 4 第2項の場合において、特約死亡保険金受取人が同項の指定（その変更を含みます。）をしようとするときは、別表第7に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
- 5 第1項又は第2項の代表者が定まらないとき、又はその所在が不明であるときは、この特約について保険契約者又は特約死亡保険金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても、その効力を有します。
- 6 この特約について保険契約者が2人以上あるときは、この特約に関する未払特約保険料その他会社に弁済すべき債務は、連帯とします。

第10章 特約の契約関係者の異動

（特約の保険契約者の変更）

第30条 この特約が付加された基本契約において保険契約者の基本契約による権利義務を承継した者は、この特約による保険契約者の権利義務も承継するものとします。

第11章 特約の変更

（基本契約の変更に伴う特約の変更）

第31条 別表第6の定めるところにより、この特約が付加された基本契約について一定の事由が生じたときは、特約の変更をします。

- 2 前項の場合において、既に払い込んだ特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、保険契約者に払い戻します。
- 3 第1項の規定による特約の変更は、別表第6に定める一定の事由に係る基本契約の変更の効力が発生したときに、その変更の効力を生じます。
- 4 前項の規定により第1項の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還することを要します。

（特約保険金額の減額変更）

第32条 保険契約者は、特約保険金額を減額するための変更を請求することができます。ただし、次に掲げる場合には、その変更を請求することはできません。

- (1) この特約の契約日（復活した特約にあっては、その復活日（第43条に定める復活日をいいます。以下同じとします。））から起算して2年を経過していないとき。
 - (2) 特約保険金額の減額変更後2年を経過していないとき。
 - (3) 特約保険料が払込免除とされているとき。
 - (4) この特約の残存保険料払込期間が1年に満たないとき。
 - (5) 減額後の特約保険金額がこの特約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき。
 - (6) 減額後の特約保険金額が10万円の倍数でないとき。
- 2 保険契約者が第1項の請求をしようとするときは、別表第7に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
- 3 第1項本文の場合においては、会社の定めるところにより、特約保険料額を更正します。
- 4 第1項の変更は、月ごとの契約応当日に変更の請求があった場合にあってはその時に、月ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があった場合にあっては直後の月ごとの契約応当日にその効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があった場合において、その請求直後の月ごとの契約応当日の前日までに特約保険料が払込免除となったときは、その変更の効力は、生じないものとします。
- 5 前項本文の規定により第1項の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合又は前項ただし書の場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還することを要します。

（特約保険金の支払額通算の特則）

第33条 前2条の規定により、特約保険金額が更正された場合において、特約保険金額の更正前に既に支払った又は支払うべき特約保険金がある場合には、第15条の規定による特約保険金の支払額を通算するときは、特約保険金の額は、変更前の特約保険金額に対する変更後の特約保険金額の割合により更正されたものとします。

（特約の種類の変更）

第34条 保険契約者は、この特約から災害特約への特約の種類の変更を請求することができます。この場合においては、会社の定めるところにより、特約保険料額を更正します。

- 2 この特約が次のいずれかに該当する場合には、前項の変更を請求することができません。
 - (1) この特約の契約日（復活した特約にあっては、その復活日）から起算して2年を経過していないとき。
 - (2) 前項の変更後2年を経過していないとき。
 - (3) 特約保険料が払込免除とされているとき。
 - (4) この特約の残存保険料払込期間が1年に満たないとき。
- 3 保険契約者が第1項の請求をしようとするときは、別表第7に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
- 4 第1項の変更による変更後の特約について第15条の規定による特約保険金の支払額を通算する場合においては、第1項の変更による変更前のこの特約において既に支払った又は支払うべき特約保険金があるときは、その支払額も通算します。
- 5 第1項の変更による変更後の特約については、第20条から第23条までの規定を準用します。
- 6 第1項の変更は、月ごとの契約応当日に変更の請求があった場合にあってはその時に、月ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があった場合にあっては直後の月ごとの契約応当日にその効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があった場合において、その請求直後の月ごとの契約応当日の前日までに特約保険料が払込免除となったときは、その変更の効力は、生じないものとします。
- 7 前項本文の規定により第1項の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合又は前項ただし書の場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還することを要します。

（特約の契約変更の特則）

第35条 保険契約者は、第32条及び前条の変更のほか、契約変更に関する特則の定めるところにより、この特約の変更の申込みをすることができます。

第12章 加入年齢の計算及び年齢又は性別の誤りの処理

（特約の加入年齢の計算）

第36条 この特約の契約日における被保険者の年齢は、この特約が付加された基本契約の普通保険約款の定めるところにより計算します。

（年齢又は性別の誤りの処理）

第37条 保険契約申込書に記載されたこの特約の被保険者の加入年齢又は性別に誤りがあった場合において、この特約の契約日における年齢がその特約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、この特約を無効とし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢又は性別に基づいてこの特約を締結したものととして、会社の定めるところにより、加入限度額を上限として特約保険金額を更正します。この場合において、既に払い込まれた特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

第13章 特約の解約

（特約の解約）

第38条 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。

2 保険契約者が前項の解約をしようとするときは、別表第7に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

3 第1項の解約は、月ごとの契約応当日に解約の通知があった場合にあってはその時に、月ごとの契約応当日以外の日に解約の通知があった場合にあっては直後の月ごとの契約応当日にその効力を生じます。ただし、この特約を基本契約の締結後に付加した場合においては、この特約について、その契約日の属する月に解約の通知があった場合には、その解約は、その翌月における基本契約の月ごとの契約応当日に、その効力を生じます。

4 第1項の場合においては、月ごとの契約応当日以外の日にこの特約の解約の通知があった場合において、その通知があった直後の月ごとの契約応当日の前日までに特約保険料の払込みを要しないこととなる事由が生じたときは、その解約の効力は、生じないものとします。

5 第3項の規定により第1項の解約の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合又は前項の場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還することを要します。

第14章 特約の返戻金の支払及び無効保険料の払戻し

（特約の返戻金の支払）

第39条 次に掲げる場合において、特約の返戻金があるときは、保険契約者は、その支払を請求することができます。

（1）被保険者の死亡（特約保険金の支払事由に該当しない場合に限ります。）

（2）この特約の解除又は解約の通知

（3）この特約の失効（第1号に該当するもの及び特約保険金額の支払限度に達したことによるものを除きます。）

（4）この特約の変更（特約保険金額又は特約保険料額が更正されるものに限ります。）。ただし、年齢又は性別の誤りの処理による基本契約の変更に伴うものを除きます。

（5）特約保険金の支払免責（傷害を直接の原因とする死亡の場合に限ります。）。)

2 前項の特約の返戻金の額は、会社の定めるところにより、この特約の経過した年月数により算出した額とします。この場合において、この特約が付加された基本契約の普通保険約款の規定によりその基本契約の死亡保険金又は責任準備金の額の返戻金を支払うときにあっては、特約の責任準備金の額とします。

3 被保険者について既に支払った又は支払うべき特約保険金（以下この項において「既払特約保険金」といいます。）がある場合において、既払特約保険金の額に前項の規定により支払うべき特約の返戻金の額を加えた額が特約保険金額を超えることとなるときは、支払うべき特約の返戻金の額は、前項の規定にかかわらず、特約保険金額から既払特約保険金の額を差し引いた残額に相当する金額とします。

（無効保険料の払戻し）

第40条 この特約又はその復活の全部又は一部が無効である場合において、保険契約者及び被保険者が善意であり、かつ、重大な過失のないときは、保険契約者は、特約保険料の全部又は一部の払戻しを請求することができます。

第15章 特約の復活

（特約の復活）

第41条 この特約は、基本契約の失効と同時に失効したものに限り、会社の承諾を得て、基本契約の復活に併せて復活することができます。ただし、復活した場合の特約保険金額が加入限度額を超える場合は、その復活をすることができません。

2 保険契約者が前項の復活をしようとするときは、別表第7に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出して申し込んでください。

3 前項の場合において、保険契約者は、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額（以下「特約復活払込金」といいます。）の払込みを要します。

（特約復活払込金の分割払込み）

第42条 保険契約者が、基本保険料を払い込まなかった期間の基本保険料に相当する金額について分割払込みを請求するときは、その請求に係る同一月分の特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額についても、分割払込みを請求することを要します。

2 前項の規定により分割して払い込む金額（以下「特約分割払込金」といいます。）は、第4条の規定により払い込むべき特約保険料と合わせて払い込むことを要します。

- 3 特約分割払込金の払込みを完了する前は、特約保険料の前納払込みの取扱いを受けることはできません。
- 4 第1項の規定は、特約分割払込金の払込みを完了する前にこの特約が失効したときは、その後のこの特約の復活の申込みに適用しません。

(特約の復活に係る責任開始)

第43条 特約の復活に係る責任開始については、第3条の規定を準用します。この場合、第3条第2項の「契約日」は「復活日」と読み替えます。

(特約の復活の効果)

第44条 この特約が復活したときは、初めからその効力を失わなかったものとします。

- 2 前項の場合において、被保険者が特約の失効後その復活までに不慮の事故により傷害を受け、その傷害を直接の原因として特約保険金の支払事由が発生したとき、又は被保険者が特約の失効後その復活までに疾病にかかり、その失効からその復活後2年を経過するまでの間(第21条の規定により、会社が特約の解除をすることができる場合において、その解除権が特約の復活後2年を超えて存続するときは、その2年を超えて存続する間を含みます。)に、その疾病を直接の原因として特約保険金の支払事由が発生したときは、これらの支払事由に係る特約保険金は支払いません。

第16章 特約契約者配当

(特約契約者配当金の割当て)

第45条 会社は、会社の定めるところにより積み立てた契約者配当準備金(以下「準備金」といいます。)の中から、毎事業年度末に、会社の定めるところにより、当該事業年度末において効力を有するこの特約に対して契約者配当金を割り当てることがあります。

(特約契約者配当金の支払)

第46条 前条の規定により割り当てた特約契約者配当金は、その翌事業年度中の年ごとの契約応当日において効力を有する特約(年ごとの契約応当日に特約の解除若しくは解約の通知があった特約又は特約保険金額の減額変更の請求があった特約のうち減額部分を除きます。)に限り、その年ごとの契約応当日から、これを積み立てておきます。この場合、会社の定める利率による利息を併せて積み立てておきます。

- 2 前条の規定により割り当てた契約者配当金のうち、前項の規定に該当しなかった契約者配当金は、準備金に繰り入れられます。

- 3 次に掲げる事由が生じたときは、保険契約者に、契約者配当金(次に掲げる事由が生じたときまでの間の会社の定める利率による利息を含みます。)を支払います。ただし、第1号の場合において基本契約の保険金を支払うときにあっては基本契約に係る保険金受取人に支払います。

- (1) 被保険者の死亡
- (2) この特約の解除又は解約の通知
- (3) この特約の失効(第1号に該当する場合を除きます。)
- (4) 特約保険金額の減額変更の請求

- 4 前項第4号に掲げる事由が生じたことにより支払う特約契約者配当金の額は、特約保険金額のうち減額した特約保険金額の割合によって計算します。

第17章 譲渡禁止

(譲渡禁止)

第47条 保険契約者又は特約保険金受取人は、特約保険金、特約の返戻金又は特約契約者配当金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

第18章 控除支払

(控除支払)

第48条 この特約が付加された基本契約において保険金(生存保険金を除きます。)、返戻金、契約者配当金(普通保険約款の規定による配当金支払請求に係る契約者配当金を除きます。、)若しくは払い戻す基本保険料を支払う場合又は特約の返戻金若しくは特約契約者配当金を支払う場合において、この特約に関し未払特約保険料、第31条第4項、第32条第5項、第34条第7項又は第38条第5項の規定により会社が返還を受けるべき特約の返戻金(特約の返戻金と同時に支払った特約契約者配当金その他の金額を含みます。、)その他会社が弁済を受けるべき金額があるときは、支払金額から差し引きます。

第19章 特約保険金の支払の請求等

(特約保険金の支払の請求等)

第49条 保険契約者又は特約保険金受取人は、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じたときは、遅滞なくその旨を会社に通知してください。

- 2 保険契約者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人が、特約保険金、特約の返戻金、特約契約者配当金その他この特約に基づく諸支払金(以下「特約保険金等」といいます。、)の支払の請求又は特約保険料の払込免除の請求をしようとするときは、会社の定めるところにより、別表第7に定める必要書類を会社に提出して請求してください。

- 3 特約保険金等は、前項の必要書類が会社の本社に到着した日の翌日から起算して10営業日以内に、会社の本社又は会社の指定した場所で支払います。ただし、事実の確認その他の事由により時日を要するときは、10営業日を過ぎることがあります。

- 4 会社は、事実の確認をするため、保険契約者、被保険者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人に対し、照会し、又は同意を求めることがあります。この場合において、保険契約者、被保険者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人が会社の照会に対する回答又は同意を正当な理由なく拒んだときは、その回答又はその同意を得て事実を確認するまでは特約保険金等の支払又は特約保険料の払込免除は行いません。

- 5 保険契約者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人に通知できないときにおいては、会社の知った最後

の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人に到達したものとみなします。

6 会社が支払うべき金額に1円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

(時効)

第50条 特約保険金等の支払又は特約保険料の払込免除を請求する権利は、その特約保険金等の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた日の翌日から起算して5年を経過したときは、時効によって消滅します。

第20章 契約内容の登録

(契約内容の登録)

第51条 会社は、保険契約者及び被保険者の同意を得て、次の事項を社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

- (1) 保険契約者並びに被保険者の氏名、生年月日、性別及び住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 死亡保険金の金額
- (3) 特約の契約日（特約の復活が行われた場合は、最後の特約の復活日とします。次項において同じとします。）
- (4) 当会社名

2 前項の登録の期間は、特約の契約日から5年以内とします。

3 協会加盟の各生命保険会社及び全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金又は災害死亡保険金のある特約を含みます。以下この条において同じとします。）の申込み（復活、復旧、保険金額の増額又は特約の中途付加の申込みを含みます。）を受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込みがあった場合、前項の規定により連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額又は特約の中途付加の承諾を含みます。以下この条において同じとします。）の判断の参考とすることができるものとします。

5 各生命保険会社等は、特約の契約日（復活、復旧、保険金額の増額又は特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額又は特約の中途付加の日とします。）から5年以内に保険契約について死亡保険金又は高度障害保険金の支払請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金又は高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断又は支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。

7 協会及び各生命保険会社等は、登録又は連絡された内容を他に公開しないものとします。

8 保険契約者又は被保険者は、登録又は連絡された内容について、会社又は協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

9 第3項、第4項及び第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第21章 特則

(中途付加の場合の特則)

第52条 基本契約の締結後に特約を付加した場合、会社は次の時から特約上の責任を負います。

- (1) この特約の申込みを承諾した後に第1回特約保険料を受け取った場合 第1回特約保険料を受け取った時
- (2) 第1回特約保険料相当額を受け取った後にこの特約の申込みを承諾した場合 第1回特約保険料相当額を受け取った時（告知前に受け取った場合には、告知の時）

2 基本契約に付加されたこの特約の月ごとの契約応当日が、その基本契約の契約日から起算した1か月ごとの応当日（その月にその応当日がない場合にあっては、その月の末日の翌日。以下この項において「基本契約の月ごとの契約応当日」といいます。）と異なるときは、その基本契約の月ごとの契約応当日をその基本契約に付加されたこの特約の月ごとの契約応当日とみなします。

3 基本契約に付加されたこの特約の年ごとの契約応当日が、その基本契約の契約日から起算した1年ごとの応当日（その年にその応当日がない場合にあっては、その基本契約の契約日の属する月の1年ごとの応当月の末日の翌日。以下この項において「基本契約の年ごとの契約応当日」といいます。）と異なるときは、その基本契約の年ごとの契約応当日をその基本契約に付加されたこの特約の年ごとの契約応当日とみなします。

4 この特約を基本契約の締結後に付加する場合にあっては、この特約の契約日における被保険者の年齢は、第36条の規定にかかわらず、基本契約の契約日に被保険者がその基本契約の普通保険約款の規定により算出した基本契約の契約日における年齢に達したものとした場合の年齢に、その基本契約の契約日の属する月の翌月からこの特約の契約日の属する月までの期間を加えて計算します。

(中途付加の第1回特約保険料をクレジットカード等により払い込む場合の特則)

第53条 基本契約の締結後に特約を付加した場合において、第1回特約保険料（第1回特約保険料相当額を含みます。以下この条において同じとします。）を次の方法により払い込む場合にあっては、次に定める時を前条の規定に定める第1回特約保険料を受け取った時とします。

- (1) 会社の指定したクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）により払い込む方法 会社所定の利用票を作成した時
- (2) 会社の指定したキャッシュカード等（以下「デビットカード」といいます。）により金融機関等の口座からの引落とし等によって払い込む方法 会社所定の利用票を作成した時。この場合においては、デビットカードを会社所定の端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせ、端末機にデビットカードの暗証番号を入力した際に、口座引落確認を表す電文が端末機に表示されることを要します。

2 前項の規定にかかわらず、クレジットカードにより第1回特約保険料を払い込む場合において、次のすべてを満たすときは、第1回特約保険料の払込みはなかったものとします。

- (1) 会社がクレジットカード発行会社から第1回特約保険料に相当する金額を受け取ることができないこと
- (2) クレジットカード発行会社がクレジットカードの名義人（クレジットカード発行会社の会員規約等により、そのクレジットカードの使用が認められている者を含みます。）から第1回特約保険料に相当する金額を受け取ることができないこと
- 3 会社は、第1項の規定により払い込まれた第1回特約保険料については、保険契約者からの申出がない限り、領収証を発行しません。

別表第1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病又は体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症し又はその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とはみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分 類 項 目	基本分類表番号
1 鉄道事故	E 800～E 807
2 自動車交通事故	E 810～E 819
3 自動車非交通事故	E 820～E 825
4 その他の道路交通機関事故	E 826～E 829
5 水上交通機関事故	E 830～E 838
6 航空機及び宇宙交通機関事故	E 840～E 845
7 他に分類されない交通機関事故	E 846～E 848
8 医薬品及び生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬又は薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 850～E 858
9 その他の固体、液体、ガス及び蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂及びグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎並びにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他及び詳細不明の細菌性食中毒）及びアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。	E 860～E 869
10 外科的及び内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 870～E 876
11 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的及び内科的処置で 処置時事故の記載のないもの ただし、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 878～E 879
12 不慮の墜落	E 880～E 888
13 火災及び火焰による不慮の事故	E 890～E 899
14 自然及び環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E 900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧及び気圧の変化（E 902）」、「旅行及び身体動揺（E 903）」及び「飢餓、渴、不良環境曝露及び放置（E 904）中の飢餓、渴」は除外します。	E 900～E 909
15 溺水、窒息及び異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入又は嚥下による気道閉塞又は窒息（E 911）」、「その他の物体の吸入又は嚥下による気道の閉塞又は窒息（E 912）」は除外します。	E 910～E 915
16 その他の不慮の事故 ただし、「努力過度及び激しい運動（E 927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」及び「その他及び詳細不明の環境的原因及び不慮の事故（E 928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	E 916～E 928
17 医薬品及び生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬又は薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 930～E 949
18 他殺及び他人の加害による損傷	E 960～E 969
19 法的介入 ただし、「処刑（E 978）」は除外します。	E 970～E 978
20 戦争行為による損傷	E 990～E 999

別表第2 身体障害等級表

(1) 身体障害、障害等級及び支払割合は、次のとおりとします。

障害等級	身体障害	支払割合
第1級	1 両眼が失明したもの 2 言語又はそしゃくの機能を全く廃したもの 3 精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4 両上肢を手関節以上で失ったもの 5 1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の用を全く廃したもの 6 両上肢の用を全く廃したもの 7 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの 8 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の用を全く廃したもの	100%

	9 1上肢の用を全く廃し、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの 10 1上肢及び1下肢の用を全く廃したもの 11 両下肢を足関節以上で失ったもの 12 1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の用を全く廃したもの 13 両下肢の用を全く廃したもの	
第2級	20 両耳の聴力を全く失ったもの 21 言語及びそしゃくの機能に著しい障害を残すもの 22 精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの 23 1上肢を手関節以上で失ったもの 24 1上肢の用を全く廃したもの 25 10手指を失ったもの又はその用を全く廃したもの 26 10手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く廃したもの 27 1下肢を足関節以上で失ったもの 28 1下肢の用を全く廃したもの	70%
第3級	40 両眼の視力の和が0.12以下になったもの 41 1眼が失明したもの 42 両耳の聴力レベルが69デシベル以上89デシベル未満になったもの 43 言語又はそしゃくの機能に著しい障害を残すもの 44 精神、神経又は胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの 45 脊柱に著しい奇形又は著しい運動障害を残すもの 46 1上肢の3大関節中の2関節の用を全く廃したもの 47 1手の5手指を失ったもの、母指及び示指を失ったもの又は母指若しくは示指を含み3手指若しくは4手指を失ったもの 48 1手の5手指若しくは4手指の用を全く廃したもの又は母指及び示指を含み3手指の用を全く廃したもの 49 1下肢の3大関節中の2関節の用を全く廃したもの 50 10足指を失ったもの又は10足指の用を全く廃したもの 51 10足指のうちその一部を失い、かつ、他の足指の用を全く廃したもの	50%
第4級	60 両眼に著しい視野狭窄を残すもの又は両眼視において著しく視野が欠損したもの 61 1耳の聴力を全く失ったもの 62 平衡機能に障害を残すもの 63 鼻を欠損し、その機能に障害を残すもの 64 1上肢の3大関節中の2関節以上の機能に著しい障害を残すもの 65 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く廃したもの 66 1上肢に仮関節を残すもの 67 1手の母指若しくは示指を失ったもの、母指若しくは示指を含み2手指を失ったもの又は母指及び示指以外の3手指を失ったもの 68 1手の母指及び示指の用を全く廃したもの又は母指若しくは示指を含み2手指若しくは3手指の用を全く廃したもの 69 1下肢の3大関節中の2関節以上の機能に著しい障害を残すもの 70 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く廃したもの 71 1下肢に仮関節を残すもの 72 1下肢を5cm以上短縮したもの 73 1足の5足指を失ったもの又は5足指の用を全く廃したもの	30%
第5級	80 両眼視において著しい複視が生じるもの 81 鼻の機能に障害を残すもの 82 味覚を全く失ったもの 83 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 84 1手の母指及び示指以外の1手指又は2手指を失ったもの 85 1手の母指若しくは示指の用を全く廃したもの又は母指及び示指以外の2手指若しくは3手指の用を全く廃したもの 86 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 87 1下肢を3cm以上短縮したもの 88 1足の第1足指又は他の4足指を失ったもの 89 1足の第1足指を含み3足指又は4足指の用を全く廃したもの	10%

備考

1 身体障害

この表に掲げる身体障害は、いずれも、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。

2 眼の障害

ア 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。

イ 「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。

ウ 「著しい視野狭窄を残すもの」とは、視野の角度が10度以内になったものをいいます。

エ 「著しく視野を欠損したもの」とは、両眼視において視野の8方向の角度の合計が正常両眼視において視野の

- その合計の50パーセント以下になったものをいいます。
- オ 「著しい複視が生じるもの」とは正面視において複視が生じるものをいいます。
- 3 耳の障害
- ア 聴力はオーディオメーターによって測定するものとします。
- イ 「聴力を全く失ったもの」とは、聴力レベルが89デシベル以上になったものをいいます。
- ウ 「平衡機能に障害を残すもの」とは、内耳の損傷による平衡機能障害のため、開眼して直線を歩行中10m以内で転倒し、又は著しくよろめいて歩行を中断せざるを得ないものをいいます。
- 4 鼻の障害
- ア 「鼻を欠損したもの」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損したものをいいます。
- イ 「鼻の機能に障害を残すもの」とは、両側の鼻呼吸に障害を生じ、又は両側のきゅう覚を脱失したものをいいます。
- 5 言語、そしゃく、味覚の障害
- ア 「言語の機能を全く廃したもの」とは、音声又は言語をそう失したものをいいます。
- イ 「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声又は言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。
- ウ 「そしゃくの機能を全く廃したもの」とは、流動食以外のものはとることができないものをいいます。
- エ 「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食又はこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。
- オ 「味覚を全く失ったもの」とは、試験紙及び薬物による検査結果が無反応であるものをいいます。
- 6 精神、神経、胸腹部臓器の障害
- ア 「精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」とは、脳、神経又は胸腹部臓器に器質的又は機能的障害が存在し、このため、日常生活動作に常に他人の介護を要するものをいいます。
- イ 「精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、脳、神経又は胸腹部臓器に器質的又は機能的障害が存在し、このため、日常生活動作の範囲が家庭内に限られるものをいいます。
- ウ 「精神、神経又は胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの」とは、脳、神経又は胸腹部臓器に器質的又は機能的障害が存在し、このため、軽易な労務以外の労務に就くことができないもの、又はこれに準じる程度に社会の日常生活動作が制限されるものをいいます。
- 7 脊柱の障害
- ア 「脊柱に著しい奇形を残すもの」とは、通常の衣服を着ても外部から脊柱の奇形が明らかに分かる程度以上のものをいいます。
- イ 「脊柱に著しい運動障害を残すもの」とは、脊柱の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。
- 8 上肢の障害
- ア 「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、又は上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
- イ 「上肢の用を全く廃したもの」とは、3大関節（肩関節、肘関節及び手関節をいいます。）全部の用を全く廃したものをいいます。
- ウ 「関節の用を全く廃したもの」とは、関節が強直し、又は拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。
- エ 「関節の機能に著しい障害を残すもの」とは、関節が強直し、又は拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。
- オ 「仮関節を残すもの」とは、上腕骨に仮関節を残すもの又は前腕骨の橈骨と尺骨の両方に仮関節を残すものをいいます。
- 9 手指の障害
- ア 「手指を失ったもの」とは、母指にあっては指節間関節以上、その他の手指にあっては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- イ 「手指の用を全く廃したもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったもの又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。
- 10 下肢の障害
- ア 「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、又は下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
- イ 「下肢の用を全く廃したもの」とは、3大関節（股関節、膝関節及び足関節をいいます。）全部の用を全く廃したものをいいます。
- ウ 「関節の用を全く廃したもの」とは、上肢の場合と同様とします。
- エ 「関節の機能に著しい障害を残すもの」とは、上肢の場合と同様とします。
- オ 「仮関節を残すもの」とは、大腿骨又は脛骨に仮関節を残すものをいいます。
- カ 下肢の短縮は、腸骨前上棘と内くるぶし下端との距離を測り、健側の下肢のそれと比較して、短縮の長さを算出するものとします。
- 11 足指の障害
- ア 「足指を失ったもの」とは、足指を基節の2分の1以上で失ったものをいいます。
- イ 「足指の用を全く廃したもの」とは、第1足指にあっては、末節の2分の1以上を失ったもの又は中足指節間関節若しくは指節間関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいい、その他の足指にあっては、遠位指節間関節以上を失ったもの又は足指の中足指節間関節若しくは近位指節間関節に完全強直若しくは完全拘縮を残すものをいいます。

- (2) 前号の表に掲げる身体障害のうち、第1級の4から13まで、第2級の25及び26並びに第3級の50及び51の身体障害は、1の不慮の事故によるものであって、当該傷害が生じた身体の同一部位に既に存する同号の表に掲げる身体障害に加重して生じたものでないものに限りします。
- (3) 第1号の表に掲げる支払割合は、手指の障害にあっては通算して70%、足指の障害にあっては通算して50%をもって限度とします。
- (4) 第1号の表に掲げる身体障害のうち、第1級の3、第2級の22及び第3級の44の身体障害は、これらの身体障害以外の同号の表に掲げる身体障害に該当するものを含まないものとします。

別表第3 特定要介護状態

特定要介護状態とは、常時の介護を要する次のいずれかの身体障害の状態をいいます。

- (1) 日常生活において常時寝たきりの状態であり、日常生活動作が次のアに該当し、かつ、イからオまでのうちいずれか3つ以上に該当する状態

- ア 歩行できない
イ 排便の後始末が自分ではできない
ウ 食事が自分ではできない
エ 衣服の着脱が自分ではできない
オ 入浴が自分ではできない

備考

- 「歩行できない」とは、杖、装具等の使用及び他人の介助によっても歩行できず、常時ベッド周辺の生活であることをいいます。
- 「排便の後始末が自分ではできない」とは、自分で大小便の排せつ後のふきとり始末ができないため、他人の介助を要することをいいます。
- 「食事が自分ではできない」とは、食器類又は食物を選定、工夫しても、自分で食事ができないため、他人の介助を要することをいいます。
- 「衣服の着脱が自分ではできない」とは、衣服等を工夫しても、自分で衣服の着脱ができないため、他人の介助を要することをいいます。
- 「入浴が自分ではできない」とは、浴槽等を工夫しても、自分で浴槽の出入り又は体の洗い流しができないため、他人の介助を要することをいいます。

- (2) 医師により器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態で、次の見当識障害のいずれかに該当する状態

- ア 時間の見当識障害が常時あること。
イ 場所の見当識障害があること。
ウ 人の見当識障害があること。

備考

- 「医師により器質性認知症と診断確定されている」とは、次の(1)及び(2)のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格を持つ者により診断確定された場合をいいます。
 - 脳内に後天的に起こった器質的な病変あるいは損傷を有すること
 - 正常に成熟した脳が、(1)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
- 前1の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」及び「器質的障害」とは、次のとおりとします。
 - 「器質性認知症」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」（昭和54年版）に記載された分類項目中、次の基本分類番号に規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類番号
老年痴呆、単純型	290.0
初老期痴呆	290.1
老年痴呆、抑うつ型及び妄想型	290.2
急性錯乱状態を伴う老年痴呆	290.3
動脈硬化性痴呆	290.4
他に分類された状態における痴呆	294.1

昭和54年版以後の厚生省（平成13年1月6日以降は厚生労働省）大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

- 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因又は障害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。
- 「意識障害」とは、周囲に対して適切な注意を払い、外部からの刺激を的確に受け取り、対象を認知する能力に障害が生じていることをいいます。
- 「時間の見当識障害」とは、季節又は朝、昼及び夜が分からないことをいいます。
- 「場所の見当識障害」とは、現在自分が住んでいる場所又は現在自分がいる場所が分からないことをいいます。
- 「人の見当識障害」とは、日頃接している家族又は日頃接している周囲の人間が分からないことをいいます。

別表第4 薬物依存

「薬物依存」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の分類番号304に規定された内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬又は幻覚薬等を含みます。

別表第5 加重障害における傷害保険金額

- (1) 1の不慮の事故により身体の同一部位に生じた2以上の身体障害があるときにおける傷害保険金額は、これらの身体障害が該当する障害等級のうち最も上位のもの（これらの身体障害が該当する障害等級が同一のときは、その障害等

級)に 応ずる支払割合を特約保険金額に乗じて得た額とします。

- (2) 不慮の事故により身体障害が身体の一部位に既に存する身体障害に加重して生じたものであるときにおける傷害保険金額は、加重の結果生じた身体障害の状態に応ずる傷害保険金額から既に存する身体障害について傷害保険金を支払うこととした場合に支払うべき傷害保険金額を差し引いた額とします。
- (3) 前号の場合において、既に存する身体障害若しくは加重の結果生じた身体障害が2以上あるときは、同号に規定する既に存する身体障害若しくは加重の結果生じた身体障害の状態に応ずる傷害保険金額については、第1号により計算します。
- (4) 第1号及び第2号の身体の一部位は、次のとおりとします。
 - ア 1 上肢については、肩関節以下を同一部位とします。
 - イ 1 下肢については、股関節以下を同一部位とします。
 - ウ 眼については、両眼を同一部位とします。
 - エ 耳については、両耳を同一部位とします。
 - オ 身体障害等級表に定める第1級の2、第2級の21、第3級の43及び第5級の82の身体障害については、口及び咽喉を同一部位とします。
 - カ 身体障害等級表に定める第1級の3、第2級の22及び第3級の44の身体障害については、精神、神経及び胸腹部臓器を同一部位とします。

別表第6 基本契約の変更に伴う特約の変更

- (1) 第31条の規定によるこの特約の変更をすることとなる事由は、次のとおりとします。
 - ア 年齢の誤りの処理により基本契約の保険料払込期間の終期が変更されたとき。
 - イ 年齢又は性別の誤りの処理により基本契約の保険金額が減額更正されたとき。
 - ウ 保険料払済契約への変更があったとき。
 - エ 基本契約の保険料払込期間が短縮されたとき。
 - オ アからエまでのほか、基本契約の保険金額が減額されたとき。
- (2) 基本契約について、前号ウの事由が生じたときは、この特約についても保険料払済契約に変更します。この場合においては、その基本契約に付加されたこの特約についてまだ払い込んでいない特約保険料は払い込むことを要しません。
- (3) 基本契約について、第1号エの事由が生じたときは、この特約の保険料払込期間の終期もその基本契約の保険料払込期間の終期と同一の時期に変更されたものとします。
- (4) 基本契約について、第1号に掲げる事由が生じたときは、会社の定めるところにより、特約保険料額又は特約保険金額を更正又は減額します。

別表第7 必要書類

- (1) 特約保険金等の支払の請求その他この特約に基づく請求等に必要書類は、次の表に掲げるものとします。

ア 特約保険金の支払請求

項目	提出する者	必要書類
死亡保険金の支払（第14条関係）	特約死亡保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 3 会社所定の医師の死亡証明書 4 被保険者の死亡が不慮の事故によるものであることを証明するに足る書類 5 特約死亡保険金受取人の戸籍抄本 6 特約死亡保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 7 保険証券
傷害保険金の支払（第14条関係）	特約保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明するに足る書類 5 特約保険金受取人の戸籍抄本 6 特約保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 7 保険証券
介護保険金の支払（第14条関係）	特約保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明するに足る書類 5 特約保険金受取人の戸籍抄本 6 特約保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 7 保険証券

イ 特約保険料の払込免除

項目	提出する者	必要書類
身体障害による特約保険料の払込免除（第10	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証

条関係)		3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明するに足りる書類 5 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6 保険証券
重度障害による特約保険料の払込免除、特定要介護状態による特約保険料の払込免除（第11条、第12条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明するに足りる書類 5 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6 保険証券

ウ 特約の返戻金の支払請求

項目	提出する者	必要書類
解除若しくは解約又は失効による特約の返戻金の支払（第28条、第39条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
被保険者の死亡（第39条に該当する場合に限ります。）による特約の返戻金の支払（第39条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 3 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 4 保険証券

エ その他

項目	提出する者	必要書類
前納払込みの取消し（第7条関係）	保険契約者又は基本契約に係る保険金受取人	1 その旨を記載した請求書 2 保険契約者又は基本契約に係る保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
未経過期間に対する特約保険料の払戻し（第8条関係）	保険契約者又は基本契約に係る保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 保険契約者又は基本契約に係る保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
特約死亡保険金受取人の代表者の指定（その変更を含む。）（第29条関係）	特約死亡保険金受取人	1 会社所定の通知書 2 特約死亡保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
特約の変更（第32条、第34条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
特約の解約（第38条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
無効保険料の払戻し（第40条関係）	保険契約者	1 その旨を記載した請求書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
特約の復活（第41条関係）	保険契約者	1 会社所定の申込書 2 保険証券
特約契約者配当金の支払（第46条関係）	保険契約者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 保険契約者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券

(2) 会社は、前号の書類が基本契約の締結時に既に提出されている場合その他会社が定める場合には、同号の規定にかかわらず、同号の書類の一部の省略又はこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、同号の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

(3) 官公署、会社、工場、組合等の団体を保険契約者及び特約死亡保険金受取人とし、その団体から給与等の支払を受ける従業員を被保険者とする特約の場合、保険契約者である団体がこの特約の特約保険金の全部又はその相当部分を遺族補償規定等に基づく死亡退職金又は弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者又は死亡退職金等の受給者に支払うときは、その特約保険金の支払請求の際、次のア及びイの書類の提出も必要とします。

ア 被保険者又は死亡退職金等の受給者の請求内容確認書（死亡退職金等の受給者が2人以上である場合には、そのうち1人からの提出で足りるものとします。）

イ 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

無配当傷害入院特約条項

(平成20年7月2日制定)

(平成21年4月1日改正)

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 特約の責任開始（第3条）
- 第3章 特約保険料の払込み（第4条―第8条）
- 第4章 特約保険料の払込免除（第9条―第11条）
- 第5章 特約保険金の支払（第12条―第17条）
- 第6章 重大事由等による特約の解除（第18条・第19条）
- 第7章 特約の無効（第20条・第21条）
- 第8章 特約の失効（第22条）
- 第9章 保険契約者の代表者（第23条）
- 第10章 特約の契約関係者の異動（第24条）
- 第11章 特約の変更（第25条―第28条）
- 第12章 加入年齢の計算及び年齢又は性別の誤りの処理（第29条・第30条）
- 第13章 特約の解約（第31条）
- 第14章 特約の返戻金の支払及び無効保険料の払戻し（第32条・第33条）
- 第15章 特約の復活（第34条―第37条）
- 第16章 特約契約者配当（第38条）
- 第17章 譲渡禁止（第39条）
- 第18章 控除支払（第40条）
- 第19章 特約保険金の支払の請求等（第41条・第42条）
- 第20章 契約内容の登録（第43条）
- 第21章 法令等の改正又は医療技術の変化に伴う手術保険金の支払事由に関する規定の変更（第44条）
- 第22章 特則（第45条―第47条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この特約条項は、無配当傷害入院特約について定め、無配当傷害入院特約は、被保険者が不慮の事故により傷害を受けたときは、その傷害を直接の原因とする病院若しくは診療所への入院、特定の手術又は病院若しくは診療所への一定期間継続した入院に対し、それぞれ入院保険金、手術保険金又は長期入院一時保険金の支払をするものとします。

（特約の付加）

第2条 この特約は、基本契約の締結の際に又はその締結後に、会社の承諾を得て、基本契約に付加することができるものとします。

第2章 特約の責任開始

（特約の責任開始）

第3条 基本契約の締結の際に付加した特約の責任開始時は、この特約が付加された基本契約の責任開始時と同一とします。

2 前項の会社の責任開始の日をこの特約の契約日とします。

3 この特約の保険期間は、前項の特約の契約日から起算し、この特約が付加された基本契約に係る保険期間又は年金支払期間の終期までとします。

4 この特約の申込みを承諾したときは、保険証券を保険契約者に交付します。この場合においては、保険証券の交付をもって承諾の通知に代えます。

第3章 特約保険料の払込み

（基本保険料の払込みを要する場合の特約保険料の払込み）

第4条 特約保険料は、この特約が付加された基本契約の保険料（以下「基本保険料」といいます。）の払込みを要する場合には、基本保険料の払込方法（経路）に従い、基本保険料と合わせてこれと同一月分を払い込むことを要します。

2 特約保険料の払込時期及び猶予期間は、基本保険料の払込時期及び猶予期間と同一とします。

（基本保険料の払込みを要しない場合の特約保険料の払込み）

第5条 基本保険料の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料があるときは、保険契約者は、その基本契約の普通保険約款の定める保険料の払込方法（経路）を選択することができます。この場合において、保険契約者による払込方法（経路）の変更及び会社による払込方法（経路）の変更については、普通保険約款の定めるところによります。

2 前項の場合において、基本契約に複数の特約が付加されているときは、保険契約者は、それらの特約について、同一の払込方法（経路）を選択することを要します。この場合においては、それらの特約については、同一月分の特約保険料を合わせて払い込むことを要します。

3 前2項の特約保険料は、1年分以上（1年に満たない月数分の特約保険料を払い込むことによって特約保険料の払込みを要しないこととなる特約にあっては、その月数分）を前納することを要します。

（特約保険料の振替貸付）

第6条 基本保険料について保険料に振り替えることを目的とする貸付けをしたときは、その貸付けをした基本保険料と同一月分の特約保険料についても、基本契約の普通保険約款の定めるところにより、保険料に振り替えることを目的とする貸付けをします。

(特約保険料の前納払込み)

第7条 保険契約者は、特約保険料の全部又は一部を前納することができます。この場合には、会社の定める利率で特約保険料を割り引きます。

- 2 前項の規定により前納された特約保険料は、会社の定める利率による利息を付けて積み立てておき、月ごとの契約応当日（特約の契約日から起算した1か月ごとの応当日（その月にその応当日がない場合にあっては、その月の末日の翌日）をいいます。以下同じとします。）ごとに特約保険料の払込みに充当します。
- 3 特約保険料が前納された期間が満了した場合において、前納された特約保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者（基本契約の死亡保険金又は満期保険金と同時に支払う場合にあっては、基本契約に係る死亡保険金受取人又は満期保険金受取人）に払い戻します。
- 4 第1項の規定により特約保険料の前納払込みをした場合において、保険契約者は、やむを得ない事由があるときは、特約保険料の前納払込みの取消しを請求することができます。この場合において、会社がその請求を認めたときは、会社の定める方法により、その取消しをした期間に対する特約保険料を保険契約者に払い戻します。
- 5 保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第11に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

(未経過期間に対する特約保険料の払戻し)

第8条 特約保険料を払い込んだ後、次に掲げる事由が生じたことにより、その直後の月ごとの契約応当日以降の期間に係る特約保険料の全部又は一部について払込みを要しないこととなったときは、会社の定める方法により、その払込みを要しないこととなった期間に対する特約保険料を保険契約者に払い戻します。

- (1) 特約の消滅
- (2) 特約保険料の払込免除
- (3) 特約の保険期間又は保険料払込期間の短縮
- (4) 特約保険料額の減額
- (5) 特約の保険料払済契約への変更

- 2 前項の場合において、払い戻す特約保険料は、基本契約の死亡保険金又は満期保険金と同時に支払う場合にあっては、同項の規定にかかわらず、基本契約に係る死亡保険金受取人又は満期保険金受取人に払い戻します。ただし、保険契約者がその特約保険料を受け取る旨の意思表示をしたときは、これを保険契約者に払い戻します。

第4章 特約保険料の払込免除**(基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除)**

第9条 基本保険料（介護割増年金付終身年金保険に係る基本保険料を除きます。）が払込免除とされたときは、この特約の将来の特約保険料を払込免除とします。ただし、基本保険料が払込免除となった直接の原因が、この特約の責任開始時に生じたものであるとき、又はこの特約の失効後その復活までに被保険者がかかった疾病又は不慮の事故（別表第1に定めるものをいいます。以下同じとします。）により受けた傷害であるときは、特約保険料を払込免除とします。

(身体障害による特約保険料の払込免除)

第10条 次の場合には、この特約の将来の特約保険料を払込免除とします。

- (1) 基本保険料の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料がある場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後に不慮の事故により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に別表第2の身体障害等級表に掲げる第1級、第2級又は第3級の身体障害の状態になったとき。
- (2) この特約が据置終身年金保険、介護割増年金付終身年金保険、据置定期年金保険又は据置夫婦年金保険の基本契約に付加された場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後に不慮の事故により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に前号に規定する身体障害の状態になったとき。
- 2 前項の規定は、被保険者が次のいずれかにより同項に規定する身体障害の状態になった場合、又は同項に規定する傷害がこの特約の失効後その復活までに被保険者が不慮の事故により受けたものである場合には、適用しません。
 - (1) 保険契約者、被保険者又は基本契約において保険契約者が指定した死亡保険金受取人の故意又は重大な過失
 - (2) 被保険者の犯罪行為
 - (3) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
 - (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- 3 被保険者が次のいずれかにより第1項に規定する身体障害の状態になった場合で、その原因により当該身体障害の状態になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部又は一部について払込免除としないことがあります。
 - (1) 地震、噴火又は津波
 - (2) 戦争その他の変乱

(介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約の特約保険料の払込免除)

第11条 介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約において、次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該各号に定める特約保険料を払込免除とします。

- (1) 基本保険料の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料がある場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後においてかかった疾病又は不慮の事故により受けた傷害により別表第2の身体障害等級表に掲げる第1級の身体障害の状態（以下「重度障害の状態」といいます。）になったとき この特約の将来の特約保険料
- (2) 被保険者がこの特約の責任開始時以後に疾病にかかり、又は不慮の事故により傷害を受け、その疾病又は傷害を直接の原因として特定要介護状態（別表第3に定めるものをいいます。以下同じとします。）になり、かつ、その特定要介護状態になった日から起算して特定要介護状態がこの特約の保険期間中に180日以上継続したとき その特定要介護状態になった日以後のこの特約の特約保険料
- 2 前項の規定は、被保険者が次のいずれかにより重度障害の状態になった場合若しくは特定要介護状態が180日以上継続

した場合又は同項に規定する疾病若しくは傷害がこの特約の失効後復活までに被保険者がかかった若しくは不慮の事故により受けたものである場合には、適用しません。

- (1) 保険契約者、被保険者又は基本契約において保険契約者が指定した死亡保険金受取人の故意又は重大な過失
- (2) 被保険者の犯罪行為
- (3) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
- (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- (7) 被保険者の薬物依存（別表第4に定めるものをいいます。）（前項第2号の場合に限りです。）

3 被保険者が次のいずれかにより重度障害の状態になった場合又は特定要介護状態が180日以上継続した場合で、その原因により重度障害の状態になった又は特定要介護状態が180日以上継続した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部又は一部について払込免除としないことがあります。

- (1) 地震、噴火又は津波
- (2) 戦争その他の変乱

第5章 特約保険金の支払

（特約保険金の支払）

第12条 この特約の特約保険金の支払については、次のとおりとします。

保険金	支払事由	支払額	特約保険金受取人
入院保険金	被保険者が次のすべてを満たす入院（別表第5に定めるものをいいます。以下同じとします。）をしたとき。 (1) この特約の責任開始時以後（この特約の保険期間中に限ります。）に不慮の事故により受けた傷害を直接の原因とする入院であること (2) 不慮の事故の日から3年以内に開始した入院であること (3) 治療を目的とした入院 ^{*1} であること (4) 病院又は診療所（別表第6に定めるものをいいます。以下同じとします。）への入院であること (5) 入院期間の日数が1日 ^{*2} 以上であること	入院1日について特約保険金額 ^{*4} の1000分の1.5に相当する金額	被保険者
手術保険金	被保険者が、入院保険金の支払事由に該当する入院（入院保険金の支払われる期間の経過後も入院している場合にあっては、その期間の経過前からなお継続して入院している場合に限ります。）中に次のすべてを満たす手術（別表第7に定めるものをいいます。以下同じとします。）を受けたとき。 (1) 入院の原因となった不慮の事故により受けた傷害を直接の原因とする手術であること (2) 治療を直接の目的とした手術 ^{*3} であること (3) 病院又は診療所における手術であること	特約保険金額 ^{*4} の1000分の1.5に相当する金額に別表第7に掲げる手術の種類に応じ同表に定める支払倍率を乗じて得た金額	被保険者
長期入院一時保険金	被保険者が、入院保険金の支払事由に該当する入院をし、その入院期間の日数が継続して120日となったとき。	特約保険金額 ^{*4} の1000分の30に相当する金額	被保険者

備考

1 治療を目的とした入院

美容上の処置による入院、治療を主たる目的としない診断のための検査による入院、介護を主たる目的とする入院などは、「治療を目的とした入院」に該当しません。

2 入院期間の日数が1日

「入院期間の日数が1日」となる入院とは、入院のうち、入院日と退院日が同一である場合（日帰り入院）をいい、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

3 治療を直接の目的とした手術

美容整形上の手術、臓器等の移植に伴う臓器等提供者に係る手術、帝王切開以外の娩出術に伴う手術、人工妊娠中絶術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは、「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。

4 特約保険金額

「特約保険金額」とは、この特約に基づき会社が支払う特約保険金の通算支払限度額をいいます。

（１の原因により２回以上入院した場合の取扱い）

第13条 前条の場合において、被保険者が１の不慮の事故により２回以上入院しているときは、それらの入院期間は継続しているものとみなして、その日数を計算します。

（２以上の原因により入院期間が重複した場合の取扱い）

第14条 第12条の場合において、入院保険金を支払うべき入院が２以上の不慮の事故によるものであるときは、その２以上の不慮の事故による重複した入院期間については、それらの不慮の事故のうち１の不慮の事故による入院に対する入院保険金のみを支払います。この場合において、支払う入院保険金の額は、それらの不慮の事故による入院保険金額のうちその額が最も多い入院保険金額とします。

２ 前項の規定による入院保険金の支払は、２以上の不慮の事故による入院についてそれぞれ入院保険金の支払をしたものとみなして第16条第２項の規定を適用します。

（同時期に２種類以上の手術を受けた場合の取扱い）

第15条 第12条の場合において、被保険者が、同時期に２種類以上の手術を受けたときは、これらの手術のうち支払倍率が最も高いいずれか１種類の手術に限り手術保険金を支払います。

（特約保険金の支払限度）

第16条 特約保険金の支払額は、通算して、特約保険金額をもって限度とします。

２ 入院保険金の支払額は、１の不慮の事故による入院については、120日分をもってその限度とします。

（特約保険金の支払免責等）

第17条 被保険者が次のいずれかにより第12条の規定に基づき、不慮の事故による傷害を直接の原因とする入院保険金、手術保険金又は長期入院一時保険金（以下この条において「傷害による特約保険金」といいます。）の支払事由に該当した場合には、傷害による特約保険金を支払いません。

（１）保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失

（２）被保険者の犯罪行為

（３）被保険者の精神障害の状態を原因とする事故

（４）被保険者の泥酔の状態を原因とする事故

（５）被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故

（６）被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故

２ 被保険者が次のいずれかにより傷害による特約保険金の支払事由に該当した場合で、その原因により傷害による特約保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、傷害による特約保険金を削減して支払い、又はその支払をしないことがあります。

（１）地震、噴火又は津波

（２）戦争その他の変乱

第６章 重大事由等による特約の解除

（重大事由による特約の解除）

第18条 会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。

（１）保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人が特約保険金（特約保険料の払込免除を含みます。また、他の保険契約の保険金を含み、保険種類及び保険金の名称の如何を問いません。以下この項において同じとします。）を詐取する目的又は他人に特約保険金を詐取させる目的で保険事故を招致（未遂を含みます。）した場合。

（２）特約保険金の請求に関し、特約保険金受取人に詐欺行為があった場合。

（３）他の保険契約との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合。

（４）その他この特約を継続することを期待しえない第１号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合。

２ 会社は、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後、前項の解除の原因たる事実の存することにより会社がこの特約を解除した場合においても、その特約保険金を支払わず、又は特約保険料を払込免除としません。また、会社は、既にその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求し、既に特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。

３ 第１項の規定による特約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。

４ 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、特約保険金受取人又はそれらの法定代理人に通知します。

（加入限度額超過による特約の解除）

第19条 会社は、この特約の特約保険金額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者１人当たりの特約保険金額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、将来に向かってこの特約を解除することができます。

２ 会社は、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後、前項の解除の原因たる事実の存することにより会社がこの特約を解除した場合においても、その特約保険金を支払わず、又は特約保険料を払込免除としません。また、会社は、既にその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求し、既に特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。

３ 第１項の規定によるこの特約の解除については、前条第３項及び第４項の規定を準用します。

第７章 特約の無効

（詐欺による特約の無効）

第20条 保険契約者又は被保険者の詐欺により特約の締結又は復活が行われたときは、その特約又は復活は、無効とします。

（不法取得目的による特約の無効）

第21条 保険契約者が特約保険金（特約保険料の払込免除を含みます。以下この条において同じとします。）を不法に取得する目的又は他人に特約保険金を不法に取得させる目的をもって、この特約の締結又は復活を行ったときは、その特約又は復活は、無効とします。

第8章 特約の失効

（特約の失効）

第22条 この特約は、次のいずれかに該当する場合には、その効力を失います。

- (1) 基本契約がその効力を失ったとき。
- (2) 保険契約者が特約保険料を払い込まないで特約保険料の猶予期間を経過したとき。
- (3) 特約保険金の支払額がその限度に達したとき。
- (4) 第25条の規定により特約保険金額が更正された場合（年齢又は性別の誤りの処理及び貸付金の弁済に代える保険金額又は年金額の減額に伴うものを除きます。）において、更正後の特約保険金額がこの特約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき。
- (5) 夫婦保険、夫婦年金保険付夫婦保険、即時夫婦年金保険又は据置夫婦年金保険の基本契約に付加された特約において、被保険者が死亡したとき（夫婦保険の基本契約において主たる被保険者が重度障害の状態に該当するに至ったことにより死亡保険金を支払うとき及び夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約において主たる被保険者が重度障害の状態に該当するに至ったことにより年金支払事由発生日前に死亡保険金を支払うときを含みます。）。

第9章 保険契約者の代表者

（保険契約者の代表者）

第23条 この特約が付加された基本契約において保険契約者の代表者となった者は、この特約においても他の保険契約者を代理するものとします。

- 2 前項の代表者が定まらないとき、又はその所在が不明であるときは、この特約について保険契約者の1人に対してした行為は、他の者に対しても、その効力を有します。
- 3 この特約について保険契約者が2人以上あるときは、この特約に関する未払特約保険料その他会社に弁済すべき債務は、連帯とします。

第10章 特約の契約関係者の異動

（特約の保険契約者の変更）

第24条 この特約が付加された基本契約において保険契約者の基本契約による権利義務を承継した者は、この特約による保険契約者の権利義務も承継するものとします。

第11章 特約の変更

（基本契約の変更に伴う特約の変更）

第25条 別表第8の定めるところにより、この特約が付加された基本契約について一定の事由が生じたときは、特約の変更をします。

- 2 前項の場合において、既に払い込んだ特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、保険契約者に払い戻します。
- 3 第1項の規定による特約の変更は、別表第8に定める一定の事由に係る基本契約の変更の効力が発生したときに、その変更の効力を生じます。
- 4 前項の規定により第1項の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還することを要します。

（特約保険金額の減額変更）

第26条 特約保険料の払込方法（回数）を分割払とする特約においては、保険契約者は、特約保険金額を減額するための変更を請求することができます。ただし、次に掲げる場合には、その変更を請求することはできません。

- (1) この特約の契約日（復活した特約にあっては、その復活日（第36条に定める復活日をいいます。以下同じとします。））から起算して2年を経過していないとき。
 - (2) 特約保険金額の減額変更後2年を経過していないとき。
 - (3) 特約保険料が払込免除とされているとき。
 - (4) この特約の残存保険料払込期間が1年に満たないとき。
 - (5) 減額後の特約保険金額がこの特約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき。
 - (6) 減額後の特約保険金額が10万円（終身年金保険付終身保険又は夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約に付加された特約にあっては、100万円）の倍数でないとき。
- 2 保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第11に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
 - 3 第1項本文の場合においては、会社の定める方法により、特約保険料額を更正します。
 - 4 第1項の変更は、月ごとの契約応当日（保険期間の満了する日を含みます。以下同じとします。）に変更の請求があった場合にあってはその時に、月ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があった場合にあっては直後の月ごとの契約応当日にその効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があった場合において、その請求直後の月ごとの契約応当日の前日までに特約保険料が払込免除となったときは、その変更の効力は、生じないものとします。
 - 5 前項本文の規定により第1項の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合又は前項ただし書の場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還することを要します。

（特約保険金の支払額通算の特則）

第27条 前2条の規定により、特約保険金額が更正された場合において、特約保険金額の更正前に既に支払った又は支払うべき特約保険金がある場合には、第16条第1項の規定による特約保険金の支払額を通算するときは、特約保険金の額

は、変更前の特約保険金額に対する変更後の特約保険金額の割合により更正されたものとします。

（特約の契約変更の特則）

第28条 保険契約者は、第26条の変更のほか、契約変更に関する特則の定めるところにより、この特約の変更の申込みをすることができます。

第12章 加入年齢の計算及び年齢又は性別の誤りの処理

（特約の加入年齢の計算）

第29条 この特約の契約日における被保険者の年齢は、この特約が付加された基本契約の普通保険約款の定めるところにより計算します。

（年齢又は性別の誤りの処理）

第30条 保険契約申込書に記載されたこの特約の被保険者の加入年齢又は性別に誤りがあった場合において、この特約の契約日における年齢がその特約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、この特約を無効とし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢又は性別に基づいてこの特約を締結したものととして、会社の定める方法により、加入限度額を上限として特約保険金額を更正します。この場合において、既に払い込まれた特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

第13章 特約の解約

（特約の解約）

第31条 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。

- 2 保険契約者が前項の解約をしようとするときは、別表第11に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
- 3 第1項の解約は、月ごとの契約応当日に解約の通知があった場合にあってはその時に、月ごとの契約応当日以外の日に解約の通知があった場合にあっては直後の月ごとの契約応当日にその効力を生じます。ただし、この特約を基本契約の締結後に付加した場合においては、この特約について、その契約日の属する月に解約の通知があった場合には、その解約は、その翌月における基本契約の月ごとの契約応当日に、その効力を生じます。
- 4 第1項の場合においては、月ごとの契約応当日以外の日にこの特約の解約の通知があった場合において、その通知があった直後の月ごとの契約応当日の前日までに特約保険料の払込みを要しないこととなる事由が生じたときは、その解約の効力は、生じないものとします。
- 5 第3項の規定により第1項の解約の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合又は前項の場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還することを要します。

第14章 特約の返戻金の支払及び無効保険料の払戻し

（特約の返戻金の支払）

第32条 次に掲げる場合において、特約の返戻金があるときは、保険契約者は、その支払を請求することができます。

- (1) 被保険者の死亡（この特約が付加された基本契約の普通保険約款の規定によりその基本契約の死亡保険金の支払免責に該当するとき（配偶者である被保険者に係るものを除きます。）に限ります。）
 - (2) この特約の解除又は解約の通知
 - (3) 特約保険金の支払額がその限度に達したとき。
 - (4) この特約の失効（被保険者の死亡（重度障害の状態に該当するに至ったことにより死亡したものとみなされる場合を含みます。）及び前号に該当するものを除きます。）
 - (5) この特約の変更（特約保険金額又は特約保険料額が更正されるものに限ります。）。ただし、年齢又は性別の誤りの処理による基本契約の変更に伴うものを除きます。
- 2 前項の特約の返戻金の額は、会社の定める方法により、この特約の経過した年月数により算出した額とします。ただし、前項第3号の場合及びこの特約が付加された基本契約の普通保険約款の規定によりその基本契約の責任準備金の額の返戻金を支払うときにあっては、特約の責任準備金の額とします。

（無効保険料の払戻し）

第33条 この特約又はその復活の全部又は一部が無効である場合において、保険契約者及び被保険者が善意であり、かつ、重大な過失のないときは、保険契約者は、特約保険料の全部又は一部の払戻しを請求することができます。

第15章 特約の復活

（特約の復活）

第34条 この特約は、基本契約の失効と同時に失効したものに限り、会社の承諾を得て、基本契約の復活に併せて復活することができます。ただし、復活した場合の特約保険金額が加入限度額を超える場合は、その復活をすることができません。

2 保険契約者が前項の復活をしようとするときは、別表第11に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出して申し込んでください。

3 前項の場合において、保険契約者は、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額（以下「特約復活払込金」といいます。）の払込みを要します。

（特約復活払込金の分割払込み）

第35条 保険契約者が、基本保険料を払い込まなかった期間の基本保険料に相当する金額について分割払込みを請求するときは、その請求に係る同一月分の特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額についても、分割払込みを請求することを要します。

2 前項の規定により分割して払い込む金額（以下「特約分割払込金」といいます。）は、第4条の規定により払い込むべき特約保険料と合わせて払い込むことを要します。

3 特約分割払込金の払込みを完了する前は、特約保険料の前納払込みの取扱いを受けることはできません。

4 第1項の規定は、特約分割払込金の払込みを完了する前にこの特約が失効したときは、その後のこの特約の復活の申込みに適用しません。

(特約の復活に係る責任開始)

第36条 特約の復活に係る責任開始については、第3条の規定を準用します。この場合において、第3条第2項の「契約日」は「復活日」と読み替えます。

(特約の復活の効果)

第37条 この特約が復活したときは、初めからその効力を失わなかったものとします。

2 前項の場合において、被保険者が特約の失効後その復活までに不慮の事故により傷害を受け、その傷害を直接の原因として特約保険金の支払事由が発生したときは、その支払事由に係る特約保険金は支払いません。

第16章 特約契約者配当

(特約契約者配当金)

第38条 この特約に対する特約契約者配当金はありません。

第17章 譲渡禁止

(譲渡禁止)

第39条 保険契約者又は特約保険金受取人は、特約保険金又は特約の返戻金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

第18章 控除支払

(控除支払)

第40条 この特約が付加された基本契約において保険金（生存保険金を除きます。）、年金（介護割増年金を除きます。）、継続年金、返戻金、契約者配当金（普通保険約款の規定による配当金支払請求に係る契約者配当金を除きます。）、若しくは払い戻す基本保険料を支払う場合又は特約の返戻金を支払う場合において、この特約に関し未払特約保険料、第25条第4項、第26条第5項又は第31条第5項の規定により会社が返還を受けるべき特約の返戻金（特約の返戻金と同時に支払った金額を含みます。）その他会社が弁済を受けるべき金額があるときは、当該支払金額から差し引きします。

第19章 特約保険金の支払の請求等

(特約保険金の支払の請求等)

第41条 保険契約者又は特約保険金受取人は、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じたときは、遅滞なくその旨を会社に通知してください。

2 保険契約者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人が、特約保険金、特約の返戻金その他この特約に基づく諸支払金（以下「特約保険金等」といいます。）の支払の請求又は特約保険料の払込免除の請求をしようとするときは、別表第11に定める必要書類を会社に提出して請求してください。

3 特約保険金等は、前項の必要書類が会社の本社に到着した日の翌日から起算して10営業日以内に、会社の本社又は会社の指定した場所で支払います。ただし、事実の確認その他の事由により時日を要するときは、10営業日を過ぎることがあります。

4 会社は、事実の確認をするため、保険契約者、被保険者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人に対し、照会し、又は同意を求めることがあります。この場合において、保険契約者、被保険者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人が会社の照会に対する回答又は同意を正当な理由なく拒んだときは、その回答又はその同意を得て事実を確認するまでは特約保険金等の支払又は特約保険料の払込免除は行いません。

5 保険契約者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人に通知できないときにおいては、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人に到達したものとみなします。

6 会社が支払うべき金額に1円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

(時効)

第42条 特約保険金等の支払又は特約保険料の払込免除を請求する権利は、その特約保険金等の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた日の翌日から起算して5年を経過したときは、時効によって消滅します。

第20章 契約内容の登録

(契約内容の登録)

第43条 会社は、保険契約者及び被保険者の同意を得て、次の事項を社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

(1) 保険契約者並びに被保険者の氏名、生年月日、性別及び住所（市・区・郡までとします。）

(2) 入院保険金の種類

(3) 入院保険金の日額

(4) 特約の契約日（特約の復活が行われた場合は、最後の特約の復活日とします。次項において同じとします。）

(5) 当会社名

2 前項の登録の期間は、特約の契約日から5年以内とします。

3 協会加盟の各生命保険会社及び全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある特約（入院給付金のある保険契約を含みます。以下この条において同じとします。）の申込み（復活、復旧、入院給付金の日額の増額又は特約の中途付加の申込みを含みます。）を受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

- 4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に入院給付金のある特約の申込みがあった場合、前項の規定により連絡された内容を入院給付金のある特約の承諾（復活、復旧、入院給付金の日額の増額又は特約の中途付加の承諾を含みます。以下この条において同じとします。）の判断の参考とすることができるものとします。
- 5 各生命保険会社等は、特約の契約日（復活、復旧、入院給付金の日額の増額又は特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額又は特約の中途付加の日とします。）から5年以内に入院給付金の支払請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- 6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断又は支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7 協会及び各生命保険会社等は、登録又は連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8 保険契約者又は被保険者は、登録又は連絡された内容について、会社又は協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9 第3項、第4項及び第5項中、被保険者、入院給付金、保険契約とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、入院共済金、共済契約と読み替えます。

第21章 法令等の改正又は医療技術の変化に伴う手術保険金の支払事由に関する規定の変更

（法令等の改正又は医療技術の変化に伴う手術保険金の支払事由に関する規定の変更）

- 第44条 会社は、手術保険金の支払事由に関する規定にかかわる法令等の改正又は医療技術の変化があり、その改正又は変化が手術保険金の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと認めたときは、主務官庁の認可を得て、この特約の特約保険料及び特約保険金額を変更することなく手術保険金の支払事由に関する規定を変更することがあります。
- 2 前項の規定により、手術保険金の支払事由に関する規定を変更するときは、会社は、手術保険金の支払事由に関する規定を変更する日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
 - 3 前項の場合において、保険契約者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者に通知できないときにおいては、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

第22章 特則

（中途付加の場合の特則）

- 第45条 基本契約の締結後に特約を付加した場合、会社は次の時から特約上の責任を負います。
- (1) この特約の申込みを承諾した後に第1回特約保険料を受け取った場合 第1回特約保険料を受け取った時
 - (2) 第1回特約保険料相当額を受け取った後にこの特約の申込みを承諾した場合 第1回特約保険料相当額を受け取った時（この特約と同時に付加する特約（災害特約を除きます。）の告知前に受け取った場合には、その告知の時）
- 2 基本契約に付加されたこの特約の月ごとの契約応当日が、その基本契約の契約日から起算した1か月ごとの応当日（その月にその応当日がない場合には、その月の末日の翌日。以下この項において「基本契約の月ごとの契約応当日」といいます。）と異なるときは、その基本契約の月ごとの契約応当日をその基本契約に付加されたこの特約の月ごとの契約応当日とみなします。
 - 3 基本契約に付加されたこの特約の年ごとの契約応当日が、その基本契約の契約日から起算した1年ごとの応当日（その年にその応当日がない場合にあっては、その基本契約の契約日の属する月の1年ごとの応当月の末日の翌日。以下この項において「基本契約の年ごとの契約応当日」といいます。）と異なるときは、その基本契約の年ごとの契約応当日をその基本契約に付加されたこの特約の年ごとの契約応当日とみなします。
 - 4 この特約を基本契約（保険料の払込方法（回数）を一時払とする即時終身年金保険、据置終身年金保険、即時夫婦年金保険又は据置夫婦年金保険の基本契約及び即時型の年金保険に変更した後の基本契約を除きます。）の締結後に付加する場合にあっては、この特約の契約日における被保険者の年齢は、第29条の規定にかかわらず、基本契約の契約日に被保険者がその基本契約の普通保険約款の規定により算出した基本契約の契約日における年齢に達したものとした場合の年齢に、その基本契約の契約日の属する月の翌月からこの特約の契約日の属する月までの期間を加えて計算します。

（中途付加と同時に旧特約を解約する場合の特則）

- 第46条 傷害入院特約（以下「旧特約」といいます。）の解約の通知と同時に、その旧特約が付された基本契約にこの特約を付加する申込みがあった場合において、この特約の特約保険金額が旧特約の特約保険金額と同額であり、かつ、その申込みと同時に第1回特約保険料相当額の払込みがあったときは、その解約は、傷害入院特約条項第34条の規定にかかわらず、この特約の契約日に効力を生じます。ただし、この特約が成立しなかった場合には、旧特約の解約は、傷害入院特約条項第34条の規定に基づき、その効力を生じます。
- 2 前項の場合において、被保険者がこの特約の責任開始時前に不慮の事故により傷害を受けたことにより、この特約において特約保険金が支払われないときは、保険契約者は、旧特約の解約の通知及びこの特約を付加する申込みがなかったものとして、この特約の旧特約への復元の請求をすることができます。ただし、この特約について、すでに特約保険金が支払われた場合又は特約保険料の払込みが免除されている場合は、復元の請求をすることはできません。
 - 3 前項本文の規定により旧特約が復元する場合、この特約の保険料と旧特約の保険料の差額その他について精算します。
- （中途付加の第1回特約保険料をクレジットカード等により払い込む場合の特則）

- 第47条 基本契約の締結後に特約を付加した場合において、第1回特約保険料（第1回特約保険料相当額を含みます。以下この条において同じとします。）を次の方法により払い込む場合にあっては、次に定める時を第45条の規定に定める第1回特約保険料を受け取った時とします。
- (1) 会社の指定したクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）により払い込む方法 会社所定の利用票を作成した時
 - (2) 会社の指定したキャッシュカード等（以下「デビットカード」といいます。）により金融機関等の口座からの引落とし等によって払い込む方法 会社所定の利用票を作成した時。この場合においては、デビットカードを会社所定の端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせ、端末機にデビットカードの暗証番号を入力した際に、口座引落確認を表す電文が端末機に表示されることを要します。
- 2 前項の規定にかかわらず、クレジットカードにより第1回特約保険料を払い込む場合において、次のすべてを満たすと

きは、第1回特約保険料の払込みはなかったものとします。

(1) 会社がクレジットカード発行会社から第1回特約保険料に相当する金額を受け取ることができないこと

(2) クレジットカード発行会社がクレジットカードの名義人（クレジットカード発行会社の会員規約等により、そのクレジットカードの使用が認められている者を含みます。）から第1回特約保険料に相当する金額を受け取ることができないこと

3 会社は、第1項の規定により払い込まれた第1回特約保険料については、保険契約者からの申出がない限り、領収証を発行しません。

別表第1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病又は体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症し又はその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とはみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
1 鉄道事故	E 800～E 807
2 自動車交通事故	E 810～E 819
3 自動車非交通事故	E 820～E 825
4 その他の道路交通機関事故	E 826～E 829
5 水上交通機関事故	E 830～E 838
6 航空機及び宇宙交通機関事故	E 840～E 845
7 他に分類されない交通機関事故	E 846～E 848
8 医薬品及び生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬又は薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 850～E 858
9 その他の固体、液体、ガス及び蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂及びグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎並びにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他及び詳細不明の細菌性食中毒）及びアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。	E 860～E 869
10 外科的及び内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 870～E 876
11 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的 及び内科的処置で処置時事故の記載のないもの ただし、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 878～E 879
12 不慮の墜落	E 880～E 888
13 火災及び火焰による不慮の事故	E 890～E 899
14 自然及び環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E 900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧及び気圧の変化（E 902）」、「旅行及び身体動揺（E 903）」及び「飢餓、渴、不良環境曝露及び放置（E 904）中の飢餓、渴」は除外します。	E 900～E 909
15 溺水、窒息及び異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入又は嚥下による気道閉塞又は窒息（E 911）」、「その他の物体の吸入又は嚥下による気道の閉塞又は窒息（E 912）」は除外します。	E 910～E 915
16 その他の不慮の事故 ただし、「努力過度及び激しい運動（E 927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」及び「その他及び詳細不明の環境的原因及び不慮の事故（E 928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	E 916～E 928
17 医薬品及び生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬又は薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 930～E 949
18 他殺及び他人の加害による損傷	E 960～E 969
19 法的介入 ただし、「処刑（E 978）」は除外します。	E 970～E 978
20 戦争行為による損傷	E 990～E 999

別表第2 身体障害等級表

(1) 身体障害及び障害等級は、次のとおりとします。

障害等級	身体障害
第1級	1 両眼が失明したもの
	2 言語又はそしゃくの機能を全く廃したもの
	3 精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
	4 両上肢を手関節以上で失ったもの
	5 1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の用を全く廃したもの
	6 両上肢の用を全く廃したもの
	7 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

	8 1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢の用を全く廃したもの 9 1 上肢の用を全く廃し、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの 10 1 上肢及び1 下肢の用を全く廃したもの 11 両下肢を足関節以上で失ったもの 12 1 下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1 下肢の用を全く廃したもの 13 両下肢の用を全く廃したもの
第2級	20 両耳の聴力を全く失ったもの 21 言語及びそしゃくの機能に著しい障害を残すもの 22 精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの 23 1 上肢を手関節以上で失ったもの 24 1 上肢の用を全く廃したもの 25 10手指を失ったもの又はその用を全く廃したもの 26 10手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く廃したもの 27 1 下肢を足関節以上で失ったもの 28 1 下肢の用を全く廃したもの
第3級	40 両眼の視力の和が0.12以下になったもの 41 1 眼が失明したもの 42 両耳の聴力レベルが69デシベル以上89デシベル未満になったもの 43 言語又はそしゃくの機能に著しい障害を残すもの 44 精神、神経又は胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの 45 脊柱に著しい奇形又は著しい運動障害を残すもの 46 1 上肢の3大関節中の2関節の用を全く廃したもの 47 1 手の5手指を失ったもの、母指及び示指を失ったもの又は母指若しくは示指を含み3手指若しくは4手指を失ったもの 48 1 手の5手指若しくは4手指の用を全く廃したもの又は母指及び示指を含み3手指の用を全く廃したもの 49 1 下肢の3大関節中の2関節の用を全く廃したもの 50 10足指を失ったもの又は10足指の用を全く廃したもの 51 10足指のうちその一部を失い、かつ、他の足指の用を全く廃したもの

備考

1 身体障害

この表に掲げる身体障害は、いずれも、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。

2 眼の障害

ア 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。

イ 「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。

3 耳の障害

ア 聴力はオーディオメーターによって測定するものとします。

イ 「聴力を全く失ったもの」とは、聴力レベルが89デシベル以上になったものをいいます。

4 言語、そしゃくの障害

ア 「言語の機能を全く廃したもの」とは、音声又は言語をそう失ったものをいいます。

イ 「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声又は言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。

ウ 「そしゃくの機能を全く廃したもの」とは、流動食以外のものはとることができないものをいいます。

エ 「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食又はこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。

5 精神、神経、胸腹部臓器の障害

ア 「精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」とは、脳、神経又は胸腹部臓器に器質的又は機能的障害が存在し、このため、日常生活動作に常に他人の介護を要するものをいいます。

イ 「精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、脳、神経又は胸腹部臓器に器質的又は機能的障害が存在し、このため、日常生活動作の範囲が家庭内に限られるものをいいます。

ウ 「精神、神経又は胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの」とは、脳、神経又は胸腹部臓器に器質的又は機能的障害が存在し、このため、軽易な労務以外の労務に就くことができないもの、又はこれに準じる程度に社会の日常生活動作が制限されるものをいいます。

6 脊柱の障害

ア 「脊柱に著しい奇形を残すもの」とは、通常の上着を着ても外部から脊柱の奇形が明らかに分かる程度以上のものをいいます。

イ 「脊柱に著しい運動障害を残すもの」とは、脊柱の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。

7 上肢の障害

ア 「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、又は上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。

イ 「上肢の用を全く廃したもの」とは、3大関節（肩関節、肘関節及び手関節をいいます。）全部の用を全く廃したものをいいます。

ウ 「関節の用を全く廃したもの」とは、関節が強直し、又は拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。

8 手指の障害

- ア 「手指を失ったもの」とは、母指にあっては指節間関節以上、その他の手指にあっては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- イ 「手指の用を全く廃したもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったもの又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。

9 下肢の障害

- ア 「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、又は下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
- イ 「下肢の用を全く廃したもの」とは、3大関節（股関節、膝関節及び足関節をいいます。）全部の用を全く廃したものをいいます。
- ウ 「関節の用を全く廃したもの」とは、上肢の場合と同様とします。

10 足指の障害

- ア 「足指を失ったもの」とは、足指を基節の2分の1以上で失ったものをいいます。
- イ 「足指の用を全く廃したもの」とは、第1足指にあっては、末節の2分の1以上を失ったもの又は中足指節関節若しくは指節間関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいい、その他の足指にあっては、遠位指節間関節以上を失ったもの又は足指の中足指節関節若しくは近位指節間関節に完全強直若しくは完全拘縮を残すものをいいます。

- (2) 前号の表に掲げる身体障害のうち、第1級の4から13まで、第2級の25及び26並びに第3級の50及び51の身体障害は、1の不慮の事故によるものであって、当該傷害が生じた身体の同一部位に既に存する同号の表に掲げる身体障害に加重して生じたものでないものに限りします。
- (3) 第1号の表に掲げる身体障害のうち、第1級の3、第2級の22及び第3級の44の身体障害は、これらの身体障害以外の同号の表に掲げる身体障害に該当するものを含まないものとします。

別表第3 特定要介護状態

特定要介護状態とは、常時の介護を要する次のいずれかの身体障害の状態をいいます。

- (1) 日常生活において常時寝たきりの状態であり、日常生活動作が次のアに該当し、かつ、イからオまでのうちいずれか3つ以上に該当する状態

- ア 歩行できない
- イ 排便の後始末が自分ではできない
- ウ 食事が自分ではできない
- エ 衣服の着脱が自分ではできない
- オ 入浴が自分ではできない

備考

- 1 「歩行できない」とは、杖、装具等の使用及び他人の介助によっても歩行できず、常時ベッド周辺の生活であることをいいます。
- 2 「排便の後始末が自分ではできない」とは、自分で大小便の排せつ後のふきとり始末ができないため、他人の介助を要することをいいます。
- 3 「食事が自分ではできない」とは、食器類又は食物を選定、工夫しても、自分で食事ができないため、他人の介助を要することをいいます。
- 4 「衣服の着脱が自分ではできない」とは、衣服等を工夫しても、自分で衣服の着脱ができないため、他人の介助を要することをいいます。
- 5 「入浴が自分ではできない」とは、浴槽等を工夫しても、自分で浴槽の出入り又は体の洗い流しができないため、他人の介助を要することをいいます。

- (2) 医師により器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態で、次の見当識障害のいずれかに該当する状態

- ア 時間の見当識障害が常時あること。
- イ 場所の見当識障害があること。
- ウ 人の見当識障害があること。

備考

- 1 「医師により器質性認知症と診断確定されている」とは、次の(1)及び(2)のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格を持つ者により診断確定された場合をいいます。
- (1) 脳内に後天的に起こった器質的な病変あるいは損傷を有すること
- (2) 正常に成熟した脳が、(1)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
- 2 前1の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」及び「器質的障害」とは、次のとおりとします。
- (1) 「器質性認知症」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」（昭和54年版）に記載された分類項目中、次の基本分類番号に規定される内容によるものをいいます。

分 類 項 目	基本分類番号
老年痴呆、単純型	290.0
初老期痴呆	290.1
老年痴呆、抑うつ型及び妄想型	290.2
急性錯乱状態を伴う老年痴呆	290.3
動脈硬化性痴呆	290.4
他に分類された状態における痴呆	294.1

昭和54年版以後の厚生省（平成13年1月6日以降は厚生労働省）大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死

- 因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。
- (2) 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因又は障害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。
- 3 「意識障害」とは、周囲に対して適切な注意を払い、外部からの刺激を的確に受け取り、対象を認知する能力に障害が生じていることをいいます。
- 4 「時間の見当識障害」とは、季節又は朝、昼及び夜が分からないことをいいます。
- 5 「場所の見当識障害」とは、現在自分が住んでいる場所又は現在自分がいる場所が分からないことをいいます。
- 6 「人の見当識障害」とは、日頃接している家族又は日頃接している周囲の人間が分からないことをいいます。

別表第4 薬物依存

「薬物依存」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の分類番号304に規定された内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬又は幻覚薬等を含みます。

別表第5 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じとします。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じとします。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表第6 病院又は診療所

「病院又は診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院又は患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫又は打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）。ただし、介護保険法に定める介護老人保健施設は含みません。
- (2) 前号の場合と同等と会社が認めた日本国外にある医療施設

別表第7 手術保険金の支払対象となる手術及び支払倍率

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除等の操作を加えることをいい、下表の手術の種類に掲げる1から96までの手術を指します。吸引、穿刺、抜釘又は抜糸等の操作又は処置及び神経ブロックは除きます。

体の部位等	支払対象となる手術の種類	支払倍率
皮膚	1 植皮術（植皮の面積が25cm ² 未満の手術を除く。受容者に限る。）	10倍
乳房	2 乳房切断術	20倍
	3 乳腺全摘出術	20倍
筋骨	4 頭蓋骨親血手術（5又は6に該当する手術を除く。）	20倍
	5 鼻骨親血手術	10倍
	6 上顎骨・下顎骨・顎関節親血手術（歯・歯肉の処置に伴う手術を除く。）	20倍
	7 脊椎親血手術	20倍
	8 骨盤・股関節親血手術	20倍
	9 鎖骨・肩甲骨・肋骨・胸骨親血手術	10倍
	10 四肢切断術（手指・足指の手術を除く。）	20倍
	11 切断四肢再接合術（骨・関節の離断に伴う手術に限る。）	20倍
	12 四肢骨・四肢関節親血手術（手指・足指の手術を除く。）	10倍
	13 骨移植術（受容者に限る。）	10倍
	14 骨髄炎・骨結核・骨腫瘍手術（膿瘍の単なる切開を除く。）	10倍
	15 筋・腱・靱帯親血手術（手指・足指の手術及び筋炎・結節腫・粘液腫手術を除く。）	10倍
呼吸器・胸部	16 慢性副鼻腔炎根本手術	10倍
	17 喉頭全摘除術	40倍
	18 喉頭部分切除術、喉頭形成術	10倍
	19 気管・気管支の手術（開胸を伴う手術に限る。）	20倍
	20 肺・胸膜の手術（開胸を伴う手術に限る。）	20倍
	21 胸郭形成術	20倍
	22 縦隔腫瘍摘出術（開胸を伴う手術に限る。）	40倍
循環器	23 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の手術（開胸又は開腹を伴う手術に限る。）	40倍
	24 静脈瘤根本手術	10倍
	25 その他の親血的血管形成術（手指・足指の手術及び血液透析外シャント形成術を除く。）	20倍
	26 心膜切開・縫合術（開胸を伴う手術に限る。）	20倍
	27 直視下心臓内手術	40倍
	28 体内用ペースメーカー埋込術（開胸を伴う手術に限る。）	20倍
	29 舌全摘除術	40倍
	30 耳下腺・顎下腺腫瘍摘出術	10倍
	31 食道離断術（開胸又は開腹を伴う手術に限る。）	40倍
	32 その他の食道の手術（開胸又は開腹を伴う手術に限る。）	20倍

消化器 ・腹部	33 胃切除術（開胸又は開腹を伴う手術に限る。）	40倍
	34 その他の胃の手術（開胸又は開腹を伴う手術に限る。）	20倍
	35 肝切除術（開胸又は開腹を伴う手術に限る。）	40倍
	36 その他の肝臓観血手術（開胸又は開腹を伴う手術に限る。）	20倍
	37 胆嚢・胆道観血手術（開胸又は開腹を伴う手術に限る。）	20倍
	38 脾臓観血手術（開胸又は開腹を伴う手術に限る。）	20倍
	39 脾臓観血手術（開胸又は開腹を伴う手術に限る。）	20倍
	40 腹膜炎観血手術（開胸又は開腹を伴う手術に限る。）	20倍
	41 ヘルニア根本手術	10倍
	42 虫垂切除術	10倍
	43 直腸脱根本手術	20倍
	44 その他の腸・腸間膜の手術（開腹を伴う手術に限る。）	20倍
	45 痔瘻・脱肛・痔核根本手術	10倍
泌尿器	46 腎移植術（受容者に限る。）	40倍
	47 その他の腎臓・腎盂観血手術（経尿道的操作を除く。）	20倍
	48 尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作を除く。）	20倍
	49 尿道形成術（経尿道的操作を除く。）	10倍
	50 尿瘻閉鎖観血手術（経尿道的操作を除く。）	20倍
性器	51 陰茎切断術	40倍
	52 睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢観血手術	20倍
	53 前立腺観血手術（経尿道的操作を除く。）	20倍
	54 帝王切開娩出術	10倍
	55 子宮外妊娠手術	20倍
	56 子宮全摘除術	40倍
	57 子宮の手術（開腹を伴う手術に限る。54、55又は56に該当する手術を除く。）	20倍
	58 その他の子宮観血手術（人工妊娠中絶術を除く。）	10倍
	59 卵巣・卵管の手術（開腹を伴う手術に限る。）	20倍
	60 その他の卵巣・卵管観血手術	10倍
	61 陰脱観血手術	10倍
内分泌器	62 下垂体腫瘍摘除術	40倍
	63 甲状腺観血手術	10倍
	64 副腎摘除術（開腹を伴う手術に限る。）	20倍
神経	65 頭蓋内観血手術（開頭を伴う手術に限る。）	40倍
	66 神経観血手術（手指・足指の手術及び神経ブロックを除く。）	20倍
	67 観血的脊髄腫瘍・脊髄血管腫摘出術	40倍
	68 脊髄硬膜内外観血手術	20倍
視器	69 涙小管形成術	10倍
	70 涙嚢鼻腔吻合術	10倍
	71 結膜嚢形成術	10倍
	72 角膜移植術	10倍
	73 観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10倍
	74 虹彩観血手術	10倍
	75 緑内障観血手術	20倍
	76 白内障・水晶体観血手術	20倍
	77 硝子体観血手術	20倍
	78 網膜剥離症観血手術	20倍
	79 眼球摘除術・組織充填術	20倍
	80 眼窩腫瘍摘出術	20倍
	81 眼筋移植術	10倍
	82 レーザー・冷凍凝固による眼球の手術	10倍
聴器	83 鼓膜・鼓室形成術	20倍
	84 乳様洞削開術	10倍
	85 中耳根本手術	20倍
	86 内耳観血手術	20倍
	87 聴神経腫瘍摘出術	40倍
新生物	88 悪性新生物根治手術	40倍
	89 悪性新生物温熱療法	10倍
	90 その他の悪性新生物手術	20倍
	91 新生物根治放射線照射（一連の照射をもって50グレイ以上の照射を受けた場合に限る。）	10倍
	92 その他の開頭を伴う手術（穿頭を伴う手術を含む。）	20倍
	93 その他の開胸又は開腹を伴う手術	10倍

その他	94 内視鏡、血管カテーテル又はバスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸部臓器・腹部臓器・四肢の手術（検査・処置を除く。）	10倍
	95 衝撃波による体内結石破砕術	10倍
	96 1 から95までの手術の種類のいずれにも該当しない手術であって、別表第9に定める公的医療保険制度によって保険給付の対象となる別表第10に定める診療報酬点数表により手術料の算定されるもの	5倍

備考

- 開頭を伴う手術とは、頭蓋腔を開き、露出した状態で、頭蓋腔内に操作を加える手術をいいます。
なお、頭蓋腔とは、頭蓋骨によって、形成される脳頭蓋の腔（眼窩、前頭洞、乳様洞、鼓室及び蝶形骨洞を除きます。）をいいます。
- 開胸を伴う手術とは、胸腔を開き、露出した状態で、胸腔内に操作を加える手術をいいます。
- 開腹を伴う手術とは、腹腔を開き、露出した状態で、腹腔内に操作を加える手術をいいます。
なお、腹腔とは、腹膜腔、腹膜後腔（隙）及び骨盤腔をいいます。
- 観血手術とは、皮膚等に切開を加えて、病変部等を露出し、直達的に操作を加える手術をいいます。
- 移植については、被保険者が受容者となる手術に限ります。
- 悪性新生物根治手術とは、悪性新生物の原発巣及び浸潤した隣接臓器を切除、摘除又は摘出（剔出）し、転移した可能性のある周辺のリンパ節を郭清する手術をいいます。転移・再発病巣のみを切除、摘除若しくは摘出（剔出）し、又は、転移・再発病巣とその周辺部分のみを合わせて切除、摘除若しくは摘出（剔出）する手術は悪性新生物根治手術には該当しません。
- 輸血、移植骨髄穿刺、骨髄移植、臍帯血移植、術中術後自己血回収術は手術には含まれません。
- 1の手術を受けた場合で、その手術が2以上の手術の種類に該当するときは、これらの手術の種類のうち支払倍率が最も高いいずれか1の手術の種類に応じた支払倍率を適用します。ただし、脳、喉頭、胸部臓器、腹部臓器又は四肢の手術（悪性新生物根治手術を除きます。）のうち内視鏡、血管カテーテル又はバスケットカテーテルによる手術は、94の手術の種類に応じた支払倍率（10倍）を適用します。
- 82、89、91、94及び95の手術の種類に該当する手術において、1の不慮の事故による入院に係るものについては、1回の支払を限度とします。この場合において、1回の支払を限度とするために手術保険金が支払われない手術は、96の手術の種類に該当しません。

別表第8 基本契約の変更に伴う特約の変更

- 第25条の規定によるこの特約の変更をすることとなる事由は、次のとおりとします。
 - 年齢の誤りの処理により基本契約の保険期間又は保険料払込期間の終期が変更されたとき。
 - 年齢又は性別の誤りの処理により基本契約の保険金額（年金保険の基本契約にあっては、年金額（介護割増年金額を除きます。））が減額更正されたとき。
 - 保険料払済契約への変更があったとき。
 - 基本契約の保険期間又は保険料払込期間が短縮されたとき。
 - 基本契約において、年金支払事由発生日を繰り上げる契約変更があったとき。
 - 基本契約において、年金支払事由発生日を繰り下げる契約変更があったとき。
 - 据置定期年金保険の基本契約において、年金支払期間を延長する契約変更があったとき。
 - 即時型の年金保険への変更があったとき。
 - アからクまでのほか、基本契約の保険金額又は年金額（介護割増年金額及び育英年金額を除きます。）が減額されたとき。
- 基本契約について、前号ウの事由が生じたときは、この特約についても保険料払済契約に変更します。この場合においては、その基本契約に付加されたこの特約についてまだ払い込んでいない特約保険料は払い込むことを要しません。
- 基本契約について、第1号エからクまでのいずれかの事由が生じたときは、この特約の保険期間又は保険料払込期間の終期もその基本契約の保険期間（年金保険の基本契約にあっては、年金支払期間）又は保険料払込期間の終期と同一の時期に変更されたものとします。この場合において、同号クの事由が生じたときは、その基本契約に付加されたこの特約についてまだ払い込んでいない特約保険料は払い込むことを要しません。
- 基本契約について、第1号に掲げる事由が生じたときは、会社の定める方法により、特約保険料額又は特約保険金額を更正又は減額します。

別表第9 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- 健康保険法
- 国民健康保険法
- 国家公務員共済組合法
- 地方公務員等共済組合法
- 私立学校教職員共済法
- 船員保険法
- 高齢者の医療の確保に関する法律

別表第10 診療報酬点数表

「診療報酬点数表」とは、手術を受けた時点において、厚生省告示及び厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます。

別表第11 必要書類

- 特約保険金等の支払の請求その他この特約に基づく請求等に必要書類は、次の表に掲げるものとします。

ア 特約保険金の支払請求

項目	提出する者	必要書類
入院保険金の支払（第12条関係）	特約保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明するに足る書類（傷害による入院保険金の支払請求をする場合に限ります。） 5 特約保険金受取人の戸籍抄本 6 特約保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 7 保険証券
手術保険金の支払（第12条関係）	特約保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3 会社所定の医師の診断書 4 特約保険金受取人の戸籍抄本 5 特約保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6 保険証券
長期入院一時保険金の支払（第12条関係）	特約保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3 会社所定の医師の診断書 4 特約保険金受取人の戸籍抄本 5 特約保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6 保険証券

イ 特約保険料の払込免除

項目	提出する者	必要書類
身体障害による特約保険料の払込免除（第10条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明するに足る書類 5 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6 保険証券
介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約の特約保険料の払込免除（第11条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明するに足る書類 5 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6 保険証券

ウ 特約の返戻金の支払請求

項目	提出する者	必要書類
解除若しくは解約又は失効による特約の返戻金の支払（第32条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
被保険者の死亡（第32条第1項第1号に該当する場合に限ります。）による特約の返戻金の支払（第32条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 3 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 4 保険証券

エ その他

項目	提出する者	必要書類
前納払込みの取消し（第7条関係）	保険契約者又は基本契約に係る保険金受取人	1 その旨を記載した請求書 2 保険契約者又は基本契約に係る保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
未経過期間に対する特約保険料の払戻し（第8条関係）	保険契約者又は基本契約に係る保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 保険契約者又は基本契約に係る保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
特約保険金額の減額変更（第26条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
特約の解約（第31条）	保険契約者	1 会社所定の通知書

関係)		2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
無効保険料の払戻し (第33条関係)	保険契約者	1 その旨を記載した請求書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
特約の復活 (第34条 関係)	保険契約者	1 会社所定の申込書 2 保険証券

(2) 会社は、前号の書類が基本契約の締結時に既に提出されている場合その他会社が定める場合には、同号の規定にかかわらず、同号の書類の一部の省略又はこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、同号の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

無配当疾病傷害入院特約条項

(平成20年7月2日制定)

(平成21年4月1日改正)

目次

第1章	総則（第1条・第2条）
第2章	特約の責任開始（第3条）
第3章	特約保険料の払込み（第4条―第8条）
第4章	特約保険料の払込免除（第9条―第11条）
第5章	特約保険金の支払（第12条―第19条）
第6章	告知義務及び告知義務違反等による特約の解除（第20条―第25条）
第7章	特約の無効（第26条・第27条）
第8章	特約の失効（第28条）
第9章	保険契約者の代表者（第29条）
第10章	特約の契約関係者の異動（第30条）
第11章	特約の変更（第31条―第34条）
第12章	加入年齢の計算及び年齢又は性別の誤りの処理（第35条・第36条）
第13章	特約の解約（第37条）
第14章	特約の返戻金の支払及び無効保険料の払戻し（第38条・第39条）
第15章	特約の復活（第40条―第43条）
第16章	特約契約者配当（第44条）
第17章	譲渡禁止（第45条）
第18章	控除支払（第46条）
第19章	特約保険金の支払の請求等（第47条・第48条）
第20章	契約内容の登録（第49条）
第21章	法令等の改正又は医療技術の変化に伴う手術保険金の支払事由に関する規定の変更（第50条）
第22章	特則（第51条―第54条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この特約条項は、無配当疾病傷害入院特約について定め、無配当疾病傷害入院特約は、被保険者が疾病にかかったとき又は不慮の事故により傷害を受けたときは、その疾病若しくは傷害を直接の原因とする病院若しくは診療所への入院、特定の手術又は病院若しくは診療所への一定期間継続した入院に対し、それぞれ入院保険金、手術保険金又は長期入院一時保険金の支払をするものとします。

（特約の付加）

第2条 この特約は、基本契約の締結の際に又はその締結後に、会社の承諾を得て、基本契約に付加することができるものとします。

第2章 特約の責任開始

（特約の責任開始）

第3条 基本契約の締結の際に付加した特約の責任開始時は、この特約が付加された基本契約の責任開始時と同一とします。

2 前項の会社の責任開始の日をこの特約の契約日とします。

3 この特約の保険期間は、前項の特約の契約日から起算し、この特約が付加された基本契約に係る保険期間又は年金支払期間の終期までとします。

4 この特約の申込みを承諾したときは、保険証券を保険契約者に交付します。この場合においては、保険証券の交付をもって承諾の通知に代えます。

第3章 特約保険料の払込み

（基本保険料の払込みを要する場合の特約保険料の払込み）

第4条 特約保険料は、この特約が付加された基本契約の保険料（以下「基本保険料」といいます。）の払込みを要する場合においては、基本保険料の払込方法（経路）に従い、基本保険料と合わせてこれと同一月分を払い込むことを要します。

2 特約保険料の払込時期及び猶予期間は、基本保険料の払込時期及び猶予期間と同一とします。

（基本保険料の払込みを要しない場合の特約保険料の払込み）

第5条 基本保険料の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料があるときは、保険契約者は、その基本契約の普通保険約款の定める保険料の払込方法（経路）を選択することができます。この場合において、保険契約者による払込方法（経路）の変更及び会社による払込方法（経路）の変更については、普通保険約款の定めるところによります。

2 前項の場合において、基本契約に複数の特約が付加されているときは、保険契約者は、それらの特約について、同一の払込方法（経路）を選択することを要します。この場合においては、それらの特約については、同一月分の特約保険料を合わせて払い込むことを要します。

3 前2項の特約保険料は、1年分以上（1年に満たない月数分の特約保険料を払い込むことによって特約保険料の払込みを要しないこととなる特約にあっては、その月数分）を前納することを要します。

（特約保険料の振替貸付）

第6条 基本保険料について保険料に振り替えることを目的とする貸付けをしたときは、その貸付けをした基本保険料と同一月分の特約保険料についても、基本契約の普通保険約款の定めるところにより、保険料に振り替えることを目的と

する貸付けをします。

（特約保険料の前納払込み）

第7条 保険契約者は、特約保険料の全部又は一部を前納することができます。この場合には、会社の定める利率で特約保険料を割り引きます。

2 前項の規定により前納された特約保険料は、会社の定める利率による利息を付けて積み立てておき、月ごとの契約当日（特約の契約日から起算した1か月ごとの応当日（その月にその応当日がない場合にあっては、その月の末日の翌日）をいいます。以下同じとします。）ごとに特約保険料の払込みに充当します。

3 特約保険料が前納された期間が満了した場合において、前納された特約保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者（基本契約の死亡保険金又は満期保険金と同時に支払う場合にあっては、基本契約に係る死亡保険金受取人又は満期保険金受取人）に払い戻します。

4 第1項の規定により特約保険料の前納払込みをした場合において、保険契約者は、やむを得ない事由があるときは、特約保険料の前納払込みの取消しを請求することができます。この場合において、会社がその請求を認めたときは、会社の定める方法により、その取消しをした期間に対する特約保険料を保険契約者に払い戻します。

5 保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第11に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

（未經過期間に対する特約保険料の払戻し）

第8条 特約保険料を払い込んだ後、次に掲げる事由が生じたことにより、その直後の月ごとの契約応当日以降の期間に係る特約保険料の全部又は一部について払込みを要しないこととなったときは、会社の定める方法により、その払込みを要しないこととなった期間に対する特約保険料を保険契約者に払い戻します。

(1) 特約の消滅

(2) 特約保険料の払込免除

(3) 特約の保険期間又は保険料払込期間の短縮

(4) 特約保険料額の減額

(5) 特約の保険料払済契約への変更

2 前項の場合において、払い戻す特約保険料は、基本契約の死亡保険金又は満期保険金と同時に支払う場合にあっては、同項の規定にかかわらず、基本契約に係る死亡保険金受取人又は満期保険金受取人に払い戻します。ただし、保険契約者がその特約保険料を受け取る旨の意思表示をしたときは、これを保険契約者に払い戻します。

第4章 特約保険料の払込免除

（基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除）

第9条 基本保険料（介護割増年金付終身年金保険に係る基本保険料を除きます。）が払込免除とされたときは、この特約の将来の特約保険料を払込免除とします。ただし、基本保険料が払込免除となった直接の原因が、この特約の責任開始時に生じたものであるとき、又はこの特約の失効後その復活までに被保険者がかかった疾病又は不慮の事故（別表第1に定めるものをいいます。以下同じとします。）により受けた傷害であるときは、特約保険料を払込免除とさせません。

（身体障害による特約保険料の払込免除）

第10条 次の場合には、この特約の将来の特約保険料を払込免除とします。

(1) 基本保険料の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料がある場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後に不慮の事故により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に別表第2の身体障害等級表に掲げる第1級、第2級又は第3級の身体障害の状態になったとき。

(2) この特約が据置終身年金保険、介護割増年金付終身年金保険、据置定期年金保険又は据置夫婦年金保険の基本契約に付加された場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後に不慮の事故により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に前号に規定する身体障害の状態になったとき。

2 前項の規定は、被保険者が次のいずれかにより同項に規定する身体障害の状態になった場合、又は同項に規定する傷害がこの特約の失効後その復活までに被保険者が不慮の事故により受けたものである場合には、適用しません。

(1) 保険契約者、被保険者又は基本契約において保険契約者が指定した死亡保険金受取人の故意又は重大な過失

(2) 被保険者の犯罪行為

(3) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故

(4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故

(5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故

(6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故

3 被保険者が次のいずれかにより第1項に規定する身体障害の状態になった場合で、その原因により当該身体障害の状態になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部又は一部について払込免除としないことがあります。

(1) 地震、噴火又は津波

(2) 戦争その他の変乱

（介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約の特約保険料の払込免除）

第11条 介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約において、次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該各号に定める特約保険料を払込免除とします。

(1) 基本保険料の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料がある場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後においてかかった疾病又は不慮の事故により受けた傷害により別表第2の身体障害等級表に掲げる第1級の身体障害の状態（以下「重度障害の状態」といいます。）になったとき この特約の将来の特約保険料

(2) 被保険者がこの特約の責任開始時以後に疾病にかかり、又は不慮の事故により傷害を受け、その疾病又は傷害を直接の原因として特定要介護状態（別表第3に定めるものをいいます。以下同じとします。）になり、かつ、その特定要介護状態になった日から起算して特定要介護状態がこの特約の保険期間中に180日以上継続したとき その特定要介護状態になった日以後のこの特約の特約保険料

- 2 前項の規定は、被保険者が次のいずれかにより重度障害の状態になった場合若しくは特定要介護状態が180日以上継続した場合又は同項に規定する疾病若しくは傷害がこの特約の失効後復活までに被保険者がかかった若しくは不慮の事故により受けたものである場合には、適用しません。
- (1) 保険契約者、被保険者又は基本契約において保険契約者が指定した死亡保険金受取人の故意又は重大な過失
 - (2) 被保険者の犯罪行為
 - (3) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
 - (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - (7) 被保険者の薬物依存（別表第4に定めるものをいいます。以下同じとします。）（前項第2号の場合に限ります。）
- 3 被保険者が次のいずれかにより重度障害の状態になった場合又は特定要介護状態が180日以上継続した場合で、その原因により重度障害の状態になった又は特定要介護状態が180日以上継続した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部又は一部について払込免除としないことがあります。
- (1) 地震、噴火又は津波
 - (2) 戦争その他の変乱

第5章 特約保険金の支払

（特約保険金の支払）

第12条 この特約の特約保険金の支払については、次のとおりとします。

保険金	支払事由	支払額	特約保険金受取人
入院保険金	1 被保険者が次のすべてを満たす入院（別表第5に定めるものをいいます。以下同じとします。）をしたとき。 (1) この特約の責任開始時以後（この特約の保険期間中に限ります。以下この条において同じとします。）にかかった疾病（直接の因果関係のある2以上の疾病は1の疾病とみなします。以下同じとします。）を直接の原因とする入院であること (2) 特約の保険期間中に開始した入院であること (3) 治療を目的とした入院※¹であること (4) 病院又は診療所（別表第6に定めるものをいいます。以下同じとします。）への入院であること (5) 入院期間の日数が1日※²以上であること 2 被保険者が次のすべてを満たす入院をしたとき。 (1) この特約の責任開始時以後に不慮の事故により受けた傷害を直接の原因とする入院であること (2) 不慮の事故の日から3年以内に開始した入院であること (3) 治療を目的とした入院※¹であること (4) 病院又は診療所への入院であること (5) 入院期間の日数が1日※²以上であること	入院1日について特約保険金額※ ⁴ の1000分の1.5に相当する金額	被保険者
手術保険金	被保険者が、入院保険金の支払事由に該当する入院（入院保険金の支払われる期間の経過後も入院している場合にあっては、その期間の経過前からおお継続して入院している場合に限ります。）中に次のすべてを満たす手術（別表第7に定めるものをいいます。以下同じとします。）を受けたとき。 (1) 入院の原因となった疾病又は不慮の事故により受けた傷害を直接の原因とする手術であること (2) 治療を直接の目的とした手術※³であること (3) 病院又は診療所における手術であ	特約保険金額※ ⁴ の1000分の1.5に相当する金額に別表第7に掲げる手術の種類に応じ同表に掲げる支払倍率を乗じて得た金額	被保険者

	ること		
長期入院一時保険金	被保険者が、入院保険金の支払事由に該当する入院をし、その入院期間の日数が継続して120日となったとき。	特約保険金額※ ⁴ の1000分の30に相当する金額	被保険者

備考

1 治療を目的とした入院

美容上の処置による入院、治療を主たる目的としない診断のための検査による入院、介護を主たる目的とする入院などは、「治療を目的とした入院」に該当しません。

2 入院期間の日数が1日

「入院期間の日数が1日」となる入院とは、入院のうち、入院日と退院日が同一である場合（日帰り入院）をいい、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

3 治療を直接の目的とした手術

美容整形上の手術、臓器等の移植に伴う臓器等提供者に係る手術、帝王切開以外の娩出術に伴う手術、人工妊娠中絶術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは、「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。

4 特約保険金額

「特約保険金額」とは、この特約に基づき会社が支払う特約保険金の通算支払限度額をいいます。

（1の原因により2回以上入院した場合の取扱い）

第13条 前条の場合において、被保険者が1の疾病により2回以上入院しているとき又は1の不慮の事故により2回以上入院しているときは、それらの入院期間はそれぞれ継続しているものとみなして、その日数を計算します。

2 前項の場合において、1の疾病による2以上の入院のうち1の入院がその直前における入院の退院日から180日を経過した後になされたときは、その入院以後の入院は新たな疾病によるものとして入院期間の日数を計算します（第16条において同じとします。）。

（2以上の原因により入院期間が重複した場合の取扱い）

第14条 前2条の場合において、入院保険金を支払うべき入院が2以上の疾病によるものであるときは、その2以上の疾病による重複した入院期間については、それらの疾病のうち1の疾病による入院に対する入院保険金のみを支払います。この場合において、支払う入院保険金の額は、それらの疾病による入院保険金額のうちその額が最も多い入院保険金額とします。

2 前2条の場合において、入院保険金を支払うべき入院が2以上の不慮の事故によるものであるときは、その2以上の不慮の事故による重複した入院期間については、それらの不慮の事故のうち1の不慮の事故による入院に対する入院保険金のみを支払います。この場合において、支払う入院保険金の額は、それらの不慮の事故による入院保険金額のうちその額が最も多い入院保険金額とします。

3 前2条の場合において、入院保険金を支払うべき入院が疾病によるものであり、かつ、不慮の事故によるものであるときは、その疾病及び不慮の事故による重複した入院期間については、1の疾病又は1の不慮の事故による入院として入院保険金を支払います。この場合において、支払う入院保険金の額は、それらの疾病又は不慮の事故による入院保険金額のうちその額が最も多い入院保険金額とします。

4 第1項及び第2項の規定による入院保険金の支払は、2以上の疾病又は2以上の不慮の事故による入院についてそれぞれ入院保険金の支払をしたものとみなして第16条第2項の規定を適用します。

5 第3項の規定による入院保険金の支払は、1の疾病又は1の不慮の事故による入院についてそれぞれ入院保険金の支払をしたものとみなして第16条第2項の規定を適用します。

（同時期に2種類以上の手術を受けた場合の取扱い）

第15条 第12条の場合において、被保険者が、同時期に2種類以上の手術を受けたときは、これらの手術のうち支払倍率が最も高いいずれか1種類の手術に限り手術保険金を支払います。

（特約保険金の支払限度）

第16条 特約保険金の支払額は、通算して、特約保険金額をもって限度とします。

2 入院保険金の支払額は、1の疾病又は1の不慮の事故による入院については、それぞれ120日分をもってその限度とします。

（疾病による特約保険金の支払免責等）

第17条 被保険者が次のいずれかにより第12条の規定に基づき、疾病を直接の原因とする入院保険金、手術保険金又は長期入院一時保険金（以下この条において「疾病による特約保険金」といいます。）の支払事由に該当した場合には、疾病による特約保険金を支払いません。

（1）保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失

（2）被保険者の薬物依存

2 被保険者が戦争その他の変乱により疾病による特約保険金の支払事由に該当した場合で、その原因により疾病による特約保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、疾病による特約保険金を削減して支払い、又はその支払をしないことがあります。

（傷害による特約保険金の支払免責等）

第18条 被保険者が次のいずれかにより第12条の規定に基づき、不慮の事故による傷害を直接の原因とする入院保険金、手術保険金又は長期入院一時保険金（以下この条において「傷害による特約保険金」といいます。）の支払事由に該当した場合には、傷害による特約保険金を支払いません。

（1）保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失

（2）被保険者の犯罪行為

（3）被保険者の精神障害の状態を原因とする事故

（4）被保険者の泥酔の状態を原因とする事故

（5）被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故

（6）被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故

2 被保険者が次のいずれかにより傷害による特約保険金の支払事由に該当した場合で、その原因により傷害による特約保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、傷害による特約保険金を削減して支払い、又はその支払をしないことがあります。

- (1) 地震、噴火又は津波
- (2) 戦争その他の変乱

(保険事故の特例)

第19条 この特約がその責任開始の日から起算して2年以上継続した場合（第21条の規定により会社がこの特約の解除をすることができる場合には、同条の規定によりその解除権が消滅した場合に限ります。）において、被保険者がこの特約の責任開始時前にかかった疾病を直接の原因として、特約保険金の支払事由が発生したときは、当該疾病を被保険者がこの特約の責任開始時以後にかかったものとみなして、第12条の規定を適用します。

第6章 告知義務及び告知義務違反等による特約の解除

(告知義務)

第20条 保険契約者又は被保険者は、この特約の締結又は復活の際、会社所定の質問表に掲げる質問事項について答えることを要します。

(告知義務違反による特約の解除)

第21条 保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表に掲げる質問事項について悪意又は重大な過失によって事実を告げず、又は真実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。ただし、会社がその事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったときは、この特約を解除することができません。

2 前項の解除権は、会社が解除の原因を知った時から1か月間これを行わないときは消滅します。この特約がその責任開始の日（復活した特約にあっては、その復活に係る責任開始の日）から起算して2年以上継続したとき（その期間内に特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた場合において、その特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由について同項の解除の原因たる事実の存するときは除きます。）も、同様とします。

(解除の効果)

第22条 会社は、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後、その特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由について前条第1項の解除の原因たる事実の存することにより会社がこの特約を解除した場合においても、その特約保険金（その特約保険金の支払事由が発生した後この特約の解除までに発生した特約保険金の支払事由がある場合には、その特約保険金を含みます。以下この条において同じとします。）を支払わず、又は特約保険料を払込免除としません。また、会社は、既にその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求し、既に特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。ただし、保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人において、その特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由の発生の原因が当該解除の原因たる事実に基づかないことを証明したときは、その特約保険金を支払い、又は特約保険料を払込免除とします。

(解除の相手方)

第23条 第21条の規定による特約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。

2 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、特約保険金受取人又はこれらの法定代理人に通知します。

3 第21条第2項に規定する1か月の期間は、保険契約者若しくはその法定代理人又は前項の場合における被保険者、特約保険金受取人若しくはこれらの法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときは、これらの者の所在が知れた時から起算します。

(重大事由による特約の解除)

第24条 会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。

(1) 保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人が特約保険金（特約保険料の払込免除を含みます。また、他の保険契約の保険金を含み、保険種類及び保険金の名称の如何を問いません。以下この項において同じとします。）を詐取する目的又は他人に特約保険金を詐取させる目的で保険事故を招致（未遂を含みます。）した場合。

(2) 特約保険金の請求に関し、特約保険金受取人に詐欺行為があった場合。

(3) 他の保険契約との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合。

(4) その他この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合。

2 会社は、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後、前項の解除の原因たる事実の存することにより会社がこの特約を解除した場合においても、その特約保険金を支払わず、又は特約保険料を払込免除としません。また、会社は、既にその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求し、既に特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。

3 第1項の規定によるこの特約の解除については、前条第1項及び第2項の規定を準用します。

(加入限度額超過による特約の解除)

第25条 会社は、この特約の特約保険金額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者1人当たりの特約保険金額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、将来に向かってこの特約を解除することができます。

2 会社は、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後、前項の解除の原因たる事実の存することにより会社がこの特約を解除した場合においても、その特約保険金を支払わず、又は特約保険料を払込免除としません。また、会社は、既にその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求し、既に特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。

3 第1項の規定によるこの特約の解除については、第23条第1項及び第2項の規定を準用します。

第7章 特約の無効

(詐欺による特約の無効)

第26条 保険契約者又は被保険者の詐欺により特約の締結又は復活が行われたときは、その特約又は復活は、無効とします。

(不法取得目的による特約の無効)

第27条 保険契約者が特約保険金（特約保険料の払込免除を含みます。以下この条において同じとします。）を不法に取得する目的又は他人に特約保険金を不法に取得させる目的をもって、この特約の締結又は復活を行ったときは、その特約又は復活は、無効とします。

第8章 特約の失効

(特約の失効)

第28条 この特約は、次のいずれかに該当する場合には、その効力を失います。

- (1) 基本契約がその効力を失ったとき。
- (2) 保険契約者が特約保険料を払い込まないで特約保険料の猶予期間を経過したとき。
- (3) 特約保険金の支払額がその限度に達したとき。
- (4) 第31条の規定により特約保険金額が更正された場合（年齢又は性別の誤りの処理及び貸付金の弁済に代える保険金額又は年金額の減額に伴うものを除きます。）において、更正後の特約保険金額がこの特約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき。
- (5) 夫婦保険、夫婦年金保険付夫婦保険、即時夫婦年金保険又は据置夫婦年金保険の基本契約に付加された特約において、被保険者が死亡したとき（夫婦保険の基本契約において主たる被保険者が重度障害の状態に該当するに至ったことにより死亡保険金を支払うとき及び夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約において主たる被保険者が重度障害の状態に該当するに至ったことにより年金支払事由発生日前に死亡保険金を支払うときを含みます。）。

第9章 保険契約者の代表者

(保険契約者の代表者)

第29条 この特約が付加された基本契約において保険契約者の代表者となった者は、この特約においても他の保険契約者を代理するものとします。

- 2 前項の代表者が定まらないとき、又はその所在が不明であるときは、この特約について保険契約者の1人に対してした行為は、他の者に対しても、その効力を有します。
- 3 この特約について保険契約者が2人以上あるときは、この特約に関する未払特約保険料その他会社に弁済すべき債務は、連帯とします。

第10章 特約の契約関係者の異動

(特約の保険契約者の変更)

第30条 この特約が付加された基本契約において保険契約者の基本契約による権利義務を承継した者は、この特約による保険契約者の権利義務も承継するものとします。

第11章 特約の変更

(基本契約の変更に伴う特約の変更)

第31条 別表第8の定めるところにより、この特約が付加された基本契約について一定の事由が生じたときは、特約の変更をします。

- 2 前項の場合において、既に払い込んだ特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、保険契約者に払い戻します。
- 3 第1項の規定による特約の変更は、別表第8に定める一定の事由に係る基本契約の変更の効力が発生したときに、その変更の効力を生じます。
- 4 前項の規定により第1項の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還することを要します。

(特約保険金額の減額変更)

第32条 特約保険料の払込方法（回数）を分割払とする特約においては、保険契約者は、特約保険金額を減額するための変更を請求することができます。ただし、次に掲げる場合には、その変更を請求することはできません。

- (1) この特約の契約日（復活した特約にあっては、その復活日（第42条に定める復活日をいいます。以下同じとします。））から起算して2年を経過していないとき。
 - (2) 特約保険金額の減額変更後2年を経過していないとき。
 - (3) 特約保険料が払込免除とされているとき。
 - (4) この特約の残存保険料払込期間が1年に満たないとき。
 - (5) 減額後の特約保険金額がこの特約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき。
 - (6) 減額後の特約保険金額が10万円（終身年金保険付終身保険又は夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約に付加された特約にあっては、100万円）の倍数でないとき。
- 2 保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第11に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
- 3 第1項本文の場合においては、会社の定める方法により、特約保険料額を更正します。
 - 4 第1項の変更は、月ごとの契約応当日（保険期間の満了する日を含みます。以下同じとします。）に変更の請求があった場合にあってはその時に、月ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があった場合にあっては直後の月ごとの契約応当日にその効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があった場合において、その請求直後の月

ごとの契約応当日の前日までに特約保険料が払込免除となったときは、その変更の効力は、生じないものとします。

- 5 前項本文の規定により第1項の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合又は前項ただし書の場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還することを要します。

(特約保険金の支払額通算の特則)

- 第33条 前2条の規定により、特約保険金額が更正された場合において、特約保険金額の更正前に既に支払った又は支払うべき特約保険金がある場合には、第16条第1項の規定による特約保険金の支払額を通算するときは、特約保険金の額は、変更前の特約保険金額に対する変更後の特約保険金額の割合により更正されたものとします。

(特約の契約変更の特則)

- 第34条 保険契約者は、第32条の変更のほか、契約変更に関する特則の定めるところにより、この特約の変更の申込みをすることができます。

第12章 加入年齢の計算及び年齢又は性別の誤りの処理

(特約の加入年齢の計算)

- 第35条 この特約の契約日における被保険者の年齢は、この特約が付加された基本契約の普通保険約款の定めるところにより計算します。

(年齢又は性別の誤りの処理)

- 第36条 保険契約申込書に記載されたこの特約の被保険者の加入年齢又は性別に誤りがあった場合において、この特約の契約日における年齢がその特約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、この特約を無効とし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢又は性別に基づいてこの特約を締結したものととして、会社の定める方法により、加入限度額を上限として特約保険金額を更正します。この場合において、既に払い込まれた特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

第13章 特約の解約

(特約の解約)

- 第37条 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- 2 保険契約者が前項の解約をしようとするときは、別表第11に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
- 3 第1項の解約は、月ごとの契約応当日に解約の通知があった場合にあってはその時に、月ごとの契約応当日以外の日に解約の通知があった場合にあっては直後の月ごとの契約応当日にその効力を生じます。ただし、この特約を基本契約の締結後に付加した場合においては、この特約について、その契約日の属する月に解約の通知があった場合には、その解約は、その翌月における基本契約の月ごとの契約応当日に、その効力を生じます。
- 4 第1項の場合においては、月ごとの契約応当日以外の日にこの特約の解約の通知があった場合において、その通知があった直後の月ごとの契約応当日の前日までに特約保険料の払込みを要しないこととなる事由が生じたときは、その解約の効力は、生じないものとします。
- 5 第3項の規定により第1項の解約の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合又は前項の場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還することを要します。

第14章 特約の返戻金の支払及び無効保険料の払戻し

(特約の返戻金の支払)

- 第38条 次に掲げる場合において、特約の返戻金があるときは、保険契約者は、その支払を請求することができます。
- (1) 被保険者の死亡（この特約が付加された基本契約の普通保険約款の規定によりその基本契約の死亡保険金の支払免責に該当するとき（配偶者である被保険者に係るものを除きます。）に限りします。）
- (2) この特約の解除又は解約の通知
- (3) 特約保険金の支払額がその限度に達したとき。
- (4) この特約の失効（被保険者の死亡（重度障害の状態に該当するに至ったことにより死亡したものとみなされる場合を含みます。）及び前号に該当するものを除きます。）
- (5) この特約の変更（特約保険金額又は特約保険料額が更正されるものに限りします。）。ただし、年齢又は性別の誤りの処理による基本契約の変更に伴うものを除きます。
- 2 前項の特約の返戻金の額は、会社の定める方法により、この特約の経過した年月数により算出した額とします。ただし、前項第3号の場合及びこの特約が付加された基本契約の普通保険約款の規定によりその基本契約の責任準備金の額の返戻金を支払うときには、特約の責任準備金の額とします。

(無効保険料の払戻し)

- 第39条 この特約又はその復活の全部又は一部が無効である場合において、保険契約者及び被保険者が善意であり、かつ、重大な過失のないときは、保険契約者は、特約保険料の全部又は一部の払戻しを請求することができます。

第15章 特約の復活

(特約の復活)

- 第40条 この特約は、基本契約の失効と同時に失効したものに限り、会社の承諾を得て、基本契約の復活に併せて復活することができます。ただし、復活した場合の特約保険金額が加入限度額を超える場合は、その復活をすることができません。
- 2 保険契約者が前項の復活をしようとするときは、別表第11に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出して申し込んでください。
- 3 前項の場合において、保険契約者は、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額（以下「特約復活払込金」といいます。）の払込みを要します。

(特約復活払込金の分割払込み)

第41条 保険契約者が、基本保険料を払い込まなかった期間の基本保険料に相当する金額について分割払込みを請求するときは、その請求に係る同一月分の特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額についても、分割払込みを請求することを要します。

2 前項の規定により分割して払い込む金額（以下「特約分割払込金」といいます。）は、第4条の規定により払い込むべき特約保険料と合わせて払い込むことを要します。

3 特約分割払込金の払込みを完了する前は、特約保険料の前納払込みの取扱いを受けることはできません。

4 第1項の規定は、特約分割払込金の払込みを完了する前にこの特約が失効したときは、その後のこの特約の復活の申込みに適用しません。

(特約の復活に係る責任開始)

第42条 特約の復活に係る責任開始については、第3条及び第52条の規定を準用します。この場合において、第3条第2項及び第52条第2項の「契約日」は「復活日」と読み替えます。

(特約の復活の効果)

第43条 この特約が復活したときは、初めからその効力を失わなかったものとしします。

2 前項の場合において、被保険者が特約の失効後その復活までに疾病にかかり、その失効からその復活後2年を経過するまでの間（第21条の規定により、会社が特約の解除をすることができる場合において、その解除権が特約の復活後2年を超えて存続するときは、その2年を超えて存続する間を含みます。）に、その疾病を直接の原因として特約保険金の支払事由が発生したとき、又は被保険者が特約の失効後その復活までに不慮の事故により傷害を受け、その傷害を直接の原因として特約保険金の支払事由が発生したときは、これらの支払事由に係る特約保険金は支払いません。

第16章 特約契約者配当

(特約契約者配当金)

第44条 この特約に対する特約契約者配当金はありません。

第17章 譲渡禁止

(譲渡禁止)

第45条 保険契約者又は特約保険金受取人は、特約保険金又は特約の返戻金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

第18章 控除支払

(控除支払)

第46条 この特約が付加された基本契約において保険金（生存保険金を除きます。）、年金（介護割増年金を除きます。）、継続年金、返戻金、契約者配当金（普通保険約款の規定による配当金支払請求に係る契約者配当金を除きます。）若しくは払い戻す基本保険料を支払う場合又は特約の返戻金を支払う場合において、この特約に関し未払特約保険料、第31条第4項、第32条第5項又は第37条第5項の規定により会社が返還を受けるべき特約の返戻金（特約の返戻金と同時に支払った金額を含みます。）その他会社が弁済を受けるべき金額があるときは、当該支払金額から差し引きます。

第19章 特約保険金の支払の請求等

(特約保険金の支払の請求等)

第47条 保険契約者又は特約保険金受取人は、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じたときは、遅滞なくその旨を会社に通知してください。

2 保険契約者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人が、特約保険金、特約の返戻金その他この特約に基づく諸支払金（以下「特約保険金等」といいます。）の支払の請求又は特約保険料の払込免除の請求をしようとするときは、別表第11に定める必要書類を会社に提出して請求してください。

3 特約保険金等は、前項の必要書類が会社の本社に到着した日の翌日から起算して10営業日以内に、会社の本社又は会社の指定した場所で支払います。ただし、事実の確認その他の事由により時日を要するときは、10営業日を過ぎることがあります。

4 会社は、事実の確認をするため、保険契約者、被保険者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人に対し、照会し、又は同意を求めることがあります。この場合において、保険契約者、被保険者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人が会社の照会に対する回答又は同意を正当な理由なく拒んだときは、その回答又はその同意を得て事実を確認するまでは特約保険金等の支払又は特約保険料の払込免除は行いません。

5 保険契約者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人に通知できないときにおいては、会社の知った最後の住所等に発した通知は、その発した時に、保険契約者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人に到達したものとみなします。

6 会社が支払うべき金額に1円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

(時効)

第48条 特約保険金等の支払又は特約保険料の払込免除を請求する権利は、その特約保険金等の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた日の翌日から起算して5年を経過したときは、時効によって消滅します。

第20章 契約内容の登録

(契約内容の登録)

第49条 会社は、保険契約者及び被保険者の同意を得て、次の事項を社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

(1) 保険契約者並びに被保険者の氏名、生年月日、性別及び住所（市・区・郡までとします。）

- (2) 入院保険金の種類
- (3) 入院保険金の日額
- (4) 特約の契約日（特約の復活が行われた場合は、最後の特約の復活日とします。次項において同じとします。）
- (5) 当会社名
- 2 前項の登録の期間は、特約の契約日から5年以内とします。
- 3 協会加盟の各生命保険会社及び全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある特約（入院給付金のある保険契約を含みます。以下この条において同じとします。）の申込み（復活、復旧、入院給付金の日額の増額又は特約の中途付加の申込みを含みます。）を受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- 4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に入院給付金のある特約の申込みがあった場合、前項の規定により連絡された内容を入院給付金のある特約の承諾（復活、復旧、入院給付金の日額の増額又は特約の中途付加の承諾を含みます。以下この条において同じとします。）の判断の参考とすることができるものとします。
- 5 各生命保険会社等は、特約の契約日（復活、復旧、入院給付金の日額の増額又は特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額又は特約の中途付加の日とします。）から5年以内に入院給付金の支払請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- 6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断又は支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7 協会及び各生命保険会社等は、登録又は連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8 保険契約者又は被保険者は、登録又は連絡された内容について、会社又は協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9 第3項、第4項及び第5項中、被保険者、入院給付金、保険契約とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、入院共済金、共済契約と読み替えます。

第21章 法令等の改正又は医療技術の変化に伴う手術保険金の支払事由に関する規定の変更

（法令等の改正又は医療技術の変化に伴う手術保険金の支払事由に関する規定の変更）

- 第50条 会社は、手術保険金の支払事由に関する規定にかかわる法令等の改正又は医療技術の変化があり、その改正又は変化が手術保険金の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと認めたときは、主務官庁の認可を得て、この特約の特約保険料及び特約保険金額を変更することなく手術保険金の支払事由に関する規定を変更することがあります。
- 2 前項の規定により、手術保険金の支払事由に関する規定を変更するときは、会社は、手術保険金の支払事由に関する規定を変更する日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
 - 3 前項の場合において、保険契約者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者に通知できないときには、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

第22章 特則

（中途付加の場合の特則）

- 第51条 基本契約の締結後に特約を付加した場合、会社は次の時から特約上の責任を負います。
- (1) この特約の申込みを承諾した後に第1回特約保険料を受け取った場合 第1回特約保険料を受け取った時
 - (2) 第1回特約保険料相当額を受け取った後にこの特約の申込みを承諾した場合 第1回特約保険料相当額を受け取った時（告知前に受け取った場合には、告知の時）
 - 2 基本契約に付加されたこの特約の月ごとの契約応当日が、その基本契約の契約日から起算した1か月ごとの応当日（その月にその応当日がない場合にあっては、その月の末日の翌日。以下この項において「基本契約の月ごとの契約応当日」といいます。）と異なるときは、その基本契約の月ごとの契約応当日をその基本契約に付加されたこの特約の月ごとの契約応当日とみなします。
 - 3 基本契約に付加されたこの特約の年ごとの契約応当日が、その基本契約の契約日から起算した1年ごとの応当日（その年にその応当日がない場合にあっては、その基本契約の契約日の属する月の1年ごとの応当月の末日の翌日。以下この項において「基本契約の年ごとの契約応当日」といいます。）と異なるときは、その基本契約の年ごとの契約応当日をその基本契約に付加されたこの特約の年ごとの契約応当日とみなします。
 - 4 この特約を基本契約（保険料の払込方法（回数）を一時払とする即時終身年金保険、据置終身年金保険、即時夫婦年金保険又は据置夫婦年金保険の基本契約及び即時型の年金保険に変更した後の基本契約を除きます。）の締結後に付加する場合にあっては、この特約の契約日における被保険者の年齢は、第35条の規定にかかわらず、基本契約の契約日に被保険者がその基本契約の普通保険約款の規定により算出した基本契約の契約日における年齢に達したものとした場合の年齢に、その基本契約の契約日の属する月の翌月からこの特約の契約日の属する月までの期間を加えて計算します。
- （基本契約が据置終身年金保険の場合の特則）
- 第52条 この特約が、即時終身年金保険、据置終身年金保険、即時定期年金保険、据置定期年金保険、即時夫婦年金保険又は据置夫婦年金保険の基本契約の締結の際に付加された場合において、特約の告知を受ける前に第1回保険料相当額を受け取った場合には、会社は、その告知の時から、特約上の責任を負います。
- 2 前項の会社の責任開始の日をこの特約の契約日とします。
 - 3 第1項の場合において、この特約を付加した基本契約の責任開始時は、当該基本契約の普通保険約款の規定にかかわらず、特約の責任開始時と同一とし、その日を当該基本契約の契約日とします。
- （中途付加と同時に旧特約を解約する場合の特則）
- 第53条 疾病傷害入院特約（以下「旧特約」といいます。）の解約の通知と同時に、その旧特約が付された基本契約にこの特約を付加する申込みがあった場合において、この特約の特約保険金額が旧特約の特約保険金額と同額であり、かつ、その申込みと同時に第1回特約保険料相当額の払込み及び第20条の規定による告知（次項の場合を除きます。）があったときは、その解約は、疾病傷害入院特約条項（以下「旧条項」といいます。）第42条の規定にかかわらず、この特約

の契約日に効力を生じます。ただし、この特約が成立しなかった場合には、旧特約の解約は、旧条項第42条の規定に基づき、その効力を生じます。

- 2 この特約を付加する申込みが、旧特約の責任開始の日から起算して2年を経過するまでの間になされたときは、第20条の規定は適用しません。
- 3 前項の規定の適用を受けた場合において、旧特約について、旧特約を解約しないで旧特約が継続していたとすれば会社において旧条項第24条の規定による解除をすることができるものであるときは、会社は、この特約を解除することができます。ただし、会社が旧特約に係る解除の原因たる事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったときは、この特約を解除することができません。
- 4 前項の解除権は、会社が旧特約に係る解除の原因を知った時から1か月間これを行わないときは消滅します。旧特約の責任開始の日（復活した旧特約にあっては、その復活に係る責任開始の日）から起算して2年以上経過したとき（その期間内に特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた場合において、その特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由について当該解除の原因たる事実の存するときを除きます。）も、同様とします。
- 5 第3項の規定によるこの特約の解除については、第22条及び第23条の規定を準用します。
- 6 第1項の場合において、被保険者がこの特約の責任開始時前に疾病にかかり又は不慮の事故により傷害を受けたことにより、この特約において特約保険金が支払われないときは、保険契約者は、旧特約の解約の通知及びこの特約を付加する申込みがなかったものとして、この特約の旧特約への復元の請求をすることができます。ただし、この特約について、すでに特約保険金が支払われた場合又は特約保険料の払込みが免除されている場合は、復元の請求をすることはできません。
- 7 前項本文の規定により旧特約が還元する場合、この特約の保険料と旧特約の保険料の差額その他について精算します。（中途付加の第1回特約保険料をクレジットカード等により払い込む場合の特則）

第54条 基本契約の締結後に特約を付加した場合において、第1回特約保険料（第1回特約保険料相当額を含みます。以下この条において同じとします。）を次の方法により払い込む場合にあっては、次に定める時を第51条の規定に定める第1回特約保険料を受け取った時とします。

- (1) 会社の指定したクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）により払い込む方法 会社所定の利用票を作成した時
- (2) 会社の指定したキャッシュカード等（以下「デビットカード」といいます。）により金融機関等の口座からの引落とし等によって払い込む方法 会社所定の利用票を作成した時。この場合においては、デビットカードを会社所定の端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせ、端末機にデビットカードの暗証番号を入力した際に、口座引落確認を表す電文が端末機に表示されることを要します。
- 2 前項の規定にかかわらず、クレジットカードにより第1回特約保険料を払い込む場合において、次のすべてを満たすときは、第1回特約保険料の払込みはなかったものとします。
 - (1) 会社がクレジットカード発行会社から第1回特約保険料に相当する金額を受け取ることができないこと
 - (2) クレジットカード発行会社がクレジットカードの名義人（クレジットカード発行会社の会員規約等により、そのクレジットカードの使用が認められている者を含みます。）から第1回特約保険料に相当する金額を受け取ることができないこと
- 3 会社は、第1項の規定により払い込まれた第1回特約保険料については、保険契約者からの申出がない限り、領収証を発行しません。

別表第1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病又は体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症し又はその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とはみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分 類 項 目	基本分類表番号
1 鉄道事故	E 800～E 807
2 自動車交通事故	E 810～E 819
3 自動車非交通事故	E 820～E 825
4 その他の道路交通機関事故	E 826～E 829
5 水上交通機関事故	E 830～E 838
6 航空機及び宇宙交通機関事故	E 840～E 845
7 他に分類されない交通機関事故	E 846～E 848
8 医薬品及び生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬又は薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 850～E 858
9 その他の固体、液体、ガス及び蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂及びグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎並びにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他及び詳細不明の細菌性食中毒）及びアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。	E 860～E 869
10 外科的及び内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 870～E 876
11 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的及び内科的処置で処置時事故の記載のないもの ただし、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 878～E 879
12 不慮の墜落	E 880～E 888
13 火災及び火焰による不慮の事故	E 890～E 899

14	自然及び環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E 900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧及び気圧の変化（E 902）」、「旅行及び身体動揺（E 903）」及び「飢餓、渇、不良環境曝露及び放置（E 904）中の飢餓、渇」は除外します。	E 900～E 909
15	溺水、窒息及び異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入又は嚥下による気道閉塞又は窒息（E 911）」、「その他の物体の吸入又は嚥下による気道の閉塞又は窒息（E 912）」は除外します。	E 910～E 915
16	その他の不慮の事故 ただし、「努力過度及び激しい運動（E 927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」及び「その他及び詳細不明の環境的原因及び不慮の事故（E 928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	E 916～E 928
17	医薬品及び生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬又は薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 930～E 949
18	他殺及び他人の加害による損傷	E 960～E 969
19	法的介入 ただし、「処刑（E 978）」は除外します。	E 970～E 978
20	戦争行為による損傷	E 990～E 999

別表第2 身体障害等級表

(1) 身体障害及び障害等級は、次のとおりとします。

障害等級	身体障害
第1級	1 両眼が失明したもの 2 言語又はそしゃくの機能を全く廃したもの 3 精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4 両上肢を手関節以上で失ったもの 5 1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の用を全く廃したもの 6 両上肢の用を全く廃したもの 7 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの 8 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の用を全く廃したもの 9 1上肢の用を全く廃し、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの 10 1上肢及び1下肢の用を全く廃したもの 11 両下肢を足関節以上で失ったもの 12 1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の用を全く廃したもの 13 両下肢の用を全く廃したもの
第2級	20 両耳の聴力を全く失ったもの 21 言語及びそしゃくの機能に著しい障害を残すもの 22 精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの 23 1上肢を手関節以上で失ったもの 24 1上肢の用を全く廃したもの 25 10手指を失ったもの又はその用を全く廃したもの 26 10手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く廃したもの 27 1下肢を足関節以上で失ったもの 28 1下肢の用を全く廃したもの
第3級	40 両眼の視力の和が0.12以下になったもの 41 1眼が失明したもの 42 両耳の聴力レベルが69デシベル以上89デシベル未満になったもの 43 言語又はそしゃくの機能に著しい障害を残すもの 44 精神、神経又は胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの 45 脊柱に著しい奇形又は著しい運動障害を残すもの 46 1上肢の3大関節中の2関節の用を全く廃したもの 47 1手の5手指を失ったもの、母指及び示指を失ったもの又は母指若しくは示指を含み3手指若しくは4手指を失ったもの 48 1手の5手指若しくは4手指の用を全く廃したもの又は母指及び示指を含み3手指の用を全く廃したもの 49 1下肢の3大関節中の2関節の用を全く廃したもの 50 10足指を失ったもの又は10足指の用を全く廃したもの 51 10足指のうちその一部を失い、かつ、他の足指の用を全く廃したもの

備考

1 身体障害

この表に掲げる身体障害は、いずれも、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。

2 眼の障害

ア 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式視力表により行います。

イ 「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。

3 耳の障害

ア 聴力はオーディオメーターによって測定するものとします。

イ 「聴力を全く失ったもの」とは、聴力レベルが89デシベル以上になったものをいいます。

4 言語、そしゃくの障害

ア 「言語の機能を全く廃したもの」とは、音声又は言語をそう失したものをいいます。

イ 「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声又は言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。

ウ 「そしゃくの機能を全く廃したもの」とは、流動食以外のものはとることができないものをいいます。

エ 「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食又はこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。

5 精神、神経、胸腹部臓器の障害

ア 「精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」とは、脳、神経又は胸腹部臓器に器質的又は機能的障害が存在し、このため、日常生活動作に常に他人の介護を要するものをいいます。

イ 「精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、脳、神経又は胸腹部臓器に器質的又は機能的障害が存在し、このため、日常生活動作の範囲が家庭内に限られるものをいいます。

ウ 「精神、神経又は胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの」とは、脳、神経又は胸腹部臓器に器質的又は機能的障害が存在し、このため、軽易な労務以外の労務に就くことができないもの、又はこれに準じる程度に社会の日常生活動作が制限されるものをいいます。

6 脊柱の障害

ア 「脊柱に著しい奇形を残すもの」とは、通常、衣服を着ても外部から脊柱の奇形が明らかに分かる程度以上のものをいいます。

イ 「脊柱に著しい運動障害を残すもの」とは、脊柱の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。

7 上肢の障害

ア 「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、又は上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。

イ 「上肢の用を全く廃したもの」とは、3大関節（肩関節、肘関節及び手関節をいいます。）全部の用を全く廃したものをいいます。

ウ 「関節の用を全く廃したもの」とは、関節が強直し、又は拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。

8 手指の障害

ア 「手指を失ったもの」とは、母指にあっては指節間関節以上、その他の手指にあっては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

イ 「手指の用を全く廃したもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったもの又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。

9 下肢の障害

ア 「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、又は下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。

イ 「下肢の用を全く廃したもの」とは、3大関節（股関節、膝関節及び足関節をいいます。）全部の用を全く廃したものをいいます。

ウ 「関節の用を全く廃したもの」とは、上肢の場合と同様とします。

10 足指の障害

ア 「足指を失ったもの」とは、足指を基節の2分の1以上で失ったものをいいます。

イ 「足指の用を全く廃したもの」とは、第1足指にあっては、末節の2分の1以上を失ったもの又は中足指節関節若しくは指節間関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいい、その他の足指にあっては、遠位指節間関節以上を失ったもの又は足指の中足指節関節若しくは近位指節間関節に完全強直若しくは完全拘縮を残すものをいいます。

(2) 前号の表に掲げる身体障害のうち、第1級の4から13まで、第2級の25及び26並びに第3級の50及び51の身体障害は、1の不慮の事故によるものであって、当該傷害が生じた身体の同一部位に既に存する同号の表に掲げる身体障害に加重して生じたものでないものに限りします。

(3) 第1号の表に掲げる身体障害のうち、第1級の3、第2級の22及び第3級の44の身体障害は、これらの身体障害以外の同号の表に掲げる身体障害に該当するものを含まないものとします。

別表第3 特定要介護状態

特定要介護状態とは、常時の介護を要する次のいずれかの身体障害の状態をいいます。

(1) 日常生活において常時寝たきりの状態であり、日常生活動作が次のアに該当し、かつ、イからオまでのうちいずれか3つ以上に該当する状態

ア 歩行できない

イ 排泄便の後始末が自分ではできない

ウ 食事が自分ではできない

エ 衣服の着脱が自分ではできない

オ 入浴が自分ではできない

備考

1 「歩行できない」とは、杖、装具等の使用及び他人の介助によっても歩行できず、常時ベッド周辺の生活である

ことをいいます。

2 「排便の後始末が自分ではできない」とは、自分で大小便の排せつ後のふきとり始末ができないため、他人の介助を要することをいいます。

3 「食事が自分ではできない」とは、食器類又は食物を選定、工夫しても、自分で食事ができないため、他人の介助を要することをいいます。

4 「衣服の着脱が自分ではできない」とは、衣服等を工夫しても、自分で衣服の着脱ができないため、他人の介助を要することをいいます。

5 「入浴が自分ではできない」とは、浴槽等を工夫しても、自分で浴槽の出入り又は体の洗い流しができないため、他人の介助を要することをいいます。

(2) 医師により器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態で、次の見当識障害のいずれかに該当する状態

ア 時間の見当識障害が常時あること。

イ 場所の見当識障害があること。

ウ 人の見当識障害があること。

備考

1 「医師により器質性認知症と診断確定されている」とは、次の(1)及び(2)のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格を持つ者により診断確定された場合をいいます。

(1) 脳内に後天的に起こった器質的な病変あるいは損傷を有すること

(2) 正常に成熟した脳が、(1)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

2 前1の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」及び「器質的障害」とは、次のとおりとします。

(1) 「器質性認知症」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」（昭和54年版）に記載された分類項目中、次の基本分類番号に規定される内容によるものをいいます。

分 類 項 目	基本分類番号
老年痴呆、単純型	290.0
初老期痴呆	290.1
老年痴呆、抑うつ型及び妄想型	290.2
急性錯乱状態を伴う老年痴呆	290.3
動脈硬化性痴呆	290.4
他に分類された状態における痴呆	294.1

昭和54年版以後の厚生省（平成13年1月6日以降は厚生労働省）大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

(2) 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因又は障害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

3 「意識障害」とは、周囲に対して適切な注意を払い、外部からの刺激を的確に受け取り、対象を認知する能力に障害が生じていることをいいます。

4 「時間の見当識障害」とは、季節又は朝、昼及び夜が分からないことをいいます。

5 「場所の見当識障害」とは、現在自分が住んでいる場所又は現在自分がいる場所が分からないことをいいます。

6 「人の見当識障害」とは、日頃接している家族又は日頃接している周囲の人間が分からないことをいいます。

別表第4 薬物依存

「薬物依存」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の分類番号304に規定された内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬又は幻覚薬等を含みます。

別表第5 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じとします。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じとします。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表第6 病院又は診療所

「病院又は診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

(1) 医療法に定める日本国内にある病院又は患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫又は打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）。ただし、介護保険法に定める介護老人保健施設は含みません。

(2) 前号の場合と同等と会社が認めた日本国外にある医療施設

別表第7 手術保険金の支払対象となる手術及び支払倍率

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除等の操作を加えることをいい、下表の手術の種類の欄に掲げる1から96までの手術を指します。吸引、穿刺、抜釘又は抜糸等の操作又は処置及び神経ブロックは除きます。

体の部位等	支払対象となる手術の種類	支払倍率
皮膚	1 植皮術（植皮の面積が25cm ² 未満の手術を除く。受容者に限る。）	10倍
乳房	2 乳房切断術	20倍
	3 乳腺全摘出術	20倍
	4 頭蓋骨親血手術（5又は6に該当する手術を除く。）	20倍

筋骨	5 鼻骨観血手術	10倍
	6 上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（歯・歯肉の処置に伴う手術を除く。）	20倍
	7 脊椎観血手術	20倍
	8 骨盤・股関節観血手術	20倍
	9 鎖骨・肩甲骨・肋骨・胸骨観血手術	10倍
	10 四肢切断術（手指・足指の手術を除く。）	20倍
	11 切断四肢再接合術（骨・関節の離断に伴う手術に限る。）	20倍
	12 四肢骨・四肢関節観血手術（手指・足指の手術を除く。）	10倍
	13 骨移植術（受容者に限る。）	10倍
	14 骨髓炎・骨結核・骨腫瘍手術（膿瘍の単なる切開を除く。）	10倍
	15 筋・腱・靱帯観血手術（手指・足指の手術及び筋炎・結節腫・粘液腫手術を除く。）	10倍
呼吸器 ・胸部	16 慢性副鼻腔炎根本手術	10倍
	17 喉頭全摘除術	40倍
	18 喉頭部分切除術、喉頭形成術	10倍
	19 気管・気管支の手術（開胸を伴う手術に限る。）	20倍
	20 肺・胸膜の手術（開胸を伴う手術に限る。）	20倍
	21 胸郭形成術	20倍
	22 縦隔腫瘍摘出術（開胸を伴う手術に限る。）	40倍
循環器	23 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の手術（開胸又は開腹を伴う手術に限る。）	40倍
	24 静脈瘤根本手術	10倍
	25 その他の観血的血管形成術（手指・足指の手術及び血液透析外シャント形成術を除く。）	20倍
	26 心膜切開・縫合術（開胸を伴う手術に限る。）	20倍
	27 直視下心臓内手術	40倍
	28 体内用ペースメーカー埋込術（開胸を伴う手術に限る。）	20倍
消化器 ・腹部	29 舌全摘除術	40倍
	30 耳下腺・顎下腺腫瘍摘出術	10倍
	31 食道離断術（開胸又は開腹を伴う手術に限る。）	40倍
	32 その他の食道の手術（開胸又は開腹を伴う手術に限る。）	20倍
	33 胃切除術（開胸又は開腹を伴う手術に限る。）	40倍
	34 その他の胃の手術（開胸又は開腹を伴う手術に限る。）	20倍
	35 肝切除術（開胸又は開腹を伴う手術に限る。）	40倍
	36 その他の肝臓観血手術（開胸又は開腹を伴う手術に限る。）	20倍
	37 胆嚢・胆道観血手術（開胸又は開腹を伴う手術に限る。）	20倍
	38 膵臓観血手術（開胸又は開腹を伴う手術に限る。）	20倍
	39 脾臓観血手術（開胸又は開腹を伴う手術に限る。）	20倍
	40 腹膜炎観血手術（開胸又は開腹を伴う手術に限る。）	20倍
	41 ヘルニア根本手術	10倍
	42 虫垂切除術	10倍
	43 直腸脱根本手術	20倍
	44 その他の腸・腸間膜の手術（開腹を伴う手術に限る。）	20倍
	45 痔瘻・脱肛・痔核根本手術	10倍
泌尿器	46 腎移植術（受容者に限る。）	40倍
	47 その他の腎臓・腎盂観血手術（経尿道的操作を除く。）	20倍
	48 尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作を除く。）	20倍
	49 尿道形成術（経尿道的操作を除く。）	10倍
	50 尿瘻閉鎖観血手術（経尿道的操作を除く。）	20倍
性器	51 陰茎切断術	40倍
	52 睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢観血手術	20倍
	53 前立腺観血手術（経尿道的操作を除く。）	20倍
	54 帝王切開娩出術	10倍
	55 子宮外妊娠手術	20倍
	56 子宮全摘除術	40倍
	57 子宮の手術（開腹を伴う手術に限る。54、55又は56に該当する手術を除く。）	20倍
	58 その他の子宮観血手術（人工妊娠中絶術を除く。）	10倍
	59 卵巣・卵管の手術（開腹を伴う手術に限る。）	20倍
	60 その他の卵巣・卵管観血手術	10倍
	61 陰脱観血手術	10倍

内分泌器	62 下垂体腫瘍摘除術	40倍
	63 甲状腺観血手術	10倍
	64 副腎摘除術（開腹を伴う手術に限る。）	20倍
神経	65 頭蓋内観血手術（開頭を伴う手術に限る。）	40倍
	66 神経観血手術（手指・足指の手術及び神経ブロックを除く。）	20倍
	67 観血的脊髄腫瘍・脊髄血管腫摘出術	40倍
	68 脊髄硬膜内外観血手術	20倍
視器	69 涙小管形成術	10倍
	70 涙嚢鼻腔吻合術	10倍
	71 結膜嚢形成術	10倍
	72 角膜移植術	10倍
	73 観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10倍
	74 虹彩観血手術	10倍
	75 緑内障観血手術	20倍
	76 白内障・水晶体観血手術	20倍
	77 硝子体観血手術	20倍
	78 網膜剥離症観血手術	20倍
	79 眼球摘除術・組織充填術	20倍
	80 眼窩腫瘍摘出術	20倍
	81 眼筋移植術	10倍
	82 レーザー・冷凍凝固による眼球の手術	10倍
聴器	83 鼓膜・鼓室形成術	20倍
	84 乳様洞削開術	10倍
	85 中耳根本手術	20倍
	86 内耳観血手術	20倍
	87 聴神経腫瘍摘出術	40倍
新生物	88 悪性新生物根治手術	40倍
	89 悪性新生物温熱療法	10倍
	90 その他の悪性新生物手術	20倍
	91 新生物根治放射線照射（一連の照射をもって50グレイ以上の照射を受けた場合に限る。）	10倍
その他	92 その他の開頭を伴う手術（穿頭を伴う手術を含む。）	20倍
	93 その他の開胸又は開腹を伴う手術	10倍
	94 内視鏡、血管カテーテル又はバスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸部臓器・腹部臓器・四肢の手術（検査・処置を除く。）	10倍
	95 衝撃波による体内結石破碎術	10倍
	96 1から95までの手術の種類のいずれにも該当しない手術であって、別表第9に定める公的医療保険制度によって保険給付の対象となる別表第10に定める診療報酬点数表により手術料の算定されるもの	5倍

備考

- 開頭を伴う手術とは、頭蓋腔を開き、露出した状態で、頭蓋腔内に操作を加える手術をいいます。
なお、頭蓋腔とは、頭蓋骨によって、形成される脳頭蓋の腔（眼窩、前頭洞、乳様洞、鼓室及び蝶形骨洞を除きます。）をいいます。
- 開胸を伴う手術とは、胸腔を開き、露出した状態で、胸腔内に操作を加える手術をいいます。
- 開腹を伴う手術とは、腹腔を開き、露出した状態で、腹腔内に操作を加える手術をいいます。
なお、腹腔とは、腹膜腔、腹膜後腔（隙）及び骨盤腔をいいます。
- 観血手術とは、皮膚等に切開を加えて、病変部等を露出し、直達的に操作を加える手術をいいます。
- 移植については、被保険者が受容者となる手術に限りです。
- 悪性新生物根治手術とは、悪性新生物の原発巣及び浸潤した隣接臓器を切除、摘除又は摘出（剔出）し、転移した可能性のある周辺のリンパ節を郭清する手術をいいます。転移・再発病巣のみを切除、摘除若しくは摘出（剔出）し、又は、転移・再発病巣とその周辺部分のみを合わせて切除、摘除若しくは摘出（剔出）する手術は悪性新生物根治手術には該当しません。
- 輸血、移植骨髄穿刺、骨髄移植、臍帯血移植、術中術後自己血回収術は手術には含まれません。
- 1の手術を受けた場合で、その手術が2以上の手術の種類に該当するときは、これらの手術の種類のうち支払倍率が最も高いいずれか1の手術の種類に応じた支払倍率を適用します。ただし、脳・喉頭・胸部臓器、腹部臓器又は四肢の手術（悪性新生物根治手術を除きます。）のうち内視鏡、血管カテーテル又はバスケットカテーテルによる手術は、94の手術の種類に応じた支払倍率（10倍）を適用します。
- 82、89、91、94及び95の手術の種類に該当する手術において、1の疾病又は1の不慮の事故による入院に係るものについては、1回の支払を限度とします。この場合において、1回の支払を限度とするために手術保険金が支払われない手術は、96の手術の種類に該当しません。

別表第8 基本契約の変更に伴う特約の変更

(1) 第31条の規定によるこの特約の変更をすることとなる事由は、次のとおりとします。

ア 年齢の誤りの処理により基本契約の保険期間又は保険料払込期間の終期が変更されたとき。

- イ 年齢又は性別の誤りの処理により基本契約の保険金額（年金保険の基本契約にあっては、年金額（介護割増年金額を除きます。））が減額更正されたとき。
- ウ 保険料払済契約への変更があったとき。
- エ 基本契約の保険期間又は保険料払込期間が短縮されたとき。
- オ 基本契約において、年金支払事由発生日を繰り上げる契約変更があったとき。
- カ 基本契約において、年金支払事由発生日を繰り下げる契約変更があったとき。
- キ 据置定期年金保険の基本契約において、年金支払期間を延長する契約変更があったとき。
- ク 即時型の年金保険への変更があったとき。
- ケ アからクまでのほか、基本契約の保険金額又は年金額（介護割増年金額及び育英年金額を除きます。）が減額されたとき。
- (2) 基本契約について、前号ウの事由が生じたときは、この特約についても保険料払済契約に変更します。この場合においては、その基本契約に付加されたこの特約についてまだ払い込んでいない特約保険料は払い込むことを要しません。
- (3) 基本契約について、第1号エからクまでのいずれかの事由が生じたときは、この特約の保険期間又は保険料払込期間の終期もその基本契約の保険期間（年金保険の基本契約にあっては、年金支払期間）又は保険料払込期間の終期と同一の時期に変更されたものとします。この場合において、同号クの事由が生じたときは、その基本契約に付加されたこの特約についてまだ払い込んでいない特約保険料は払い込むことを要しません。
- (4) 基本契約について、第1号に掲げる事由が生じたときは、会社の定める方法により、特約保険料額又は特約保険金額を更正又は減額します。

別表第9 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

別表第10 診療報酬点数表

「診療報酬点数表」とは、手術を受けた時点において、厚生省告示及び厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます。

別表第11 必要書類

- (1) 特約保険金等の支払の請求その他この特約に基づく請求等に必要書類は、次の表に掲げるものとします。

ア 特約保険金の支払請求

項目	提出する者	必要書類
入院保険金の支払（第12条関係）	特約保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明するに足りる書類（傷害による入院保険金の支払請求をする場合に限ります。） 5 特約保険金受取人の戸籍抄本 6 特約保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 7 保険証券
手術保険金の支払（第12条関係）	特約保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3 会社所定の医師の診断書 4 特約保険金受取人の戸籍抄本 5 特約保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6 保険証券
長期入院一時保険金の支払（第12条関係）	特約保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3 会社所定の医師の診断書 4 特約保険金受取人の戸籍抄本 5 特約保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6 保険証券

イ 特約保険料の払込免除

項目	提出する者	必要書類
身体障害による特約保険料の払込免除（第10条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明するに足りる書類

		5 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6 保険証券
介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約の特約保険料の払込免除（第11条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明するに足る書類 5 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6 保険証券

ウ 特約の返戻金の支払請求

項目	提出する者	必要書類
解除若しくは解約又は失効による特約の返戻金の支払（第38条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
被保険者の死亡（第38条第1項第1号に該当する場合に限りです。）による特約の返戻金の支払（第38条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 3 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 4 保険証券

エ その他

項目	提出する者	必要書類
前納払込みの取消し（第7条関係）	保険契約者又は基本契約に係る保険金受取人	1 その旨を記載した請求書 2 保険契約者又は基本契約に係る保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
未経過期間に対する特約保険料の払戻し（第8条関係）	保険契約者又は基本契約に係る保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 保険契約者又は基本契約に係る保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
特約保険金額の減額変更（第32条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
特約の解約（第37条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
無効保険料の払戻し（第39条関係）	保険契約者	1 その旨を記載した請求書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
特約の復活（第40条関係）	保険契約者	1 会社所定の申込書 2 保険証券

(2) 会社は、前号の書類が基本契約の締結時に既に提出されている場合その他会社が定める場合には、同号の規定にかかわらず、同号の書類の一部の省略又はこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、同号の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

約 款

（お取扱いに関する約款）

お取扱いごとにご覧いただく約款が異なります。

約 款 名 称	
口座払込みに関する特則条項	P256
契約変更に関する特則条項	P257
団体払込みに関する特則条項	P266
指定代理請求特則条項	P269

口座払込みに関する特則条項

(平成19年10月1日制定)

(趣旨)

第1条 この特則条項は、保険料（基本契約の保険料又は特約保険料をいいます。以下同じとします。）の口座払込みについて定めます。

2 この特則条項は、保険契約者から、普通保険約款又は特約条項に定める保険料の払込方法（経路）のうち、口座払込みを選択する旨の申出があり、かつ、会社がこれを認めた場合に適用します。

3 この特則条項を適用するには、次に掲げる条件を満たすことを要します。

(1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、会社の指定した金融機関等（以下「提携金融機関」といいます。）に設置されていること

(2) 保険契約者が提携金融機関に対し、指定口座から会社の口座へ保険料の口座振替を委託すること

(保険料率)

第2条 この特則条項を適用する基本契約又は特約（以下「保険契約」といいます。）の保険料率は、月払口座振替保険料率とします。ただし、普通保険約款又は特約条項の定めるところにより、保険料の前納払込みをする場合には、普通保険約款又は特約条項の定めるところによります。

(保険料の払込み)

第3条 保険料は、普通保険約款又は特約条項の規定にかかわらず、払込時期内において会社の定めるところにより保険契約者が指定した日又は会社が定めた日のいずれかの日（以下「振替日」といいます。ただし、その月に振替日がない場合にあってはその月の末日の翌日を振替日とし、振替日が提携金融機関の非営業日である場合にあっては翌営業日を振替日とします。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとします。

2 前項の場合においては、振替日に保険料の払込みがあったものとします。

3 第1項の場合において、保険契約者が同一の指定口座から振替日を同じくする2件以上の保険契約について保険料の払込みをしようとするときは、その2件以上の保険契約の保険料の総額を払い込むことを要します。

4 保険契約者は、あらかじめ保険料相当額（前項の場合にあっては、その総額）を指定口座に預入しておくことを要します。

5 会社は、第1項の規定により払い込まれた保険料については、領収証を発行しません。

(口座振替不能の場合の取扱い)

第4条 振替日に保険料の口座振替が不能となった場合は、会社の定めるところにより、翌月分の振替日に翌月分の保険料と合わせてその合計額について再度口座振替を行います。ただし、指定口座の預入額がその合計額に満たないときは、指定口座の預入額の範囲内で口座振替を行い、払込時期の過ぎた保険料のうちその時期の早いものに係る保険料から払込みがあったものとします。

2 普通保険約款又は特約条項の定めるところにより、保険料を前納する場合であって、振替日に保険料の口座振替が不能となったときは、前項の規定にかかわらず、翌月分の振替日にその不能となった月数分の保険料について再度口座振替を行います。

3 前2項の場合において、次の振替日までの間に普通保険約款又は特約条項の規定により保険契約の効力を失うものにあつては、保険契約者は、普通保険約款又は特約条項に定める猶予期間内に、払込時期の過ぎた保険料を会社の本社又は会社の指定した場所に払い込んでください。

(諸変更)

第5条 保険契約者が指定口座を同一の提携金融機関の他の口座又は他の提携金融機関の口座に変更しようとするときは、その旨を会社及び提携金融機関に通知してください。

2 保険契約者が保険料の払込方法（経路）を他の払込方法（経路）に変更しようとするときは、その旨を会社及び提携金融機関に通知してください。

3 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱いを停止したときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座の他の提携金融機関の口座への変更又は他の保険料の払込方法（経路）の選択をしてください。

4 会社又は提携金融機関の事情により、会社が振替日を変更したときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。

(特則条項を適用しない場合)

第6条 次のいずれかに該当するときは、それ以後は、この特則条項は適用しません。

(1) 保険料の払込みを要しなくなったとき。

(2) 他の保険料の払込方法（経路）に変更されたとき。

(3) 第1条第3項各号に掲げる条件を満たさなくなったとき。

契約変更に関する特則条項

(平成19年10月1日制定)
(平成20年7月2日改正)

目次

第1章	総則（第1条―第3条）
第2章	契約変更の要件（第4条―第7条）
第3章	契約の変更（第8条―第13条）
第4章	変更前基本契約及び変更前特約の復元（第14条―第20条）
第5章	保険金等の支払、支払免責等及び契約変更の特則（第21条―第35条）
第6章	契約者配当の特則（第36条―第38条）
第7章	契約者貸付の特則（第39条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この特則条項は、第1号から第5号までに掲げる基本契約の契約変更及び第6号から第9号までに掲げる特約の契約変更に関する事項について定めます。

- (1) 基本契約の変更増額契約
基本契約の変更増額契約とは、保険金額の増額をするとともに会社の定めた保険種類とする契約をいいます。
- (2) 基本契約の同種増額契約
基本契約の同種増額契約とは、契約種類（会社の定める契約種類をいいます。以下同じとします。）を変更しないで、保険金額の増額をするための変更をする契約をいいます。
- (3) 保険期間延長契約
保険期間延長契約とは、保険種類（会社の定める保険種類をいいます。以下同じとします。）及び保険金額を変更しないで、基本契約の保険期間の延長をするための変更をする契約をいいます。
- (4) 払込期間延長契約
払込期間延長契約とは、保険種類及び保険金額を変更しないで、基本契約の保険料払込期間の延長をするための変更をする契約をいいます。
- (5) 介護割増年金額の増額契約
介護割増年金額の増額契約とは、契約種類を変更しないで、介護割増年金額を増額するための変更（年金支払開始年齢を変更しないで、据置終身年金保険から介護割増年金付終身年金保険へ変更することを含みます。）をする契約をいいます。
- (6) 特約の同種増額契約
特約の同種増額契約とは、特約種類を変更しないで、特約保険金額の増額をするための変更をする契約をいいます。
- (7) 特約の種類変更契約
特約の種類変更契約とは、特約保険金額を変更しないで、特約種類の変更（特約保険金の支払事由が追加となるものに限ります。）をするための変更をする契約をいいます。
- (8) 特約の種類変更増額契約
特約の種類変更増額契約とは、特約保険金額を増額するとともに会社の定めた特約種類とする契約をいいます。
- (9) 基本契約の充当型変更契約による変更に伴う特約の変更
基本契約の充当型変更契約（基本契約の変更増額契約、保険期間延長契約又は払込期間延長契約をいいます。以下同じとします。）による変更に伴う特約の変更とは、基本契約の充当型変更契約による変更に伴い、当該基本契約に付加された特約について、その保険期間又は保険料払込期間が変更後基本契約の保険期間又は保険料払込期間に合わせて変更されることをいいます。

（用語）

第2条 この特則条項において使用する用語の意義は、次の表のとおりとします。

変更前基本契約	この特則条項の定めるところにより契約変更をする前の基本契約をいいます。
変更後基本契約	この特則条項の定めるところにより契約変更をした後の基本契約をいいます。
変更前特約	この特則条項の定めるところにより契約変更をする前の特約をいいます。
変更後特約	この特則条項の定めるところにより契約変更をした後の特約をいいます。
一時払充当部分	基本契約の充当型変更契約による変更後基本契約又は特約の種類変更契約若しくは特約の種類変更増額契約による変更後特約のうち、変更前基本契約又は変更前特約を解約したとした場合の返戻金額等を一時払保険料に充てた部分をいいます。
保険料払込部分	変更後基本契約又は変更後特約のうち一時払充当部分を除いた部分をいいます。
増額部分	基本契約の同種増額契約若しくは介護割増年金額の増額契約による変更後基本契約又は特約の同種増額契約による変更後特約のうち、これらの契約により保険金額（育英年金付学資保険の変更後基本契約にあっては、保険金額及び年金額）、介護割増年金額又は特約保険金額が増額となった部分をいいます。
変更前部分	変更後基本契約又は変更後特約のうち増額部分を除いた部分をいいます。
変更前責任準備金額	基本契約の変更増額契約、基本契約の同種増額契約、保険期間延長契約、払込期間延長契約若しくは介護割増年金額の増額契約又は特約の同種増額契約、特約の種類変更契約若しくは特約の種類変更増額契約がなかったとした場合の変更前基本契約又は変更前特約の責任準備金の額をいいます。
変更後責任準備金額	変更後基本契約又は変更後特約を解約したとした場合にこの特則条項の規定により支払うべき返戻金の額に相当する金額をいいます。

不足責任準備金額	変更前責任準備金額が変更後責任準備金額を超える場合において、その超える金額をいいます。
変更前特約保険金額	変更前特約の特約保険金額をいいます。
変更後特約保険金額	変更後特約の特約保険金額をいいます。
基本契約の保険金額の増額等変更契約	基本契約の変更増額契約、基本契約の同種増額契約、保険期間延長契約、払込期間延長契約及び介護割増年金額の増額契約をいいます。
特約の特約保険金額の増額等変更契約	特約の同種増額契約、特約の種類変更契約及び特約の種類変更増額契約をいいます。

（普通保険約款及び特約条項の適用）

第3条 変更後基本契約及び変更後特約においては、この特則条項に定めのないことについては、変更後基本契約にあっては当該変更後基本契約の契約種類に応じて適用される普通保険約款の、変更後特約にあっては当該特約の特約種類に応じて適用される特約条項の定めるところによります。

2 前項の場合には、当該普通保険約款及び特約条項の規定中「基本契約」とあるのは「変更後基本契約」と、「特約」とあるのは「変更後特約」と読み替えて適用します。

第2章 契約変更の要件

（保険種類等の要件）

第4条 基本契約の変更増額契約による変更においては、変更後基本契約の保険種類は、次の表の左欄に掲げる変更前基本契約の保険種類に応じ、同表の右欄に掲げる保険種類であることを要します。

普通終身保険 特別終身保険 普通養老保険 特別養老保険	普通終身保険 特別終身保険 介護保険金付終身保険 普通養老保険 特別養老保険 終身年金保険付終身保険
学資保険 育英年金付学資保険	学資保険 育英年金付学資保険
終身年金保険付終身保険 据置終身年金保険	終身年金保険付終身保険
夫婦保険 夫婦年金保険付夫婦保険 据置夫婦年金保険	夫婦年金保険付夫婦保険

2 特約の種類変更増額契約による変更においては、変更後特約の特約種類は、次の表の左欄に掲げる変更前特約の特約種類に応じ、同表の右欄に掲げる特約種類であることを要します。

災害特約（介護保険金付終身保険に付加された災害特約に限ります。）	介護特約
介護特約	災害特約
傷害入院特約 疾病入院特約	疾病傷害入院特約
疾病傷害入院特約	傷害入院特約 疾病入院特約

3 保険種類、契約種類及び特約種類は、契約変更日（第11条に定める契約変更日をいいます。以下同じとします。）において会社を取り扱うもののいずれかであることを要します。

4 前3項のほか、基本契約の保険金額の増額等変更契約及び特約の特約保険金額の増額等変更契約における保険種類、特約種類、保険契約者及び被保険者の年齢又は保険金額等については、会社の定めた条件を満たすことを要します。

（変更前基本契約及び変更前特約の要件）

第5条 保険契約者は、変更前基本契約が次の各号のいずれかに該当する場合には、基本契約の保険金額の増額等変更契約の申込みをすることができません。

- (1) 基本契約の契約日（復活した基本契約にあっては、その復活日）から起算して3年を経過していないとき。
- (2) 保険料払込期間が満了しているとき。
- (3) 残存保険期間が3年に満たないとき。
- (4) 保険料の全部又は一部が払込免除となっているとき。
- (5) 保険料払済契約に変更されているとき。
- (6) 既に契約変更（保険料払済契約への変更を除きます。）をした基本契約にあっては、当該基本契約の変更の効力発生の日（普通保険約款に定める基本契約の変更の効力が発生した日をいいます。）又は契約変更日から起算して3年を経過していないとき。
- (7) 払込時期の到来した保険料が払い込まれていないとき。
- (8) 契約者貸付を受けているとき（基本契約の同種増額契約及び介護割増年金額の増額契約による変更にあつては、保険料に振り替えることを目的とする貸付けに限ります。）。
- (9) 既に保険契約者が死亡した後の基本契約であるとき（学資保険又は育英年金付学資保険であるものに限ります。）。

2 保険契約者は、変更前特約が次のいずれか（特約の同種増額契約における夫婦特約にあっては、第2号を除きます。）に該当する場合には、特約の特約保険金額の増額等変更契約の申込みをすることができません。

- (1) 特約の契約日（復活した特約にあっては、その復活日）から起算して3年を経過していないとき。
- (2) 既に契約変更（保険料払済契約への変更を除きます。）をした特約にあっては、当該特約の変更の効力発生の日（特約条項に定める特約の変更の効力が発生した日をいいます。）又は契約変更日から起算して3年を経過していないとき。

き。

(3) 特約保険料の全部又は一部の払込みを要しないとき。

3 保険契約者は、変更前特約が夫婦特約である場合にあっては、前項の場合のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から起算して3年を経過していないときは、特約の同種増額契約の申込みをすることができません。

(1) 主たる被保険者の特約保険金額を増額するときにおいて、その者の特約保険金額の減額変更又は特約の同種増額契約をした特約にあっては、その者の特約保険金額の減額変更の効力発生の日又は特約の同種増額契約の契約変更日

(2) 配偶者追加変更契約により特約の被保険者となった配偶者である被保険者の特約保険金額を増額する場合にあっては、その配偶者追加変更契約の契約変更日

(3) 配偶者である被保険者の特約保険金額を増額するときにおいて、その者の特約保険金額の減額変更又は特約の同種増額契約をした特約にあっては、その者の特約保険金額の減額変更の効力発生の日又は特約の同種増額契約の契約変更日

(特約の契約変更の場合の基本契約の要件)

第6条 保険契約者は、特約が付加されている基本契約が次のいずれかに該当する場合には、特約の特約保険金額の増額等変更契約の申込みをすることができません。

(1) 保険金額が最低保険金額に満たないとき又は年金額が最低年金額に満たないとき。

(2) 残存保険料払込期間が1年に満たないとき。

(3) 終身年金保険、定期年金保険及び夫婦年金保険の基本契約であって保険料の払込方法（回数）が一時払のものにあっては、年金支払事由発生日が到来しているとき。

(4) 保険料の全部又は一部が払込免除とされているとき。

(5) 保険料払済契約に変更されているとき（保険料払済契約への変更の請求をしたものであって、その変更の効力が生じる前のものを含みます。）。

(6) 保険料に振り替えることを目的とする貸付けを受けているとき。

(7) 払込時期の到来した保険料が払い込まれていないとき。

(複数契約の場合の要件)

第7条 基本契約の変更増額契約の申込みをする場合においては、被保険者を同一人とする2以上の変更前基本契約を1の変更後基本契約とすることができます。この場合において、変更前基本契約に特約が付加されているときは、変更後特約の特約保険金額が加入限度額を超える場合を除き、それらの特約について2以上の変更前特約を1の変更後特約とするための特約の種類変更増額契約の申込みをすることを要します。

2 前項の場合にあっては、第1条及び第4条第2項の規定にかかわらず、変更後特約の特約種類を変更前特約と同じ特約種類とすることができます。

第3章 契約の変更

(契約変更の申込み)

第8条 保険契約者が基本契約の保険金額の増額等変更契約及び特約の特約保険金額の増額等変更契約の申込みをしようとするときは、会社所定の申込書及び保険証券を添えて会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

2 前項の場合において、保険契約者は、会社の定める金額（以下「変更保険料」といいます。）の払込みを要します。

3 第1項の場合において、第三者を被保険者とするものであるときは、被保険者の同意を要します。

4 第1項の場合において、次の各号に定めるときは、配偶者である被保険者の同意を要します。

(1) 基本契約の保険金額の増額等変更契約が夫婦年金保険付夫婦保険の変更後基本契約に係るものであるとき。

(2) 特約の特約保険金額の増額等変更契約が夫婦特約における配偶者である被保険者を被保険者とする変更後特約に係るものであるとき。

(保険料の前納)

第9条 基本契約の同種増額契約及び介護割増年金額の増額契約の申込みの場合において、変更前基本契約の保険料が前納されているときは、その前納されている期間と同一の期間に対する保険料を前納することを要します。

(保険金受取人等の指定)

第10条 基本契約の保険金額の増額等変更契約（介護割増年金額の増額契約を除きます。以下この項において同じとします。）であって、保険契約者が変更前基本契約の保険金受取人を指定している場合において、基本契約の保険金額の増額等変更契約の申込みの際、保険契約者が変更後基本契約の保険金受取人を指定しないときは、その変更前基本契約の保険金受取人の指定はなかったものとします。ただし、保険契約者が保険金受取人の指定の変更をしない旨の意思を表示しているときは、変更前基本契約の保険金受取人を変更後基本契約の保険金受取人とします。

2 基本契約の保険金額の増額等変更契約であって、保険契約者が変更前基本契約の指定代理請求人を指定している場合において、基本契約の保険金額の増額等変更契約の申込みの際、保険契約者が変更後基本契約の指定代理請求人を指定しないときは、その変更前基本契約の指定代理請求人の指定はなかったものとします。

(契約変更の責任開始)

第11条 会社は、次の時から基本契約の保険金額の増額等変更契約及び特約の特約保険金額の増額等変更契約上の責任（基本契約の充当型変更契約による変更後基本契約又は特約の特約保険金額の増額等変更契約による変更後特約の責任を含みます。）を負います。

(1) 基本契約の保険金額の増額等変更契約及び特約の特約保険金額の増額等変更契約の申込みを承諾した後に変更保険料を受け取った場合 変更保険料を受け取った時

(2) 変更保険料相当額を受け取った後に基本契約の保険金額の増額等変更契約及び特約の特約保険金額の増額等変更契約の申込みを承諾した場合 変更保険料相当額を受け取った時（告知前に受け取った場合には、告知の時（変更後基本契約が夫婦年金保険付夫婦保険である保険金額の増額等変更契約又は夫婦特約に係る特約の特約保険金額の増額等変更契約において、主たる被保険者又は配偶者である被保険者の告知前に受け取った場合には、そのいずれか遅い告知の時））

2 前項の会社の責任開始の日を契約変更日とします。

3 基本契約の充当型変更契約又は特約の特約保険金額の増額等変更契約による変更後基本契約又は変更後特約に係る保険

期間及び保険料払込期間は、その契約変更日から始まるものとします。

- 4 基本契約の保険金額の増額等変更契約及び特約の特約保険金額の増額等変更契約の申込みを承諾したときは、保険証券を保険契約者に交付します。この場合においては、保険証券の交付をもって承諾の通知に代えます。

（変更時の特約の返戻金の支払）

- 第12条 特約の種類変更契約又は特約の種類変更増額契約により特約種類を変更する場合において、一時払充当部分の保険金額が変更後特約保険金額を超えることとなるときは、会社の定める額の特約の返戻金を支払います。

（夫婦特約の種類変更増額契約に関する特則）

- 第13条 特約の種類変更増額契約による変更にあつては、夫婦特約について特約の種類変更増額契約をする場合において、被保険者の一方に係る変更を特約の種類変更契約又は特約条項の定める特約の種類の変更とするときは、変更後特約のうちその者に係る部分については、特約の種類変更増額契約に関する規定にかかわらず、それぞれ特約の種類変更契約に関する規定又は特約条項の特約の種類の変更に関する規定（変更の効力発生日に関する規定を除きます。）を適用します。

第4章 変更前基本契約及び変更前特約の復元

（契約変更の無効及び解除等）

- 第14条 普通保険約款又は特約条項の詐欺による無効、不法取得目的による無効、無効保険料の払戻し、告知義務、告知義務違反若しくは重大事由又は加入限度額超過による基本契約又は特約の解除、解除の効果及び解除の相手方に関する規定については、基本契約の保険金額の増額等変更契約及び特約の特約保険金額の増額等変更契約に係る部分について準用します。この場合、2年間の告知義務違反による基本契約又は特約の解除権の消滅に関する規定の適用に際しては、第11条に定める責任開始の日を起算日とします。

（変更増額契約の無効による復元）

- 第15条 基本契約の保険金額の増額等変更契約又は特約の特約保険金額の増額等変更契約が無効である場合においては、その無効の原因たる事実が判明した時から変更前基本契約又は変更前特約は、復元します。また、基本契約の充当型変更契約が無効となった場合には、基本契約に付加された変更前特約も復元します。

- 2 基本契約の保険金額の増額等変更契約については、前項の場合において、無効の原因たる事実が判明した時が復元する変更前基本契約の保険期間の満了した後であるときは、同項の規定にかかわらず、当該基本契約の保険金額の増額等変更契約の申込みの時に保険契約者から変更前基本契約について解約の旨の通知があったものとします。

（解除による復元）

- 第16条 基本契約の保険金額の増額等変更契約又は特約の特約保険金額の増額等変更契約が告知義務違反、重大事由又は加入限度額超過により解除された場合には、その解除の効力が生じた時から変更前基本契約又は変更前特約は、復元します。この場合においては、第28条第1項の規定を準用します。また、基本契約の充当型変更契約が告知義務違反、重大事由又は加入限度額超過により解除された場合には、その解除の効力が生じた時から、基本契約に付加された変更前特約も復元します。

（復元後の契約関係者）

- 第17条 基本契約の保険金額の増額等変更契約においては、変更前基本契約が復元した場合は、復元時における変更後基本契約の保険契約者又は保険金受取人である地位を有する者が、それぞれ復元した変更前基本契約の保険契約者又は保険金受取人となるものとします。

- 2 夫婦保険、夫婦年金保険付夫婦保険又は夫婦年金保険の変更前基本契約が復元する場合において、その復元する時に既に主たる被保険者が死亡しているとき、又は配偶者である被保険者が死亡若しくは被保険者の資格を失っているときは、復元の時にそれらの事由が生じたものとして復元する変更前基本契約の保険種類に応じて適用される普通保険約款の定めるところにより、保険料額、保険金額又は年金額を更正します。

- 3 基本契約の保険金額の増額等変更契約においては、変更前基本契約が復元した場合は、復元時における変更後基本契約の指定代理請求人である地位を有する者が、復元した変更前基本契約の指定代理請求人となるものとします。

（不足責任準備金額の払込み）

- 第18条 告知義務違反、重大事由又は加入限度額超過により変更前基本契約又は変更前特約が復元する場合において、変更前責任準備金額が変更後責任準備金額を超えるときは、保険契約者は、その復元時における不足責任準備金額に相当する金額を基本契約の保険金額の増額等変更契約又は特約の特約保険金額の増額等変更契約の解除の日から1か月を経過する日までに会社の本社又は会社の指定した場所に払い込んでください。

- 2 前項の場合において、保険契約者が同項に定める日までに不足責任準備金額に相当する金額を払い込まないときは、保険契約者から、解除の日の直後に到来する変更前基本契約の月ごとの契約応当日に、その不足責任準備金額に相当する金額の払込みに代えて変更前基本契約の保険金額又は年金額を減額する請求があったものとして、会社の定める方法により、その変更前基本契約の保険金額又は年金額を減額します。

（復元の場合の保険料の払込み）

- 第19条 基本契約の保険金額の増額等変更契約又は特約の特約保険金額の増額等変更契約の無効により変更前基本契約又は変更前特約が復元する場合において、保険契約者は、その復元する変更前基本契約又は変更前特約について保険料を払い込まなかった期間の保険料に相当する金額（以下「復元時未払保険料額」といいます。）を無効の原因となった事実が判明した時から1か月を経過する日まで（変更前基本契約に係る保険料の払込猶予期間が当該1か月を経過するまでの間に満了するものであるときは、その払込猶予期間が満了するまで）に、会社の本社又は会社の指定した場所に払い込んでください。

- 2 前項の場合には、前条第2項の規定を準用します。この場合において、同項中「不足責任準備金額」とあるのは、「復元時未払保険料額」と読み替えるものとします。

- 3 保険契約者が復元時未払保険料額の払込みに代えて、復元した変更前基本契約又は変更前特約について解約の通知があったときは、基本契約の保険金額の増額等変更契約又は特約の特約保険金額の増額等変更契約の申込みの時にその旨の通知があったものとします。

（特約の特約保険金額の増額等変更契約等の無効及び解除の特則）

- 第20条 基本契約の保険金額の増額等変更契約が無効となった場合又は告知義務違反、重大事由若しくは加入限度額超過により解除された場合においては、これと併せて行った特約の特約保険金額の増額等変更契約又は特約の中途付加につい

ても無効又は解除されたものとします。

- 2 前項の場合において、特約の特約保険金額の増額等変更契約にあっては、第14条、第15条第2項、第18条及び前条第2項の規定を準用します。

第5章 保険金等の支払、支払免責等及び契約変更の特則

(自殺による死亡保険金等の一部支払免責)

第21条 基本契約の保険金額の増額等変更契約において、変更後基本契約の被保険者（夫婦年金保険付夫婦保険の変更後基本契約にあっては、主たる被保険者又は配偶者である被保険者。次条及び第25条において同じとします。）が、基本契約の保険金額の増額等変更契約の責任開始の日から起算して3年を経過する前に自殺したときは、変更前基本契約に係る部分に限り保険金を支払います。

- 2 基本契約の保険金額の増額等変更契約において、育英年金付学資保険の変更後基本契約の保険契約者が、基本契約の変更増額契約の責任開始の日から起算して3年を経過する前に自殺したときは、変更前基本契約に係る部分に限り育英年金を支払います。この場合においては、会社の定める方法により、保険料額を更正します。

(保険金の倍額支払)

第22条 基本契約の保険金額の増額等変更契約による変更後基本契約については、被保険者が死亡し、その死亡が変更前基本契約について保険金の倍額支払の要件に該当するものとなるときは、その死亡が基本契約の保険金額の増額等変更契約の契約変更日から起算して1年6か月を経過する前であるときであっても、変更後基本契約の保険金額に基づき保険金の倍額支払をします。

(保険料の払込免除)

第23条 基本契約の同種増額契約による変更後基本契約において、次のいずれかに該当するときは、変更後基本契約のうち変更前部分の将来の保険料に限り、保険料を払込免除とします。

- (1) 保険料の払込免除となる場合において、その事由の発生原因となった傷害又は疾病が基本契約の同種増額契約の責任開始時前に受けた傷害又はかかった疾病であるとき。
 - (2) 学資保険若しくは育英年金付学資保険の保険契約者又は夫婦年金保険付夫婦保険の主たる被保険者が死亡したことにより払込免除となる場合において、その死亡が基本契約の同種増額契約の責任開始の日から起算して3年を経過する前の自殺によるものであるとき。
 - (3) 第1号の規定により夫婦年金保険付夫婦保険の変更後基本契約が払込免除となるときは、会社の定める方法により、保険料額を更正し、会社の定める額の返戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。
- 2 介護割増年金額の増額契約にあっては、被保険者の特定要介護状態が180日継続したことにより介護割増年金部分の保険料が払込免除となる変更後基本契約において、介護割増年金額の増額契約の責任開始時前に被保険者が特定要介護状態になったものであるときは、変更後基本契約の介護割増年金部分の保険料のうち変更前部分の将来の保険料に限り、払込免除とします。
- 3 特約の同種増額契約における払込免除においては、変更後特約が特約条項の定める特約保険料の払込免除とならない場合であって、特約の同種増額契約をしなかったときに変更前特約が継続しているとすれば変更前特約が特約条項の定めるところにより特約保険料の払込免除となるものであるときは、変更後特約のうち変更前部分の将来の特約保険料に限り、払込免除とするものとし、特約保険料額を更正します。ただし、基本契約の充当型変更契約と併せて行った特約の同種増額契約による変更後特約については、払込免除としません。
- 4 基本契約の充当型変更契約による変更に伴う変更後特約の特約保険料の払込免除については、変更後特約が特約条項の定めるところにより特約保険料の払込免除となる場合において、基本契約の充当型変更契約の責任開始時に変更後特約の特約上の責任が開始したとすれば変更後特約が特約条項の定める特約保険料の払込免除とならないものであるときは、変更後特約の特約保険料は払込免除としません。

(変更後基本契約の死亡保険金額)

第24条 基本契約の同種増額契約による特定養老保険の変更後基本契約については、被保険者が基本契約の同種増額契約の契約変更日から起算して3年を経過する前に死亡した場合であって、その死亡が不慮の事故又は会社所定の感染症によるものであるとき以外のときに支払うべき死亡保険金額は、次の各号に掲げる金額の合計額に相当する額とします。

- (1) 変更前基本契約の保険金額に相当する金額
- (2) 基本契約の同種増額契約の契約変更日から起算した死亡までの期間に応じ次に定める額
 - ア 基本契約の同種増額契約の契約変更日から起算して2年を経過する前に死亡したとき 増額部分の保険金額の50%に相当する金額
 - イ 基本契約の同種増額契約の契約変更日から起算して2年を経過し3年を経過する前に死亡したとき 増額部分の保険金額の80%に相当する金額

(重度障害による死亡保険金の支払等)

第25条 基本契約の保険金額の増額等変更契約による変更後基本契約については、被保険者（基本契約の変更増額契約においては介護保険金付終身保険の被保険者を除きます。以下この条において同じとします。）が、変更前基本契約の責任開始時以後（復活した変更前基本契約にあっては、その復活に係る責任開始時以後）基本契約の保険金額の増額等変更契約の責任開始時前に受けた傷害又はかかった疾病を直接の原因として重度障害の状態に該当し、保険契約者からその旨の通知（保険契約者がやむを得ない事由により所定の通知をすることができなかった場合であって、普通保険約款の規定により、会社が所定の通知があったものとみなす場合を含みます。）があった場合において、変更前基本契約について被保険者が死亡したものと普通保険約款が適用されるものとなるときは、重度障害による死亡保険金を支払うものとし、その支払うべき死亡保険金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とします。

- (1) 当該通知のあった日に第21条の規定に該当したとした場合に第28条第1項の規定が適用されるとき 変更前基本契約の保険金額に同項の規定により支払うべき返戻金額を加えた額に相当する金額
- (2) 基本契約の充当型変更契約による変更後基本契約においては、当該通知のあった日に第21条の規定に該当したとした場合に第28条第2項の規定が適用されるとき 変更前基本契約の保険金額から不足責任準備金額を差し引いた額に相当する金額
- (3) 基本契約の同種増額契約による変更後基本契約のとき 変更前基本契約の保険金額に相当する金額

2 基本契約の充当型変更契約による夫婦年金保険付夫婦保険の変更後基本契約において、前項の規定により主たる被保険者について重度障害による死亡保険金を支払う場合にあっては、その支払うべき額は、同項の規定にかかわらず、変更前基本契約の保険金額（会社の定める額の返戻金があるときは、変更前基本契約の保険金額に返戻金額を加えた額）に相当する金額とします。

3 前項の場合において、配偶者である被保険者が生存しているときは、保険料について払込免除とはしないで、会社の定める方法により、保険料額又は保険金額若しくは年金額を更正します。

4 基本契約の保険金額の増額等変更契約による育英年金付学資保険の変更後基本契約においては、保険契約者が変更前基本契約の責任開始時以後（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始時以後）基本契約の保険金額の増額等変更契約の責任開始時に受けた傷害又はかかった疾病を直接の原因として重度障害の状態に該当し、保険契約者からその旨の通知があった場合において、変更前基本契約について保険契約者が死亡したものとして学資保険普通保険約款が適用されるものとなるときは、変更前基本契約に係る部分に限り育英年金を支払います。この場合においては、会社の定める方法により、保険料額を更正し、会社の定める額の返戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。

（変更後基本契約及び変更後特約の契約変更）

第26条 保険契約者は、次の各号に掲げる基本契約の変更契約による変更後基本契約にあっては、その契約変更日から起算して2年を経過する前は、当該各号に定める変更の請求をすることができません。

(1) 基本契約の同種増額契約 変更後基本契約の契約種類に応じて適用される普通保険約款の定める契約変更

(2) 介護割増年金額の増額契約 保険料額を減額するための変更、年金支払事由発生日の繰上変更及び保険料払済契約への変更

2 基本契約の同種増額契約による特定養老保険の変更後基本契約においては、保険契約者は、基本契約の同種増額契約の契約変更日から起算して3年を経過する前は、養老保険普通保険約款の定める保険料払済契約への変更の請求をすることができません。

3 基本契約の保険金額の増額等変更契約（介護割増年金額の増額契約を除きます。）による変更後基本契約にあっては、増額部分（基本契約の充当型変更契約による変更後基本契約にあっては、保険料払込部分）に限り、保険金額を減額するための変更を請求することができます。

4 保険契約者は、特約の特約保険金額の増額等変更契約による変更後特約については、当該変更後特約の契約変更日（特約の同種増額契約における夫婦特約にあっては、減額変更をしようとする者に係る特約の同種増額契約の契約変更日）から起算して2年を経過した後は、特約保険金額を減額するための変更（特約の同種増額契約にあっては変更後特約の増額部分、特約の種類変更契約及び特約の種類変更増額契約にあっては変更後特約の保険料払込部分の変更）に限り、請求することができます。

5 前2項の場合において、減額後の保険金額及び特約保険金額については、次に定めるところによります。

(1) 基本契約の保険金額の増額等変更契約（介護割増年金額の増額契約を除きます。以下この号において同じとします。）による変更後基本契約における減額後の保険金額（増額部分又は保険料払込部分のうち減額後の保険金額とします。）は、変更後基本契約の保険種類に応じ、基本契約の保険金額の増額等変更契約の契約変更日における会社の定める最低保険金額（終身年金保険付終身保険及び夫婦年金保険付夫婦保険にあっては、100万円）以上であることを要します。

(2) 減額後の特約保険金額（増額部分又は保険料払込部分のうち減額後の特約保険金額とします。）は、変更後特約を付加する基本契約の保険種類に応じ、特約の特約保険金額の増額等変更の契約変更日における会社の定める最低特約保険金額以上の額であることを要します。

6 基本契約の同種増額契約による変更後基本契約において、第3項の場合については、夫婦年金保険付夫婦保険の主たる被保険者及び配偶者である被保険者に係る減額後の保険金額は、同額であることを要します。

7 介護割増年金額の増額契約においては、第1項のほか、次に定めるところによります。

(1) 変更後基本契約において、保険料額を減額するための変更を請求する場合には、減額する保険料額のうち介護割増年金部分に係る保険料額は、増額部分に係る保険料額の範囲内であることを要します。

(2) 前号の場合において、保険料額を減額するための変更による減額後の介護割増年金額（増額部分のうち減額後の介護割増年金額とします。）は、介護割増年金額の増額契約の契約変更日における会社の定める最低介護割増年金額以上であることを要します。

（解除の場合の特約の返戻金）

第27条 特約の特約保険金額の増額等変更契約が告知義務違反、重大事由又は加入限度額超過により解除された場合においては、その解除の時ににおける変更後責任準備金額がその時ににおける変更前責任準備金額を超えるときは、その超える額に相当する額の特約の返戻金を支払います。

（支払免責等の場合の返戻金額）

第28条 基本契約の変更増額契約及び基本契約の同種増額契約による変更後基本契約（変更前基本契約が終身年金保険又は夫婦年金保険である場合を除きます。）にあっては、告知義務違反、重大事由又は加入限度額超過による基本契約の変更増額契約及び基本契約の同種増額契約の解除（被保険者が死亡する前における解除を除きます。）又は被保険者の自殺による死亡保険金の一部支払免責（夫婦年金保険付夫婦保険の変更後基本契約において、主たる被保険者が自殺した場合を除きます。）の場合において、その解除又は自殺の時ににおける変更後責任準備金額（夫婦年金保険付夫婦保険の変更後基本契約にあっては、その解除又は自殺に係る被保険者に対する変更後責任準備金額。次項において同じとします。）がその時ににおける変更前責任準備金額（夫婦年金保険付夫婦保険の変更後基本契約にあっては、その解除又は自殺に係る被保険者に対する変更前責任準備金額。次項において同じとします。）を超えるときは、その超える額に相当する額の返戻金を支払います。

2 前項の場合において、基本契約の変更増額契約による変更後基本契約にあっては、当該解除又は自殺の時ににおける変更前責任準備金額がその時ににおける変更後責任準備金額を超えるときは、その不足責任準備金額を、被保険者の死亡により支払う保険金の額から差し引きします。

（保険金額からの不足責任準備金額の控除）

第29条 次の各号に掲げる事由に該当することにより変更前基本契約に係る部分の死亡保険金を支払う場合には、その死亡保険金額からその支払事由の生じた時ににおける不足責任準備金額に相当する金額を差し引きします。

- (1) 死亡保険金の支払事由が発生した後、その死亡した被保険者に係る告知義務違反又は重大事由により保険期間延長契約及び払込期間延長契約が解除されたとき。
 - (2) 被保険者が保険期間延長契約及び払込期間延長契約の責任開始の日から起算して3年を経過する前に自殺したとき。
- (介護割増年金の支払の特則)

第30条 介護割増年金額の増額契約において、被保険者が介護割増年金額の増額契約の責任開始時前に特定要介護状態になり、その状態が180日継続したときは、変更後基本契約の介護割増年金のうち増額部分については、介護割増年金を支払いません。

(契約変更前の原因による特約保険金の支払の特則)

第31条 被保険者が特約の特約保険金額の増額等変更契約の責任開始時前に疾病にかかり、その責任開始の日から起算して2年を経過するまでの間（第14条の規定により会社が特約の特約保険金額の増額等変更契約の解除をすることができる場合において、その解除権がその特約の特約保険金額の増額等変更契約の責任開始の日から起算して2年を超えて存続するときは、その2年を超えて存続する間を含みます。）に特約保険金の支払事由が発生したとき、又は被保険者が特約の特約保険金額の増額等変更契約の責任開始時前に傷害を受け、その責任開始時以後に特約保険金の支払事由が発生したときは、変更後特約のうち特約の特約保険金額の増額等変更契約に係る部分については、特約保険金を支払いません。

2 前項の場合には、変更前特約に基づき、特約保険金を支払います。ただし、特約の種類変更増額契約においては、次のいずれかに該当する場合を除きます。

(1) 疾病又は傷害を原因とする特定要介護状態（介護特約において介護保険金が支払われる身体障害の状態をいいます。）の場合で、変更前特約が介護特約であり、かつ、変更後特約が災害特約であるとき。

(2) 疾病を原因とする入院、その入院中の手術又はその入院後に退院し通院若しくは療養を必要とする場合で、変更前特約が疾病傷害入院特約であり、かつ、変更後特約が傷害入院特約であるとき。

3 次の各号に掲げる特約の変更契約であって、かつ、当該各号に定める変更後特約においては、被保険者が特約の特約保険金額の増額等変更契約の責任開始時前にかかった疾病を直接の原因として特約保険金の支払事由が発生した場合（第1項の規定に該当する場合を除きます。）であって、特約の特約保険金額の増額等変更契約をしないで変更前特約が継続しているとすれば変更前特約について特約保険金が支払われないときは、当該支払事由に係る変更後特約に係る特約保険金を支払いません。

(1) 特約の同種増額契約 疾病入院特約又は疾病傷害入院特約の変更後特約

(2) 特約の種類変更契約 疾病入院特約から疾病傷害入院特約への特約の種類変更契約による変更後特約

(3) 特約の種類変更増額契約 疾病入院特約と疾病傷害入院特約との間の変更をする特約の種類変更増額契約による変更後特約

4 変更後基本契約を夫婦年金保険付夫婦保険とする基本契約の変更増額契約（変更前基本契約の保険種類が夫婦年金保険であるものを除きます。）と併せて行った特約の特約保険金額の増額等変更契約による変更後特約（夫婦特約に限ります。）において、主たる被保険者が死亡した場合（当該基本契約において主たる被保険者が重度障害の状態に該当するに至ったことにより死亡保険金を支払う場合を含みます。）であって、その直接の原因が変更前特約の責任開始時以後特約の特約保険金額の増額等変更契約の責任開始時に生じたものであるときは、会社の定める方法により、変更後特約の特約保険料額又は特約保険金額を更正し、会社の定める額の特約の返戻金がある場合には、これを保険契約者に支払います。

5 基本契約の充当型変更契約と併せて行った特約の特約保険金額の増額等変更契約による変更後特約においては、被保険者が特約の特約保険金額の増額等変更契約の責任開始時前に疾病にかかり、その疾病を直接の原因として変更前特約の保険期間の満了後に入院し、その入院中に手術を受け、又はその入院後に退院し通院若しくは療養を必要とする場合については、第2項の規定を適用しません。

(契約変更後の原因による特約保険金の支払の特則)

第32条 特約の特約保険金額の増額等変更契約において、次の各号の場合における入院1日について支払うべき入院保険金額は、特約保険金額（特約の同種増額契約及び特約の種類変更増額契約においては変更前特約保険金額）の1.5/1000に相当する額とします。

(1) 被保険者がその者に係る特約の同種増額契約の責任開始時以後にかかった疾病又は不慮の事故により受けた傷害により、特約の同種増額契約の契約変更日から起算して2年を経過する前に入院した場合。

(2) 疾病入院特約から疾病傷害入院特約への特約の種類変更契約による変更後特約においては、被保険者が特約の種類変更契約の責任開始時以後に疾病にかかり、その疾病を直接の原因として、特約の種類変更契約の契約変更日から起算して2年を経過する前に入院した場合。

(3) 疾病入院特約と疾病傷害入院特約との間の変更をする特約の種類変更増額契約による変更後特約においては、被保険者が特約の種類変更増額契約の責任開始時以後に疾病にかかり、その疾病を直接の原因として、特約の種類変更増額契約の契約変更日から起算して2年を経過する前に入院した場合。

2 前項の場合において、特約の同種増額契約及び特約の種類変更増額契約においては、同項の金額に、特約の同種増額契約及び特約の種類変更増額契約の契約変更日から起算した入院までの期間に応じ次に定める額の合計額を加えた金額とします。

(1) 特約の同種増額契約及び特約の種類変更増額契約の契約変更日から起算して1年を経過する前に入院を開始したとき入院1日について増額部分の特約保険金額（特約の種類変更増額契約においては変更後特約保険金額から変更前特約保険金額を差し引いた残額（以下「差額特約保険金額」といいます。））の0.5/1000に相当する額

(2) 特約の同種増額契約及び特約の種類変更増額契約の契約変更日から起算して1年を経過し2年を経過する前に入院を開始したとき入院1日について増額部分の特約保険金額（特約の種類変更増額契約においては差額特約保険金額）の1/1000に相当する額

3 特約の同種増額契約及び特約の種類変更増額契約にあつては、第1項の場合において、同項の規定により算出した支払うべき入院保険金の額が次条第1項に規定する特約保険金の支払額の限度に達したときは、その後の入院については、前2項の規定にかかわらず、特約の同種増額契約又は特約の種類変更増額契約の契約変更日から起算した入院までの期間に応じ次に定める額とします。

(1) 特約の同種増額契約及び特約の種類変更増額契約の契約変更日から起算して1年を経過する前に入院を開始したとき入院1日について変更後特約保険金額の0.5/1000に相当する額

(2) 特約の同種増額契約及び特約の種類変更増額契約の契約変更日から起算して1年を経過し2年を経過する前に入院を開始したとき 入院1日について変更後特約保険金額の1/1000に相当する額

- 4 傷害入院特約から疾病傷害入院特約への特約の種類変更契約による変更後特約又は傷害入院特約と疾病傷害入院特約との間の変更をする特約の種類変更増額契約による変更後特約において、被保険者が特約の種類変更契約又は特約の種類変更増額契約の責任開始時以後に不慮の事故により傷害を受け、その傷害を直接の原因として、特約の種類変更契約又は特約の種類変更増額契約の契約変更日から起算して2年を経過する前に入院した場合における入院1日について支払うべき入院保険金額については、第1項（特約の種類変更増額契約においては第1項から前項まで）の規定を準用します。
- 5 前4項の規定は、被保険者が入院保険金の支払われる入院（入院の初日から起算して4日間の入院を含み、入院保険金の支払われる入院期間の経過後もなお継続して入院している場合にあっては、その期間の入院を含みます。）中に手術を受けた場合において、その手術について支払うべき手術保険金の支払額の算出に当たっても適用します。

（特約保険金の支払額の限度の特則）

第33条 特約の同種増額契約及び特約の種類変更増額契約にあっては、第31条第2項の規定による死亡保険金、傷害保険金、介護保険金、入院保険金、手術保険金及び通院療養給付金並びに前条の規定による入院保険金及び手術保険金の支払額（入院保険金及び手術保険金のうち同条第1項（特約の種類変更増額契約においては同条第4項において準用する場合を含みます。）の規定により算出した額に限り。）は、通算して、変更前特約保険金額をもってその限度とします。

2 前項の場合には、変更前特約において既に支払った又は支払うべき傷害保険金、入院保険金、手術保険金又は通院療養給付金があるときは、その支払額も通算します。

3 第1項の支払額は、変更後特約の特約保険金額の支払額についても、これを通算します。

（特約保険金額の更正による支払額の更正の特則）

第34条 特約の同種増額契約及び特約の種類変更増額契約において、変更後特約の特約保険金額が減額更正される場合において、その減額更正される前に既に支払った又は支払うべき傷害保険金、介護保険金、入院保険金、手術保険金又は通院療養給付金がある場合には、変更後特約の特約保険金額の支払額を通算するときは、これらの傷害保険金、介護保険金、入院保険金、手術保険金又は通院療養給付金の額は、更正前の特約保険金額に対する更正後の特約保険金額の割合により更正されたものとします。ただし、前条第1項の規定による支払額を通算するときは、これらの傷害保険金、介護保険金、入院保険金、手術保険金又は通院療養給付金の額は、更正しません。

（復活した場合の入院保険金の削減）

第35条 次の各号に掲げる特約の変更契約について、当該各号に定める変更後特約においては、被保険者が変更後特約の復活日から起算して6か月を経過する前に疾病（会社所定の感染症を除きます。）を直接の原因として病院又は診療所に入院したときは、疾病による入院保険金は、入院1日について変更後特約保険金額の1/1000に相当する金額に削減して支払います。

(1) 特約の同種増額契約 疾病入院特約又は疾病傷害入院特約の変更後特約

(2) 特約の種類変更契約 疾病入院特約から疾病傷害入院特約への特約の種類変更契約による変更後特約

(3) 特約の種類変更増額契約 疾病入院特約又は疾病傷害入院特約の変更後特約（傷害入院特約から疾病傷害入院特約への特約の種類変更増額契約によるものを除きます。）

2 前項第1号及び第3号の場合において、その入院保険金の支払について第32条（特約の種類変更増額契約においては、同条第1項から第3項まで）の規定に該当する場合で、同条の規定により算出した支払うべき入院保険金の額が前項の規定により算出した支払うべき入院保険金の額を下回るときは、同項の規定にかかわらず、同条の規定により算出した入院保険金の額を支払います。

第6章 契約者配当の特則

（基本契約の同種増額契約の場合の特則）

第36条 基本契約の同種増額契約による変更後基本契約においては、その変更後基本契約の保険種類に応じて適用される普通保険約款の規定による契約者配当については、基本契約の同種増額契約の契約変更日の直後におけるその変更前基本契約に係る年ごとの契約応当日が到来した日から契約者配当金を支払うことがあるものとします。

（介護割増年金額の増額契約の場合の特則）

第37条 介護割増年金額の増額契約による変更後基本契約においては、増額部分に係る介護割増年金付終身年金保険普通保険約款の規定による契約者配当については、介護割増年金額の増額契約の契約変更日から起算して1年を経過した後におけるその変更前基本契約に係る年ごとの契約応当日が到来した日から契約者配当金を支払うことがあるものとします。

（特約の同種増額契約等の場合の特則）

第38条 特約の特約保険金額の増額等変更契約による変更後特約及び配偶者追加変更契約による変更をした特約においては、特約条項の規定による特約契約者配当については、特約の特約保険金額の増額等変更契約の契約変更日の直後における基本契約の年ごとの契約応当日（基本契約の充当型変更契約と併せて行った特約の特約保険金額の増額等変更契約又は基本契約の充当型変更契約に伴う特約の変更による変更後特約及び配偶者追加変更契約による変更をした特約にあっては、変更後基本契約の契約変更応当日）が到来した日から特約契約者配当金を支払うことがあるものとします。

第7章 契約者貸付の特則

（貸付金に関する特則）

第39条 変更後基本契約において、貸付期間が満了する前に、変更前基本契約が復元するときは、貸付金（保険料に振り替えることを目的とする貸付けにあっては、既に保険料を振り替えたものに限ります。）及びこれに対する利息の合計額（以下「貸付相当額」といいます。）について、復元したことにより支払うこととなる返戻金の額を超えない範囲内において、その貸付金の全部又は一部は、弁済期に達したものとし、その返戻金の額から貸付相当額を差し引きします。

2 前項の場合において、その貸付相当額が復元したことにより支払うこととなる返戻金の額を超えるときは、保険契約者からその復元する日に、復元する変更前基本契約について、その超える部分の貸付相当額を貸付金とする新たな貸付けの請求があったものとします。

3 貸付金の弁済に代えて変更後基本契約の保険金額を減額する場合においては、増額部分又は保険料払込部分の保険金額について減額する（減額する保険金額が増額部分又は保険料払込部分の保険金額を超えるときは、変更前部分又は一時払

充当部分の保険金額についても減額します。) ものとしします。

団体払込みに関する特則条項

(平成19年10月1日制定)

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 団体取扱い（第3条―第12条）
- 第3章 団体特別取扱い（第13条―第22条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この特則条項は、普通保険約款に定める保険料の払込方法（経路）のうちの団体払込みに関する取扱いについて定めます。

（取扱いの種類）

第2条 団体払込みに関する取扱いは、次に掲げる二の取扱いとし、一の保険契約について同時に二の取扱いはしないものとします。

- (1) 団体取扱い
- (2) 団体特別取扱い

第2章 団体取扱い

（団体取扱いの適用範囲）

第3条 団体取扱いは、会社との間で、普通保険約款に定める団体取扱い契約として団体取扱いに関する協定（以下この章において「二者間協定」といいます。）を締結している官公署、企業等の団体（以下単に「団体」といいます。）において、次の各号を満たす場合に、団体又は団体の所属員（団体から給与（役員報酬を含みます。）の支払を受けている者をいいます。以下同じとします。）を保険契約者とする保険契約（基本契約にこの特則条項を付加締結している保険契約に限ります。以下同じとします。）に係る保険契約者が、団体を通じて普通保険約款に定める保険料の払込方法（経路）を団体払込みとする旨の申出をしたときに行います。

- (1) 次に掲げる保険契約の件数を合算して15件以上あること

- ア 団体を保険契約者とする保険契約であって、団体の所属員を被保険者とするもの
- イ 団体の所属員を保険契約者とする保険契約

- (2) 前号の保険契約に係る被保険者（夫婦保険又は夫婦年金保険付夫婦保険の保険契約にあっては、保険契約者である被保険者となります。以下同じとします。）の人数が15人（被保険者が同一人の場合は1人として計算します。以下同じとします。）以上あること

（契約日の特則）

第4条 保険契約の締結の際に、保険料の払込方法（経路）を団体払込みとした保険契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に定める会社の責任開始時の属する月の翌月の1日とし、加入年齢、保険期間及び保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

2 保険料の払込方法（経路）を団体払込みとする15件以上（被保険者の人数が15人以上であることを要します。）の事業契約（団体を保険契約者とする保険契約であって、当該団体の所属員を被保険者とするものをいいます。以下同じとします。）の申込みがあった場合において、保険契約者が会社の指定する日に第1回保険料相当額又は第1回保険料を払い込むときは、保険契約者は、前項の規定にかかわらず、普通保険約款に基づいて契約日を定めることができます。

（契約日前の取扱いの特則）

第5条 普通保険約款に定める会社の責任開始時から契約日の前日までの間に、会社が普通保険約款又は特約条項の規定に基づいて保険金等の支払を行い、又は保険料の払込免除を行う事由が生じた場合には、前条第1項の規定にかかわらず、普通保険約款に定める責任開始の日を契約日とし、加入年齢の計算及び保険期間等の期間の計算については、その日を基準として再計算します。この場合において、保険料に超過分があるときは超過分に相当する金額を払い戻し、不足分があるときは不足分に相当する金額を徴収します。

2 前項により再計算した場合において、保険契約がなお継続するときは、当該保険契約の契約日は、普通保険約款に定める責任開始の日に変更されたものとして取り扱います。

（保険料率）

第6条 団体取扱いを行う保険契約の保険料率は、月払団体保険料率とします。

2 責任開始の日を契約日として締結した保険契約の継続中に普通保険約款に定める保険料の払込方法（経路）を団体払込みとする旨の申出があったときは、保険契約の保険料の払込時期の属する月と団体を取りまとめた払い込む保険料の払込時期の属する月が一致した月の翌月の払込時期の保険料から月払団体保険料率を適用します。この場合においては、申出があった時の属する月の払込時期の保険料の払込みを要します。

3 二者間協定を締結している団体において、第3条に定める要件を満たさないこととなった場合においては、二者間協定が解除されるまでのその要件を満たさなくなったときから3か月を経過するまでの期間（以下「猶予期間」といいます。）中は、当該団体に係る保険契約は団体取扱いを行うものとし、前2項の規定を適用します。

（保険料の払込み）

第7条 団体取扱いを行う保険契約の保険契約者は、団体を通じて保険料（第1回保険料相当額又は第1回保険料を除きます。以下この条において同じとします。）を払い込むものとし、会社は、取りまとめた保険料が一括して団体から払い込まれたときに、当該保険契約の保険料が払い込まれたものとします。

（保険料領収証）

第8条 会社は、取りまとめた保険料が団体から払い込まれた場合において、団体から申出があったときは払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の保険契約者には領収証を発行しません。

（保険料の前納払込み）

第9条 団体取扱いを行う保険契約については、3か月分、6か月分又は1年分の保険料の前納を繰り返し行う場合に限

り、保険料の前納払込みを行うことができます。この場合においては、会社は、会社の定めるところにより、保険料の割引を行います。

（団体取扱いの終了）

第10条 団体取扱いは、次のいずれかに該当した場合に終了します。

- (1) 保険契約者又は事業契約の被保険者が団体に所属する者でなくなったとき
- (2) 団体又は団体に所属する者以外の者が保険契約者の地位を承継したとき
- (3) 団体と会社との間で締結した二者間協定が次に掲げる事由により解除されたとき
 - ア 団体から二者間協定の解除通知があったとき
 - イ 猶予期間を経過しても第3条に定める要件を満たさなかったとき
 - ウ 会社が保険料の取りまとめ方法等に適切を欠く等団体取扱いに支障があると認めたとき
- (4) 保険契約者が団体の保険料の取りまとめに応じなかったとき
- (5) 保険契約が消滅したとき
- (6) 基本契約の保険料の払込みを要しなくなったとき
- (7) 他の保険料の払込方法（経路）に変更されたとき

2 会社は、前項第1号から第4号までの規定により、団体取扱いが終了した場合には、保険契約者が普通保険約款に定める保険料の払込方法（経路）のうち、窓口払込みを選択したものとして取り扱います。

（団体取扱いが終了した保険契約の取扱い）

第11条 団体取扱いが終了した保険契約については、普通保険約款に定めるところにより取り扱います。

（普通保険約款の適用）

第12条 団体取扱いを行う保険契約に関し、この特則条項に特段の定めのない事項については、普通保険約款に定めるところによります。

第3章 団体特別取扱い

（団体特別取扱いの適用範囲）

第13条 団体特別取扱いは、会社との間で、普通保険約款に定める団体取扱契約として団体特別取扱いに関する協定（以下この章において「三者間協定」といいます。）を締結している団体において、次の各号を満たす場合に、団体又は団体の所属員を保険契約者とする保険契約（以下「会社契約」といいます。）に係る保険契約者が、団体を通じて普通保険約款に定める保険料の払込方法（経路）を団体払込みとする旨の申出をしたときに行います。

(1) 次に掲げる保険契約の件数を合算して15件以上あること（会社契約又はウに定める機構契約のいずれかがない場合を除く。）

ア 団体を保険契約者とする会社契約であって、団体の所属員を被保険者とするもの

イ 団体の所属員を保険契約者とする会社契約

ウ 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」といいます。）から業務委託を受けた旧簡易生命保険契約（団体取扱いに関する簡易生命保険約款の適用対象となる保険種類の保険契約に限ります。以下「機構契約」といいます。）であって、団体を保険契約者とするもの

エ 機構契約であって、団体の所属員を保険契約者とするもの

(2) 前号の保険契約に係る被保険者の人数が15人以上あること

（契約日の特則）

第14条 会社契約の締結の際に、保険料の払込方法（経路）を団体払込みとした会社契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に定める会社の責任開始時の属する月の翌月の1日とし、加入年齢、保険期間及び保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

2 保険料の払込方法（経路）を団体払込みとする15件以上（被保険者の人数が15人以上であることを要します。）の会社事業契約（団体を保険契約者とする会社契約であって、当該団体の所属員を被保険者とするものをいいます。以下同じとします。）の申込みがあった場合において、保険契約者が会社の指定する日に第1回保険料相当額又は第1回保険料を払い込むときは、保険契約者は、前項の規定にかかわらず、普通保険約款に基づいて契約日を定めることができます。

（契約日前の取扱いの特則）

第15条 普通保険約款に定める会社の責任開始時から契約日の前日までの間に、会社が普通保険約款又は特約条項の規定に基づいて保険金等の支払を行い、又は保険料の払込免除を行う事由が生じた場合には、前条第1項の規定にかかわらず、普通保険約款に定める責任開始の日を契約日とし、加入年齢の計算及び保険期間等の期間の計算については、その日を基準として再計算します。この場合において、保険料に超過分があるときは超過分に相当する金額を払い戻し、不足分があるときは不足分に相当する金額を徴収します。

2 前項により再計算した場合において、会社契約がなお継続するときは、当該会社契約の契約日は、普通保険約款に定める責任開始の日に変更されたものとして取り扱います。

（保険料率）

第16条 団体特別取扱いを行う会社契約の保険料率は、月払団体保険料率とします。

2 責任開始の日を契約日として締結した会社契約の継続中に普通保険約款に定める保険料の払込方法（経路）を団体払込みとする旨の申出があったときは、会社契約の保険料の払込時期の属する月と団体が取りまとめて払い込む保険料の払込時期の属する月が一致した月の翌月の払込時期の保険料から月払団体保険料率を適用します。この場合においては、申出があった時の属する月の払込時期の保険料の払込みを要します。

3 三者間協定を締結している団体において、第13条の要件を満たさないこととなった場合においては、三者間協定が解除されるまでの間は、当該団体に係る会社契約は団体特別取扱いを行うものとし、前2項の規定を適用します。

（保険料の払込み）

第17条 団体特別取扱いを行う会社契約の保険契約者は、団体を通じて保険料（第1回保険料相当額又は第1回保険料を除きます。以下この条において同じとします。）を払い込むものとし、会社は、機構契約の保険料とともに取りまとめた保険料が一括して団体から払い込まれたときに、当該会社契約の保険料が払い込まれたものとし、

（保険料領収証）

第18条 会社は、取りまとめた保険料が団体から払い込まれた場合において、団体から申出があったときは払込金額につき会社契約及び機構契約の別に領収証を団体に交付し、個々の保険契約者には領収証を発行しません。

（保険料の前納払込み）

第19条 団体特別取扱いを行う会社契約については、3か月分、6か月分又は1年分の保険料の前納を繰り返す行い場合に限り、保険料の前納払込みを行うことができます。この場合においては、会社は、会社の定めるところにより、保険料の割引を行います。

（団体特別取扱いの終了）

第20条 団体特別取扱いは、次のいずれかに該当した場合に終了します。

- (1) 保険契約者又は会社事業契約の被保険者が団体に所属する者でなくなったとき
- (2) 団体又は団体に所属する者以外の者が保険契約者の地位を承継したとき
- (3) 団体と会社及び機構との間で締結した三者間協定が次に掲げる事由により解除されたとき
 - ア 団体から三者間協定の解除通知があったとき
 - イ 第13条に定める要件を満たさなくなったとき
 - ウ 会社又は機構が保険料の取りまとめ方法等に適切を欠く等団体取扱いに支障があると認めたとき
- (4) 保険契約者が団体の保険料の取りまとめに応じなかったとき
- (5) 会社契約が消滅したとき
- (6) 会社契約である基本契約の保険料の払込みを要しなくなったとき
- (7) 他の保険料の払込方法（経路）に変更されたとき

2 会社は、前項第1号から第4号までの規定により、団体特別取扱いが終了した場合には、保険契約者が普通保険約款に定める保険料の払込方法（経路）のうち、窓口払込みを選択したものとして取り扱います。

（団体特別取扱いが終了した会社契約の取扱い）

第21条 団体特別取扱いが終了した会社契約については、普通保険約款に定めるところにより取り扱います。

（普通保険約款の適用）

第22条 団体特別取扱いを行う会社契約に関し、この特則条項に特段の定めのない事項については、普通保険約款に定めるところによります。

指定代理請求特則条項

(平成20年7月2日制定)

(趣旨)

第1条 この特則条項は、指定代理請求特則について定め、指定代理請求特則は、保険金等の受取人が保険金等を請求できない会社所定の事情があるときに、保険金等の受取人に代わって、保険契約者があらかじめ指定又は指定の変更をした指定代理請求人が保険金等の請求を行うことを可能とするものです。

(特則の付加)

第2条 この特則は、被保険者の同意を得て、基本契約の締結の際に又はその締結後に、基本契約に付加することができるものとします。

(特則の対象となる保険金等の請求)

第3条 この特則の対象となる保険金等は、次に定めるものとします。

- (1) 被保険者が受け取ることとなる保険金等（被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受け取ることとなる保険金等及び被保険者が受取人に指定されている保険金等を含みます。）の請求
- (2) 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除の請求
- (3) 被保険者と保険契約者が同一人である場合の重度障害による死亡保険金の支払に係る重度障害の通知（指定代理請求人の指定又はその変更）

第4条 この特則を付加した場合、保険契約者は、被保険者の同意を得て、会社の定める書類を提出し、あらかじめ次の各号の範囲内で1人の者を指定代理請求人として指定してください。

- (1) 被保険者の戸籍上の配偶者
- (2) 被保険者の直系血族
- (3) 被保険者の兄弟姉妹
- (4) 被保険者と同居し、又は被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

2 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、被保険者の同意を得て、前項各号の範囲内で、指定代理請求人の指定を変更することができます。

3 保険契約者が前項の指定の変更をしようとするときは、別表に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

4 第1項又は第2項の指定又は指定の変更は、保険証券に記載を受け、又はその指定若しくは指定の変更が完了した旨の通知を会社が発送してからでなければ、会社に対抗することができません。

(指定代理請求人による保険金等の請求)

第5条 第3条に定める保険金等の受取人（重度障害による死亡保険金に係る重度障害の通知又は保険料の払込免除の請求の場合は保険契約者。以下同じとします。）が保険金等の請求をできない次の各号に定める事情があるときは、指定代理請求人が、別表に定める必要書類及びその事情の存在を証明する書類を提出して、保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求をすることができます。

- (1) 保険金等の請求の意思表示が困難であると会社が認めた場合
- (2) 会社が認める傷病名の告知を受けていない場合
- (3) その他これに準じる状態であると会社が認めた場合

2 指定代理請求人が前項の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時において、前条第1項各号に掲げる範囲内の者であることを要します。

3 第1項の規定により、会社が保険金等を保険金等の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複してその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

4 第1項の規定にかかわらず、故意に保険金等の支払事由（保険料の払込免除の規定に該当する事由を含みます。）を生じさせた者若しくは故意に被保険者を重度障害による死亡保険金の支払いに係る重度障害状態に該当させた者又は故意に保険金等の受取人を同項各号に定める状態に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱いを受けることができません。

(告知義務違反等による契約の解除等)

第6条 この特則が付加されている場合において、基本契約（契約変更に関する特則条項に定める基本契約の保険金額の増額等変更契約を含みます。）若しくは基本契約に付加されている特約（同特則条項に定める特約の特約保険金額の増額等変更契約を含みます。）の告知義務違反による解除、重大事由による解除又は加入限度額超過による解除について、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者若しくはその法定代理人に通知できないときは、この特則を付加した基本契約の普通保険約款（その基本契約に付加されている特約の特約条項及び契約変更に関する特則条項を含み、以下「主約款等」といいます。）に定める通知の相手方のほか、指定代理請求人にも通知することがあります。

(特則の解約)

第7条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、被保険者の同意を得て、この特則を解約することができます。

2 前項の規定によりこの特則が解約された場合、指定代理請求人の指定の効力は消滅します。

3 保険契約者が第1項の解約をしようとするときは、別表に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

4 第1項の場合においては、第4条第4項の規定を準用します。

(主約款等の規定の準用)

第8条 この特則条項に別段の定めのないときは、主約款等の規定を準用します。

(基本契約が夫婦保険等の場合の特則)

第9条 この特則を夫婦保険、夫婦年金保険付夫婦保険、即時夫婦年金保険又は据置夫婦年金保険の基本契約（主たる被保険者又は配偶者である被保険者が死亡（主約款等の規定により死亡とみなされる場合を含みます。）している基本契約及び配偶者である被保険者が被保険者の資格を失っている基本契約を除きます。）に付加した場合には、次の各号に定めるところによります。

- (1) 第2条及び第7条第1項中「被保険者」とあるのは「配偶者である被保険者」と読み替えます。

- (2) 第3条第2号中「被保険者」とあるのは「保険料の払込免除の規定に該当する事由に該当した被保険者」と、同条第3号中「被保険者」とあるのは「重度障害の状態に該当した被保険者」と読み替えます。
- (3) 第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず、保険契約者は、配偶者である被保険者の同意を得て、主たる被保険者及び配偶者である被保険者の指定代理請求人として、それぞれ配偶者である被保険者及び主たる被保険者を指定してください。

(基本契約が財形積立貯蓄保険等の場合の特則)

第10条 この特則を財形積立貯蓄保険又は財形住宅貯蓄保険の基本契約に付加した場合には、第3条第3号中「死亡保険金」とあるのは「死亡保険金又は死亡返戻金」と読み替えます。

別表 必要書類

(1) この特則条項に基づく請求等に必要な書類は、次の表に掲げるものとします。

項目	提出する者	必要書類
指定代理請求人の指定の変更（第4条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書又は健康保険証 3 保険証券
指定代理請求人による保険金等の請求（第5条関係）	指定代理請求人	1 主約款等に定める保険金等の請求書類 2 被保険者及び指定代理請求人の戸籍謄本 3 指定代理請求人の住民票と印鑑証明書 4 被保険者又は指定代理請求人の健康保険証
特則の解約（第7条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書又は健康保険証 3 保険証券

(2) 会社は、前号の規定にかかわらず、同号の書類の一部の提出の省略又はこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、同号の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

MEMO

Horizontal lines for writing.

指定代理請求特則案項

お取扱いに関する
約款

MEMO

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

MEMO

[illegible]

MEMO

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

MEMO

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

MEMO

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

MEMO

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

お手続きやご契約に関するお問い合わせ

- ☆ ご契約に関するご照会、お問い合わせなどの際には、必ず保険証券をご用意ください。
- ☆ プライバシーの保護のため、お問い合わせなどは保険契約者ご本人さまよりお願いいたします。

お電話でのお問い合わせやご相談

かんぽコールセンター

0120-552950（通話料無料）

受付時間：午前9時～午後9時（土日休日は午後5時まで）

※1月1日～3日は除きます。

☆ ご相談内容によりサービスセンターに転送することになります。

☆ 土日休日の個別の契約に関するご相談のご回答は翌営業日になります。

サービスセンターお客さま相談窓口

受付時間：午前9時～午後5時（平日）

※12月29日～1月3日は除きます。

窓口でのお手続き

当社の支店または郵便局（郵便局株式会社）の保険の窓口取扱時間は、土日休日（1月2日、1月3日および12月31日を含む。）を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後4時までとなっております。ただし、一部の郵便局では、窓口取扱時間を午後6時まで延長している場合や窓口取扱時間を変更している場合もございます。

詳しくは最寄りの当社の支店または郵便局（郵便局株式会社）にお問い合わせください。

インターネットによる加入申込相談受付・各種情報提供

かんぽ生命ホームページ <http://www.jp-life.japanpost.jp/>

サービスセンターのご案内

ご加入いただきましたご契約につきましては、ご契約の締結、保険金・年金・返戻金の支払決定、ご契約の異動・変更、保険料の受入れ監査などに関する事務を行っているサービスセンターから各種のご連絡（ご通知）を差し上げることがあります。

なお、サービスセンターの名称、所在地および受持区域は次のとおりです。

また、最新情報は、かんぽ生命のホームページをご確認ください。（次表の内容は平成20年12月現在のものです。）

（参考）かんぽ生命ホームページ <http://www.jp-life.japanpost.jp/>

名称・所在地	受 持 区 域
仙台サービスセンター 〒980-8792 仙台市青葉区上杉3-2-7	北海道・青森・岩手・宮城 秋田・山形・福島
東京サービスセンター 〒109-8792 東京都港区三田1-4-60	茨城・栃木・群馬・埼玉 千葉・東京・神奈川・新潟 山梨・長野
岐阜サービスセンター 〒502-8792 岐阜市鷺山1769-3	富山・石川・福井・岐阜 静岡・愛知・三重
京都サービスセンター 〒606-8792 京都市左京区松ヶ崎横縄手町8	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良 和歌山・鳥取・島根・岡山・広島 山口・愛媛・高知・徳島・香川
福岡サービスセンター 〒812-8792 福岡市中央区大濠公園1-1	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分 宮崎・鹿児島・沖縄

支店のご案内

当社支店の業務取扱時間は、土日休日（１月２日、１月３日および１２月３１日を含む。）を除く月曜日から金曜日の午前９時から午後４時までとなっております。

なお、最新情報は、かんぽ生命のホームページをご確認ください。（次表の内容は平成２０年１２月現在のものです。）

（参考）かんぽ生命ホームページ <http://www.jp-life.japanpost.jp/>

区域名	名 称	所 在 地
北海道	札幌支店	〒060-0041 札幌市中央区大通東２－１
	旭川支店	〒070-8799 旭川市六条通６－２８－１
	函館支店	〒040-8799 函館市新川町１－６
	帯広支店	〒080-8799 帯広市西三条南８－１０
東 北	青森支店	〒030-8799 青森市堤町１－７－２４
	盛岡支店	〒020-8799 盛岡市中央通１－１３－４５
	仙台支店	〒980-8797 仙台市青葉区一番町１－１－３４
	秋田支店	〒010-8799 秋田市保戸野鉄砲町５－１
	山形支店	〒990-8799 山形市十日町１－７－２４
	福島支店	〒960-0199 福島市鎌田字下田４－２
関 東	茨城支店	〒312-0052 ひたちなか市東石川１－１０－２０
	土浦支店	〒300-8799 土浦市城北町２－２１
	宇都宮支店	〒320-8799 宇都宮市中央本町４－１７
	群馬支店	〒370-1201 高崎市倉賀野町１０６７－９
	さいたま支店	〒330-9797 さいたま市中央区新都心３－１
	熊谷支店	〒360-0037 熊谷市筑波３－１９５
	川越支店	〒350-1199 川越市小室２２－１
	千葉支店	〒260-8799 千葉市中央区中央港１－１４－１
	柏支店	〒277-0021 柏市中央町６－１９
	船橋支店	〒273-0012 船橋市浜町２－１－１
南関東	横浜支店	〒231-8799 横浜市中区日本大通５－３
	藤沢支店	〒251-8799 藤沢市藤沢１１５－２
	川崎支店	〒210-8799 川崎市川崎区榎町１－２
	橋本支店	〒229-1199 相模原市西橋本５－２－１
	山梨支店	〒400-0199 甲斐市名取１２－１
東 京	日本橋支店	〒103-8799 中央区日本橋１－１８－１
	麻布支店	〒106-8799 港区麻布台１－６－１９
	浅草支店	〒111-8799 台東区西浅草１－１－１
	深川支店	〒135-8799 江東区東陽４－４－２
	足立支店	〒120-0023 足立区千住曙町４２
	新宿支店	〒163-8799 新宿区西新宿１－８－８
	巣鴨支店	〒170-0002 豊島区巣鴨４－２６－１
	渋谷支店	〒150-8799 渋谷区渋谷１－１２－１３
	大森支店	〒143-8799 大田区山王３－９－１３
	小金井支店	〒184-8799 小金井市本町５－３８－２０
	八王子支店	〒192-0083 八王子市旭町９－１

区域名	名 称	所 在 地	
信 越	新潟支店	〒951-8799	新潟市中央区東堀通七番町 1 0 1 8
	長岡支店	〒940-1106	長岡市宮内 3 - 1 0 - 9
	長野支店	〒380-8797	長野市栗田 8 0 1
	松本支店	〒390-0815	松本市深志 2 - 1 - 9
北 陸	富山支店	〒930-8799	富山市桜橋通り 6 - 6
	高岡支店	〒933-8799	高岡市御馬出町 3 4
	金沢支店	〒920-8797	金沢市尾張町 1 - 1 - 1
	福井支店	〒910-8799	福井市大手 3 - 1 - 2 8
東 海	岐阜支店	〒500-8799	岐阜市清住町 1 - 3 - 2
	浜松支店	〒430-8799	浜松市中区旭町 8 - 1
	静岡支店	〒420-8799	静岡市葵区黒金町 1 - 9
	名古屋支店	〒469-8797	名古屋市中区丸の内 3 - 2 - 5
	北名古屋支店	〒481-8799	北名古屋市弥勒寺西 2 - 3 3
	春日井支店	〒486-8799	春日井市柏井町 3 - 1 0 2 - 1
	岡崎支店	〒444-8799	岡崎市戸崎町字原山 4 - 5
	四日市支店	〒510-8015	四日市市松原町 5 - 4 2
近 畿	京都支店	〒600-8799	京都市下京区東塩小路町 8 4 3 - 1 2
	大津支店	〒520-0056	大津市末広町 7 - 1
	大阪支店	〒530-8797	大阪市中央区北浜東 3 - 9
	大阪南支店	〒542-8799	大阪市中央区東心斎橋 1 - 4 - 2
	布施支店	〒577-8799	東大阪市永和 2 - 3 - 5
	堺支店	〒590-8799	堺市堺区南瓦町 2 - 1 6
	神戸支店	〒650-8799	神戸市中央区栄町通 6 - 2 - 1
	姫路支店	〒672-8799	姫路市飾磨区中島 1 1 3 9 - 2 9
中 国	鳥取支店	〒680-8799	鳥取市東品治町 1 0 1
	松江支店	〒690-8799	松江市東朝日町 1 3 8
	岡山支店	〒700-8799	岡山市中山下 2 - 1 - 1
	福山支店	〒720-8799	福山市東桜町 3 - 4
	広島支店	〒730-8797	広島市中区東白島町 1 9 - 8
	防府支店	〒747-8799	防府市佐波 2 - 1 1 - 1
四 国	徳島支店	〒770-0856	徳島市中洲町 1 - 4 2 - 1
	高松支店	〒760-0025	高松市古新町 8 - 1
	松山支店	〒790-8797	松山市宮田町 8 - 5
	高知支店	〒780-8799	高知市北本町 1 - 1 0 - 1 8
九 州	福岡支店	〒810-8799	福岡市中央区天神 4 - 3 - 1
	北九州支店	〒802-8799	北九州市小倉北区萩崎町 2 - 1
	佐賀支店	〒849-8799	佐賀市高木瀬西 3 - 2 - 5
	長崎支店	〒852-8794	長崎市岩川町 9 - 1 7
	佐世保支店	〒857-0863	佐世保市三浦町 3 - 3
	熊本支店	〒860-8797	熊本市城東町 1 - 1
	大分支店	〒870-8799	大分市府内町 3 - 4 - 1 8
	宮崎支店	〒880-0002	宮崎市中央通 3 - 3 0
	鹿児島支店	〒890-8794	鹿児島市武 1 - 8 - 8
沖 縄	那覇支店	〒900-8799	那覇市壺川 3 - 3 - 8

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものですので、必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申込みいただくようお願いいたします。

特に

しおりの頁

- 被保険者の健康状態などの告知について・・・・・・・・・・13
- ご契約のお申込みの撤回（クーリング・オフ制度）について・・・・14
- ご契約の責任開始時について・・・・・・・・・・16
- 保険料のお払込方法（経路）について・・・・・・・・・・32
- 保険料の払込猶予期間とご契約の失効について・・・・・・・・33
- ご契約の復活について・・・・・・・・・・34
- ご契約の解約と返戻金のお支払いについて・・・・・・・・40
- 保険金などをお支払いできないときについて・・・・・・・・74

などは、ご契約に際して、ぜひご理解いただきたいことがらですので、告知および保険料の受領など社員の役割も含めて、ご説明の中でわかりにくい点がございましたら、下記にお問い合わせください。

なお、この冊子は、後ほどお送りする保険証券とともに大切に保管し、ご活用ください。

お手続きやご契約に関するお問い合わせにつきましては

かんぽコールセンター 0120-^{ここにきこう}552950

取扱店名・電話番号等

株式会社かんぽ生命保険

本社 〒100-8798 東京都千代田区霞が関 1-3-2

ホ00020(21.7・TPN)



18000200019009